

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 09 R0
提出年月日	令和 3 年 4 月 16 日

設工認に係る補足説明資料

申請対象設備の選定

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象設備の選定（抽出及び分類）について	1
3. 仕様表記載項目及び仕様表対象とする機器の基本的な考え方について	2
4. 申請対象設備の網羅性の検証について	6
5. まとめ	6

別紙－1 仕様表記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方

別紙－2 発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の
設工認作成要領【仕様表の作成要領】

別紙－3 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理（プール水冷却系）

商業機密の観点から公開できない箇所

1. 概要

- 本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設に関する設工認申請の対象設備を明確化（選定）するにあたって、今回変更しない設備を含めた設工認申請対象設備（以下、「申請対象設備」という）の網羅的な抽出および申請対象設備の機能・重要度に応じた申請書記載グレードの分類の考え方を補足説明するものである。
- まず2. で、事業変更許可申請書との整合および技術基準への適合の観点で網羅的に申請対象設備を抽出するための方法と、各申請対象設備の申請書記載グレード（仕様表対象／基本設計方針対象）を判断する基準等を示す。
- この中で、申請書記載グレードを判断するためには、特に、仕様表の作成対象となる設備の考え方が重要である。このため、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」における仕様表の記載方針に基づき、本資料の3. において、仕様表の記載項目及び仕様表対象とする設備の考え方を示す。
- 以上の考え方の検証として、4. で、再処理施設の実例を用いて、申請対象設備の抽出および記載グレードの分類の具体的な実施プロセスと結果を示す。
- 最後に5. で、まとめと今後の対応を示す。本資料の考え方に基づき申請対象設備の抽出および記載グレードの分類を行い、その結果をもとに以下を実施していく。
 - ▶ 共通06と併せて設工認申請書作成要領（基本設計方針、仕様表等）の見直しを行う。
 - ▶ 「共通01：1項申請と2項申請の区分」、「共通03：（技術基準規則）新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」などにフィードバックし、1項、2項の分類や変更申請で変更事項として示すべき事項等の設備ごとの展開を行った結果をもとに、設工認申請書の添付書類「設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理」（以下、「設備リスト」という）の見直しを行う。
 - ▶ 「共通04：設工認の申請計画の考え方」における複数の申請書に跨る設備等の考え方に反映すべき事項がある場合には、見直しを行う。

2. 申請対象設備の選定（抽出及び分類）について

（1）申請対象設備の抽出

申請対象設備は、事業変更許可申請書で担保した事項を実現するための設備（許可整合）および技術基準の要求事項を満足するための設備（技術基準適合）となる。設工認申請では、これらの設備を各施設の中から網羅的に抽出する必要がある。

このため、技術基準等の要求事項を明確化した上で、その安全機能（設計要件）の達成に必要な設備（申請対象設備）を以下のとおり抽出する。

- a. 事業変更許可申請書の本文及び添付書類六（加工施設及び廃棄物管理施設は添付書類五）に記載する設備を抽出する。
- b. a 及び技術基準規則への適合の観点から条文ごとの要求事項（機能、性能）を満足

する設備を詳細設計図書（機器リスト、エンジニアリングフローダイアグラム、構造図等）を用いて全ての設備を網羅し、機能および重要度に応じて抽出する。

（２）申請対象設備の分類

申請対象設備は、要求される安全機能（設計要件）と重要度に応じて、設工認申請書における記載グレード*を分類する必要がある。このため、以下の観点から抽出された申請対象設備を分類する。（別紙－１）

*：仕様表①/基本設計方針に個別名称有り②-a/基本設計方針に個別名称無し②-b

[仕様表対象設備 ①]

- ・技術基準等の要求事項を達成するため、その機能、性能に係る仕様項目（温度、圧力、容量等）を示すことにより適合性を説明する設備（耐震Ｓクラス、安重、重大事故等対処設備等で詳細を３．に示す。）

[基本設計方針に個別名称を記載する設備 ②-a]

- ・技術基準等の要求事項を達成するため、仕様項目を示す必要はないが許可及び技術基準において設置（系統構成含む）することを明示している設備（仕様表対象以外）

例）照明設備、通信連絡設備、火災防護設備（火災感知器、消火器等）、ホイールローダ等

[基本設計方針に個別名称を記載しない設備 ②-b]

- ・上記以外の申請対象設備

例）主配管以外のテストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等、保守用の機器、ケーブル、安全避難通路、不法侵入の防止に係る機器等

設備リストに記載する設備は、申請書本文との整合性の観点から、仕様表対象設備①および基本設計方針に個別名称を記載する設備②-aとする。

３．仕様表記載項目及び仕様表対象とする機器の基本的な考え方について

申請対象設備の内、仕様表対象設備の判断に当たり、以下の（１）～（３）で仕様表記載項目、仕様表対象機器の判断基準及び機種分類について整理し、設工認作成要領にまとめた。（別紙－２）

（１）仕様表記載項目の基本的な考え方について

仕様表対象機器の記載項目にあたっては、設工認申請対象範囲の機器に対し、技術基準規則の条文ごとの要求事項に基づき、発電炉、既設工認の仕様表記載項目との比較を踏まえ、機能・性能を満足するために必要な項目とその記載内容を条文記載項目整理表に整理した。

(2) 仕様表対象とする機器の基本的な考え方

仕様表対象は、技術基準規則への適合性の観点から満足すべき機能・性能を数値等（設備の性能仕様（捕集効率、吐出圧力、流量、遮蔽材料、中性子吸収材料等）等）で示す必要のある機器である。事業変更許可申請書で記載した主要な機器及び基本設計方針（機能）で示した機器について、技術基準規則の要求事項を踏まえ仕様表対象機器を整理する必要がある。

仕様表対象機器を判断するにあたっては、核燃料施設は（機器等の数が膨大且つ重要度が高いものから低いものまで混在して多岐に亘ること、非密封の核燃料物質等を連続的なプロセスで取り扱っており、動的な機能で公衆への影響を低減していること）を踏まえ、以下に示す基本的な考え方により仕様表対象機器を判断する。

<仕様表対象機器の基本的な考え方>

設備の重要度と公衆への影響に応じて具体的な仕様を記載して説明を行う必要がある主要な機器を仕様表対象機器と判断し、設備リストにおいてその対象を明確にする。上記（1）の整理における機能、性能を数値で示す必要のある機器のうち、「事業変更許可申請書本文に示す各施設の主たる機能（当該設備の主たる機能及び安全機能）とその達成のために設置する主要な設備＝主流路」及び「公衆及び放射線業務従事者への影響を可能な限り低減する」という規則要求事項の主旨を踏まえ、公衆に対する影響の程度に応じた以下に示す4つの分類に該当する個別機器等を仕様表対象機器とする。なお、以下の4分類に該当しない機器及び上記（1）の整理において機能、性能を数値で示す必要のない機器においては、設備の設置又は系統構成によって基準適合性及び許可整合性を示すものとし、基本設計方針、添付書類へ展開する機器として整理する。

- ▶ 機能の喪失により、公衆又は放射線業務従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び運転時における異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故時等において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震Sクラス設備、常設耐震重要重大事故等対処設備及び1.2倍の基準地震動による地震力により機能喪失しない設備）（以下「耐震重要施設等」という。）のうち主要な個別機器等
- ▶ 通常運転状態において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の貯蔵・保管・廃棄機能に係る確認を必要とする使用済燃料の貯蔵施設、製品貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設（気体・液体・固体）の主要な個別機器等

- ▶ 上記以外で事業変更許可申請書本文に記載している再処理、廃棄物管理、MOX燃料加工を行うための使用済燃料又は核燃料物質等を含む溶液又は粉末を取り扱う主要な個別機器等
- ▶ 設計想定事象（自然現象、工場若しくは事業所内又はその周辺における核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、火災、溢水その他の核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象）において、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震重要施設等の機器等の機能喪失を防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、その他加工施設、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設の火災防護設備、溢水防護設備、竜巻防護対策設備等の主要な機器等

（3）仕様表対象機器の記載項目の整理について

上記（1）の要求事項の整理及び（2）の仕様表対象機器の判断を統一的に行うため、施設全体に設置される機器を、最終的な機能・性能及び構造の観点から、施設固有機器（9機種）と施設共通機器（37機種）に分類し、機種ごとに上記（1）で整理した仕様表の記載項目をあてはめ、基本パターンを整理した。

また、基本パターンの整理に当たり、各仕様表記載項目の適合性説明を行う上で必要となる情報として「共通項目」、「設計条件情報」及び「仕様情報」に分類した。

仕様表の作成及び申請対象設備の抽出、分類の過程で仕様表項目の考え方並びに仕様表対象機器に変動があった場合は、考え方を整理し仕様表作成要領、設備リストに反映する。

3. (1) ~ (3)に係る作業におけるフロー図に基づく仕様表対象機器分類の考え方を下図に示す。

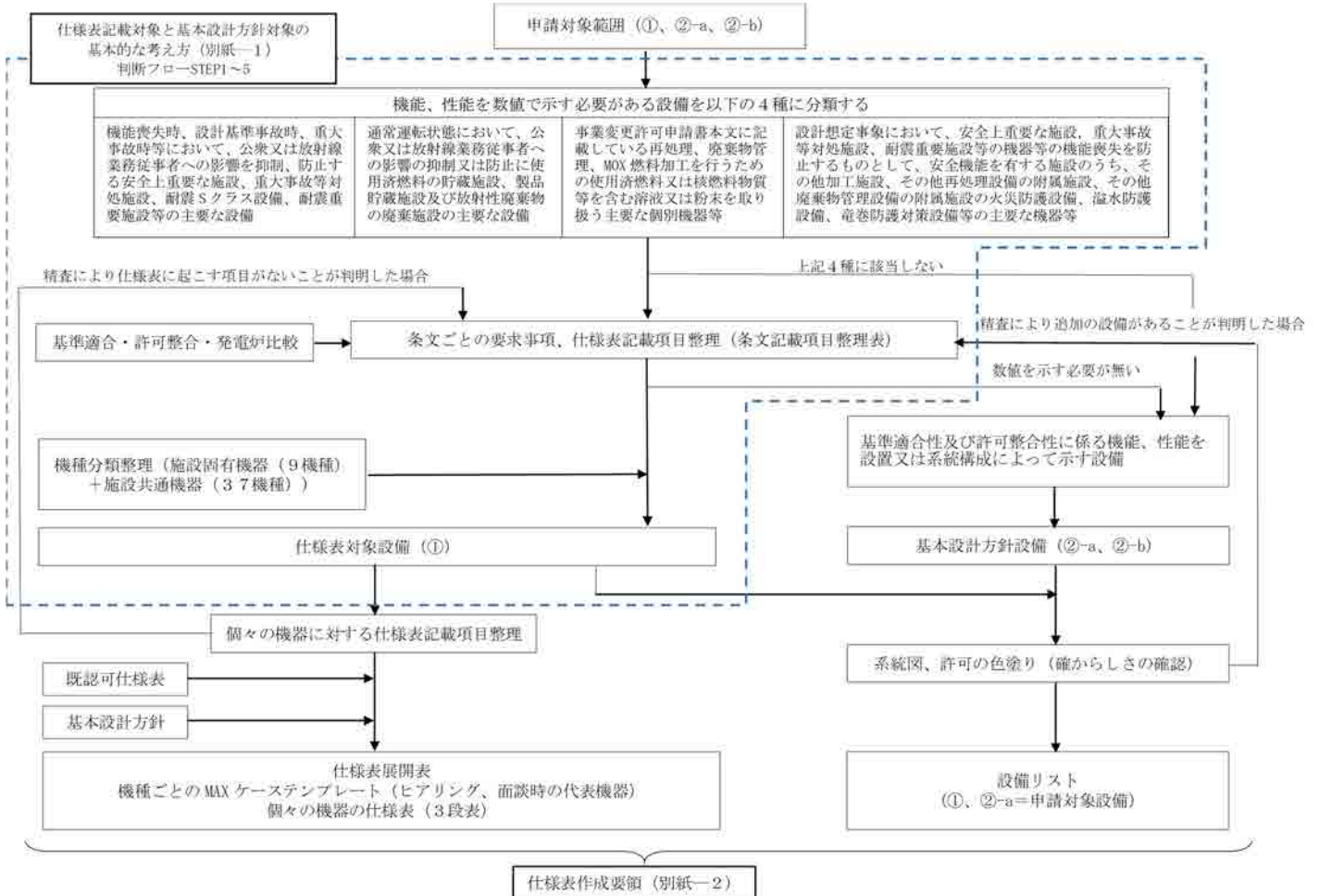


図 仕様表対象機器分類の考え方

4. 申請対象設備の網羅性の検証について

2. 及び3. に基づき事業変更許可申請書、既設工認、設計図書の色塗り等により申請対象設備が抜け漏れなく網羅的に抽出できていること及び仕様表対象機器と基本設計方針対象機器の分類の確からしさを検証し、設備リストを作成する。

上記作業プロセスによりプール水冷却系の仕様表対象設備が漏れなく抽出されていることおよび他系統の関連（電気設備、計測制御設備等）を設備選定の網羅性<1回目>として別紙-3に示す。

5. まとめ

本資料で整理した2. および3. に基づくプロセスにより申請対象設備を漏れなく明確化できることから、以下のとおり対応することとする。

- 2. および3. の作業プロセスにより、申請対象設備を漏れなく明確化できることを合理的に示すため、以下の代表設備により仕様表対象設備の施設共通機器を網羅的に抽出されることを検証する。

<1回目>プール水冷却系(今回4. にて説明)

<2回目>プルトニウム精製設備、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（プル系）、
精製建屋換気設備、安全圧縮空気系、安全冷却水系（内部ループ）

<3回目>安全保護回路、放射線監視設備、電気設備、火災防護設備、緊急時対策所

※一部設備（火災防護設備、溢水防護設備、重大事故等対処設備等）は詳細設計中である等、説明対象設備が変更になる場合がある。

- 3. の実績を反映した設工認作成要領および選定ガイドに従い、全ての申請対象設備の抽出、分類を実施する。
- 以上の結果及び他の共通補足説明資料に基づく整理結果を反映し、設備リストを見直す。
- 個々の機器の仕様表に関しては、3. の実績を反映した設工認作成要領に従い、該当する申請回次に向けて作成を進める。個々の機器の仕様表は、基本設計方針及び既認可の仕様表と比較した3段表を作成し、記載項目に過不足が無いことを確認する。
- 上記の作業を進めるにあたり、判断に迷う場合は、別途相談させていただきたい。

以 上

別紙

共通09 【申請対象設備の選定】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙-1	設工認申請書 各条文の設計の考え方および要求事項との対比表	4/16	0	
別紙-2	設工認作成要領 見直し案	4/16	0	
別紙-3	設工認対象設備の実作業結果(プール水冷却系)	4/16	0	
別紙-4	以下余白			
別紙-5				
別紙-6				
別紙-7				
別紙-8				
別紙-9				
別紙-10				
別紙-11				
別紙-12				
別紙-13				
別紙-14				
別紙-15				

仕様表記載対象と基本設計方針対象の
基本的な考え方
別紙-1

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた
当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
別紙-2

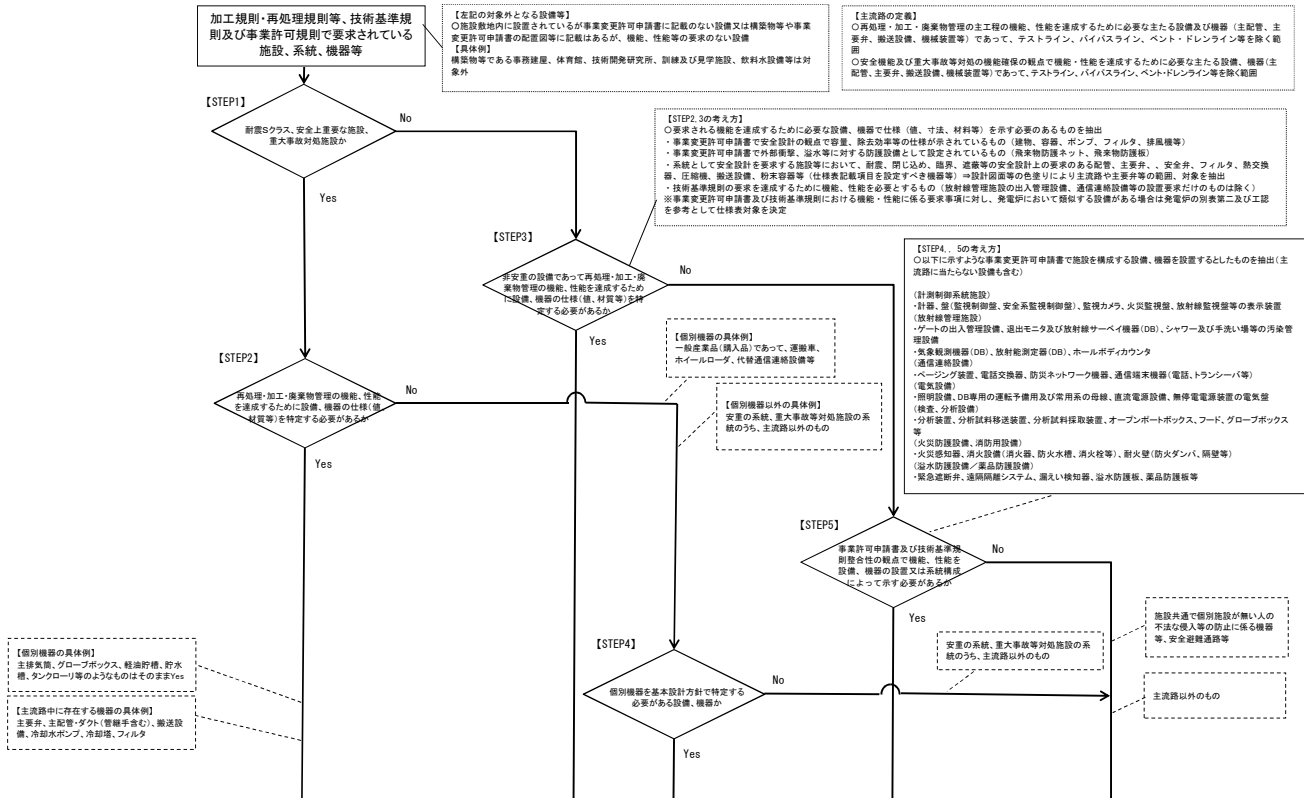
設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

(プール水冷却系)

別紙-3

仕様表記載対象と基本設計方針対象の
基本的な考え方
別紙-1

仕様表記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方(改正5)



区分	【グレード①】 仕様表記載対象の具体例	【グレード②-a】 基本設計方針対象の具体例	【グレード②-b】 基本設計方針対象の具体例
再処理	<p>【前掲8クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安設設備(燃料貯蔵プール等、溶解槽、よそ退出し槽、中継槽、抽出槽、フルトニウム溶液1中洗浄槽、分離槽一時的留処理槽、フルトニウム濃縮槽、精製槽一時的留処理槽、一時貯槽、格納槽、還元槽、貯蔵タンク、廃液貯槽、貯蔵槽、混合槽、混合槽貯蔵槽、高レベル蒸気発生槽、スクラップボックス、計測制御設備又は安全保護回路からの信号で作動する主要弁、固化セル圧力放出系の止弁(安全弁及び逃げ弁等)) ・ 安設スクラスの塔槽類(ガス処理設備又は換気設備のフィルタ、ダクト、排風機) ・ 安設スクラスの計測制御設備、安全保護回路、制御室換気設備、主排気路、排気機、ガスモニタ、連続監視(セル連続、連続線、連続電圧)といった補助設備等) ・ 電気設備(非常用照明(非常用電源)、安全給排水(冷温水、ポンプ)、給電交換器等)、安全圧縮空気系(圧縮機、貯槽等)、安全高気系(安全高気ボンバ等)、プール水冷却系(ポンプ、給電交換器等)、補給水設備(貯槽、ポンプ等) <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイファンブローカ、止水板及び蓋、代替/重大事故時溶性中性子吸収材供給系の供給槽、供給弁等、代替安全圧縮空気系の可搬型ホースを接続する流路、系統上に設置する弁及びダンパ、水封安全弁(安全弁及び逃げ弁)等、代替安全冷却水の可搬型ホースを接続する流路、系統上に設置する弁及びダンパ、可搬型排水貯槽、可搬型中型移送ポンプ、代替換気設備/廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽、廃ガス貯留槽の安全弁、安全圧縮機、送風機、予備送風機、可搬型ダクト、可搬型フィルタ、可搬型排風機、大型移送ポンプ、放水栓、可搬型建造物外ハース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、計装設備、代替電源設備、代替燃料分析用設備、代替放射線測定設備、代替気象観測設備、アルファベータ線用サーベイメータ等 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理施設の主通路となる塔槽類(ガス処理設備又は換気設備排気系統、フィルタ、主排気路、北換気機、低レベル廃棄物処理用換気機) ・ 再処理施設の主通路となる廃液系に設置される配管、廃液貯槽、高濃度、ろ過装置、海洋放出ポンプ、海洋放出管 ・ 再処理施設の主通路となる系統(使用済燃料の受入れ～分離～精製～脱膜～回収及び貯蔵回収)に設置される配管、貯槽、蒸発器、濃縮設備、機械装置等 ・ 火災防護対象設備の固定式消火設備(ガス消火設備等)、耐火壁のうち火災区域/火災区域隣接物(コンクリート壁) ・ 溢水防護対象設備/化学薬品防護設備の防水区画境界に設置する防水区画構築物(壁、防水扉、水密扉) ・ 電着防護対象設備の飛来物防護ネット及び飛来物防護壁 ・ 避難設備(外部避難、避難廊、避難窓、避難ハッチ、避難体付グローブボックスといった補助設備等) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理工程のうち、主たる経路にあたる以下に設備 ・ 計測制御系統施設の計装、器等 ・ 換気設備の照明用器具等 ・ 溢水防護設備及び化学薬品防護設備の溢水防護壁・薬品防護壁、自動検知・遮断システム、緊急遮断弁等 ・ 分析設備の分析装置、気象観測、フード等 ・ 空キヤスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・ 空キヤスクの保守に用いるクレーン、台車等 ・ DB設備の個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・ 連続連絡設備(通信室、通信端末) ・ 火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備(消火栓等)、耐火壁(防火ダンバ、隔壁) <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対応設備 ・ 連続線、ホイールロード、代替通信連絡設備等 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の不法な侵入等の防止に係る機器等、安全避難通路等 ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器 <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器
主な対象設備	<p>【前掲8クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安設設備(スクラップボックス、格納貯、貯蔵設備、廃液貯槽、廃液貯槽用ゲート、混合脱離物貯蔵器等) 安設スクラップボックス ・ 安設スクラスのフィルタ、ダクト、排風機 ・ 安設スクラスのスクラップボックス消火装置(ポンプ、主配管、主要弁、安全弁) <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローブボックス排気設備のダクトのうちSAとして使用する範囲及び可搬型ダクトを接続する流路、系統上に設置するダンパ、可搬型排風機用フィルタユニット、可搬型ダクト等 ・ 大型移送ポンプ、放水栓、可搬型建造物外ハース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、代替燃料分析用設備、代替放射線測定設備、代替気象観測設備、可搬型タンクローリ出口風速計、アルファベータ線用サーベイメータ等 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工施設の主通路となる排気系統、フィルタ、排気機 ・ 加工施設の主通路となる廃液系に設置される配管、検査槽、廃液貯槽、検査槽・廃液貯槽間及び排水口から共有する再処理施設への送液用のポンプ、ろ過処理装置、吸着処理装置(処理装置に付随する貯槽、ポンプ含む) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工工程のうち、追加材、被覆材等の部材取扱い設備、立ち合い検査設備等の加工の主たる経路にあたる以下に設備 ・ グローブボックス内に設置する分析設備 ・ オープンポートボックス、フード ・ 排水口から海洋放出管までの経路 ・ 精送装置の保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・ DB設備の個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・ 自動火災感知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難、誘導設備、運転保安装置 ・ 常用母線、通信連絡設備、水素アルゴン混合ガス設備(供給停止回路、遮断弁等を除く)、寄附設備、選別・保管設備等 ・ 監視測定用連続線、可搬型汚濁水漏れ防止フェンス、連続線、代替通信連絡設備等 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器 <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器
MOX	<p>【前掲8クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安設設備(スクラップボックス、格納貯、貯蔵設備、廃液貯槽、廃液貯槽用ゲート、混合脱離物貯蔵器等) 安設スクラップボックス ・ 安設スクラスのフィルタ、ダクト、排風機 ・ 安設スクラスのスクラップボックス消火装置(ポンプ、主配管、主要弁、安全弁) <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローブボックス排気設備のダクトのうちSAとして使用する範囲及び可搬型ダクトを接続する流路、系統上に設置するダンパ、可搬型排風機用フィルタユニット、可搬型ダクト等 ・ 大型移送ポンプ、放水栓、可搬型建造物外ハース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、代替燃料分析用設備、代替放射線測定設備、代替気象観測設備、可搬型タンクローリ出口風速計、アルファベータ線用サーベイメータ等 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工施設の主通路となる排気系統、フィルタ、排気機 ・ 加工施設の主通路となる廃液系に設置される配管、検査槽、廃液貯槽、検査槽・廃液貯槽間及び排水口から共有する再処理施設への送液用のポンプ、ろ過処理装置、吸着処理装置(処理装置に付随する貯槽、ポンプ含む) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工工程のうち、追加材、被覆材等の部材取扱い設備、立ち合い検査設備等の加工の主たる経路にあたる以下に設備 ・ グローブボックス内に設置する分析設備 ・ オープンポートボックス、フード ・ 排水口から海洋放出管までの経路 ・ 精送装置の保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・ DB設備の個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・ 自動火災感知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難、誘導設備、運転保安装置 ・ 常用母線、通信連絡設備、水素アルゴン混合ガス設備(供給停止回路、遮断弁等を除く)、寄附設備、選別・保管設備等 ・ 監視測定用連続線、可搬型汚濁水漏れ防止フェンス、連続線、代替通信連絡設備等 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器 <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器
廃棄物管理	<p>【前掲8クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納管及び通過管 ・ 避難設備(床面走行クレーン(避難容器)、貯蔵区域避難等) <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理施設の主通路(遠送ガラス固化体の受入れ～貯蔵)を行う系統に設置されるクレーン、台車等の搬送設備、ガラス固化体の各種検査装置、床面走行クレーン等 ・ 廃棄物管理施設の主通路となる排気系統、フィルタ、排気機、北換気機 ・ 避難設備(外部避難、避難廊、避難窓、避難ハッチ、避難体付グローブボックスといった補助設備等) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理工程のうち、主たる経路にあたる以下に設備 ・ 計測制御系統施設の計装、器等 ・ 換気設備の照明用器具等 ・ 空キヤスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・ 空キヤスクの保守に用いるクレーン、台車、扉等 ・ 個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・ 火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備(消火栓等)、耐火壁、通信連絡設備(通信室、通信端末) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器 <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器
濃縮	<p>【前掲8クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安設設備(スクラップボックス、格納貯、貯蔵設備、廃液貯槽、廃液貯槽用ゲート、混合脱離物貯蔵器等) 安設スクラップボックス ・ 安設スクラスのフィルタ、ダクト、排風機 ・ 安設スクラスのスクラップボックス消火装置(ポンプ、主配管、主要弁、安全弁) <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローブボックス排気設備のダクトのうちSAとして使用する範囲及び可搬型ダクトを接続する流路、系統上に設置するダンパ、可搬型排風機用フィルタユニット、可搬型ダクト等 ・ 大型移送ポンプ、放水栓、可搬型建造物外ハース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、代替燃料分析用設備、代替放射線測定設備、代替気象観測設備、可搬型タンクローリ出口風速計、アルファベータ線用サーベイメータ等 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工施設の主通路(UF6を内包する系統(第1類、第2類))に設置される配管、発生槽、遠心分離機、各モードドラップ、各回収槽、排気系統、廃液系統、フィルタ等 ・ インターロック等の機能を有するロータリポンプ、高濃度インバース装置 ・ UF6を内包する機器(貯槽、貯蔵槽)を構成するクレーン、搬送台車 ・ 放射線監視測定機器(排気用モニタ、モニタリングポスト等)、非常用設備(無停電電源、DG、遠隔消火設備等)、その他(搬送、洗浄、除染設備等) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工工程のうち、主たる経路(UF6を内包する系統(第1類、第2類))にあたる以下に設備 ・ 発生槽 ・ 保管廃棄する区画(エリア) ・ 個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・ 自動火災感知機、消火器、消火栓、避難、誘導設備、非常用照明、通信連絡設備等 <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の不法な侵入等の防止に係る機器等、安全避難通路等 ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器 <p>【重大事故等対応施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②-a以外のテストライン、パイプライン、ベントドレンライン等の機器

申請対象設備(設計認可申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理)

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた
当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
別紙-2

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲 (2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種類の応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>2 設工認申請における仕様表の作成要領</p> <p>1. 目的 再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の記載する施設のうち新規制基準対応として事業変更許可申請書への整合及び技術基準規則への適合を機器等の仕様で示す設備(以下「仕様表対象設備」という。)について、設備及び機器等の記載要求範囲、機器等の仕様に関する記載要求範囲に関する記載の統一及び一貫性を図ることを目的として仕様表の作成要領を策定する。</p> <p>なお、記載例については、別紙1に示す。</p>	<p>2 工事計画認可申請における要目表の作成要領</p> <p>1. 目的 新規制基準対応設備のうち別表第二において設備別記載事項を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として要目表の作成要領を策定する。</p> <p>なお、記載例については、別紙1に示す。</p>	<p>赤字：炉の作成要領との相違 緑字：炉のガイドとの相違 青字：今回改正点</p> <p>【全体】 仕様表作成要領の全体構成について、以下のとおり構成変更</p> <p>① 設備及び機器等の記載要求範囲(対象の考え方、具体的な個別機器、個別施設)</p> <p>② 仕様表記載項目(記載項目の考え方、具体的な記載項目)</p> <p>③ 仕様表の記載方法(具体的な記載方法及び記載例)</p>
<p>仕様表作成要領構成、記載の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電炉工認ガイド及び作成要領は、法令化されている別表第1及び別表第2を補足する観点から追加記載が必要な事項等について纏められているが、当社はこれが無いことを踏まえて「①設備及び機器等の記載要求範囲(仕様表対象設備の考え方⇒具体的な個別機器⇒個別施設)」「②個別機器の仕様表記載項目(記載項目の考え方、具体的な記載項目)」「③仕様表の記載方法(具体的な記載方法及び記載例)」の順に展開し、わかりやすいように展開して作成要領を構成、記載する。 ・発電炉別表第1及び別表第2が無い場合、記載にあたっては対象としたものの根拠(理由)がわかるように記載する。(空欄、備考欄を活用) ・仕様表作成要領は発電炉工認ガイド及び作成要領での記載内容、記載程度を参考(対比)としているものは比較できるように記載する。 ・記載要領内での用語の定義は、可能な限り事業指定基準規則、技術基準規則、事業変更許可申請書等において定義しているものと一致させることで、理解し易いように記載する。また、本要領に基づき仕様表等を作成する作業者が混乱、バラツキが発生しないよう必要に応じて理解できる程度まで噛み砕いた記載とする。 ・記載はなるべく簡潔に記載するように努め、特に簡潔に記載するにあたって考え方、対象が極力不明確とならないよう「～を含む。」「～を除く。」といった表現を用いるとともに、「○○等」は対象を列記して記載する場合のみに使用する。 			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p>	<p>2. 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の種類、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の種類に示す施設(以下「個別施設」という。)に区分し、個別施設毎に建物・構築物、熱交換器、ポンプ、容器、貯槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、ファン及びフィルタ等の機器(以下「個別機器等」という。)を記載する。これらについて、まず核燃料施設の特徴を踏まえた個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設毎に設備の記載要求範囲を示す。</p> <p>仕様表対象設備は、「事業変更許可申請書本文に示す各施設の主たる機能(当該設備の主たる機能及び安全機能)とその達成のために設置する主要な設備＝主流路*」及び「公衆及び放射線業務従事者への影響を可能な限り低減する」という規制要求事項の主旨を踏まえ、公衆に対する影響の程度に応じた以下に示す3つの分類に該当する個別機器等を対象とする。</p> <p>※主流路とは、当該設備が果たすべき主たる機能(例：使用済燃料の受入れ及び貯蔵、せん断等)を達成するための本流に含まれる個別機器等の纏まり(系統、設備)であり、プロセス・ユーティリティ設備であれば容器、主配管、主要弁といったもの、搬送・機械設備であればクレーン、台車といったものを纏めたものをいう。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p><仕様表対象設備の基本的な考え方></p> <p>【分類A】</p> <p>・機能の喪失により、公衆又は放射線業務従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び運転時における異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故時等において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震Sクラス設備、常設耐震重要重大事故等対処設備及び1.2倍の基準地震動による地震力により機能喪失しない設備（以下「耐震重要施設等」という。）のうち主要な個別機器等</p> <p>【分類B】</p> <p>(1)通常運転状態において公衆又は放射線業務従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が核燃料施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し、又は防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の貯蔵・保管・廃棄機能に係る確認を必要とする使用済燃料の貯蔵施設、製品貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設（気体・液体・固体）の主要な個別機器等</p> <p>(2)事業変更許可申請書本文に記載している再処理、廃棄物管理、MOX燃料加工を行うための使用済燃料又は核燃料物質等を含む溶液又は粉末を取り扱う主要な個別機器等</p> <p>【分類C】</p> <p>・設計想定事象（自然現象、工場若しくは事業所内又はその周辺における核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）、火災、溢水その他の核燃料施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象）において、安全上重要な施設、重大事故等対処施設、耐震重要施設等の機器等の機能喪失を防止するものとして、安全機能を有する施設のうち、その他加工施設、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設の火災防護設備、溢水防護設備、竜巻防護対策設備等の主要な個別機器等</p>		<p>・別表第二と同等の再処理施設等における仕様表対象設備の基本的な考え方と具体的な対象設備を示している箇所を引用し、記載を明確化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考				
<p>(個別機器等事項)</p>	<p>(個別機器等事項)</p> <p>個別機器等事項では、核燃料施設（再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設）に設置される機器等が、前項で示す基本的な考え方に該当する機器等の仕様を仕様表で記載するにあたり、機能、性能及び構造上の類似性を考慮し、複数の種類（機種）に区分する。</p> <p>種類（機種）の区分は、核燃料施設の特徴から複数の施設において類似性がある「施設共通の機器」と類似性が無い「施設固有の機器」に分けて区分する。</p> <p>【施設共通の機器】</p> <p>施設共通の機器としては、以下のとおりとする。</p> <p>なお、主流路中に設置される小型ポット、フィルタのような機器であって主配管と同等の経路維持のために構造強度を有することで適合性を示す必要がある機器は、基本設計方針及び添付書類（強度及び耐食性に関する説明書、添付図面）で示す。</p> <p>(a) 容器（円筒・円環・板状・角柱型）</p> <table border="1" data-bbox="988 1171 1697 1934"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 1171 1110 1213">分類</th> <th data-bbox="1110 1171 1697 1213">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 1213 1110 1934">A</td> <td data-bbox="1110 1213 1697 1934"> 臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希釈水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希釈水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク		<p>個別機器等事項における機種分類の基本的な考え方を追加。</p>
分類	対象						
A	臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）、落下及び転倒防止、安全上重要な施設の機能を維持するために必要な支援機能の観点から再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設においてはプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液又は粉末を保有する貯槽、高レベル放射性液体廃棄物（高レベル廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、抽出廃液等）を保有する貯槽、設計基準事故時において溶解槽に供給する硝酸ガドリニウムを保有する可溶性中性子吸収材緊急供給槽、漏えいした高レベル放射性液体廃棄物の沸騰を防止するための希釈水（水）を保有する貯槽、非常用発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵設備の燃料タンク						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>ク、圧縮空気を供給する空気貯槽等とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止、放射線分解による水素爆発防止、冷却機能喪失による蒸発乾固防止、TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発防止に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用する貯槽、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽、重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽、補機駆動用燃料供給設備の軽油貯槽、タンクローリ、代替換気設備のうち廃ガス貯留設備の水封安全器、廃ガス貯留槽、代替安全圧縮空気系の圧縮空気を供給する圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給/機器圧縮空気自動供給/圧縮空気手動供給ユニット（ポンペ）、臨界事故時水素掃気系（本体用：一般/安全（水素、計測制御））の圧縮空気貯槽、代替安全冷却水系の可搬型排水受槽、緊急時対策所における居住性を確保するための空気を保有するポンペ並びに緊急時対策建屋電源設備の発電機へ燃料を供給する燃料貯蔵タンク、MOX 燃料加工施設の閉じ込める機能喪失に対処するための遠隔消火装置（ポンペ）等で常設又は可搬型のものとする。</p> <p>B (1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの洗浄液を保有する貯槽、洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液、廃溶媒、分析済溶液、廃樹脂等を保有する貯槽とする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、酸及び溶媒の回収施設において溶解を行うための硝酸の調整、供給を行う貯槽、溶解、抽出を行った際の洗浄廃液、凝縮液等を保有する貯槽、分離施設、精製施設、脱硝施設のウラン溶液を保有する貯槽及び低濃度プルトニウムを含む溶液を保有する貯槽、精製施設の注水槽、</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
	<p>脱硝施設のウラン粉末を保有する貯槽、還元炉へ供給する還元ガスを保有する貯槽、酸及び溶媒の回収施設における回収硝酸、溶媒を保有する貯槽、分析済溶液を保有する貯槽とする。</p> <p>C 安全機能を有する施設のうち、火災防護設備の消火設備のうち給水処理設備と兼用するろ過水貯槽及び固定式消火設備の消火剤を保有する容器（ボンベ）、圧縮空気を供給する空気貯槽、給水処理設備の純水貯槽、化学薬品貯蔵供給設備の薬品等を保有する貯槽とする。</p> <p>➤ 他施設と共用する給水処理設備のろ過水貯槽、圧縮空気設備の空気貯槽等の主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(b) 容器 (塔型)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 863 1110 905">分類</th> <th data-bbox="1110 863 1697 905">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 905 1110 1581">A</td> <td data-bbox="1110 905 1697 1581"> <p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはブルトニウム濃縮缶、酸化塔、脱ガスタ、酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔、気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、吸収塔、ルテニウム吸着塔、廃ガス洗浄器等、液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。</p> <p>また、放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するブルトニウム濃縮缶、高レベル廃液濃縮缶とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1581 1110 1808">B</td> <td data-bbox="1110 1581 1697 1808"> <p>(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1110 1808 1697 1940"> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、分離施設、精製施設においてはウラン濃縮缶、酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	<p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはブルトニウム濃縮缶、酸化塔、脱ガスタ、酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔、気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、吸収塔、ルテニウム吸着塔、廃ガス洗浄器等、液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。</p> <p>また、放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するブルトニウム濃縮缶、高レベル廃液濃縮缶とする。</p>	B	<p>(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。</p>		<p>(2) 安全機能を有する施設のうち、分離施設、精製施設においてはウラン濃縮缶、酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処</p>		
分類	対象										
A	<p>臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止、廃棄（浄化含む）機能の観点から再処理設備本体の精製施設においてはブルトニウム濃縮缶、酸化塔、脱ガスタ、酸及び溶媒の回収施設においては第2酸回収系の蒸発缶・精留塔、気体の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、吸収塔、ルテニウム吸着塔、廃ガス洗浄器等、液体廃棄物の廃棄施設においては高レベル廃液等を処理するための高レベル廃液濃縮缶とする。</p> <p>また、放射線分解による水素爆発及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、重大事故等を仮定する容器である設計基準対処施設と兼用するブルトニウム濃縮缶、高レベル廃液濃縮缶とする。</p>										
B	<p>(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設においては廃ガスの浄化を行う洗浄塔、スプレイ塔等、液体廃棄物の廃棄施設においてはアルカリ廃液及び低レベル廃液等を処理するための蒸発缶とする。</p>										
	<p>(2) 安全機能を有する施設のうち、分離施設、精製施設においてはウラン濃縮缶、酸及び溶媒の回収施設においては第1酸回収系及び溶媒処</p>										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
	<p>理系の蒸発缶、精留塔、溶媒蒸留塔、脱硝施設においてはウラン濃縮缶とする。</p>										
	<p>C 該当する個別機器等はない。</p>										
	(c) 容器 (ライニング型)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 451 1110 499">分類</th> <th data-bbox="1110 451 1694 499">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 499 1110 772">A</td> <td data-bbox="1110 499 1694 772">閉じ込め (崩壊熱除去) 機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却、注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 772 1110 953">B</td> <td data-bbox="1110 772 1694 953">(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液、低レベル固体廃棄物 (廃樹脂等) の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 953 1110 1134">C</td> <td data-bbox="1110 953 1694 1134">安全機能を有する施設のうち、火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽とする。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	閉じ込め (崩壊熱除去) 機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却、注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。	B	(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液、低レベル固体廃棄物 (廃樹脂等) の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	安全機能を有する施設のうち、火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽とする。		
分類	対象										
A	閉じ込め (崩壊熱除去) 機能の観点から使用済燃料の貯蔵施設の容器である燃料貯蔵プール等及び補給水槽並びに重大事故等の対処において使用済燃料貯蔵槽への注水又は代替安全冷却水系等による冷却、注水を行うための水を保有する水供給設備の貯水槽とする。										
B	(1) 廃棄・保管機能の観点から液体及び固体廃棄物の廃棄施設において低レベル放射性廃液、低レベル固体廃棄物 (廃樹脂等) の処理・貯蔵・保管を行うための貯槽とする。 (2) 該当する個別機器等はない。										
C	安全機能を有する施設のうち、火災時における消火性能を担保するための消火水を保有する消火用水貯槽とする。										
	<p>➤ 容器 (ライニング型) は、建物・構築物に金属ライニング又は樹脂コーティングされた容器をいう。</p>										
	<p>➤ 他施設と共用する給水処理設備の消火用水貯槽、水供給設備の貯水槽の主登録先は再処理施設とする。</p>										
	(d) パルスカラム										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 1396 1110 1444">分類</th> <th data-bbox="1110 1396 1694 1444">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 1444 1110 1724">A</td> <td data-bbox="1110 1444 1694 1724">臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能維持の観点から、再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム (低濃度のものを除く) を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1724 1110 1948">B</td> <td data-bbox="1110 1724 1694 1948">(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能維持の観点から、再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム (低濃度のものを除く) を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物				
分類	対象										
A	臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能維持の観点から、再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム (低濃度のものを除く) を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するパルスカラムとする。										
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																		
	<p>を洗浄により除去するパルスカラムとする。</p> <p>C 該当する個別機器等は無い。</p> <p>(e) ミキサセトラ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 415 1110 457">分類</th> <th data-bbox="1110 415 1700 457">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 457 1110 730">A</td> <td data-bbox="1110 457 1700 730">臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 730 1110 1087">B</td> <td data-bbox="1110 730 1700 1087">(1) 該当する個別機器等は無い。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1087 1110 1140">C</td> <td data-bbox="1110 1087 1700 1140">該当する個別機器等は無い。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 漏えい液受皿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 1234 1110 1276">分類</th> <th data-bbox="1110 1234 1700 1276">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 1276 1110 1686">A</td> <td data-bbox="1110 1276 1700 1686">臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1686 1110 1728">B</td> <td data-bbox="1110 1686 1700 1728">(1) 該当する個別機器等は無い。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1728 1110 1770">B</td> <td data-bbox="1110 1728 1700 1770">(2) 該当する個別機器等は無い。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1770 1110 1812">C</td> <td data-bbox="1110 1770 1700 1812">該当する個別機器等は無い。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 上記以外の放射性物質等を含む溶液が漏えいした場合に設置される漏えい液受皿は、基本設計方針及び添付書類（閉じ込めの機能に関する説明書、添付図面）で示す。</p>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。	B	(1) 該当する個別機器等は無い。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。	C	該当する個別機器等は無い。	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。	B	(1) 該当する個別機器等は無い。	B	(2) 該当する個別機器等は無い。	C	該当する個別機器等は無い。		
分類	対象																				
A	臨界防止、閉じ込め機能、火災及び爆発防止機能の観点から再処理設備本体の分離施設、精製施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む有機溶媒又は溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。																				
B	(1) 該当する個別機器等は無い。 (2) 安全機能を有する施設のうち、再処理設備本体の分離施設、精製施設、酸及び溶媒の回収施設において低濃度のプルトニウムを含む有機溶媒又は溶液、ウランを含む有機溶媒又は溶液等、再利用する有機溶媒等を含む溶液等を溶液の抽出及び核分裂生成物を洗浄により除去するミキサセトラとする。																				
C	該当する個別機器等は無い。																				
分類	対象																				
A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、再処理設備本体の精製施設、脱硝施設においてプルトニウム（低濃度のものを除く）を含む溶液の漏えいによる臨界を防止するための液厚を確保する必要がある漏えい液受皿及び再処理設備本体の溶解施設、分離施設、精製施設、放射性廃棄物の廃棄施設において高レベル放射性液体廃棄物が配管等から漏えいした場合に漏えい液を回収するために設置する漏えい液受皿とする。																				
B	(1) 該当する個別機器等は無い。																				
B	(2) 該当する個別機器等は無い。																				
C	該当する個別機器等は無い。																				

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																
	<p>(g) 運搬・製品容器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 321 1110 363">分類</th> <th data-bbox="1110 321 1700 363">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 363 1110 548">A</td> <td data-bbox="1110 363 1700 548">臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、ウラン粉末又はMOX粉末を収納する運搬・製品容器、固体廃棄物の廃棄施設において溶融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 548 1110 1266">B</td> <td data-bbox="1110 548 1700 1266">(1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶、固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース、チャンネルボックス及びパーナブルポイズン、低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また、MOX燃料加工施設においては、臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱うMOX粉末、燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケットで可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1266 1110 1314">C</td> <td data-bbox="1110 1266 1700 1314">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(h) ろ過装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 1409 1110 1451">分類</th> <th data-bbox="1110 1409 1700 1451">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 1451 1110 1499">A</td> <td data-bbox="1110 1451 1700 1499">該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1499 1110 1724">B</td> <td data-bbox="1110 1499 1700 1724">(1) 使用済燃料の貯蔵、廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩、ろ過、浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1724 1110 1814">C</td> <td data-bbox="1110 1724 1700 1814">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、ウラン粉末又はMOX粉末を収納する運搬・製品容器、固体廃棄物の廃棄施設において溶融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。	B	(1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶、固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース、チャンネルボックス及びパーナブルポイズン、低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また、MOX燃料加工施設においては、臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱うMOX粉末、燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケットで可搬型のものとする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 使用済燃料の貯蔵、廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩、ろ過、浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。		
分類	対象																		
A	臨界防止、閉じ込め機能維持の観点から、ウラン粉末又はMOX粉末を収納する運搬・製品容器、固体廃棄物の廃棄施設において溶融ガラスを保管するキャニスタで可搬型のものとする。																		
B	(1) 廃棄・保管機能の観点から高濃縮度燃料貯蔵ラックへ使用済燃料を収納する際に使用する収納缶、固体廃棄物の廃棄施設においてハル・エンドピース、チャンネルボックス及びパーナブルポイズン、低レベル固体廃棄物のうちプルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液等により汚染された廃棄物であって補助遮蔽等を用いて放射線への影響を低減又は散逸防止のための措置を講じて事業所内を運搬する容器で可搬型のものとする。また、MOX燃料加工施設においては、臨界防止機能の維持の観点からの加工工程上で取り扱うMOX粉末、燃料棒等を収納する容器で可搬型のものとする。 (2) 安全機能を有する施設のうち、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の防染バケットで可搬型のものとする。																		
C	該当する個別機器等はない。																		
分類	対象																		
A	該当する個別機器等はない。																		
B	(1) 使用済燃料の貯蔵、廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等のプール水の浄化又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の脱塩、ろ過、浄化するろ過装置とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																		
C	該当する個別機器等はない。																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考														
	<p>(i) 熱交換器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 275 1110 317">分類</th> <th data-bbox="1110 275 1697 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 317 1110 814">A</td> <td data-bbox="1110 317 1697 814">使用済燃料の貯蔵、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、放射性廃棄物の廃棄施設（気体、液体、固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより、廃ガス中の放射性トリチウム、揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器、冷却器とする。また、放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器、予備凝縮器とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 814 1110 1129">B</td> <td data-bbox="1110 814 1697 1129">(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体、液体、固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより、廃ガス中の放射性トリチウムの除去、廃ガス中のNO_xガス回収、揮発性ルテニウムを除去する凝縮器、冷却器等、低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1129 1110 1178">C</td> <td data-bbox="1110 1129 1697 1178">該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1178 1110 1226">C</td> <td data-bbox="1110 1178 1697 1226">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 容器の附属品として設置している冷却又は加熱を行うコイル、ジャケット、蒸発缶（加熱部）等は、ユニット品として容器側に機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>➤ 廃棄機能に係らない換気・空調用又は製品製造のための加熱・冷却用の熱交換器は除く。</p> <p>(j) 冷却塔／冷凍機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 1539 1110 1581">分類</th> <th data-bbox="1110 1539 1697 1581">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 1581 1110 1942">A</td> <td data-bbox="1110 1581 1697 1942">閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ、冷却塔、冷凍機とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	使用済燃料の貯蔵、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、放射性廃棄物の廃棄施設（気体、液体、固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより、廃ガス中の放射性トリチウム、揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器、冷却器とする。また、放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器、予備凝縮器とする。	B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体、液体、固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより、廃ガス中の放射性トリチウムの除去、廃ガス中のNO _x ガス回収、揮発性ルテニウムを除去する凝縮器、冷却器等、低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。	C	該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ、冷却塔、冷凍機とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空		
分類	対象																
A	使用済燃料の貯蔵、閉じ込め（崩壊熱除去）、廃棄（浄化含む）機能の観点から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、放射性廃棄物の廃棄施設（気体、液体、固体）において崩壊熱除去を行う熱交換器及び廃ガスを冷却して除湿することにより、廃ガス中の放射性トリチウム、揮発性ルテニウム等を除去する凝縮器、冷却器とする。また、放射線分解による水素爆発及び冷却機能喪失による蒸発乾固に対する重大事故等への対処に必要な代替換気設備の凝縮器、予備凝縮器とする。																
B	(1) 廃棄（浄化含む）機能の観点から放射性廃棄物の廃棄施設（気体、液体、固体）において廃ガスを冷却して除湿することにより、廃ガス中の放射性トリチウムの除去、廃ガス中のNO _x ガス回収、揮発性ルテニウムを除去する凝縮器、冷却器等、低レベル廃液等を処理するための蒸発缶（加熱部）とする。																
C	該当する個別機器等はない。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	閉じ込め（崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系のセル内クーラ、冷却塔、冷凍機とする。また、設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止及びTBP等の錯体の急激な反応における火災及び爆発に対する重大事故等への対処のうち、設計基準対処施設と兼用する廃ガス貯留処理設備の空																

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	<p>気圧縮機冷却用の冷却水を供給する一般冷却系（再処理設備本体用等）の冷却塔とする。</p> <p>B (1) 該当する個別機器等はない。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ冷却水を供給するための一般冷却水系の冷却塔/冷凍機とする。</p> <p>C 該当する個別機器等はない。</p> <p>▶ 冷却塔/冷凍機は動的機器（ファン、圧縮機）を有するユニット品として冷却塔/冷凍機側に機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用の冷却塔/冷凍機は除く。</p> <p>(k) ボイラ</p> <table border="1" data-bbox="988 909 1700 1539"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合にその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等への加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ ボイラは動的機器（ファン、圧縮機）、容器等を含むユニット品としてボイラ側で機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 廃棄機能に係らない換気・空調用のボイラは除く。</p> <p>▶ 他施設と共用するボイラの主登録先は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合にその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。	B	(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等への加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。		(2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。	C	該当する個別機器等はない。		
分類	対象												
A	閉じ込め機能維持の観点から高レベル放射性液体廃棄物の漏えいが発生した場合にその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から特殊ポンプへ漏えい液回収駆動用の蒸気を供給するための安全蒸気ボイラとする。												
B	(1) 廃棄機能の観点から蒸発缶処理能力に関わる低レベル廃液処理設備の蒸発缶等への加熱蒸気を供給する蒸気発生器とする。												
	(2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する蒸気を供給するための一般蒸気系のボイラとする。												
C	該当する個別機器等はない。												

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																
	<p>(1)電気ヒータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 275 1110 317">分類</th> <th data-bbox="1110 275 1700 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 317 1110 548">A</td> <td data-bbox="1110 317 1700 548">廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 548 1110 863">B</td> <td data-bbox="1110 548 1700 863">(1)廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 863 1110 905">C</td> <td data-bbox="1110 863 1700 905">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(m)ポンプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 999 1110 1041">分類</th> <th data-bbox="1110 999 1700 1041">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 1041 1110 1314">A</td> <td data-bbox="1110 1041 1700 1314">放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1314 1110 1671">B</td> <td data-bbox="1110 1314 1700 1671">(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1671 1110 1808">C</td> <td data-bbox="1110 1671 1700 1808">火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、間接支持構造物の地下水の排水を行うポンプとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ ポンプは動力源に電源を使用するポンプであり、安全機能、性能の担保に関係しない溶液の移送のみを行うもの及びドラム缶から発電機等へ燃料を補給する際に使用する</p>	分類	対象	A	廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。	B	(1)廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。	B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、間接支持構造物の地下水の排水を行うポンプとする。		
分類	対象																		
A	廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。																		
B	(1)廃棄機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備に設置し、廃ガス中の放射性よう素を除去するためのよう素フィルタへ送る廃ガスを加熱する加熱器（電気ヒータ）とする。 (2)該当する個別機器等はない。																		
C	該当する個別機器等はない。																		
分類	対象																		
A	放射性物質を含む溶液の廃棄、冷却、閉じ込め、臨界防止（形状寸法管理）、非常用電源等の安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等の対処（冷却、放水、注水）に必要な水、燃料等を移送、補給するポンプで常設又は可搬型のものとする。																		
B	(1)廃棄（浄化含む）機能の観点から燃料貯蔵プール等の浄化を行うろ過装置にプール水等を供給するポンプ、気体廃棄物の廃棄施設において廃ガスを移送する溶媒処理廃ガス処理系のポンプ、液体又は固体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液等の廃棄処理を行うための蒸発缶、ろ過装置への供給等に使用するポンプとする。 (2)該当する個別機器等はない。																		
C	火災防護設備の消火設備のうち消火剤（水）を供給するポンプ、間接支持構造物の地下水の排水を行うポンプとする。																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																
	<p>ハンドポンプは除く。</p> <p>➤ 他施設と共用する消火設備の消火剤（水）を供給するポンプの主登録先は再処理施設とする。</p> <p>(n) 特殊ポンプ</p> <table border="1" data-bbox="988 457 1700 821"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 上記以外の放射性物質等を含む溶液が漏えいした場合に回収する特殊ポンプは、基本設計方針及び添付書類（閉じ込めの機能に関する説明書、添付図面）で示す。</p> <p>(o) 圧縮機</p> <table border="1" data-bbox="988 1045 1700 1724"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 上記以外の圧縮機で溶液移送用、計装用（弁駆動用、計測用）、機械装置駆動用、発電機始動用に使用するものを除く。</p> <p>➤ 他施設と共用する圧縮機の主登録先は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。	C	該当する個別機器等はない。		
分類	対象																		
A	高レベル廃液等の漏えい時において閉じ込め機能維持の観点から沸騰の可能性がある溶液を移送するために安全蒸気系からの蒸気を供給して駆動するスチームジェットポンプとする。																		
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																		
C	該当する個別機器等はない。																		
分類	対象																		
A	火災及び爆発防止（水素掃気）及び安全上重要な施設の支援機能（計測制御用空気の供給等）の確保及び重大事故等の対処に必要な圧縮空気（水素掃気用圧縮空気の供給及び臨界事故時における廃ガス貯留を行うための空気供給並びに計測制御用空気の供給等）を供給する安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系の空気圧縮機で常設又は可搬型のものとする。																		
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 安全機能を有する施設のうち、その他再処理設備の附属施設において各施設へ供給する圧縮空気を供給するための一般圧縮空気系の圧縮機とする。																		
C	該当する個別機器等はない。																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
	<p>(p)ファン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 275 1110 317">分類</th> <th data-bbox="1110 275 1700 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 317 1110 993">A</td> <td data-bbox="1110 317 1700 993"> 安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 993 1110 1402">B</td> <td data-bbox="1110 993 1700 1402"> (1)安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2)該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1402 1110 1497">C</td> <td data-bbox="1110 1402 1700 1497"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 廃棄・換気・崩壊熱除去機能に係らない換気・空調用の送風機は除く。</p>	分類	対象	A	安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。		
分類	対象										
A	安全上重要な施設及び重大事故等対処設備のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及びセル、グローブボックス等への閉じ込め（廃棄、換気、崩壊熱除去）機能の観点から気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備の排風機及び製品貯蔵施設の崩壊熱を除去するための換気設備の排風機、設計基準事故時及び重大事故時において「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として、従事者等の居住性を維持する観点から制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備の送風機で常設又は可搬型のものとする。										
B	(1)安全機能を有する施設のうち「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として、放射性物質の放出を抑制、低減及び建屋内等への閉じ込め（換気、廃棄）機能を持つ気体廃棄物の廃棄施設の廃ガス及び空気を廃棄する廃ガス処理設備及び換気設備（収納管及びフード等含む）の排風機とする。 (2)該当する個別機器等はない。										
C	該当する個別機器等はない。										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
<p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁」、「原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等起動（作動）信号により直接作動する自動操作弁（原子炉格納容器バウンダリの隔離弁を含む。）」及び「加圧水型発電用原子炉施設の主蒸気逃がし弁（設置許可基準規則第2条第2項第14号の重大事故等対処設備として最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備として機能するもの）」をいう。</p>	<p>(q) 主要弁</p> <table border="1" data-bbox="988 275 1700 1268"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 275 1110 317">分類</th> <th data-bbox="1110 275 1700 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 317 1110 814">A</td> <td data-bbox="1110 317 1700 814"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパ以外で、設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価、有効性評価でその機能、性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 814 1110 1087">B</td> <td data-bbox="1110 814 1700 1087"> <p>(1)安全機能を有する施設のうち、火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持するために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパとする。</p> <p>(2)該当する個別機器等は無い。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1087 1110 1268">C</td> <td data-bbox="1110 1087 1700 1268"> <p>溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に主要弁のうち、自動操作信号により作動する弁以外の対象例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 重大事故時において放射線分解により発生する水素の発生防止のために代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給槽から所定の圧力又は流量で水素掃気用の空気を供給するために作動する減圧弁（代替安全圧縮空気系） ➤ 高レベル廃液ガラス固化設備の溶融ガラスの漏えい時における固化セル圧力放出系からの放出を行うために作動する逆止弁（設計基準事故時における閉じ込め機能維持） ➤ プール水冷却系又は安全冷却水系の機能維持の観点から下位クラスとの接続部に設置され冷却水の異常な漏出を防止するために作動する逆止弁（安全冷却水系による崩壊熱除去機能:PS の維持） 	分類	対象	A	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパ以外で、設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価、有効性評価でその機能、性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。 	B	<p>(1)安全機能を有する施設のうち、火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持するために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパとする。</p> <p>(2)該当する個別機器等は無い。</p>	C	<p>溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。</p>		<p>・主要弁について、発電炉ガイドを参考に安重、SA機能維持の観点から計装設備等からの信号により作動する弁、ダンパ及び機能維持の観点から必要な弁、ダンパのうち手動弁、手動ダンパを除くものが対象であることを追加。（ヒアリング時主要弁範囲コメント有）</p>
分類	対象										
A	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設の安全機能維持及び重大事故等への対処のために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパとする。 ・計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパ以外で、設計基準事故又は重大事故等への対処のために必要な主配管に設置する弁のうち安全評価、有効性評価でその機能、性能（バウンダリ含む）を期待している弁及びダンパ（手動弁及び手動ダンパを除く）で常設又は可搬型のものとする。 										
B	<p>(1)安全機能を有する施設のうち、火災及び爆発の防止の観点から熱的・化学的制限値を維持するために必要な計測制御系統施設及び警報設備等からの自動操作信号により作動する弁、ダンパとする。</p> <p>(2)該当する個別機器等は無い。</p>										
C	<p>溢水（蒸気含む）又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するためにこれを隔離するためのシステムからの信号により作動する弁とする。</p>										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考												
<p>C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態, 工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において, 容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p> <p>A. 主配管 通常運転状態, 工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように, 流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし, 放射線管理施設の換気設備においては, 事故時に</p>	<p>(r) 安全弁及び逃がし弁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>通常運転状態, 安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において, 容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁で常設又は可搬型のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に安全弁及び逃がし弁の対象例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 圧縮空気設備の安全圧縮空気系の容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁とする。(通常運転時) ▶ 設計基準事故時において高レベル廃液の漏えいが発生した場合に起動する給水施設の蒸気供給設備の安全蒸気系の容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁及び逃がし弁とする。(設計基準事故時) ▶ 重大事故時において放射線分解により発生する水素の発生防止のために代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給槽等から水素掃気用の空気を供給する系統, 設計上の想定を超える条件で発生する臨界事故時における拡大防止又は TBP 等の錯体の急激な反応における火災及び爆発の拡大防止として廃ガス貯留設備において発生した廃ガスを貯留する容器及び主配管の過圧破損を防止するための安全弁及び逃がし弁とする。(重大事故時) <p>(s) 主配管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>・通常運転状態, 安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において, その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管 (減衰器含む), ダクト, ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように, 流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備, 緊急時対策建屋の</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	通常運転状態, 安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において, 容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁で常設又は可搬型のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	共通	・通常運転状態, 安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において, その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管 (減衰器含む), ダクト, ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように, 流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備, 緊急時対策建屋の		
分類	対象														
A	通常運転状態, 安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において, 容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁で常設又は可搬型のものとする。														
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。														
C	該当する個別機器等はない。														
分類	対象														
共通	・通常運転状態, 安全上重要な施設の作動状態又は重大事故時等において, その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる常設又は可搬型の配管 (減衰器含む), ダクト, ホースとする。液体状の放射性廃棄物の移送配管のように, 流体が常時流れないものも含むこととする。 ・計測制御系統施設及びその他再処理設備の附属施設等の制御室換気設備, 緊急時対策建屋の														

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>いて公衆並びに中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、要目表に記載する必要があるが、クラス3管、重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。）を準用する管に接続する管継手であって、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、要目表への記載を必要としないこととする。</p> <p>また、クラス1管、クラス2管、重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、要目表に明記することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。）、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。</p>	<p>換気設備においては、設計基準事故及び重大事故等時において公衆並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、中央制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので、気体状の放射性物質を含む気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に属さない換気設備のダクトとする。</p> <p>▶ 管継手及び管台については、原則として、JIS規格品又はJIS規格相当品の場合は、仕様表への記載を必要としないこととし、特殊な異材継手等の管継手及び管台については、仕様表へ記載し、系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。（管継手の扱いについては、別添3を参照。）</p> <p>▶ テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ライン（放射線監視設備のモニタリング設備の計測ライン含む）、オーバーフローライン調整ライン、除染ライン、槽間移送ライン、分析採取ライン、一般ユーティリティ設備であつて当該流体の供給が安全機能維持及び重大事故等の対処に関係しない機器等へ供給する配管は、主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となる。評価対象で必要となる管台の仕様は、添付書類（強度及び耐食性に関する説明書、系統図）で外径、厚さ及び材料等を記載する。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
<p>D. フィルター</p> <p>規則別表第2において「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。」又は「従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。」とされており、気体状の放射性よう素を除去するよう素（チャコール）フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターを記載する必要がある。</p> <p>「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p>	<p>(t) フィルター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 275 1110 317">分類</th> <th data-bbox="1110 275 1697 317">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 317 1110 1171">A</td> <td data-bbox="1110 317 1697 1171"> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタ、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタ及びミストフィルタであって常設又は可搬型のものとする。</p> <p>また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタであって常設又は可搬型とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1171 1110 1766">B</td> <td data-bbox="1110 1171 1697 1766"> <p>(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタとする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1766 1110 1808">C</td> <td data-bbox="1110 1766 1697 1808"> <p>該当する個別機器等はない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 廃棄・換気・居住性機能（除去効率）に関係しないフィルタは除く。</p>	分類	対象	A	<p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタ、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタ及びミストフィルタであって常設又は可搬型のものとする。</p> <p>また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタであって常設又は可搬型とする。</p>	B	<p>(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタとする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタとする。</p>	C	<p>該当する個別機器等はない。</p>		<p>・フィルタについて、公衆への放射線障害の防止（平常時、事故時）及び事故時における従事者等への放射線防護を目的として制御室換気設備及び緊急時対策所換気設備のフィルタが対象であることを明確化。</p>
分類	対象										
A	<p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋及びセル等の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタ、放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタ及びミストフィルタであって常設又は可搬型のものとする。</p> <p>また、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」としては、設計基準事故時又は重大事故等時における従事者等の居住性を確保するための制御室換気設備及び緊急時対策建屋換気設備の給気側に設置する放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタであって常設又は可搬型とする。</p>										
B	<p>(1) 廃棄機能の観点から通常運転時、設計基準事故時において「公衆の放射線障害の防止（環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること）を目的として設置するもの」として塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備及び放射性物質を含む建屋の換気設備の排気側に設置する気体状の放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルタとする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、塔槽類からの廃ガス等を処理する廃ガス処理設備の排気側に設置する気体状の放射性よう素を除去するよう素フィルタとする。</p>										
C	<p>該当する個別機器等はない。</p>										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
<p>E. 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについては技術基準規則に定めるものとし、原子炉格納容器バウンダリについては、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程 (JEAG4602-2004 日本電気協会) に定めるものをいう。</p>	<p>該当無し</p> <p>(u) 建物・構築物</p> <table border="1" data-bbox="982 636 1697 1850"> <thead> <tr> <th data-bbox="982 636 1110 678">分類</th> <th data-bbox="1110 636 1697 678">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="982 678 1110 1354">A</td> <td data-bbox="1110 678 1697 1354"> 臨界防止、閉じ込め、遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物 (洞道含む) とし、遮蔽設備 (外部遮蔽及びセル遮蔽のコンクリート壁)、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット (収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等)、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="982 1354 1110 1766">B</td> <td data-bbox="1110 1354 1697 1766"> (1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物 (洞道含む) で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置している施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="982 1766 1110 1850">C</td> <td data-bbox="1110 1766 1697 1850"> 該当する個別機器等はない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 外部遮蔽及びセル遮蔽 (コンクリート壁)、火災区域又は火災区画を構成する火災区域・火災区画構築物 (コンクリ</p>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め、遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物 (洞道含む) とし、遮蔽設備 (外部遮蔽及びセル遮蔽のコンクリート壁)、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット (収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等)、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所とする。	B	(1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物 (洞道含む) で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置している施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。		<p>・発電炉固有の設備であるため、記載しない。</p>
分類	対象										
A	臨界防止、閉じ込め、遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から安全上重要な施設及び重大事故等対処設備を収納する建物・構築物 (洞道含む) とし、遮蔽設備 (外部遮蔽及びセル遮蔽のコンクリート壁)、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する貯蔵ピット (収納管・通風管・冷却空気出口シャフト等)、製品貯蔵施設の貯蔵ホールを含むものとする。 ・遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から放射性物質は内包しないが設計基準事故及び重大事故等対処に必要な設備を収納する制御室、緊急時対策所、保管庫・貯水所とする。										
B	(1) 閉じ込め、遮蔽、外部衝撃 (外部火災、航空機墜落火災等)、火災及び爆発の防止機能の観点から安全機能を有する施設のうち、放射性物質を内包する建物・構築物 (洞道含む) で使用済燃料、放射性固体廃棄物を貯蔵・保管廃棄するための崩壊熱除去機能を有する使用済燃料輸送容器の保管エリア、低レベル固体廃棄物等の保管エリアの他、施設外への漏えい防止の観点で設置している施設外漏えい堰とする。 (2) 該当する個別機器等はない。										
C	該当する個別機器等はない。										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																
	<p>一ト壁), 外部衝撃 (外部火災, 航空機墜落火災等) からの防護壁 (コンクリート壁) は, 建物・構築物のユニット品として機能, 性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 他施設と共用する貯蔵容器搬送用洞道の主登録は MOX 燃料加工施設とする。</p> <p>(v) 排気筒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>通常運転時, 設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止 (環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること) を目的として設置するもの」として, 環境へ排気 (廃棄) することを想定した排気筒 (主排気筒, 北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 所定の排気口から環境へ排気 (廃棄) する排気筒として, 北換気筒のうち使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒, 低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 排気筒内に設置される各筒身は, 排気筒のユニット品として機能, 性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 他施設と共用する北換気筒 (鉄塔) の主登録は廃棄物管理施設とする。</p> <p>(w) 飛来物防護設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>外部衝撃 (竜巻, 航空機落下等) による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット, 飛来物防護板, 防護扉等とす</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	通常運転時, 設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止 (環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること) を目的として設置するもの」として, 環境へ排気 (廃棄) することを想定した排気筒 (主排気筒, 北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) を対象とする。	B	(1) 所定の排気口から環境へ排気 (廃棄) する排気筒として, 北換気筒のうち使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒, 低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	外部衝撃 (竜巻, 航空機落下等) による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット, 飛来物防護板, 防護扉等とす		
分類	対象																		
A	通常運転時, 設計基準事故時及び重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止 (環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること) を目的として設置するもの」として, 環境へ排気 (廃棄) することを想定した排気筒 (主排気筒, 北換気筒のうち鉄塔及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) を対象とする。																		
B	(1) 所定の排気口から環境へ排気 (廃棄) する排気筒として, 北換気筒のうち使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びハル・エンドピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒, 低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び燃料加工建屋の排気筒とする。 (2) 該当する個別機器等はない。																		
C	該当する個別機器等はない。																		
分類	対象																		
A	該当する個別機器等はない。																		
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																		
C	外部衝撃 (竜巻, 航空機落下等) による設計飛来物からの安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための飛来物防護ネット, 飛来物防護板, 防護扉等とす																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																				
	<p>る。</p> <p>(x)ラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又はMOX粉末等の搬送、貯蔵を行うための容器とする。また、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち、臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1)安全機能を有する施設のうち、固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽、転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 空容器を収納するラックは除く。</p> <p>(y)防水/被液防護設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1)該当する個別機器等はない。 (2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>溢水及び化学薬品の漏えい防止による安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための防水区画構造物（堰、防水扉、水密扉、止水板及び蓋）とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(z)遮蔽設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又はMOX粉末等の搬送、貯蔵を行うための容器とする。また、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち、臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等とする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち、固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽、転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。 (2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	該当する個別機器等はない。	B	(1)該当する個別機器等はない。 (2)該当する個別機器等はない。	C	溢水及び化学薬品の漏えい防止による安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための防水区画構造物（堰、防水扉、水密扉、止水板及び蓋）とする。	分類	対象	A	通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への		
分類	対象																						
A	臨界防止及び落下・転倒機能の維持の観点から使用済燃料の貯蔵施設において使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等及び製品貯蔵施設においてウラン粉末又はMOX粉末等の搬送、貯蔵を行うための容器とする。また、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等への対処のうち、臨界防止を行うための使用済燃料の仮置き、搬送、貯蔵を行うための容器である設計基準対処施設と兼用する燃料貯蔵ラック、バスケット、仮置き架台等とする。																						
B	(1)安全機能を有する施設のうち、固体廃棄物の廃棄施設において高レベル固体廃棄物（ガラス固化体）の遮蔽、転倒防止の観点から一時保管を行う仮置き架台等とする。 (2)該当する個別機器等はない。																						
C	該当する個別機器等はない。																						
分類	対象																						
A	該当する個別機器等はない。																						
B	(1)該当する個別機器等はない。 (2)該当する個別機器等はない。																						
C	溢水及び化学薬品の漏えい防止による安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処設備の機能を確保するための防水区画構造物（堰、防水扉、水密扉、止水板及び蓋）とする。																						
分類	対象																						
A	通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時において「公衆の放射線障害の防止（環境への																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	<p>放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること)を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全上重要な施設及び重大事故等対処施設を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の補助遮蔽(ハッチ、窓、プラグ、扉、蓋等)とする。</p> <p>B (1)通常運転時において「公衆の放射線障害の防止(環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること)を目的として設置するもの」及び「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として安全機能を収納する放射性物質等を含む建物・構築物の補助遮蔽(ハッチ、窓、プラグ、扉、蓋等)とする。</p> <p>(2)該当する個別機器等はない。</p> <p>C 該当する個別機器等はない。</p> <p>▶ ポンプ、核燃料物質等取扱いボックス等に附属している補助遮蔽は、ユニット品としてポンプ、核燃料物質等取扱いボックス等側で機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 外部遮蔽及びセル遮蔽(コンクリート壁)は、建物・構築物のユニット品として機能、性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>(aa)搬送設備</p> <table border="1" data-bbox="988 1314 1697 1814"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>臨界防止、使用済燃料を取り扱う搬送設備であって、従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備(クレーン)とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備(クレーン、台車等)とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 放射線障害の観点から人への影響が小さい低レベル固体廃棄物等を運搬する搬送設備を除く。</p> <p>▶ 他施設と共用する洞道搬送台車の主登録は MOX 燃料加工</p>	分類	対象	A	臨界防止、使用済燃料を取り扱う搬送設備であって、従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備(クレーン)とする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備(クレーン、台車等)とする。		(2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。		
分類	対象												
A	臨界防止、使用済燃料を取り扱う搬送設備であって、従事者及び公衆への過度の被ばく防止の観点から安全上重要な落下及び転倒防止機能を有する搬送設備(クレーン)とする。												
B	(1)安全機能を有する施設のうち通常運転時において核燃料物質等を取り扱う落下及び転倒防止機能を有する搬送設備(クレーン、台車等)とする。												
	(2)該当する個別機器等はない。												
C	該当する個別機器等はない。												

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考														
	<p>施設とする。</p> <p>(ab)機械装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 365 1110 407">分類</th> <th data-bbox="1110 365 1697 407">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 407 1110 726">A</td> <td data-bbox="1110 407 1697 726"> 臨界防止、閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送、運搬、処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置、粉砕機、混合機、粉末充填機等とする。MOX 燃料加工施設においては、MOX 燃料の主要な加工工程の装置(一次混合装置等)とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 726 1110 1220">B</td> <td data-bbox="1110 726 1697 1220"> (1)廃棄機能、火災及び爆発防止機能の観点から気体、液体、固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で、放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置、チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置、熱分解装置、焼却装置等とする。 (2)安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の移送、運搬、処理及び気体、液体、固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で、ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置、検査装置等とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1220 1110 1268">C</td> <td data-bbox="1110 1220 1697 1268">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ac)核物質等取扱ボックス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="988 1360 1110 1402">分類</th> <th data-bbox="1110 1360 1697 1402">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="988 1402 1110 1766">A</td> <td data-bbox="1110 1402 1697 1766"> 安全上重要な施設のうち、精製施設、脱硝施設、MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また、MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="988 1766 1110 1944">B</td> <td data-bbox="1110 1766 1697 1944"> (1)安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって、閉じ込め機 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	臨界防止、閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送、運搬、処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置、粉砕機、混合機、粉末充填機等とする。MOX 燃料加工施設においては、MOX 燃料の主要な加工工程の装置(一次混合装置等)とする。	B	(1)廃棄機能、火災及び爆発防止機能の観点から気体、液体、固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で、放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置、チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置、熱分解装置、焼却装置等とする。 (2)安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の移送、運搬、処理及び気体、液体、固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で、ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置、検査装置等とする。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	安全上重要な施設のうち、精製施設、脱硝施設、MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また、MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。	B	(1)安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって、閉じ込め機		
分類	対象																
A	臨界防止、閉じ込め機能の観点から核燃料物質等の移送、運搬、処理を行う安全上重要な施設に係る脱硝施設のプルトニウムを含む粉末を取り扱う脱硝皿取扱装置、粉砕機、混合機、粉末充填機等とする。MOX 燃料加工施設においては、MOX 燃料の主要な加工工程の装置(一次混合装置等)とする。																
B	(1)廃棄機能、火災及び爆発防止機能の観点から気体、液体、固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で、放射性廃棄物の廃棄施設の固化装置、チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを切断する装置、熱分解装置、焼却装置等とする。 (2)安全機能を有する施設のうち、核燃料物質等の移送、運搬、処理及び気体、液体、固体状の放射性廃棄物の処理を行う機械装置類で、ウラン粉末及び MOX 粉末を取り扱う取扱装置、検査装置等とする。																
C	該当する個別機器等はない。																
分類	対象																
A	安全上重要な施設のうち、精製施設、脱硝施設、MOX 燃料加工施設において粉体及び液体状のプルトニウム等を取扱う設備機器を収納するグローブボックスとする。また、MOX 燃料加工施設のグローブボックス内における火災における重大事故等の発生を仮定するグローブボックス及び対処を行うために必要なグローブボックスとする。																
B	(1)安全機能を有する施設のうち密封されていない核燃料物質（ウラン及びはプルトニウムを含む溶液又は粉末）及び使用済燃料等（放射性廃棄物）を取り扱うものであって、閉じ込め機																

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																				
<p>F. 非常用のもの</p> <p>規則別表第1又は別表第2の原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等にあつては施設ごとに以下のものをいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。</p>	<p>能（グローブボックスの密閉構造又はフードの風速維持）の観点から閉じ込め一次バウンダリとなるグローブボックス、オープンポートボックス、フードとする。</p> <p>(2) 該当する個別機器等はない。</p> <p>C 該当する個別機器等はない。</p>																						
<table border="1" data-bbox="222 955 949 1879"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉施設の種類</th> <th>沸騰水型 発電用原子炉施設</th> <th>改良型沸騰水型 発電用原子炉施設</th> <th>加圧水型 発電用原子炉施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。</td> <td>○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。</td> <td>○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備、原子炉停止系又は制御用空気設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設</td> <td>○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあつては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）</td> <td>○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあつては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）</td> <td>○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・一次冷却材のほう酸濃度の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○ほう酸注入機能を有する設備にあつては、未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・ほう酸を内包するポンプ、容器、ろ過装置及び主配管</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p>	発電用原子炉施設の種類	沸騰水型 発電用原子炉施設	改良型沸騰水型 発電用原子炉施設	加圧水型 発電用原子炉施設	原子炉冷却系統施設	○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備、原子炉停止系又は制御用空気設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	計測制御系統施設	○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあつては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあつては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・一次冷却材のほう酸濃度の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○ほう酸注入機能を有する設備にあつては、未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・ほう酸を内包するポンプ、容器、ろ過装置及び主配管	<p>(ad)変圧器</p> <table border="1" data-bbox="1009 598 1691 1050"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 他施設と共用する受電開閉設備の変圧器の主登録は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。		
発電用原子炉施設の種類	沸騰水型 発電用原子炉施設	改良型沸騰水型 発電用原子炉施設	加圧水型 発電用原子炉施設																				
原子炉冷却系統施設	○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。	○原子炉補機冷却設備にあつては、工学的安全施設等の機器へ冷却水を供給することにより、工学的安全施設等としての機能を間接的に果たすもの。 また、非常用電源設備、原子炉停止系又は制御用空気設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む。																				
計測制御系統施設	○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあつては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・ほう酸水注入の制御方式 ・制御棒の位置の制御方法 ・ほう酸水注入設備の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○制御材駆動装置にあつては、原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・制御棒駆動機構 ・制御棒駆動水圧設備（スクラム機能に係る容器、主要弁及び主配管に限る。）	○制御方式及び制御方法にあつては、発電用原子炉の緊急停止機能又は未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・発電用原子炉の反応度の制御方式 ・一次冷却材のほう酸濃度の制御方法 ・安全保護系等の制御方式及び制御方法 ○ほう酸注入機能を有する設備にあつては、未臨界維持機能を有する以下のもの。 ・ほう酸を内包するポンプ、容器、ろ過装置及び主配管																				
分類	対象																						
A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から外部からの電源を受電し、負荷先である各施設で使用するための電源へ降圧するための受電開閉設備の変圧器、動力変圧器とする。																						
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																						
C	該当する個別機器等はない。																						
	<p>(ae)受電開閉設備用遮断器</p> <table border="1" data-bbox="1009 1228 1691 1774"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 他施設と共用する受電開閉設備用遮断器の主登録は再処理施設とする。</p>	分類	対象	A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。														
分類	対象																						
A	安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部からの電源を受電し、負荷先である各施設側で故障等が発生した場合又は外部電源側での1相開放等による故障が発生した場合であっても安定した電源を供給するための母線構成及び故障箇所の切り離しを行うための受電開閉設備用遮断器とする。																						
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																						
C	該当する個別機器等はない。																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド				当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
計測制御系統施設	以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度 ・制御棒の位置 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・原子炉建屋内の水素ガス濃度	以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体内の圧力 ・原子炉格納容器本体内の水素ガス濃度 ・炉心流量 ・制御棒の位置 ・制御棒駆動水の圧力 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・原子炉建屋内の水素ガス濃度	以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・中性子束（中性子源領域、中間領域、出力領域） ・原子炉圧力容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量 ・加圧器内の圧力又は水位 ・原子炉格納容器本体の圧力 ・蒸気発生器内の水位 ・主蒸気の圧力又は流量 ・原子炉格納容器本体への冷却材流量 ・原子炉格納容器本体の水位 ・二次格納施設内の水素ガス濃度	(af) 電源盤	分類	対象		
				A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全機能を有する施設、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、外部電源又は発電機から負荷先である各施設側で使用するための電源を供給及び故障時において内蔵する配線遮断器等により故障箇所の切り離しを行うための電源盤（メタルクラッドギア開閉装置、パワーセンタ、モータコントロールセンタ、分電盤、計測交流電源盤、充電器盤）であって常設又は可搬型のものとする。			
				B	(1) 該当する個別機器等はない。			
				C	(2) 該当する個別機器等はない。			
				C	該当する個別機器等はない。			
				▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル（常設又は可搬型）は基本設計方針対象とする。				
				(ag) 発電機	分類	対象		
				A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、負荷先である各施設側で使用するための非常用電源、重大事故へ対処するために必要な電源を供給する常設（内燃機関）又は可搬型の発電機とする。			
				B	(1) 外部電源喪失時において、廃棄物管理施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能の観点から、負荷先である廃棄物管理施設に必要な電源を供給するため電力を供給する予備用発電機とする。			
				C	(2) 該当する個別機器等はない。			
				C	該当する個別機器等はない。			
				▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル（常設又は可搬型）は基本設計方針対象とする。				
放射線管理施設	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ○換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。 ・中央制御室、中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ○換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。 ・中央制御室、中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）	○プロセスモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、工学的安全施設等起動信号又は原子炉非常停止信号の発生機能を有するもの若しくは事故時のプラント状態の把握機能を有するもの。 ・主蒸気管中の放射性物質濃度 ・原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度 ・放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度 ○エリアモニタリング設備にあっては、以下を計測する装置であって、事故時の状態の把握機能を有するもの。 ・使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率 ○換気設備にあっては、放射性物質の放出低減機能及び安全上特に重要な関連機能を有する以下のもの。 ・中央制御室、中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する換気設備（事故時に循環及び浄化を行うものに限る。）					
その他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備	○その他の電源装置にあっては、発電用原子炉の安全性を確保するために工学的安全施設等に電源を供給するもの							
※原則として、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）等でクラス1又は2として規定される構築物、系統又は機器を対象としている。								

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																				
	<p>(ah) 無停電電源装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ai) 電力貯蔵装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>該当する個別機器等はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(aj) 計装/放管設備</p> <p><計装設備></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御(計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む)するための計器等(設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備(空冷装置含む)、代替安全保護回路)で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所におけ</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。	B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	A	通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御(計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む)するための計器等(設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備(空冷装置含む)、代替安全保護回路)で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所におけ		
分類	対象																						
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、負荷先である各施設側で使用するために必要な無停電電源を供給するための無停電電源装置で常設のものとする。																						
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																						
C	該当する個別機器等はない。																						
分類	対象																						
A	外部電源喪失又は交流電源喪失時において、安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な電源供給機能維持の観点から、負荷先である各施設側で使用するための非常用電源として必要な直流電源を供給するための蓄電池で常設のものとする。																						
B	(1) 該当する個別機器等はない。 (2) 該当する個別機器等はない。																						
C	該当する個別機器等はない。																						
分類	対象																						
A	通常運転状態、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において安全上重要な施設の安全機能及び重大事故等へ対処するための機能を確保するためにプラントの状態を監視又は推定、制御(計測制御設備、安全保護回路及び代替安全保護回路からの信号による安全保護動作含む)するための計器等(設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路、警報設備等、重大事故等対処設備の計装設備(空冷装置含む)、代替安全保護回路)で常設又は可搬型のものとする。また、制御室及び緊急時対策所におけ																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考				
	<p>る居住性が維持されていることを確認するための計器を含むものとする。</p> <p>B (1) 臨界防止, 火災及び爆発防止, 閉じ込め (崩壊熱除去), 廃棄機能に係る安全機能を有する施設の健全性を確認するために必要なパラメータを直接又は間接的に監視, 制御する計器等とする。</p> <p>(2) 該当する個別機器等はない。</p> <p>C 溢水 (蒸気含む) 又は化学薬品が漏えいした場合の影響を抑制するための主要弁を作動させるための計器及び間接支持構造物の地下水対策等に使用する集水ピットの水位計とする。</p> <p>▶ 電源供給を行う際に使用するケーブル及び信号伝送に使用するケーブル, 無線伝送装置 (アンテナ含む) 及び制御盤, 監視盤で常設又は可搬型の場合は基本設計方針対象とする。</p> <p>▶ 重大事故等の対処において使用する可搬型の水素濃度計や燃料貯蔵プール等の監視装置は, 容器, ホース, ファン, 凝縮器等のユニット品で構成されることから機能, 性能に係る仕様を纏めて記載する。</p> <p>▶ 他施設と共用する計装設備の主登録は再処理施設とする。</p> <p><放管設備></p> <p>通常運転状態, 設計基準事故時及び重大事故等において公衆又は従事者の放射線障害の防止 (環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くすること) を目的として放射線又は放射性物質の濃度等を監視する放管設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1018 1493 1697 1942"> <thead> <tr> <th data-bbox="1018 1493 1110 1535">分類</th> <th data-bbox="1110 1493 1697 1535">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1018 1535 1110 1942">A</td> <td data-bbox="1110 1535 1697 1942"> <p>・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し, 並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。</p> <p>・設計基準事故時及び重大事故時において, 大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し, 並びにその結果を記録するための設備である, 放射線監視設備 (排気筒モニタ), 環境モニタリング設備 (モニタリングポスト)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	<p>・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し, 並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。</p> <p>・設計基準事故時及び重大事故時において, 大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し, 並びにその結果を記録するための設備である, 放射線監視設備 (排気筒モニタ), 環境モニタリング設備 (モニタリングポスト)</p>		
分類	対象						
A	<p>・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し, 並びにその結果を記録するための放射線監視設備及び代替モニタリング設備の常設又は可搬型の排気モニタとする。</p> <p>・設計基準事故時及び重大事故時において, 大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し, 並びにその結果を記録するための設備である, 放射線監視設備 (排気筒モニタ), 環境モニタリング設備 (モニタリングポスト)</p>						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手順ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考				
	<p>等), 代替モニタリング設備 (可搬型線量率計等), 環境管理設備 (放射能観測車), 代替放射能観測設備等で常設又は可搬型のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時において空気中の放射性物質濃度等を分析するために使用する試料分析関係設備 (核種分析装置等), 代替試料分析関係設備で常設又は可搬型のものとする。 ・周辺監視区域における外部放射線に関わる線量当量, 空気中の濃度, 放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定するサーベイメータで重大事故等の対処において使用するものとする。 ・制御室及び緊急時対策所における居住性が維持されていることを確認するための設備を含むものとする。 <p>B</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視及び測定し, 並びにその結果を記録するための放射線監視設備のシャフトモニタとする。 ・管理区域における外部放射線に関わる線量当量, 空気中の濃度, 放射性物質に汚染されたものの表面密度を測定する臨界警報装置, エリアモニタ, ダストモニタ, サーベイメータとする。 <p>(2) 該当する個別機器等はない。</p> <p>C</p> <p>該当する個別機器等はない。</p> <p>➤ 電源供給を行う際に使用するケーブル及び信号伝送に使用するケーブル, 無線伝送装置 (アンテナ含む) 及び制御盤, 監視盤で常設又は可搬型のものは基本設計方針対象とする。</p> <p>➤ 他施設と共用する放管設備の主登録は再処理施設とする。</p> <p>(ak)保守設備</p> <table border="1" data-bbox="1018 1717 1700 1942"> <thead> <tr> <th data-bbox="1018 1717 1110 1759">分類</th> <th data-bbox="1110 1717 1700 1759">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1018 1759 1110 1942">A</td> <td data-bbox="1110 1759 1700 1942">再処理施設のうち, ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備 (レンガ回収治具, 負圧維持治具, メルタ用シャッタ等) とする。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	対象	A	再処理施設のうち, ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備 (レンガ回収治具, 負圧維持治具, メルタ用シャッタ等) とする。		
分類	対象						
A	再処理施設のうち, ガラス熔融炉の閉じ込め機能を維持しながら保守等を行うために運転状態で使用する特殊な保守設備 (レンガ回収治具, 負圧維持治具, メルタ用シャッタ等) とする。						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																						
	<table border="1" data-bbox="1012 233 1700 369"> <tr> <td data-bbox="1012 233 1110 275">B</td> <td data-bbox="1110 233 1700 275">(1)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1110 275 1700 317">(2)該当する個別機器等はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1012 317 1110 359">C</td> <td data-bbox="1110 317 1700 359">該当する個別機器等はない。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1003 464 1234 495">【施設固有の機器】</p> <p data-bbox="1041 506 1596 537">施設固有の機器として、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="973 548 1700 1946"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 548 1151 590">分類</th> <th data-bbox="1151 548 1700 590">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 590 1151 726">せん断機</td> <td data-bbox="1151 590 1700 726">再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 726 1151 863">溶解槽</td> <td data-bbox="1151 726 1700 863">再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 863 1151 1041">清澄機</td> <td data-bbox="1151 863 1700 1041">再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 1041 1151 1314">脱硝装置 脱硝塔</td> <td data-bbox="1151 1041 1700 1314">再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 1314 1151 1545">焙焼炉 還元炉</td> <td data-bbox="1151 1314 1700 1545">再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 1545 1151 1818">ガラス溶融 炉</td> <td data-bbox="1151 1545 1700 1818">再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに溶融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 1818 1151 1946">ガラス固化 体検査装置</td> <td data-bbox="1151 1818 1700 1946">廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。</td> </tr> </tbody> </table>	B	(1)該当する個別機器等はない。		(2)該当する個別機器等はない。	C	該当する個別機器等はない。	分類	対象	せん断機	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。	溶解槽	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	清澄機	再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	脱硝装置 脱硝塔	再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。	焙焼炉 還元炉	再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。	ガラス溶融 炉	再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに溶融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。	ガラス固化 体検査装置	廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。		
B	(1)該当する個別機器等はない。																								
	(2)該当する個別機器等はない。																								
C	該当する個別機器等はない。																								
分類	対象																								
せん断機	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料のせん断を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、火災及び爆発防止機能を有する。																								
溶解槽	再処理施設固有の機器であり、使用済燃料の溶解を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																								
清澄機	再処理施設固有の機器であり、溶解液中の不溶解残渣（核分裂生成物）の清澄（遠心分離）を行う機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																								
脱硝装置 脱硝塔	再処理施設固有の機器であり、硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液から熱分解処理・蒸発処理・脱硝処理を行い、ウラン粉末又はウラン・プルトニウム混合粉末を製造する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。																								
焙焼炉 還元炉	再処理施設固有の機器であり、ウラン・プルトニウム混合粉末を加熱処理（還元炉は還元ガスを使用）し、MOX粉末を製造する機器で、主な安全機能としては、臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。																								
ガラス溶融 炉	再処理施設固有の機器であり、液体状の放射性廃棄物である高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液等をガラス原料とともに溶融し、ガラス固化体を製造する機器で、主な安全機能としては、閉じ込め、固体廃棄物の廃棄機能を有する。																								
ガラス固化 体検査装置	廃棄物管理施設固有の機器であり、ガラス固化体検査機能を有する機器で、主な安全機能としては固体廃棄物の受入れ機能を有する。																								

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考				
	<table border="1" data-bbox="976 233 1697 682"> <tr> <td data-bbox="991 239 1145 359">焼結装置 小規模焼結 処理装置</td> <td data-bbox="1145 239 1682 457">MOX 燃料加工施設固有の機器であり、グリーンベレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="991 464 1145 676">スタック乾燥装置</td> <td data-bbox="1145 464 1682 676">MOX 燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ベレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。</td> </tr> </table>	焼結装置 小規模焼結 処理装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、グリーンベレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。	スタック乾燥装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ベレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。		
焼結装置 小規模焼結 処理装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、グリーンベレットを水素・アルゴン混合ガス雰囲気にて焼結する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め、火災及び爆発防止機能を有する。						
スタック乾燥装置	MOX 燃料加工施設固有の機器であり、スタック編成した焼結ベレットをアルゴン雰囲気にて乾燥する機能を有する機器で、主な安全機能としては臨界防止、閉じ込め機能を有する。						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(個別施設事項)</p> <p>G. 原子炉本体</p> <p>原子炉本体の基本仕様その他、次に掲げる施設に応じそれぞれに掲げる事項について対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沸騰水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、チャンネルボックス、炉心支持構造物、原子炉圧力容器又は原子炉容器等 ・加圧水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、炉心支持構造物、熱遮蔽材、原子炉圧力容器又は原子炉容器等 <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）とする。</p> <p>燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。なお、使用済燃料貯蔵容器のうち、設置許可基準規則第2条第2項第41号に定める兼用キャスクについては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けている旨、供用を開始する前までに法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認（以下「容器承認」という。）を受ける旨並びに供用中は当該設計承認及び当該容器承認に係る使用する期間の更新等に必要な手続を継続して行う旨を記載することとする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備としては、通常時の貯蔵槽内の保有水を冷却又は浄化するための設備に加えて、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備及び放射性物質の拡散抑制のために燃料取扱建屋へ放水する設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。水源についても含める。</p>	<p>(個別施設事項 (再処理施設))</p> <p>A. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>使用済燃料の受入れ、一時保管、貯蔵、せん断処理施設への使用済燃料の送出しを行う使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備とする。また、燃料貯蔵プール等の冷却、遮蔽を行うプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系及び補給水設備、燃料貯蔵プール等内の水を浄化装置（ろ過装置）により浄化するプール水浄化・冷却設備のプール水浄化系とする。</p> <p>使用済燃料の取出し準備としての輸送容器内部の水の交換を行う燃料取出し準備設備、使用済燃料輸送容器の保守を使用済燃料輸送容器返却準備設備、使用済燃料輸送容器保守設備は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>燃料貯蔵プール等の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、冷却と放射線の遮蔽の機能を有する燃料貯蔵プール等内の水の状況を監視するためのもので制御室等へのパラメータの伝達又は警報発信等の機能を有する装置（計装設備）とする。また、このほか燃料貯蔵プール等槽内から水があふれ又は漏えいすることがないように設置する堰等とする。</p> <p>燃料貯蔵プール等に係る重大事故の発生防止等のために設置する代替注水設備及び放射性物質の拡散抑制のためのスプレイ設備、漏えい抑制設備及び臨界防止設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>B. 再処理設備本体</p> <p>使用済燃料のせん断機への供給、せん断処理を行うせん断処理施設の燃料供給設備及びせん断処理設備とする。</p> <p>せん断処理施設でせん断した燃料せん断片及びエンドピースの硝酸による溶解（必要に応じて可溶性中性子吸収材を</p>		<p>・規則別表第1及び別表第2がないものの、ガイドに記載の設備を参考に再処理施設の設備を記載。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>I. 原子炉冷却系統施設</p> <p>発電用原子炉施設の型式によって以下のとおりとし、具体的な範囲の例について参考資料2に示す。</p> <p>①-1 沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備</p> <p>原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、原子炉圧力容器から再循環ポンプを経て原子炉圧力容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>b. 原子炉冷却材の循環設備</p> <p>炉心で発生した高温又は高圧の蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉圧力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、復水浄化系、給復水系、給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。</p> <p>また、主蒸気隔離弁漏えい抑制系は本設備に含める。</p> <p>C. 残留熱除去設備</p> <p>通常原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及びその他の残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却、及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし、弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。</p> <p>(a) 原子炉停止時冷却モード</p> <p>(b) 低圧注水モード（又は低圧注入モード）</p> <p>(c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード</p> <p>(d) サプレッションチェンバプール水冷却モード</p> <p>(e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能</p> <p>また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場への輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。主蒸気隔離弁閉鎖等によって主復水器が使用できない場合の崩壊熱除去を目的とした非常用復水系についても本設備に含める。</p>	<p>加えた硝酸で行う溶解を含む)、溶解液中の不溶解残渣の除去及び不溶解残渣を除去した溶解液の分離施設への移送を行う溶解施設の溶解設備及び清澄・計量設備とする。なお、硝酸により溶解を行った際のハル及びエンドピースを固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送するために使用する機器は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>せん断処理施設の清澄・計量設備から受け入れた溶解液中からのウラン及びプルトニウムの分離、核分裂生成物の除去、ウラン精製設備及びプルトニウム精製設備へ溶液の移送、工程停止時の放射性物質を含む溶液の一時貯留を行う分離施設の分離設備、分配設備及び分離建屋一時貯留設備とする。</p> <p>なお、精製施設のウラン精製設備、プルトニウム精製設備及び精製建屋一時貯留処理設備、脱硝施設のウラン脱硝設備の受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系及び還元ガス供給系、酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1酸回収系、第2酸回収系、溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系及び溶媒処理系とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備は代替可溶性中性子吸収剤緊急供給系、重大事故時可溶性中性子吸収剤供給系、重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備とする。</p> <p>溶解施設及び精製施設としては、重大事故の拡大防止のために可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備として、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系及び重大事故時可溶性中性子吸収剤供給系を常設又は可搬型を問わずに含むものとする。</p> <p>精製施設としては、重大事故の拡大防止のために常設又は可搬型を問わず重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備を含むものとする。</p> <p>C. 製品貯蔵施設</p> <p>ウラン脱硝設備で生成したUO₃粉末の製品を貯蔵するウラン酸化物貯蔵設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備で生成したMOX粉末の製品を貯蔵するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。 非常用炉心冷却設備については、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系（又は高圧炉心注入系）の設備の総称とする。なお、原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが、原子炉冷却材の循環設備に含め、本設備には含めない。</p> <p>e. 原子炉冷却材補給設備 原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備及び給水喪失時において原子炉に冷却材を補給するために主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p> <p>①-2 改良型沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備 原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、インターナルポンプで構成されるものとする。</p>	<p>なお、混合酸化物貯蔵容器からの崩壊熱を除去するために設置するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の排風機は、放射性廃棄物の廃棄施設に含める。</p> <p>D. 計測制御系統施設 計測制御設備、安全保護回路、制御室及び制御室換気設備とする。 計測制御設備としては、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（試験・検査中のみに使用するものを除く。）とし、重大事故等に対処するために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。 安全保護回路としては、多重性、独立性を有し、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるもの及び火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設備とする。 制御室としては、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり再処理事業所内の状況を確認するためのものとし、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要なものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。 なお、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置とする。 制御室換気設備としては、設計基準事故時、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、外気との連絡口を遮断する設備及び重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備とする。</p> <p>E. 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。 気体廃棄物の廃棄施設としては、せん断処理・溶解廃ガス</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>b. 原子炉冷却材の循環設備</p> <p>炉心で発生した高温又は高圧の蒸気を蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉圧力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、復水浄化系、給復水系、給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。</p> <p>また、主蒸気流量制限器は原子炉圧力容器本体に含める。</p> <p>c. 残留熱除去設備</p> <p>通常原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及び残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし、弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。</p> <p>(a) 原子炉停止時冷却モード</p> <p>(b) 低圧注水モード</p> <p>(c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード</p> <p>(d) サプレッションプール水冷却モード</p> <p>(e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能</p> <p>また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型問わず本設備に含める。</p> <p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備</p> <p>原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。</p> <p>非常用炉心冷却設備については、高圧炉心注水系及び主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。なお、原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが、原子炉冷却材の循環設備に含め、本設備には含めない。</p> <p>e. 原子炉冷却材補給設備</p> <p>原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備とする。</p>	<p>処理設備、各建屋※1の塔槽類廃ガス処理系、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、各建屋※2換気設備の給気系及び排気系、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、主排気筒とする。</p> <p>換気設備としては、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの（中央制御室、緊急時対策所に設置するものを除く）とし、一時的に設置する可搬型のものを除く。「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>また、重大事故等対処設備は代替換気設備のセル導出設備、代替セル換気系、廃ガス貯留設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含めるものとする。</p> <p>なお、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>※1：各建屋には前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、分析建屋が含まれる。</p> <p>※2：各建屋には使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃液処理建屋換、低レベル廃棄物処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋及び分析建屋が含まれる。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設としては、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系、及び高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系、並びに低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃棄物処理系、洗濯廃液処理系、使用済燃焼の受入れ施設及び貯</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備, 非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し, 最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め, 常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p> <p>② 加圧水型発電用原子炉施設 (蒸気タービンを除く。)</p> <p>a. 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度/原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量/加圧器の圧力 定格熱出力運転時における設計値を記載するものとする。</p> <p>b. 一次冷却材の循環設備 原子炉で発熱した熱を, 一次冷却材を用いて二次系の主蒸気系統に伝達するための設備及び一次冷却材の圧力を調整するための設備であって, 原子炉容器から蒸気発生器を経て1次冷却材ポンプにより原子炉容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>c. 主蒸気・主給水設備 主蒸気設備は, タービン発電機を駆動するための蒸気を供給する設備であり, 蒸気発生器から蒸気タービンに至る蒸気系統であって, 蒸気発生器出口から主蒸気隔離弁までのものとする。 主給水設備は, タービン発電機で仕事をした蒸気が復水器で水に戻され, この水を再び蒸気発生器に給水するための系統であって, 主給水隔離弁から蒸気発生器入口までのものとする。</p> <p>d. 余熱除去設備 原子炉停止時に炉心の崩壊熱及びその他の残留熱を除去する設備とする。なお, 弁の切替操作により一次冷却材喪失時の</p>	<p>蔵施設廃液処理系, 油分除去系及び海洋放出管理系とする。 なお, 流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設としては, 高レベル廃液ガラス固化設備, ガラス固化体貯蔵設備, 低レベル濃縮廃液処理系, 廃溶媒処理系, 雑個体廃棄物処理系, チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系, 廃樹脂貯蔵系, ハル・エンドピース貯蔵系, チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系, 第1低レベル廃棄物貯蔵系, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系, 第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系, 第2低レベル廃棄物貯蔵系の第2貯蔵系及び第4低レベル廃棄物貯蔵系とする。</p> <p>また, ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去 (冷却) に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>F. 放射線管理施設 出入管理関係設備, 試料分析関係設備, 放射線監視設備, 環境管理設備及び個人管理用設備とする。 放射線管理施設については, 重大事故が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録するための設備として, 放射線監視設備, 代替モニタリング設備, 試料分析関係設備, 代替試料分析関係設備, 環境管理設備, 代替放射能観測設備, 代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含める。 放射線監視設備のうち, 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置にあつては, 非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置 (出口に最も近い箇所) で計測している装置) を対象とする。</p> <p>G. その他再処理設備の附属施設・その他の加工施設・その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>①電気設備</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>炉心冷却（低圧注水）機能を有する場合であっても、本設備に含める。</p> <p>また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>e. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備</p> <p>一次冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源についても含める。</p> <p>非常用炉心冷却設備については、蓄圧注水系、高圧注水系及び低圧注水系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 化学体積制御設備</p> <p>一次冷却材保有量の調整、一次冷却材中のほう素濃度調整並びに一次例伽材中の核分裂生成物及び腐食生成物の除去を行う設備を総称するものとする。</p> <p>g. 原子炉補機冷却設備</p> <p>余熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備（熱交換器を介して淡水系統と海水系統に分かれたものの双方を含む。）とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置</p> <p>原子炉格納容器再循環ユニット及び制御棒駆動装置冷却ユニットのドレン流量を測定する装置並びに原子炉格納容器サンプタンクの水位を測定する装置をいう。</p> <p>③ 蒸気タービン</p> <p>a. 蒸気タービン本体</p> <p>タービンの車室に接続する管（車室側からみた至近の弁若しくは溶接線までのものに限る。）、調速装置及び非常調速装置（制御される弁を含む。）並びに復水器で構成する原子炉又は</p>	<p>受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、ディーゼル発電機、直流電流設備、計測制御用交流電源設備、照明及び作業用電源設備、ケーブル及び電線路並びに燃料貯蔵設備とする。</p> <p>重大事故等に対処するために設置する発電機は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料貯蔵設備についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>②圧縮空気設備</p> <p>圧縮空気設備としては、一般圧縮空気系、安全圧縮空気系に加えて、技術基準第38条に規定されている放射線分解によって発生する水素による爆発（以下「水素爆発」という。）の発生を未然に防止することと水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生ずる恐れがない状態を維持するために必要な設備を代替安全圧縮空気系、第36条に規定されている臨界事故が発生した場合に未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備を臨界事故時水素掃気系とし、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>③給水処理設備</p> <p>給水処理設備としては、ろ過水貯槽、純水装置、純水貯槽等に加えて技術基準第45条に規定されている重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備として水供給設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>④ 冷却水設備</p> <p>冷却水設備としては、一般冷却水系、安全冷却水系に加えて、技術基準第39条に規定されている冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備及び蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備として代替安全冷却水系を常設又は可搬型を問わず含むものとする。安全冷却水系（内部ループ）の膨張槽含む。外部ループの膨張槽は基本設計方針</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>蒸気発生器から供給された蒸気を用いて発電機を回転させる設備とする。</p> <p>b. 蒸気タービンの附属設備</p> <p>蒸気タービン本体の周辺設備であって、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設における原子炉冷却材の循環設備並びに加圧水型発電用原子炉施設における主蒸気・主給水設備を除くものとする。</p> <p>本設備とする熱交換器は、給水加熱器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）脱気器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）グラント蒸気復水器、蒸気式空気抽出器、湿分分離器又はこれらに準ずるものとする。</p> <p>本設備とする給水ポンプは、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては低圧復水ポンプ、加圧水型発電用原子炉施設においては復水ポンプ及び給水ポンプ、又はこれらに準ずるものとする。加圧水型発電用原子炉施設において重大事故の発生防止等のために蒸気発生器に注水するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。本設備とする主配管は、以下の配管とし、別紙-1に図示する。</p> <p>○通常運転状態において流体が本流として流れる熱バランス上重要な配管（主蒸気系、給復水系、抽気系及びドレン系統の母管）</p> <p>○発電用原子炉施設の安全性確保に関連する補助給水系統（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）の流体が本流として流れる配管（重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設、可搬型を問わず本設備に含める。）</p> <p>○工事計画対象の安全弁又は逃がし弁の母管</p> <p>○制御棒駆動水供給配管等又は気体廃棄物処理系の流体が本流として流れる配管と接続する配管（沸騰水型発電用原子炉施設に限る。）</p> <p>なお、通常運転状態における熱バランス上重要でない配管又は蒸気タービン起動時もしくは停止時の短時間にしか使用しない配管や、ドレンライン及びベントライン並びに計装ラインについては含まない。</p> <p>本設備とする給水処理設備は、タービンの給水の水質を確保するものとして設置される復水脱塩装置及び復水ろ過装置並びにタービンの給水系統へ補給する純水を製造するための純水装置をいう。なお、純水の製造に直接関係しない原水を処理</p>	<p>⑤蒸気供給設備</p> <p>蒸気供給設備としては、一般蒸気系及び安全蒸気系とする。</p> <p>⑥分析設備</p> <p>分析設備としては、分析試料採取装置、分析試料移送装置、分析装置、グローブボックス等及び分析溶溶液処理系とする。</p> <p>⑦化学薬品貯蔵供給設備</p> <p>化学薬品貯蔵供給設備としては、化学薬品貯蔵供給系、窒素ガス製造供給系とする。</p> <p>ただし、酸素ガス製造供給系は除く。</p> <p>⑧火災防護設備</p> <p>火災防護設備としては、技術基準規則第11条及び第35条で施設要求されている設備であって、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備（水源やガスボンベ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。</p> <p>消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を及ぼすおそれがないものとする。このほか、再処理施設特有の火災発生防止対策も含むものとする。</p> <p>⑨竜巻防護対策設備</p> <p>竜巻防護対策設備としては、竜巻が襲来した場合において竜巻防護対象施設を設計飛来物の衝突から防護するためのものであって、飛来物防護板及び飛来物防護ネットとする。</p> <p>⑩溢水防護設備</p> <p>溢水防護設備としては、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであって、再処理施設内における扉、堰、遮断弁等とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>する設備等は含まない。</p> <p>J. 計測制御系統施設</p> <p>ほう酸注入機能を有する設備については、重大事故の発生防止等のために高濃度のほう酸水を注入する主たる流路を構成する範囲の機器を含める。</p> <p>計測装置については、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（法第43条の3の15の施設定期検査中のみに使用するものを除く。）とし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、重大事故等時において、プラント状態を推定するためのみに設置するものについては、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>制御用空気設備については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>k. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器としては、炉内構築物取替工事等で発生する高線量の主要な廃棄物（シュラウド及び炉心槽等）を運搬するための専用容器とする（管理区域内の運搬並びに廃棄体となるドラム缶及び鉄箱類を除く）。</p> <p>L. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理用計測装置については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材抽出水中の放射性物質の濃度を計測する装置のうち傾向を監視するために設置するモニタリング設備（一次冷却材モニタ）はプロセスモニタリング設備とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備の「放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置」にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p>	<p>⑪化学薬品防護設備</p> <p>化学薬品防護設備としては、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい、再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであって、再処理施設内における扉、堰、遮断弁等とする。</p> <p>⑫補機駆動用燃料補給設備（非常用発電設備に係るものを除く。）</p> <p>補機駆動用燃料補給設備としては、重大事故時等の対処に必要な燃料の貯蔵又は燃料補給等のためのものであって、非常用発電設備に係るものを除くものとする。</p> <p>⑬放出抑制設備</p> <p>放出抑制設備としては、重大事故等が発生した場合に工場等外への放射性物質等の放出を抑制するためのものであって、放水設備、注水設備、抑制設備とする。</p> <p>⑭緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所の設備としては、技術基準規則30条及び50条で要求されているものとし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋電源設備とする。</p> <p>⑮通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備としては、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、警報装置及び所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備、代替通信連絡設備とする。</p> <p>(個別施設事項（廃棄物管理施設）)</p> <p>A. 廃棄物管理設備本体</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>換気設備のうち「放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの」については、建物内の汚染するおそれがある管理区域に清浄な空気を供給するものとする。なお、「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散防止を目的としてビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>生体遮蔽装置については、原子力発電所放射線遮へい設計規程（JEAC4615-2008，日本電気協会）に定める遮蔽体の定義によるものとし、技術基準規則第38条，第53条，第74条，第76条における被ばく評価において機能を期待するものを含める。なお，水は生体遮蔽装置に含めない。</p> <p>ただし，補助遮蔽の要目表記載範囲は，管理区域と非管理区域の境界を構成する生体遮蔽装置とする。</p> <p>M. 原子炉格納施設</p> <p>原子炉格納容器安全設備については，外部から原子炉格納容器内に注水又はスプレーすることにより圧力又は温度の上昇を抑えるなど原子炉格納容器における閉じ込め機能を維持するための設備及び原子炉格納容器外面へ放水することにより放射性物質の拡散を抑制するための設備とする。重大事故時の対処等のために設置する設備を含め，常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については，一次冷却材喪失時や重大事故等の対処等のために，原子炉格納容器内，原子炉建屋内又は二次格納施設内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し，放射性物質の閉じ込め機能を維持し，大気への放射性物質の放出を抑制するための設備（原子炉格納容器安全設備に属するものを除く。）とし，加圧水型発電用原子炉施設のアイスコンデンサ型原子炉格納容器を設置している施設での原子炉格納容器水素再結合装置を含むものとする。各設備の水源（沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては圧力抑制室を除く。）についても含める。なお，格納容器再循環設備については，原子炉格納容器内からの熱除去機能に係る機器等を含むものとする。</p> <p>圧力逃がし装置については，重大事故等の対処等のために設置する設備を含めることとし，放射性物質の放出を低減するた</p>	<p>ガラス固化体検査室からガラス固化体を貯蔵建屋床面走行クレーンで貯蔵ピット上部まで移送し，貯蔵ピットの収納管内に収納した後，管理を行う設備とする。</p> <p>また，ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去（冷却）に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>B. 放射性廃棄物の受入れ設備</p> <p>輸送容器の受入れ及び一時保管，輸送容器からのガラス固化体の抜出し，ガラス固化体の検査，輸送容器の検査及び輸送容器の払出しを行う設備とする。</p> <p>C. 計測制御系統施設</p> <p>放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質濃度及び液体状の放射性廃棄物の著しい漏えいを検知し，警報を発する計測制御設備とする。</p> <p>D. 放射線管理施設</p> <p>出入管理関係設備，試料分析関係設備，放射線監視設備及び個人管理用設備とする。</p> <p>放射線管理施設については，廃棄物管理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視，測定し，その結果を記録するための設備とする。</p> <p>放射線監視設備のうち，放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排気中の放射性物質濃度を計測する装置にあつては，環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所で計測している装置）を対象とする。</p> <p>なお，廃棄物管理施設は管理区域から環境に放出する排水は無い。</p> <p>F. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設，液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設としては，収納管排気設備，換気設備とする。</p> <p>換気設備としては，放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>めのフィルターを含むものとする。</p> <p>N. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>非常用電源設備, 常用電源設備, 補助ボイラー, 火災防護設備, 浸水防護設備, 非常用取水設備, 敷地内土木構築物, 補機駆動用燃料設備 (非常用発電装置及び補助ボイラーに係るものを除く。) 及び緊急時対策所を対象としており, 以下のとおりとする。</p> <p>a. 非常用電源設備</p> <p>重大事故の発生防止等のために設置する設備は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また, 外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。基本設計方針としては, 配電系統も含めることとする。</p> <p>内燃機関に附属する冷却水設備については, 内燃機関 (シリンダー部) を直接冷却するシリンダー冷却系とする。</p> <p>冷却設備については, 原子炉補機冷却設備を除き, 内燃機関及び発電機等から発生する熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とし, 重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め, 常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>b. 常用電源設備</p> <p>発電機, 変圧器及び遮断器を要目表記載事項としているが, 所内の配電系統も含めて, 基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>c. 補助ボイラー</p> <p>補助ボイラーの管については, 補助ボイラー本体の管 (例: 火炉側壁管, バッフル管, 火炉後壁管, バンク後壁管, バンク側壁管又は蒸発管), 給水管 (給水止め弁からボイラーまで) 及び蒸気管 (ボイラー本体から蒸気止め弁までとし, 別紙-2 に図示する。</p> <p>補助ボイラーに附属する主配管については, 給水管 (給水タンクから給水止め弁まで) とし, 蒸気ヘッダー出口止め弁以降の補助蒸気管は含まないものとする。別紙-2 に図示する。</p> <p>d. 火災防護設備</p> <p>技術基準規則第 1 1 条及び第 5 2 条で施設要求されている</p>	<p>置するものとし, 一時的に設置する可搬型のものを除く。「一時的に設置する可搬型のもの」としては, 粒子状物質の飛散の防止を目的として, ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>なお, 流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設としては, 廃水貯蔵設備とする。</p> <p>なお, 流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しないよう設置する設備を含む。</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設としては, 固体廃棄物貯蔵設備とする。</p> <p>また, ガラス固化体貯蔵に必要な容量を有する貯蔵ピット及びガラス固化体の崩壊熱除去 (冷却) に係る機器及び構築物等を含むものとする。</p> <p>H. その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>①火災防護設備</p> <p>火災防護設備としては, 技術基準規則第 11 条で施設要求されている設備であって, 火災発生防止設備, 火災感知設備, 消火設備 (水源やガスポンプ等含む) 及び火災影響軽減設備等とする。</p> <p>消火設備は, その故障, 損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を及ぼすおそれがないものとする。</p> <p>②電気設備</p> <p>動力用変圧器, 遮断器, 運転予備用母線, 常用母線, 予備電源用ディーゼル発電機, 安全避難通路の照明, ケーブル及び電線路, 燃料貯蔵設備とする。</p> <p>③通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備としては, 安全設計上想定される事故が発生した場合に退避指示及び事業所内外との必要な連絡のために設置する警報装置, 所内通信連絡設備, 所外通信連絡設備とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>設備であって、火災区域構築物、火災区画構築物、火災感知設備及び消火設備（水源やガスポンベ等含む。）等とする。消火設備の主配管としては、水源やガスポンベ等から火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。なお、消火設備のうち完成品として一般産品の規格基準へ適合している汎用の消火器については基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>e. 浸水防護設備 外郭浸水防護設備については、防潮堤等の敷地外から津波・洪水の侵入を防止するための構築物とする。当該構築物に開口部を有する場合には、その閉止板等も含めることとする。 内郭浸水防護設備については、技術基準規則で防護対象としている機器等が設置されている区画で浸水を防護するための壁、扉及び堰（板状のものを含む。）等の構築物並びに当該区画内に侵入した水を排水する設備とする。また、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための措置として設置する堰等を含める。</p> <p>f. 非常用取水設備 設計基準事故又は重大事故等に対処するための水源又は熱の逃がし場として取水する海水を確保する構築物であり、津波による引波時にも海水を確保するためのものとする。</p> <p>g. 敷地内土木構築物 耐震設計上重要な設備を設置する施設の周辺斜面について、地震による影響で崩壊するおそれのある場合に崩壊防止策として用いられるものとする。 また、重大事故等対処設備の設置箇所（可搬型の場合は保管場所を含む。）及び可搬型設備の運搬塔のための道路の周辺斜面等について、地震等による影響で当該設備が使用不能とならないように、崩落するおそれのある場合に崩落防止策として設置するものとする。</p> <p>h. 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） 重大事故の発生防止等のために必要となる燃料の貯蔵又は移送塔のためのものであって、非常用発電設備及び補助ボイラ</p>	<p>④圧縮空気設備 圧縮空気設備としては、再処理施設の一般圧縮空気系と共用とする。</p> <p>⑤給水処理設備 給水処理設備としては、再処理施設及びMOX燃料加工施設のろ過水貯槽と共用とする。</p> <p>⑥蒸気供給設備 蒸気供給設備としては、再処理施設の一般蒸気系と共用とする。</p> <p>(個別施設事項 (MOX燃料加工施設))</p> <p>A. 加工設備本体 貯蔵容器受入設備、ウラン受入設備、原料粉末受払設備、原料 MOX 粉末缶取出設備、一次混合設備、二次混合設備、分析試料採取設備、スクラップ処理設備、粉末調整工程搬送設備、圧縮成形設備、焼結設備、研削設備、ペレット検査設備、ペレット加工工程搬送設備、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒解体設備、燃料集合体組立設備、燃料集合体洗浄設備、燃料集合体検査設備、燃料集合体組立工程搬送設備、梱包・出荷設備及びこれら設備・機器を収納する燃料加工建屋及びに貯蔵容器搬送用洞道を対象とする。</p> <p>B. 核燃料物質の貯蔵施設 MOX 粉末、ペレット、燃料棒、燃料集合体、UO₂ 粉末等を一時保管、貯蔵するための貯蔵容器一時保管設備、原料 MOX 粉末缶一時保管設備、ウラン貯蔵設備、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備、スクラップ貯蔵設備、製品ペレット貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び燃料集合体貯蔵設備を対象とする。また、燃料加工建屋内の MOX 燃料集合体の輸送容器等を一時保管するエリアを含めるものとする。</p> <p>C. 放射性物質の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>一に係るものを除くものとする。また、ポンプ車のポンプ駆動用の燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>i. 緊急時対策所 技術基準規則第46条及び第76条で要求されているものとする。</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設としては、燃料加工建屋の建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、窒素循環設備及び排気筒とする。また、重大事故等対処設備は外部放出抑制設備、代替グローブボックス排気設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含めるものとする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設としては、低レベル廃液処理設備及び海洋放出管理系とする。また、燃料加工建屋内の廃油保管エリアを含めるものとする。</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設としては、燃料加工建屋内の廃棄物保管エリア及び第2低レベル廃棄物貯蔵系とする。</p> <p>D. 放射線管理施設 放射線管理施設については、放射線監視設備とする。 重大事故が発生した場合に MOX 燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備を常設又は可搬型を問わず本施設に含める。</p> <p>E. その他加工施設 ①火災防護設備 火災防護設備としては、技術基準規則第11条及び第29条で施設要求されている設備であって、火災感知設備、消火設備（ガスポンプ等含む）及び火災影響軽減設備等とする。</p> <p>②所内電源設備（電気設備） 設計基準対処施設として、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に、加工施設の安全機能を維持するために必要な非常用所内電源設備、非常用直流電流電源設備、非常用無停電電源装置とする。 重大事故等に対処するために設置する発電機は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料貯蔵設備についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>③補機駆動用燃料補給設備</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>補機駆動用燃料補給設備としては、重大事故時等の対処に必要な燃料の貯蔵又は燃料補給等のためのものであって、非常用発電設備に係るものを除くものとする。</p> <p>④放出抑制設備 放出抑制設備としては、重大事故等が発生した場合に工場等外への放射性物質等の放出を抑制するためのものであって、放水設備、抑制設備とする。</p> <p>⑤水供給設備 水供給設備としては、重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備として水供給設備とする。</p> <p>⑥緊急時対策所 緊急時対策所の設備としては、技術基準規則 38 条で要求されているものとし、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋電源設備とする。</p> <p>⑦分析設備 分析設備としては、グローブボックス等及び分析済液処理装置を対象とする。</p> <p>⑧実験設備 実験設備としては、小規模試験設備を対象とする。</p> <p>⑨溢水防護設備 溢水防護設備としては、MOX 燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水、MOX 燃料加工施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合に安全機能を損なわないために設置するものであって MOX 燃料加工施設内における堰等とする。</p> <p>⑩水素・アルゴン混合ガス設備 水素・アルゴン混合ガス設備としては、混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>弁(焼結炉系, 小規模焼結処理系)を対象とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																							
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲</p> <p>工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種類の応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>3. 具体的な仕様表の作成方法</p> <p>3.1 資料構成</p> <p>(1) 仕様表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分と同じ順番に記載する。以下に施設区分を示す。</p> <p>なお、以下に示す施設区分のうち、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設及び、その他加工施設などの詳細な施設区分については、事業指定申請書または事業変更許可申請書に記載の施設区分と同じ順番に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="976 1308 1697 1850"> <thead> <tr> <th>再処理施設</th> <th>廃棄物管理施設</th> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設</td> <td>イ. 廃棄物管理設備本体 (1) 管理施設</td> <td>ロ. 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>ロ. 再処理設備本体 (1) せん断処理施設</td> <td>ロ. 放射性廃棄物の受入施設</td> <td>ハ. 成形施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 溶解施設</td> <td>ハ. 計測制御系統施設</td> <td>ニ. 被覆施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 分離施設</td> <td>ニ. 放射線管理施設</td> <td>ホ. 組立施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 精製施設</td> <td>ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設</td> <td>ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(5) 脱硝施設</td> <td></td> <td>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(6) 酸及び溶媒の回収施設</td> <td></td> <td>チ. 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>ハ. 製品貯蔵施設</td> <td></td> <td>リ. その他の加工施設</td> </tr> <tr> <td>ニ. 計測制御系統施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ. 放射線管理施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト. その他再処理設備の附属施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設	イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体 (1) 管理施設	ロ. 濃縮施設	ロ. 再処理設備本体 (1) せん断処理施設	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ハ. 成形施設	(2) 溶解施設	ハ. 計測制御系統施設	ニ. 被覆施設	(3) 分離施設	ニ. 放射線管理施設	ホ. 組立施設	(4) 精製施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	(5) 脱硝施設		ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	(6) 酸及び溶媒の回収施設		チ. 放射線管理施設	ハ. 製品貯蔵施設		リ. その他の加工施設	ニ. 計測制御系統施設			ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設			ヘ. 放射線管理施設			ト. その他再処理設備の附属施設			<p>2 工事計画認可申請における要目表の作成要領</p> <p>1. 目的</p> <p>新規制基準対応設備のうち別表第二において設備別記載事項を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として要目表の作成要領を策定する。</p> <p>なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 具体的な要目表の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 要目表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、別表第二の記載順に記載する。</p>	<p>赤字：炉の作成要領との相違</p> <p>緑字：炉のガイドとの相違</p> <p>青字：今回改正点</p> <p>・別表第二と同等の再処理施設等における仕様表対象設備の基本的な考え方と具体的な対象設備を示している箇所を引用し、記載を明確化</p> <p>・仕様表記載項目の基本パターンに合わせた具体的な記載例を別紙1に示すことを明確化</p> <p>・別表第二はないため、記載順を明確化。</p>
再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設																																								
イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体 (1) 管理施設	ロ. 濃縮施設																																								
ロ. 再処理設備本体 (1) せん断処理施設	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ハ. 成形施設																																								
(2) 溶解施設	ハ. 計測制御系統施設	ニ. 被覆施設																																								
(3) 分離施設	ニ. 放射線管理施設	ホ. 組立施設																																								
(4) 精製施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設																																								
(5) 脱硝施設		ト. 放射性廃棄物の廃棄施設																																								
(6) 酸及び溶媒の回収施設		チ. 放射線管理施設																																								
ハ. 製品貯蔵施設		リ. その他の加工施設																																								
ニ. 計測制御系統施設																																										
ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設																																										
ヘ. 放射線管理施設																																										
ト. その他再処理設備の附属施設																																										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 仕様表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備（系統）区分^{※2}の機能を有する設備であっても仕様表は 1 件を原則とし、別紙 2 に示す記載順位で作成するものとする。なお、A系/B系、第 1/第 2 のように同一機能、同一仕様の機器等及び1 つの機器に複数の機能を有するユニット品は、1 つの仕様表中に複数の機能に係る仕様を記載することを基本とし、複数の機能に係る場合は記載順位が早い順位に纏めて記載する。</p> <p>※ただし、ユニット品の構造や機能の関係性から、ユニット品の構成単位で仕様表を分けた方が設備仕様の整理が容易となるものは、設備別記載事項での記載を踏まえて、機器の構成単位で仕様表を分けて作成することも可とする。</p> <p>なお、ユニット品として仕様表を作成する場合は、ユニット品の機能、構造を整理し、機器等の分類を決定する。以下にユニット品として仕様表を作成する場合の例、分けて作成する場合の例を示す。</p> <p><ユニット品として作成する場合の具体例></p> <p>(例1) 容器 (円筒型・環状型)：冷却ジャケット付き 容器と熱交換器のユニット品であるが、主たる機器の機能は溶液・製品等の保持機能であるため容器の分類とし、冷却機能を担保する容器の附属品である冷却ジャケットは熱交換器に記載する項目を組み合わせた仕様表として作成する。</p> <p>(例2) 搬送設備：遮蔽容器付きクレーン 搬送装置と遮蔽設備のユニット品であるが、主たる機器の機能は核燃料物質等の搬送であるため、搬送装置の分類とし、遮蔽機能を担保する搬送装置の附属品である補助遮蔽は遮蔽設備に記載する項目を組み合わせた仕様表として作成する。</p> <p><ユニット品を分けて作成する場合の具体例></p> <p>(例1) ファン：フィルタ付 (一体型) ファンとフィルタのユニット品 (一体構造) で設計するが、設計基準対処施設ではフィルタ付き排風機 (浄化+排気) で使用し、重大事故等対処時ではその一部であるフィルタ (浄化) のみを使用するといった場合は、一体構造のユニット品とするが、設備別記載事項での記載を踏まえて、機器の構成単位で仕様表をファンとフィル</p>	<p>c. 要目表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備（系統）区分^{※2}の機能を有する設備であっても要目表は 1 件とする。</p>	<p>・仕様表作成単位および別紙 2 に纏める機器等の記載順位で作成することを追記。</p> <p>・仕様表の合理化のためユニット品の仕様表記載の考え方を追加。</p> <p>・別紙 1 (記載例) を参考として個々の機器で整理することを追記。</p> <p>・ユニット機器での仕様表を作成する場合の基本パターンの分類の考え方を追記。</p> <p>・ユニット機器として仕様表を纏めて作成する場合と分けて作成する場合の例示を明確化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要がある、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>	<p>タに分けて作成する。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合は、関係する設備区分での記載を網羅する必要がある、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p> <p>c. 仕様表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。 ※1：今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 （例）〇〇ポンプ（手続き対象外）</p> <p>d. 核燃料施設は設備（機器）名が統一され対象特定し難いものが多いため、系統名、機器番号等を記載し対象が特定できるものとする。（以下、各章においても同様。）</p>	<p>b. 要目表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。 ※1：今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 （例）〇〇ポンプ（手続き対象外）</p> <p>※2：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。 （以下、各章においても同様。）</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これら仕様については、要目表として記載することとする。このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様がわかるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように下限又は上限である旨を明記しても良いこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<p>3.2 仕様表の記載項目</p> <p>仕様表の記載項目については、技術基準規則、事業変更許可申請書で示した機能、性能が基準等へ適合していることを説明する上で構造、性能等に係る具体的な数値等を示す個別機器等を「①仕様表を作成する全ての設備に共通して具体的な対象設備（名称）、個数、配置等を特定するための情報である共通項目」、「②仕様表を作成する設備における機能、性能のうち強度計算及び評価等の設計条件（核的制限値、設計熱交換量、伝熱面積、排気風量等）となる設計条件項目」、「③機能、性能を担保するための設計条件項目と関係する機器仕様（材料、寸法等）となる仕様項目」に記載項目を分類して示す。</p> <p>また、別紙1及び添付-1に示す個別機器等の記載例等を参考とし、当該機器が関係する技術基準規則の各条文及び事業変更許可申請書に記載の機能、性能等及び記載項目を個々に整理し、変更前後がわかる仕様表を作成する。</p> <p>なお、既認可の仕様表記載項目のうち、以下に示すような発電炉との記載項目の横並び、技術基準適合性等に係らない項目や数値等の仕様記載ではない項目については、仕様表から基本設計方針等（添付書類、添付図面含む）に記載を移すものとする。</p> <p>①耐震クラス、機器の種類（溶接の機種区分）については、発電炉に合わせ「主要設備リスト」へ記載し、仕様表に記載しない。</p> <p>②既設工認仕様表に記載している標準濃度、流体の種類については、工程情報を示す項目であり、設備仕様と直接かかわらない項目であることから、仕様表に記載しない。</p> <p>③既設工認仕様表に記載している②に示す工程情報、その他の規則、基準等への適合性との関係がある事項を記載した特記事項（搬送設備の落下防止インターロック、計装設備の安全上重要な施設の系統分離等）で記載していた情報は、設工認作成要領【基本的考え方】に示す各書類（基本設計方針、仕様表、添付書類、添付図面）で記載すべき基本的な考え方に基づき、それぞれの書類において記載の加除（追加／変更／明確化）を行い記載する。</p>		<p>添付-1については、再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設の全体を網羅できる機器を例に作成。</p> <p>・基本設計方針等を含むものを明確化</p> <p>・工程情報は仕様表へ記載しないことを明確化（標準濃度、流体の種類は工程情報として整理）</p> <p>・既設工認仕様表に記載の工程情報、特記事項の整理方針を追加。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>⑤ 添付図の呼び込みについては、必要な設計仕様を仕様表に記載することから、仕様表に記載しない。</p> <p>(1) 仕様表へ記載する項目、内容</p> <p>a. 共通項目</p> <p>(a) 名称</p> <p>機器等を識別するため、原則として名称及び()で機器番号を記載し、記載する名称は現物と整合するよう設備図書で使用している名称を記載する。</p> <p>なお、設備図書において名称のみで機器番号が無い機器等の場合は名称のみ記載し、弁のような名称が無い機器等で機器番号がある場合は機器番号を記載する。</p> <p>具体的な名称の記載例は 2.3 に示す。</p> <p>なお、配管、ダクトの場合は、対象範囲が識別できるように記載する。</p> <p>(記載例1) 名称：(機器)～(機器)</p> <p>(記載例2) 名称：○○出口配管～(機器)</p> <p>(記載例3) 名称：○○入口配管及び○○出口配管～(機器)</p> <p>(b) 種類又は主要構造</p> <p>機器等の種類又は建物・構築物の主要構造を示すため、形状や機能より分類した種類を記載する。分類及び記載内容の例を以下に示す。</p> <p><容器 (ライニング型) ></p> <p>・金属ライニング形、樹脂ライニング形とする。</p> <p>(電力確認)</p> <p><容器 (ラック型) ></p> <p>・ラック形とする。(電力確認)</p> <p><容器 (房型) ></p> <p>・○○とする。(既認可、電力確認)</p> <p><容器 (環状・円筒型) ></p> <p>・円筒形容器の基本型式は、たて、横の置き方と円筒形の組合せとする。なお、環状形容器は環状形とする。(電力確認)</p> <p>(記載例) たて置円筒形、横置円筒形、環状形</p> <p><漏えい液受皿></p>		<p>・配管・ダクトの名称記載として From-To の記載例は 2.3 に記載箇所を移行</p> <p>・建物・構築物の構造を示す項目を追記。</p> <p>・機器ごとの記載項目と記載内容の具体化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>・金属ライニング形、樹脂ライニング形とする。</p> <p><バルスカラム></p> <p>・円筒形、環状形とする。</p> <p><ミキサセトラ></p> <p>・ミキサセトラとする。</p> <p><運搬・製品容器></p> <p>・円筒形、箱形、キャスク形とする。(電力確認)</p> <p><ろ過装置></p> <p>・円筒形とし、たて、横の置き方と円筒形の組合せとする。(容器と同じ)</p> <p><熱交換器></p> <p>・伝熱管を有する熱交換器、凝縮器、冷却器は、たて、横の置き方とし字管、直管等の管形状の組合せとする。</p> <p>(記載例) たて置直管式、横置り字管式</p> <p><冷却塔/冷凍機></p> <p>・冷却塔[※]は空冷式、水冷式、冷凍機は圧縮式、吸収式とする。</p> <p><ボイラー></p> <p>・水管式、缶筒煙管式とする。</p> <p><電気ヒータ></p> <p>・シーズヒータ、カートリッジヒータ、鑄込みヒータとする。</p> <p><ポンプ></p> <p>・渦巻形、タービン形、軸流形、斜流形、カスケード型、ピストン形、プランジャー形、ダイヤフラム形、ギア形、スクリー形、ペーン形とする。</p> <p><特殊ポンプ></p> <p>・スチームジェットとする。</p> <p><圧縮機></p> <p>・往復式、回転式、遠心式、軸流式とする。</p> <p><ファン></p> <p>・遠心式、軸流式、斜流式、横流式とする。</p> <p><主要弁></p> <p>・止め弁、閉止ダンパとする。</p> <p><安全弁及び逃がし弁></p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>・全量式、揚程式とする。</p> <p><フィルタ></p> <p>・粒子フィルタ、よう素フィルタ、金属フィルタとする。</p> <p><主配管></p> <p>・種類は記載しない。</p> <p><排気筒></p> <p>・鉄塔支持型とする。*</p> <p><建物・構築物></p> <p>・建物又は洞道は鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。*</p> <p><飛来物防護設備></p> <p>・防護ネット、防護板とする。*</p> <p><溢水/化学薬品防護設備></p> <p>・扉、堰（コンクリート又は金属製）とする。</p> <p><遮蔽設備></p> <p>・扉、ハッチ、窓、蓋、プラグとする。</p> <p><搬送設備></p> <p>・天井走行式、床面走行式、水中走行式とする。</p> <p><機械装置></p> <p>・油圧式、機械式、自然式等とする。</p> <p><核物質等取扱ボックス></p> <p>・グローブボックス、オープンポートボックス、フードとする。</p> <p><変圧器></p> <p>・乾式とする。</p> <p><受電開閉設備用遮断器></p> <p>・真空遮断器、ガス遮断器、破気遮断器、空気遮断器、気中遮断器、配線用遮断器とする。</p> <p><電源盤></p> <p>・盤名称で明確化できるため、種類は記載しない。</p> <p><発電機></p> <p>・横軸回転界磁3相同期発電機、4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関等とする。</p> <p><無停電電源装置></p> <p>・静止形低電圧低周波数電源装置とする。</p> <p><電力貯蔵設備></p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>F. 個数</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時には その機能に期待しないものにあつては、技術基準規則上必要な個数と バックアップの個数とを分けて記載するとともに、「〇〇以上」として、維持する必要がある個数を</p>	<p>・シール形クラッド式据置鉛蓄電池、サイリスタ整流器とする。</p> <p><計装/放管設備></p> <p>・検出器の種類に記載のとおり。</p> <p><保守設備></p> <p>・マニプレータ、シャッタ等とする。</p> <p>※基礎に設置する建物・構築物は、直接基礎、べた基礎、杭基礎を種類に併記する。</p> <p>(c)個数(基数)</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において技術基準規則及び事業変更許可申請書へ適合させるためにその機能、性能を満足するために必要な機器等の個数(基数)を記載することとする。</p> <p>なお、運搬・製品容器であつて、通常運転時において同じ構造の機器が繰り返し製造、使用されるものについては、当該容器の保管庫の最大貯蔵・保管容量を保管庫の仕様表記載項目として記載することから運搬・製品容器の記載項目として個数は記載しない。</p> <p>重大事故等対処設備の可搬型設備のように維持する必要のある個数については、「〇〇以上」と記載することでもよいこととする。</p> <p>なお、バックアップについて()を付して個数及びバックアップである旨の注記を記載することとする。</p> <p>なお、機器の点検又は取替えを効率的に行うため、繰り返しの入れ替えを目的として取替えを行う放射線分解水素による爆発の防止に係る重大事故等の対処及び臨界事故の拡大の防止に係る重大事故等の対処並びに有機溶媒等における火災及び爆発の拡大防止に係る重大事故等対処に使用する機器等(代替安全圧縮空気系の安全弁、塵ガス貯留設備の安全弁等)については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について()を付して個数及び予備品であ</p>		<p>個数の記載目的と記載程度を明確化</p> <p>製品容器、ガラス固化体貯蔵容器のような管理区域内で取り扱う容器で通常運転時に使用する容器は臨界防止機能、閉じ込め機能に係る仕様値は記載するが消耗品と同じ扱いとして個数自体の記載は個別の仕様表として記載しない。</p> <p>ローテーションパーツ又は構造上一次使用したら交換を行う機器等であつて予備を用意している場合は予備の個数を記載することを追加</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>記載することでもよいこととする。なお、バックアップについて () を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>一方、通常運転時及び設計基準事故時に用いるための機器等であって、機器の点検又は取替を効率的に行うため、繰り返しの入替えを目的として取替えを行う原子炉冷却材圧力バウンダリに係る機器等(主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、改良型沸騰水型発電用原子炉施設の原子炉再循環ポンプモーターカバー及び補助カバー並びに加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材ポンプケーシングカバー等)については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について () を付して個数及び予備品である旨の注釈を記載することとする。そのため、使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事となる。</p> <p>G. 取付箇所</p> <p>常設の機器等(可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。)については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> <p>可搬型の機器等については、保管している場所に加え、使用時に取り付ける箇所を () を付して記載することとする。</p>	<p>旨の注釈を記載することとする。</p> <p>(d) 取付箇所</p> <p>常設設備(可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。)の十分な配置(独立性、位置的分散等)を示すため、設置床として建屋名称、部屋名称、T.M.S.L.を記載する。</p> <p>また、溢水又は化学薬品防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さを示すため、溢水/化学薬品防護上の区画番号、溢水/化学薬品防護上の配慮が必要な高さを記載する。</p> <p>可搬型の機器等については、保管場所を記載するとともに各保管場所へ分散して保管する場合は各保管場所へ保管する個数を記載する。また、保管場所の他に当該可搬型の機器を使用時に取り付ける箇所を() を付して記載する。</p> <p>(設置床の記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前処理建屋 塔槽類廃ガス処理第1室 T.M.S.L. 10.00 <p>(溢水防護区画及び据付高さの記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・W(溢水)-AA01(建屋及びフロア連番)-01(連番) T.M.S.L. 20.00以上 <p>(薬品防護区画及び据付高さの記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C(薬品)-AA02(建屋及びフロア連番)-01(連番) T.M.S.L. 20.00以上 <p>(可搬型の機器の記載例)</p> <p><保管場所を示す場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備保管場所(前処理建屋内) T.M.S.L. 10.00 ・可搬型重大事故等対処設備保管場所(第1保管庫・貯水所内) T.M.S.L. 10.00 ・可搬型重大事故等対処設備保管場所(屋外:前処理建屋近傍(西側)) T.M.S.L. 10.00 <p><取付箇所></p>		<p>発電炉の系統名(ライン名)は仕様表記載項目から削除</p> <p>※設置場所情報を全機器統一して示す。</p> <p>設置床、溢水又は薬品防護区画及び据付高さ、可搬型機器の保管場所及び使用場所の記載例を追加。</p> <p>※溢水及び薬品防護区画番号の採番ルールと据付高さの記載例は火災・溢水Gと協議</p> <p>※可搬型の機器の記載例については重大事故G及び防災施設課、一部施設課と協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学薬品を追記。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力</p> <p>通常運転時, 設計基準事故時又は重大事故等時等の対応に必要な性能が異なる場合には, 要求される性能を列記する必要がある, 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係が分かるように記載することとする。</p>	<p>・前処理建屋 塔槽類廃ガス処理第1室 J.M.S.L.10.00</p> <p>・屋外:前処理建屋近傍 J.M.S.L.10.00</p> <p>b. 設計条件項目</p> <p>(a) 建物・構築物, 飛来物防護設備等に係る耐震評価(地盤, 基礎)に係る支持地盤の許容支持力度, 支持地盤の極限支持力度, マンメイドロックの強度, 支持地盤, 杭の強度を記載する。</p> <p>(b) 流体の種類</p> <p>配管, 容器等で取扱う流体を示すため, 流体の種類を記載する。設備の構造上, 複数の流体を記載する必要がある場合は, 区別して記載する。</p> <p>(b) 容量</p> <p>通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時, 設計基準事故時及び重大事故等時において技術基準規則及び事業変更許可申請書へ適合させるためにその性能を満足するために必要な容量を記載する。</p> <p>また, その対応に必要な性能が要求される機能で異なる場合は, その対応関係が分かるように数値等を列記して記載するとともに, その妥当性を説明する添付書類(例えば設備別記載事項の設定根拠に関する説明書, 安全機能を有する施設, 安全上重要な施設及び重大事故等対処施設の健全性に関する説明書等)と整合した記載とする。</p> <p><容器:ライニング型></p> <p>・消火設備の消火用水, 放射性物質を含む廃液又は廃樹脂の貯留又は燃料貯蔵プール等への補給水, 重大事故等の対処に使用する水を貯留するために必要な容量を記載する。</p> <p>(火災, 閉じ込め, 水供給機能関連)</p> <p><容器:ラック型></p> <p>・使用済燃料, 放射性固体廃棄物を一時保管, 貯蔵するために必要な容量を記載する。</p> <p>(臨界防止, 使用済燃料の貯蔵, 廃棄, 保管廃棄, 搬送機能関連)</p>		<p>・耐震設計に係る項目を追加。</p> <p>・流体の種類は, 各種強度評価, 健全性評価に係る情報であるが関係する説明書内で明確にすることで仕様表記載項目からは削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p><容器：塔型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン・プルトニウムを含む溶液及び気体又は液体状の放射性廃棄物の貯留，これらの浄化，蒸発（減容）処理するために必要な容量を記載する。 （閉じ込め，廃棄機能関連） <p><容器：円筒・環状形></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン・プルトニウムを含む溶液及び気体又は液体状の放射性廃棄物の貯留，事故等のサポート系であるユーティリティ（消火剤，燃料油，空気，水等であって可搬型のものも含む）の貯留するために必要な容量を記載する。 （火災，閉じ込め，廃棄，居住性機能関連） <p><漏えい液受皿></p> <ul style="list-style-type: none"> ・液体状の放射性廃棄物（不溶解残渣廃液及び高レベル廃液等の沸騰する可能性がある溶液で低レベル廃液を除く）及び漏えい後における希釈水を貯留するために必要な容量を記載する。 （閉じ込め：ソースターム制限機能関連） <p><パルスカラム，ミキサセトラ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン・プルトニウムを含む溶液の処理容量を記載する。（許可整合のみ） <p><運搬・製品容器></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン粉末，MOX 粉末及び溶融ガラスを封入する容量を記載する。 （臨界防止，閉じ込め機能関連） <p><ろ過装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・液体状の放射性廃棄物の浄化処理するために必要な容量を記載する。 （使用済燃料の貯蔵等，廃棄機能関連） <p><熱交換器，冷却塔／冷凍機，電気ヒータ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱の伝達性能（加熱・冷却）を表す容量（設計熱交換量，設計燃焼熱量）を記載する。その際，有効な面積の算出に必要な情報については，構造図にて図示することとする。 <p><ボイラ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気の供給性能を表す容量を記載する。 （閉じ込め機能関連） 		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>C. 加熱面積及び伝熱面積 熱の伝達性能を表す必要があり、加熱及び伝熱に有効な面積を記載することとする。その際、有効な面積の算出に必要な情報については、構造図にて図示することとする。</p>	<p><ポンプ></p> <ul style="list-style-type: none"> 記載する能力とその項目の例を以下に示す。 容器では貯留能力を示すほか、しゃへいや火災等による損傷の防止の評価に使用する主要条件であることから容量を記載する。 		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>B. 最高使用圧力, 最高使用温度</p> <p>重大事故等対処設備については, 重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって, 設計上定めるもの (以下「重大事故等時における圧力又は温度」という。) を記載することとする。</p> <p>また, 設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で, 重大事故等時における圧力又は温度が, 設計基準対象施設としての最高使用圧力又は最高使用温度を超える場合は, その対応関係が分かるように記載することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換器類については, 設備に応じて設計熱交換量, 設計燃焼熱量を容量として記載する。 また, 加熱及び伝熱に有効な伝熱面積については, 容量 (設計熱交換量等) とは別に, 設備の能力として記載する。 ・装置類及び廃ガス処理設備等は, 設備の処理能力を記載する。 ・サーモサイフォン型蒸発缶 (加熱部) は貯留能力に加えて, 処理容量及び設計熱交換量を記載する。 サーモサイフォン型蒸発缶 (気液分離部) 及びジャケット型蒸発缶は, 設計蒸発量を記載する。 ・ポンプ類は, 型式に応じて容量及び揚程又は吐出圧力を定格値として記載する。 ・安全弁, 逃がし弁は吹出圧力, 吹出量, 吹出場所を記載する。 <p>(d) 最高使用圧力, 最高使用温度</p> <p>強度評価対象の機器について, 評価に用いる設計条件の主要項目として最高使用温度, 最高使用圧力を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備については, 重大事故時等における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって, 設計上定めるもの (以下, 「重大事故等時における圧力または温度」という。) を記載することとする。</p> <p>ただし, 水素爆発及び TBP 等の錯体による急激な分解反応のように瞬間的な衝撃によって生じさせる圧力, 温度については, 計算書にて影響評価を行う。</p> <p>また, 設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で, 重大事故時等における圧力又は温度が, 設計基準対象施設としての最高使用圧力または使用温度を超える場合は, その対応関係が分かるように記載することとする。</p> <p>なお, 各設備において, 内圧及び外圧の両方が発生するときは, 両方の値を記載し, 内圧及び外圧の別が分かるようにする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換器に係る記載項目として, 容量 (設計熱交換量等) と伝熱面積の双方を記載することを明示。 ・安全弁, 逃がし弁の項目を追記。 ・項目の記載対象機器を明確化。 ・重大事故時の最高使用温度, 最高使用圧力の扱いについて, 別添 1 に示す。 ・耐圧強度評価を行う対象については, 「添付書類の考え方」で示すため, 本項から削除する。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																
	<p>(c) 臨界管理</p> <p>臨界安全管理対象の機器は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするための管理方法を記載する。臨界安全管理の管理方法である全濃度安全形状寸法管理 (または形状寸法管理)、濃度管理、質量管理等を記載する。</p> <p>(e) 核的制限値</p> <p>核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニットとしては、設備の形状寸法、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せ、複数ユニットとしては、単一ユニット相互間の最小距離等により臨界を防止するための措置における管理値を核的制限値として記載する。</p> <p>(記載例 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 形状寸法のみの場合 <table border="1" data-bbox="1006 993 1700 1131"> <thead> <tr> <th colspan="4">名称</th> <th>〇〇槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核的制限値</td> <td>最大内径</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>面間最小距離</td> <td>槽間</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載例 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の臨界管理方法が適用される機器は以下の記載としてもよい。 <table border="1" data-bbox="1006 1312 1700 1587"> <thead> <tr> <th colspan="4">名称</th> <th>〇〇槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>濃縮度</td> <td>%</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>減速度</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔</td> <td>cm</td> <td></td> <td>〇〇以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 化学的制限値、熱的制限値</p> <p>火災・爆発に係る防護対象機器、火災区域、火災区画の窒素濃度、耐熱強度等の制限値を制限値として記載する。</p> <p>(g) 漏えい率、開口部風速</p> <p>核物質等を取扱うボックスの閉じ込め機能に係る</p>	名称				〇〇槽	核的制限値	最大内径	mm		〇〇	面間最小距離	槽間	mm	〇〇	名称				〇〇槽	核的制限値	濃縮度	%		〇〇	減速度	mm		〇〇	他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔	cm		〇〇以上		<p>・設備仕様に直接かかわらない項目であることから、仕様表に記載しない。</p> <p>・化学的・熱的制限値について追加。</p> <p>・核物質等取扱ボックスの記載項目を追記。</p>
名称				〇〇槽																															
核的制限値	最大内径	mm		〇〇																															
	面間最小距離	槽間	mm	〇〇																															
名称				〇〇槽																															
核的制限値	濃縮度	%		〇〇																															
	減速度	mm		〇〇																															
	他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔	cm		〇〇以上																															

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>設計条件として、グローブボックス等の漏えい率、フード等の開口部風速を記載する</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>D. 主要寸法、外径及び厚さ</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要となる主要な寸法、管等の外径については原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。なお、ホース等の一般産業品を重大事故等クラス3機器として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を設計確認値等に代えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、要目表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合には、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでもよいこととする。</p>	<p>c. 仕様情報</p> <p>(a) 主要寸法</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等のほか、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要となる主要な寸法、管等の外径について原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。（記載項目の詳細については、添付-1に示す。）</p> <p>なお、ホース等の一般産業品を重大事故等対処設備として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を公称値等に変えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、仕様表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合には、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでもよいこととする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>E. 材料</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものとする。</p> <p>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。）又は発電用原子力設備規格 材料規格（J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。）に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S, A S T M 等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>P. 効率、再結合効率</p> <p>効率は、公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルターについて、対象とする放射性物質を除去する割合とする。</p> <p>再結合効率は、再結合装置内に流入した水素を酸素と再結合し除去する割合をいう。</p>	<p>(b) 主要材料</p> <p>機器等の安全性評価や強度評価等の対象となる主要な材質を記載する。</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものを記載する。</p> <p>J I S, A S T M 等の規格に規定されていない材料であって、その科学的成分及び機械的強度が J I S, A S T M 等の規格に規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として仕様表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項を仕様表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。</p> <p>なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>材料記号の記載方法は以下のとおりとする。</p> <p>① J I S 規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S 規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <p>・設備の施設以降に、J I S 規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回の申請において施設時の J I S 材料記号を記載する。</p> <p>・既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の J I S 材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>② J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>(c) 効率</p> <p>公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルター等（よう素フィルタ、セラミックフィルタ等）について、対象とする放射性物質を除去する割合を記載する。</p>	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S 規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S 規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <p>①設備の施設以降に、J I S 規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回の申請において施設時の J I S 材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の J I S 材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p>	<p>・2.3 と記載内容が重複するため削除。</p> <p>・対象の具体化</p> <p>・水素の再結合装置については対象がないため削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>○. 空気流入率</p> <p>空気流入率は、技術基準規則において居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載するものとする。なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p> <p>L. 検出器の種類</p> <p>計測装置及び放射線管理用計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「弾性圧力検出器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」及び「熱電対」等 ・流量の計測－「差圧式流量検出器」及び「電磁式流量検出器」等 ・水位の計測－「差圧式水位検出器」等 ・水質の計測－「導電率検出器」等 ・放射線の計測－「電離箱」、「シンチレーション」及び「半導体式」等 <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等の起動信号においては、信号を発生する検出器を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加圧器圧力検出器」、「一次冷却材温度検出器」及び「出力領域中性子検出器」等 	<p>(d) 空気流入率</p> <p>居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載する。</p> <p>なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p> <p>(e) 原動機</p> <p>ポンプ、ファン等の原動機と一体となった機器について、技術基準の要求に係る原動機の種類、出力、個数、取付箇所を記載する。</p> <p>(f) 駆動方式</p> <p>主要弁の駆動方式として、電動式か空気作動式を記載する。</p> <p>(g) 検出器の種類</p> <p>計測装置、放射線管理用計測装置、安全保護回路においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「エアバージ式差圧発信器」、「圧力発信器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」、「熱電対」等 ・流量の計測－「オリフィス式差圧発信器」、「電磁式」等 ・液位の計測－「エアバージ式差圧発信器」等 ・密度の計測－「エアバージ式差圧発信器」等 ・放射線の計測－「電離箱」、「シンチレーション」、「半導体式」等 ・臨界警報装置－「プラスチックシンチレーション検出器」 		<p>・対象の具体化</p> <p>・対象の具体化</p> <p>・設備単位から項目単位に記載を見直し。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>M. 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値</p> <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、要目表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>I. 制御方式及び制御方法</p> <p>安全保護系にデジタル安全保護系を適用する場合には、デジタル安全保護系を適用することを記載することとする。なお、ここでいうデジタル安全保護系とは、安全保護系の論理演算機能（作動（起動）回路）がデジタル化されている設備をいう。また「原子炉の制御方法」に、制御棒価値ミニマイザによる制御方法について記載すること。</p>	<p>(h) 計測範囲、警報動作範囲</p> <p>計測装置、放射線管理用計測装置においては、計測範囲、警報動作範囲を示す。</p> <p>なお、警報動作範囲については、警報動作値を持たない検出器は「－」を記載する。</p> <p>(i) 設定値</p> <p>安全保護回路については、回路が作動する設定値を示す。上限値又は下限値であることを明確にするため、仕様表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>(j) 出力、回転速度、起動時間、出口圧力、燃料、力率、電圧、電流、相、周波数、結線法、冷却方法、遮断電流、遮断時間等</p> <p>電気設備及びディーゼル機関については、電圧等の設備の使用情報を示す項目を記載する。</p> <p>(k) 耐火被膜</p> <p>外部火災防護において、耐火被膜の塗装を施す機器等（屋外に設置する機器等）について、耐火被膜の種類と厚さを記載する。</p> <p>耐火被膜の厚さについて、下限値であることを明確にするため、仕様表に記載する値は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>d. 注記</p> <p>仕様表に記載した内容補足説明する必要がある場合は、仕様表の該当事項に呼び合い記号（例 〇〇*¹⁾）を付し、仕様表外にて該当事項の補足説明を記載する。（具体的な記載例は別紙1参照）</p>		<p>・安全保護回路の記載項目を追記。</p> <p>・当社において、発電炉のような特記すべき制御方式及び制御方法がないため、h. 制御室機能及び緊急時対策所機能と記載を統合することとし、削除する。</p> <p>・耐火被膜の項目を追記。</p> <p>・具体的な注記の例を後段で示すことから、概要記載に見直し。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>H. 原子炉冷却材又は一次冷却材の純度 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率及び塩素イオンに係るものを記載することとする。加圧水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率、リチウムイオン、塩化物イオン、溶存酸素、溶存水素及び濁度に係るものを記載することとする。</p> <p>J. 最大反応度価値 原子炉（炉心）が臨界（臨界近接を含める。）にある場合において、制御棒1本（複数の制御棒が同時に引き抜かれる場合にあつてはその制御棒全数）を引き抜くことにより炉心に生ずる反応度の変化量の最大値を記載することとする。</p> <p>K. 負の反応度添加率 全制御棒が挿入できない場合に液体制御材を注入することによって原子炉を停止する時に単位時間当たりに炉心に与えられる負の反応度の量を記載することとする。</p> <p>N. 中央制御室機能、中央制御室外原子炉停止機能、緊急時制御室操作機能及び緊急時対策所機能 技術基準規則に対応して具備することとしている機能を記載する必要がある。</p>	<p>e. 制御室機能及び緊急時対策所機能 技術基準に対応して制御室及び緊急時対策所が具備することとしている機能（集中監視及び操作、設置する制御盤類、外部状況把握、居住性の確保等）について記載する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。 ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。 ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考												
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (前略)</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に 関係する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に 関係する設備の区分においては、主たる機能に関する 設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載すること で機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞ れの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。た だし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異 なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必 要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するも のとする。</p>	<p>2.3 仕様表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) 他施設と共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1032 457 1700 684"> <thead> <tr> <th colspan="2">仕様表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設／ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(○ ○施設、○▽施設と共 用)」を記載する。</td> <td>モニタリングポ スト (○○施設、○▽施 設と共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>①他施設と共用する設備は、それぞれの施設に設備仕 様を記載する。また、他施設と設備の一部を共用す る場合は、その一部を共用する旨記載する。 (別紙1 記載例 1/12 : ①参照)</p> <p>②他施設と共用する設備を登録している側（以下、「設 備登録側」という。）の設備名称を明確にするため、 注記にて設備登録側である旨を記載する。 (別紙1 記載例 2/12 : ①参照)</p> <p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備（系統）区分で兼用する設備の記載方針</p>	仕様表の記載方法		記載例	常設／ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○施設、○▽施設と共 用)」を記載する。	モニタリングポ スト (○○施設、○▽施 設と共用)	<p>2.2 要目表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) ○▽発電所登録側の共用する設備の名称についての 表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1786 457 2454 642"> <thead> <tr> <th colspan="2">要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設／ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共用)」 を記載する。</td> <td>△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>「○▽発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。</p> <p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備（系統）区分で兼用する設備の記載方針</p> <p>①従前の規制より複数の設備（系統）区分の設計基準 対象施設として使用しているもの（残留熱除去系 ポンプ等）は、従前の規制手続きと同様に主たる機 能に着目し、設計基準対象施設として「主たる設備 （系統）区分」のみに記載する。</p>	要目表の記載方法		記載例	常設／ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共用)」 を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)	<p>⇒仕様表の作成単位は、 本文設備を踏まえて添付 書類五、六の系毎を原則 とする。</p> <p>・他施設との共用である ため、それぞれの施設 に仕様を記載する。ま た、設備の一部を共用 する場合は、共用部分 がわかるように記載す る。</p> <p>・当社において、設計基準 対象施設は、複数の設 備区分で兼用していな いため、記載しない。</p>
仕様表の記載方法		記載例													
常設／ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○施設、○▽施設と共 用)」を記載する。	モニタリングポ スト (○○施設、○▽施 設と共用)													
要目表の記載方法		記載例													
常設／ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共用)」 を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)													

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①新たな規制への対応のために複数の設備 (系統) 区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備 (系統) 区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の設計基準対象施設を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの (データ収集装置等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 3/12 : ①参照) ・新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として兼用するもの (情報収集装置等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 4/12 : ①参照) <p>(b) 複数の設備 (系統) 区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備 (系統) 区分の機能を持つ設備を他の設備 (系統) 区分の設備として兼用するものは、「主となる設備 (系統) 区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備 (系統) 区分」, 「兼用すること」及び「設備 (系統) 名称」を記載する。 (別紙1 記載例 5/12 : ①参照)</p>	<p>②新たな規制への対応のために複数の設備 (系統) 区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備 (系統) 区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の設計基準対象施設を他の設備 (系統) 区分の設計基準対象施設として新たに兼用するものは設計基準対象施設として「兼用先」に記載する。 ・既存の設計基準対象施設を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの (ほう酸水注入ポンプ等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ①参照) ・新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として兼用するもの (格納容器圧力逃がし装置, 常設低圧代替注水ポンプ等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 2/14 : ①参照) <p>(b) 複数の設備 (系統) 区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備 (系統) 区分の機能を持つ設備を他の設備 (系統) 区分の設備として兼用するものは、「主となる設備 (系統) 区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備 (系統) 区分」, 「兼用すること」及び「設備 (系統) 名称」を記載する。 (別紙1 記載例 3/14 : ①参照)</p>	<p>・当社において、設計基準対象施設は、複数の設備区分で兼用していないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本設工認で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 (別紙1 記載例 5/12 : ②参照)</p> <p>(c) 「主となる設備(系統)区分」と「兼用先」の仕様表の関連付け</p> <p>①「主となる設備(系統)区分」には、「兼用先」の「設備(系統)区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備(系統)区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備(系統)区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備(系統)区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備(系統)区分」のみを記載する。 (別紙1 記載例 5/12 : ③参照)</p> <p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。</p>	<p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本工事計画で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 (別紙1 記載例 3/14 : ②参照)</p> <p>④設備(系統)区分によって記載すべき仕様(揚程等)が異なるものについては、その異なる仕様を一つの要目表にまとめて記載する。この場合、複数の仕様が併記されるため、該当する仕様に注記を付記し、対応する設備(系統)区分が明確になるように記載する。 (別紙1 記載例 4/14 : ①参照)</p> <p>(c) 「主となる設備(系統)区分」と「兼用先」の要目表の関連付け</p> <p>①「主となる設備(系統)区分」には、「兼用先」の「設備(系統)区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備(系統)区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備(系統)区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備(系統)区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備(系統)区分」のみを記載する。 (別紙1 記載例 3/14 : ③参照)</p> <p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。 (別紙1 記載例 2/14 : ②参照)</p>	<p>・当社において、設備区分によって記載すべき仕様が異なるものはないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③「兼用する設備(系統)区分」については、別紙2の「仕様表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器、管等)が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、仕様表として記載できる場合は、別紙2「仕様表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、仕様表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で仕様表として記載できる機器区分がない場合、仕様表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 放出抑制設備、補機駆動用燃料補給設備等に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため設工認の手続きが必要となる設備(以下①～⑤に示す設備)の仕様表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。 (別紙1 記載例 6/12 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合(例:貯蔵ピット)は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。 (別紙1 記載例 4/12 : ②参照)</p>	<p>③「兼用する設備(系統)区分」については、別紙2の「要目表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器、管等)が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、要目表として記載できる場合は、別紙2「要目表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、要目表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で要目表として記載できる機器区分がない場合、要目表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 情報提供系、サポート系(補機冷却系、換気空調系、電源系及び圧力逃がし装置の移送ポンプ及び配管)に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため工事計画の手続きが必要となる設備(以下①～⑦に示す設備)の要目表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。 (別紙1 記載例 5/14 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合(例:火災区域構造物・火災区画構造物)は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。 (別紙1 記載例 5/14 : ②参照)</p>	<p>備考</p> <p>・放出抑制設備は兼用設備リストにある。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例4/12:③参照)</p> <p>②従前の規制では設工認の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例3/13:②参照)</p> <p>④既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例7/12:①参照)</p> <p>⑤改造工事を行う設備(既設工認の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例2/14:③参照)</p> <p>②従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③設計基準対処施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備又は仕様 (別紙1 記載例5/14:③参照)</p> <p>④既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に機器クラス区分が変更となることで要求事項(継手仕様等)が追加された設備</p> <p>⑤兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例1/14:②参照)</p> <p>⑥既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例6/14:①参照)</p> <p>⑦改造工事を行う設備(既工事計画書の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	<p>・機器クラス区分が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。 (別紙1 記載例 3/12 : ③参照)</p> <p>(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) 貯蔵ピット (手続き対象外)</p> <p>(f) 今回の手続きに関与しない設備については、仕様表の記載の適正化は行わない。</p> <p>(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の設工認等を出典として記載する場合において、既設工認本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既設工認申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。 既設工認の参考資料については、出典として使用しないこととする。 例：注記 *1：既設工認に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号にて認可された設工認の〇〇による。 (別紙1 記載例 8/12 : ①参照)</p>	<p>(c) 従前の規制範囲と整合させるために非主配管化する範囲については、「変更前」に既工事計画書の値を記載し、「変更後」を「-」とした上で、注記を付記し「記載の適正化を行う」旨を記載する。 (別紙1 記載例 7/14 : ①参照)</p> <p>(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。 (別紙1 記載例 1/14 : ③参照)</p> <p>(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) 〇〇ポンプ (手続き対象外)</p> <p>(f) 今回の手続きに関与しない設備については、要目表の記載の適正化は行わない。</p> <p>(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の工事計画書等を出典として記載する場合において、既工事計画書本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既工事計画認可申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。 既工事計画書の参考資料については、出典として使用しないこととする。 例：注記 *1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇資序第〇〇号にて認可された工事計画の〇〇による。 (別紙1 記載例 1/14 : ④参照)</p>	<p>・非主配管化する設備はないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(h) 既設工認本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既設工認」の記載を注記に記載する。</p> <div data-bbox="1077 365 1715 457" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例：注記 *1：記載の適正化を行う。既設工認には「〇〇」と記載。</p> </div> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 9/12 : ①参照)</p> <p>(i) 既設工認に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既設工認に記載がないことを示す。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 9/12 : ②参照)</p> <p>(j) 既設工認に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div data-bbox="1077 1083 1715 1226" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで ↓ 〇〇ポンプ～△△配管合流部</p> </div> <p>(k) 設工認に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたってポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 	<p>(h) 既工事計画書本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既工事計画書」の記載を注記に記載する。</p> <div data-bbox="1849 365 2466 457" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例：注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「〇〇」と記載。</p> </div> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 1/14 : ⑤参照)</p> <p>(i) 既工事計画書に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既工事計画書に記載がないことを示す。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 8/14 : ①参照)</p> <p>(j) 既工事計画書に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div data-bbox="1849 1083 2466 1226" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで ↓ 〇〇ポンプ～△△配管合流部</p> </div> <p>(k) 工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたって別表第一対象外のポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 9/14 : ①参照) (別紙1 記載例 10/14 : ①参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手順ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件（温度、圧力）が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を併記する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段に()書きで重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>なお、耐圧要求がない既設の設計基準対象施設については、既設工認において仕様表上で使用条件（温度、圧力）を示していないことから、重大事故等時における使用条件のみを記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 7/12 : ②参照)</p>	<p>(1) 別表第一に該当する取替対象設備については、「変更後」に取替えを実施する旨を注記に記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 11/14 : ①参照)</p> <p>d. 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する場合の記載について</p> <p>計測制御系統施設の原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号に記載される検出器のように、異なる用途に対し同一の検出器を使用する場合は兼用とはならないが、使用する全ての用途が明確となるよう、注記を付記し、互いの関連付けを行う。</p> <p>(別紙1 記載例 12/14 : ①参照)</p> <p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件（温度、圧力）が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を「変更後」に記載する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段を重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 6/14 : ②参照)</p>	<p>・取替対象設備はないため、記載しない。</p> <p>・同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する設備はないため、記載しない。</p> <p>・DB 設備として、使用条件が示されていない場合があるため、記載を追加。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲 (前略)</p> <p>また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」および熱交換器（蒸気発生器含む）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「○以上」又は「○以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」（ポンプ等については「容量」、「揚程」も含む）の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 6/12 : ②参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ、熱交換器、容器等の容量、熱交換器等の伝熱面積及び JIS 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。 また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載する。 ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。 (別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」（ポンプ等については「容量」、「揚程」も含む）の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。また、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に、機器クラス区分が変更になることで、記載が追加された管継手についても重大事故等対処設備としてのみ使用する設備として、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 2/14 : ④参照) (別紙1 記載例 4/14 : ②参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ、熱交換器、容器等の容量、熱交換器等の伝熱面積及び J I S 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。 また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載する。 ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ⑥参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ⑥参照)</p>	<p>・機器クラス区分が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。)</p> <p>①設備の施設以降に, J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても, 今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは, 今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については, 使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 技術基準規則上, 予備を必要とする設備については, 括弧外に必要数を記載し, 括弧内に予備数を併記する。予備数の記載については, (別紙1 記載例 10/12 : ①参照) なお, 可搬型の主配管については, 後述の「(2) 個別設備の記載 b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。</p> <p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 常設設備 (可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む) の取付箇所については「系統名 (ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」、「化学薬品防護上の区画番号」及び「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。 なお, 内部溢水防護及び化学薬品防護の要求がない廃棄物管理施設は取付箇所を記載しない。また, 安重設備がなく, 溢水防護上の区画番号がない加工施設は, 設置床 (室名称), 溢水防護上の配慮が必要な高さのみを記載する。</p>	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。)</p> <p>①設備の施設以降に, J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても, 今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは, 今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については, 使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 可搬型設備のうち技術基準規則上, 予備を必要とする設備については, 括弧外に必要数を記載し, 括弧内に予備数を併記する。 (別紙1 記載例 4/14 : ③参照) なお, 可搬型の主配管については, 後述の「(2) 個別設備の記載, b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。</p> <p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 常設設備 (可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む) の取付箇所については「系統名 (ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。</p>	<p>・取付箇所に係る化学薬品防護上の記載項目について追加 ・2.2 と記載が重複しているため削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、仕様表へ「系統名(ライン名)」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を1件の仕様表に記載する場合には、その機器毎に「系統名(ライン名)」を記載する。なお、系統に接続されない機器(クレーン等)は「-」とする。 (詳細は別紙3参照)</p> <p>②「位置的分散」の確認のため、仕様表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。 (詳細は別紙3参照)</p> <p>③「〇〇施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙3参照)</p> <p>④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。 新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙3参照)</p>	<p>①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、要目表へ「系統名(ライン名)」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を1件の要目表に記載する場合には、その機器毎に「系統名(ライン名)」を記載する。なお、系統に接続されない機器(クレーン等)は「-」とする。 (詳細は別紙3参照)</p> <p>②「位置的分散」の確認のため、要目表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。 (詳細は別紙3参照)</p> <p>③「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙3参照)</p> <p>④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。 新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙3参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>⑤「再処理施設の化学薬品による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙3参照)</p> <p>⑥化学薬品防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して仕様表へ「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。</p> <p>新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、化学薬品防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p>(詳細は別紙3参照)</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。</p> <p>(別紙1 記載例 10/12 : ②参照)</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。</p> <p>(別紙1 記載例 10/12 : ③参照)</p>	<p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。</p> <p>(別紙1 記載例 4/14 : ④参照)</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。</p> <p>(別紙1 記載例 4/14 : ⑤参照)</p>	<p>・化学薬品による損傷の防止に関する仕様表記載事項について追加</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせて使用する場合は、その内訳を注記で記載する。 (詳細は別紙4参照)</p> <p>j. S I 単位換算 (a) 既設工認に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。</p>	<p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせて使用する場合は、その内訳を注記で記載する。 (詳細は別紙4参照)</p> <p>j. S I 単位換算 (a) 既工事計画書に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を「変更前」に記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。 (別紙1 記載例 7 / 14 : ②参照)</p> <p>k. 使用前検査未完了の工事 (a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。 例：届出した工事 注記 *1：記載内容は、既工事計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお、本工事計画書は、届け出した工事計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。</p>	<p>・「届出」の対応案件がないことから記載を適正化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>k. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備, 溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備, 竜巻, 火山又は外部火災等における防護対象であって仕様表記載対象設備の場合は, 基準変更対応としての手続き対象設備として仕様表に記載する。</p>	<p>(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては, 別途, 「工事計画」の「変更認可申請」, 「変更届出」等の手続きを行う。そのため, これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは, 要目表の「変更前」部分に「既に認可を受けた」工事計画の「変更前」の部分を記載するものとする。その場合において注記は記載しない。</p> <p>1. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備, 共振の影響を受ける耐震Bクラス設備, 溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備, 竜巻, 火山又は外部火災等における防護対象であって別表第二の要目表対象設備の場合は, 基準変更対応としての手続き対象設備として要目表に記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>1. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) ポンプや逃がし安全弁等, 機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は, 「A」, 「B」, 「C」等の個体識別を記載せず, 設備名称のみ記載する。</p> <p style="text-align: center;">(例) ○○建屋非常用蓄電池 A, B ↓ 仕様表記載名称「○○建屋非常用蓄電池」</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし, 個体識別を付記した設備名称を記載する。なお, 機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <p>(例) 仕様表記載名称「○○弁 (○○-W○○)」</p> <p>(c) 配管, ダクトについては, 対象範囲が識別できるように記載する。</p> <p>(記載例1) 名称: (機器) ~ (機器)</p> <p>(記載例2) 名称: ○○出口配管 ~ (機器)</p> <p>(記載例3) 名称: ○○入口配管及び○○出口配管 ~ (機器)</p> <p>(d) 安全保護回路については, 回路名称を記載する。</p> <p>(記載例) 名称: 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</p> <p>m. 竜巻, 内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については, 仕様表の取付箇所 (保管場所) 欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型中型移送ポンプ等)</p>	<p>m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等, 機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は, 「A」, 「B」, 「C」等の個体識別を記載せず, 設備名称のみ記載する。</p> <p style="text-align: center;">(例) 保有設備「再循環系ポンプ A, B」 ↓ 要目表記載名称「再循環系ポンプ」</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし, 個体識別を付記した設備名称を記載する。なお, 機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <p>(例) 要目表記載名称「E12-F017A, B」</p> <p>n. 竜巻, 内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については, 要目表の取付箇所 (保管場所) 欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型代替注水中型ポンプ等)</p>	<p>・2.2から移行</p> <p>・安全保護回路の名称記載例を追記。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手順ガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>n. 注記</p> <p>仕様表記載事項を補足する目的で記載する事項については注記にて記載する。</p> <p>以下に注記として記載する事項の例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位 <p>同一の仕様表記載項目中に複数の単位が含まれる場合は、それぞれを識別するため、異なる単位記載であることを注記で記載する。</p> ・保温材 <p>保温材の仕様の有無により、適用する定ピッチスパン表が異なることから、対象となる配管を識別するため、保温材を使用する旨を注記で記載する。</p> ・公称値/設計確認値 <p>仕様表に記載する主要寸法等の数値が公称値を示すか設計確認値を示すかの識別が必要な項目については、注記で記載する。</p> ・検出器 <p>検出器の個数とインターロックの動作との関連について、「2 out of 3」等の特別な構成の場合は、個数に注記を付し説明を記載する。</p> ・記載の適正化 <p>機器名称/項目名称の見直しや既設工認の図面等に記載した事項の明確化、SI 単位化等、記載の適正化に係わる事項については、見直した事項が分かるように注記で記載する。</p> 		<p>・注記として記載する考え方を追加。具体的な記載項目については、適宜、反映する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p>	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項（機器）</p> <p>(a) 安全上重要な施設の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、変更後の設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 計測制御系統施設及び放射線管理施設については「計測範囲」及び「警報動作範囲」を記載するが、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、計測範囲や警報動作を適用しない設備については、「-」とする。なお、既設工認の記載の適正化を行い「-」と記載する場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。 (別紙1 記載例 11/12 : ①参照)</p> <p>(c) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p>	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項（機器）</p> <p>(a) 工学的安全施設等の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、「変更前」を「-」とし、「変更後」に設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び原子炉非常停止信号の検出器と兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 非常用電源設備以外のポンプ車等に付属するポンプ駆動用の燃料タンク（車付タンク）については、補機駆動用燃料設備に記載する。また、ディーゼル機関を駆動源とする消火ポンプの燃料タンクも同様とする。</p> <p>(c) 「別表第二」記載事項のうち計測制御系統施設及び放射線管理施設に記載されている「警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。」については、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、警報動作を適用しない設備については、「-」とする。なお、既工事計画書の記載の適正化を行う場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。 (別紙1 記載例 13/14 : ①参照)</p> <p>(d) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」、「中央制御室待避室遮蔽」、「二次遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p>	<p>・該当する機器が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 仕様表名称</p> <p>主配管については用途, 使用範囲等の明確化のため, 以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>① DB 施設のみ境界 ② SA 設備のみ境界 ③ 主配管と非主配管の境界 ④ 兼用設備の境界 (DB/SA 兼用範囲, SA 間兼用範囲) ⑤ 安全上重要な施設の境界 ⑥ 耐震重要度分類Sクラス, 1, 2Ss の境界 ⑦ SA 設備として既設のDB 施設を使用するもので, DB 施設としての仕様から変更がない境界 ⑧ SA 設備として既設のDB 施設を使用するもので, DB 施設としての仕様から変更がある境界 ⑨ 建設工事及び改造工事における境界 (工事工程上の観点から分割可能な場合)</p> <p>(b) 管継手</p> <p>①既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 記載が追加された管継手は「変更前」を「-」とし, 「変更後」に管継手の仕様を記載し, 注記で「既設」である旨を記載する。</p> <p>また, 上記のうち「T継手」については, 重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち, T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても, 当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は, 当該T継手の分岐部は「-」とする。</p> 	<p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 要目表名称</p> <p>主配管については用途, 使用範囲等の明確化のため, 以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみ境界 ②重大事故等対処設備のみ境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界</p> <p>(b) 管継手</p> <p>①既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 機器クラス区分が変更になることで, 記載が追加された管継手は「変更前」を「-」とし, 「変更後」に管継手の仕様を記載し, 注記で「既設」である旨を記載する。</p> <p>また, 上記のうち「T継手」については, 重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち, T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても, 当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は, 当該T継手の分岐部は「-」とする。</p> 	<p>・管継手の扱いについては, 別添3に記載。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(c) 可搬型主配管</p> <p>①可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p> <p>(例) ○○ライン△△用□□m ホース (別紙1 記載例 12/12 : ①参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例 12/12 : ②参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>注記 1) : メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</p> </div> <p>(別紙1 記載例 12/12 : ③参照)</p>	<p>②既設の設計基準対象施設のクラス2配管の管継手に関しては、既工事計画書に記載されていないもので新規制においても主配管に該当する場合は、記載の適正化として「変更前」に管継手を追記し、その旨を注記で記載する。</p> <p>③管にエルボを含む場合は、その厚さが配管と同等以上である旨を注記で記載する。</p> <p>(c) 可搬型主配管</p> <p>①可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p> <p>(例) ○○ライン△△用□□m ホース (別紙1 記載例 14/14 : ①参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例 14/14 : ②参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>注記 *1 : メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</p> </div> <p>(別紙1 記載例 14/14 : ③参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【仕様表の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>④可搬型主配管の「個数」,「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を,別紙4に示す。なお,詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>・非常用発電装置の常設ホースの記載は,以下とする。</p> <div data-bbox="1926 321 2454 636" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 *1: メーカー仕様によるものとし,「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に基づき,規定の圧力まで昇圧した後,適切な時間保持したとき,これに耐え,また規定の圧力で点検を行ったとき,漏えいがないものを使用する。</p> </div> <p>④可搬型主配管の「個数」,「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を,別紙4に示す。なお,詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>・既認可において,ディーゼル発電機の配管の厚さについては記載されていることから,本内容は記載しない。</p>

条文記載項目整理表

別紙-2(1)

／：各施設において該当する技術基準はない -：技術基準に該当する設備がない

Table with columns for 再処理 (Reprocessing) and MOX. It contains multiple rows of technical specifications for various equipment types, including containers, pipes, racks, and mechanical parts, detailing their design parameters and safety requirements.

条文記載項目整理表

再処理				商業物				MOX				条文名称	該当機種	設計条件情報	仕様情報	記載内容(再)	記載内容(商)	記載内容(MOX)	／：各施設において該当する技術基準はない -：技術基準に該当する設備がない		
条 項	号	号		条 項	号	号		条 項	号	号		—	—	—	—	—	—	—	関係する添付書類		
第五 条 (安全機能を有する施設(の地盤))	1		安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	第五 条 (特定第一種商業物理施設又は特定商業物理施設(の地盤))	1		特定第一種商業物理施設又は特定商業物理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設においては、その併用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	第五 条 (安全機能を有する施設(の地盤))	1		安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	第五 条 (安全機能を有する施設(の地盤))	(9) 熱交換器 (10) 冷凍機/冷卻塔 (21) 建物・構築物 (22) 排気筒	・地盤の支持力 ・MMRの強度 ・支持地盤 ・杭の強度	—	・地盤又は杭基礎に設置する建物・構築物及び屋外設置設備について、設置圧に対する十分な支持力を担保するための地盤の支持力及びMMRの強度、杭の強度を記載する。杭基礎の設置の場合、支持地盤を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)の機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)の機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)の機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。		
第三十二 条 (重大事故等対処施設(の地盤))	1		重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものについては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 二 事業指定基準規則第七第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	第三十二 条 (重大事故等対処施設(の地盤))	1		常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 二 事業指定基準規則第七第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	第三十二 条 (重大事故等対処施設(の地盤))	1		重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 「常設重大事故等対処設備」という。)であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 二 事業指定基準規則第七第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	第三十二 条 (重大事故等対処施設(の地盤))	(9) 熱交換器 (10) 冷凍機/冷卻塔 (21) 建物・構築物 (22) 排気筒	・地盤の支持力 ・MMRの強度 ・支持地盤 ・杭の強度	—	・地盤又は杭基礎に設置する建物・構築物及び屋外設置設備について、設置圧に対する十分な支持力を担保するための地盤の支持力及びMMRの強度、杭の強度を記載する。杭基礎の設置の場合、支持地盤を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)の機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)の機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)の機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	IV 耐震性に関する説明書 VI-2 構内配置図・配置図	
第六 条 (地震による損傷の防止)	1		安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七第二項の規定により算定する地震力)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	第六 条 (地震による損傷の防止)	1		安全上重要な施設は、その併用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(安全上重要な施設においては、その併用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	第六 条 (地震による損傷の防止)	1		安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第七第二項の規定により算定する地震力)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	第六 条 (地震による損傷の防止)	※基本設計方針、添付書類で展開する。							IV 耐震性に関する説明書 VI-2 構内配置図・配置図	
	2		耐震重要施設(事業指定基準規則第六第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。))は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。))に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。		2		安全上重要な施設は、その併用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(安全上重要な施設においては、その併用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。		2		耐震重要施設(事業許可基準規則第六第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。))は、基準地震動による地震力(事業許可基準規則第七第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。))に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。		※基本設計方針、添付書類で展開する。							IV 耐震性に関する説明書 VI-2 構内配置図・配置図	
	3		耐震重要施設は、事業指定基準規則第七第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。		3		安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。		3		耐震重要施設は、事業許可基準規則第七第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。		第六 条 (地震による損傷の防止) 第三十三 条 (地震による損傷の防止)	※基本設計方針、添付書類で展開する。							IV 耐震性に関する説明書 VI-2 構内配置図・配置図
第三十三 条 (地震による損傷の防止)	1		重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるように設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものについては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 二 事業指定基準規則第七第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	第三十三 条 (地震による損傷の防止)	1		常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 二 事業指定基準規則第七第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	第三十三 条 (地震による損傷の防止)	1		重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるように設置されたものでなければならない。 一 「常設重大事故等対処設備」という。)であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 二 事業指定基準規則第七第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	第三十三 条 (地震による損傷の防止)	※基本設計方針、添付書類で展開する。								IV 耐震性に関する説明書 VI-2 構内配置図・配置図
	2		前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。		2		前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。		2		前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。		※基本設計方針、添付書類で展開する。							IV 耐震性に関する説明書 VI-2 構内配置図・配置図	
第七 条 (津波による損傷の防止)	1		安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八第一項に規定する基準津波をいう。第三十四 条において同じ。))によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	第七 条 (津波による損傷の防止)	1		特定第一種商業物理施設又は特定商業物理施設は、その併用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	第七 条 (津波による損傷の防止)	1		安全機能を有する施設は、基準津波(事業許可基準規則第八第一項に規定する基準津波をいう。第二十八 条において同じ。))によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	第七 条 (津波による損傷の防止)	※基本設計方針、添付書類で展開する。								
第三十四 条 (津波による損傷の防止)	2		重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。		2		重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第八第一項に規定する基準津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	第三十四 条 (津波による損傷の防止)	2		重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	第三十四 条 (津波による損傷の防止)	※基本設計方針、添付書類で展開する。								

条文記載項目整理表

再処理			廃棄物			MOX			/：各施設において該当する技術基準はない -：技術基準に該当する設備がない																		
条	項	号	条	項	号	条	項	号	条文名称	該当機種	設計条件情報	仕様情報	記載内容(再)	記載内容(廃)	記載内容(MOX)	関係する添付書類											
第十一條 (火災等による損傷の防止)	5		第十一條 (火災等による損傷の防止)						第十一條 (火災等による損傷の防止)	※基本設計方針、添付書類で展開する。	-	-	各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放電設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放電設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放電設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 構造図											
	6																							III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 系統図			
	7																										
	8																								III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 系統図		
	9																								III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 構造図		
	10																									III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 系統図	
	11																									III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 系統図	
	12																									III 火災及び爆発の防止に関する説明書	
	第三十五條 (火災等による損傷の防止)	1			第三十五條 (火災等による損傷の防止)													第三十五條 (火災等による損傷の防止)	※基本設計方針、添付書類で展開する。	-	-	-	-	-	-	III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
2																										III 火災及び爆発の防止に関する説明書	
3																										III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2 配置図	
4																										III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 系統図	
																											III 火災及び爆発の防止に関する説明書 VI-2 系統図・配置図

条文記載項目整理表

再処理				廃棄物				MOX				/：各施設において該当する技術基準はない -：技術基準に該当する設備がない								
条 項	号			条 項	号			条 項	号			条文名称	該当機種	設計条件情報	仕様情報	記載内容(再)	記載内容(廃)	記載内容(MOX)		
第十二条 (再処理施設における漏水による損傷の防止)	1	安全機能を有する施設は、再処理施設内における漏水の発生による安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。						第十二条 (加工施設内における漏水による損傷の防止)					第十二条 (再処理施設内における漏水による損傷の防止)	(17) 主要弁	-	・駆動方式	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	関係する添付書類
第十三条 (再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)	1	安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。											第十三条 (再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)	(25) 溢水/化学薬品防護設備	-	・主要材料 ・主要寸法	・溢水及び薬品防護機能を担保する隔離弁の駆動方式を記載する。 ・溢水及び薬品防護機能を担保する防護対象建築物(壁、防雨扉、止水板等)の材料及び寸法を記載する。	・溢水及び薬品防護機能を担保する隔離弁の駆動方式を記載する。 ・溢水及び薬品防護機能を担保する防護対象建築物(壁、防雨扉、止水板等)の材料及び寸法を記載する。	・溢水及び薬品防護機能を担保する隔離弁の駆動方式を記載する。 ・溢水及び薬品防護機能を担保する防護対象建築物(壁、防雨扉、止水板等)の材料及び寸法を記載する。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-6 再処理施設内における漏水による損傷の防止に関する説明書 VI-2 配置図・構造図
第十四条 (安全避難通路等)	1	再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路		第二十三条 (通信連絡設備等)				第十三条 (安全避難通路等)				第十四条 (安全避難通路等)							VI-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 VI-1-1-11 照明設備に関する説明書 VI-2 断面図	
																			VI-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 VI-1-1-11 照明設備に関する説明書 VI-2 配置図	
																			VI-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 VI-1-1-11 照明設備に関する説明書 VI-2 配置図	
第十五条 (安全上重要な施設)	1	非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要である場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない。											第十五条 (安全上重要な施設)							VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-2 系統図
	1	安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事象に亘るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。																		VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
	2	安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。		第十二条 (安全機能を有する施設)																VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
	3	安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように設置されたものでなければならない。																		VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
	4	安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う事故により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。																		VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
	5	安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。																		VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-2 系統図

条文記載項目整理表

条	項	再処理			商業炉			MOX			条文名称	該当機種	設計条件情報	仕様情報	記録内容(再)		記録内容(商)		記録内容(MOX)			
		号			号			号							号							
第四十九条 (監視測定設備)	1	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。														・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。				
	2	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。																				
第二十三条 (制御室等)	1	再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。																			関係する添付書類	
	2	制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を除く作業者の装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作を防止すること適切に運転操作することができるように設置されたものでなければならない。																				
	3	制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。																				
	4	分離施設、精製施設その他の重要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。																				
	5	設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。	制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍、工場等内における有毒ガスの発生を排出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を排出した場合に制御室において自動的に警報するための装置																			
		制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室へ出入りする区域の放射線その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための装置その他の従事者を適切に防護するための設備																				
第四十八条 (制御室)	1	第二十三条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。																				
第三十条 (緊急時対策所)	1	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の入りに必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。																				
	2	工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。																				
第五十条 (緊急時対策所)	1	第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げることによるものでなければならない。	重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。																			
			再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。																			
	2	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。																			

条文記載項目整理表

Table with columns for '再処理' (Reprocessing), '廃棄物' (Waste), 'MOX', '条文名称' (Article Name), '該当機種' (Applicable Model), '設計条件情報' (Design Conditions), '仕様情報' (Specifications), '記載内容(再)' (Content), '記載内容(廃)' (Content), '記載内容(MOX)' (Content). Rows include articles 19, 21, 22, 24, 26, 27, 29, 36, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100.

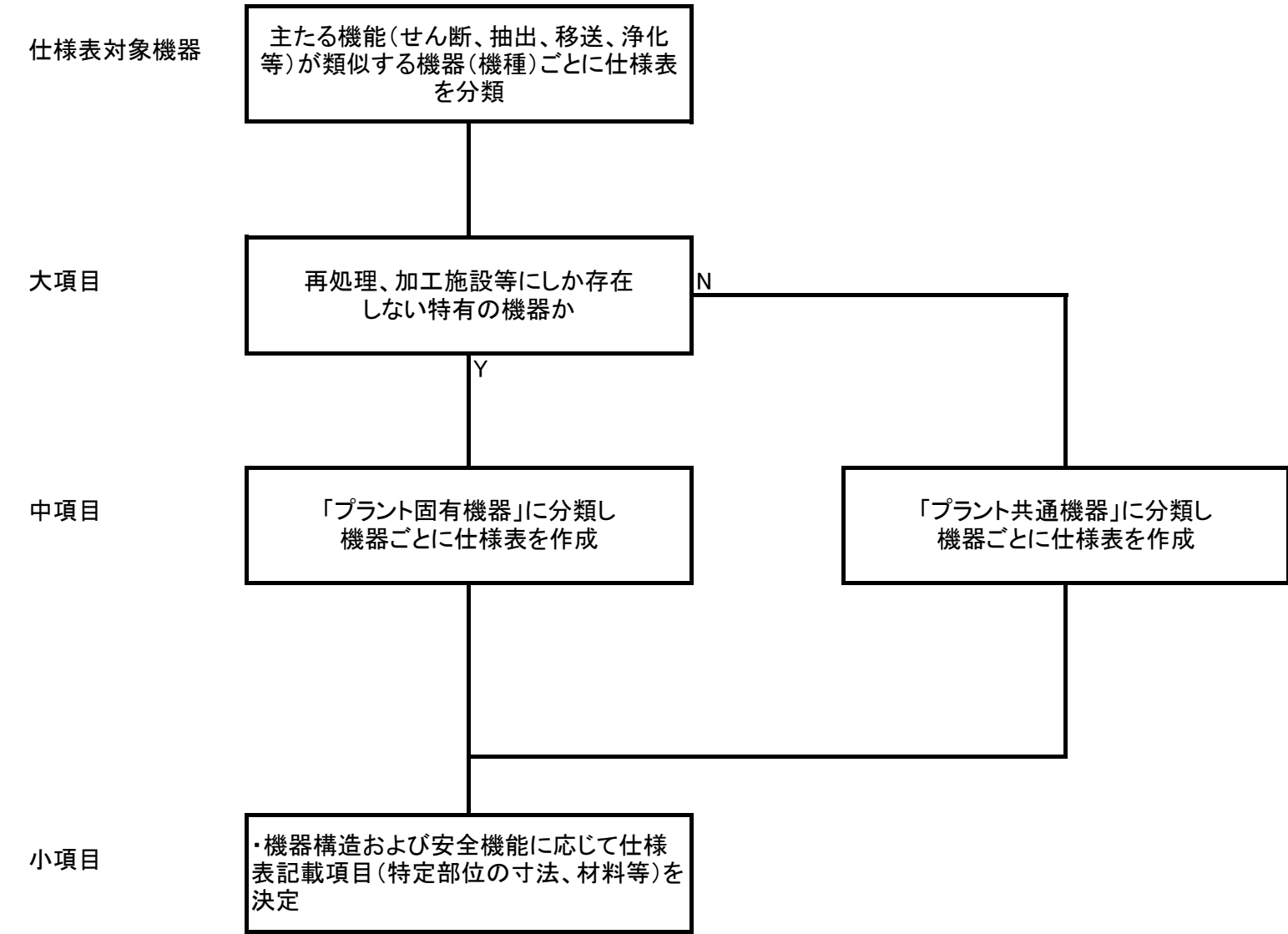
条文記載項目整理表

再処理				商業用				MOX				条文名称	該当機種	設計条件情報	仕様情報	記載内容(再)	記載内容(商)	記載内容(MOX)	関係する添付書類			
条	項	号		条	項	号		条	項	号												
第三十一条	1		工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	第二十三条	1		事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	第二十五条	1		工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	第三十一条	全機種共通	-	-	各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放電設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放電設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放電設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	関係する添付書類			
	2		工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場合、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。		2		事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場合、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。		2		工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場合、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	第三十一条 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備)								VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 VI-2 系統図		
第五十一条	1		再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設内外の通信連絡をするために必要な設備が設けられていなければならない。					第三十九条			プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設内外の通信連絡をするために必要な設備が設けられていなければならない。										VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 VI-2 系統図	
	1		想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。								想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、揮発性の他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。					(1) 容器(円筒型・角型)	・容量	-	・補機駆動用燃料補給機能を要求する容器(燃料タンク、タンクローリ、軽油貯槽等)の容量を記載する。	・補機駆動用燃料補給機能を要求する容器(燃料タンク、タンクローリ、軽油貯槽等)の容量を記載する。		
	2		想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、揮発性の他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。								想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、揮発性の他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。					(1) 容器(円筒型・角型)	・最高使用温度 ・最高使用圧力	-	・重大事故等対処設備に係る容器の耐圧強度評価で使用される機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。※DB条文と数値が異なる場合は併記する。	・重大事故等対処設備に係る容器の耐圧強度評価で使用される機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。※DB条文と数値が異なる場合は併記する。		
	3		想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。								想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。					(19) 主配管	・最高使用温度 ・最高使用圧力	-	・重大事故等対処設備に係る配管の耐圧強度評価で使用される機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。※DB条文と数値が異なる場合は併記する。	・重大事故等対処設備に係る配管の耐圧強度評価で使用される機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。※DB条文と数値が異なる場合は併記する。		
	4		健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。								健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。					(29) 核燃料取扱ボックス	・最高使用温度 ・最高使用圧力	-	・重大事故等対処設備に係るグローブボックスの耐圧強度評価で使用される機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。※DB条文と数値が異なる場合は併記する。	・重大事故等対処設備に係るグローブボックスの耐圧強度評価で使用される機器の設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を記載する。※DB条文と数値が異なる場合は併記する。		
	5		本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。								本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。											
	6		工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。								プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。											
	7		想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び保守作業を行うことができるよう、荷重が高くなるおそれのない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。								想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び保守作業を行うことができるよう、荷重が高くなるおそれのない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。											
	2		常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののほか、共通要因(事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。								常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因(事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。											VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 VI-2 系統図・構造図・配置図
第三十六条	3		可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。					第三十条			可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。	第三十六条 (重大事故等対処設備)										
	1		常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と常設かつ確実に接続することができること、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。								常設設備(プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と常設かつ確実に接続することができること、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。											
	2		常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(プルトニウムを取水又は電力を供給するものに電る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。								常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに電る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。											
	3		想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、荷重が高くなるおそれのない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。								想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、荷重が高くなるおそれのない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。											
	4		地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。								地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。											

条文記載項目整理表

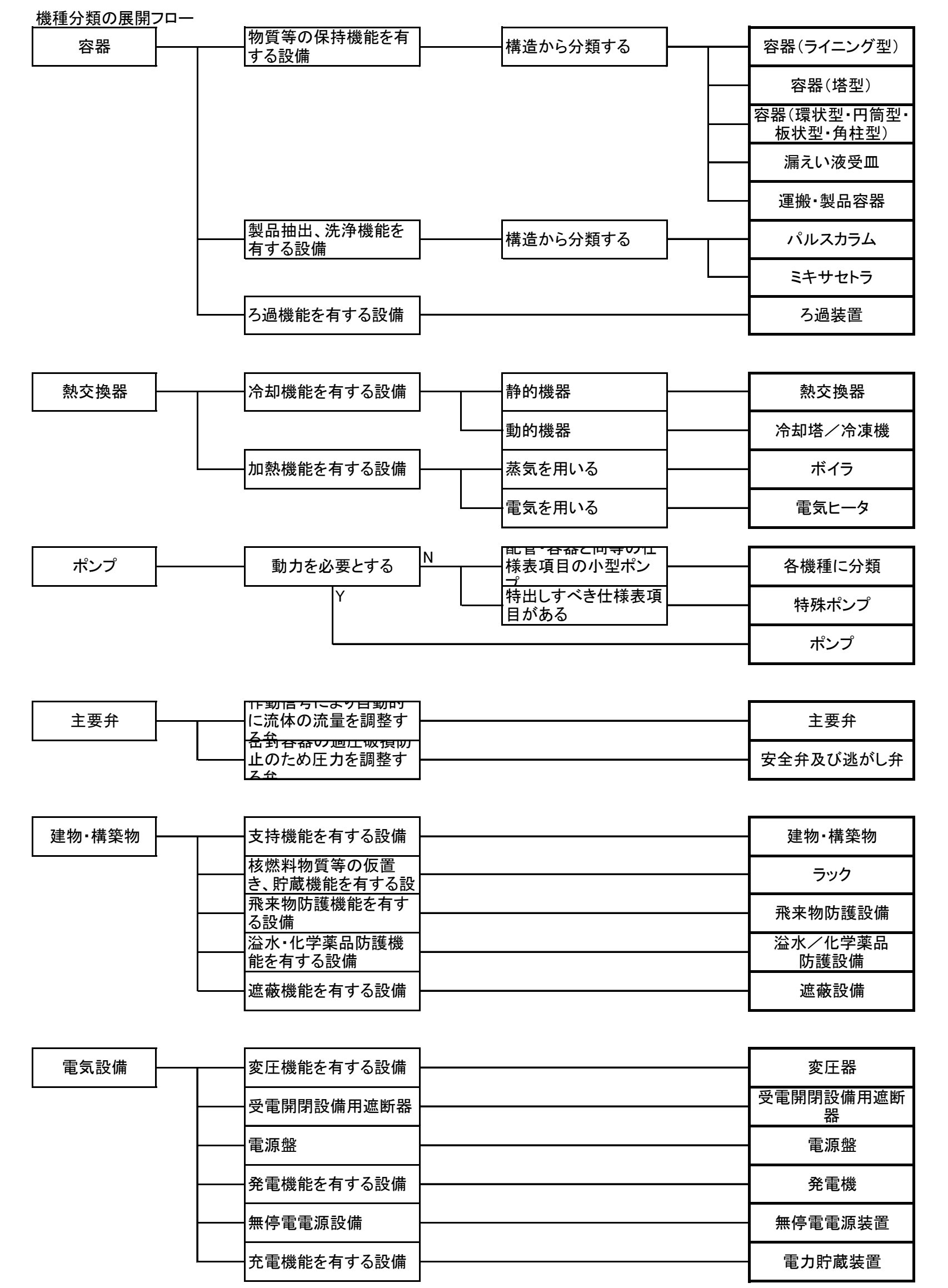
再処理				廃棄物				MOX				／：各施設において該当する技術基準はない －：技術基準に該当する設備がない											
条	項	号	号	条	項	号	号	条	項	号	号	条	項	号	号	条文名称	該当機種	設計条件情報	仕様情報	記載内容(再)	記載内容(廃)	記載内容(MOX)	関係する添付書類
第四十四条	1							第三十四条								第三十四条 (工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)	全機種共通	－	－	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。 ・注水機能を担保するためのポンプの流量及び吐出圧力を記載する。 ・放水機能を担保するためのポンプの流量及び吐出圧力を記載する。 ・ポンプの容量を担保するための原動機出力等を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	・各機器に共通して記載すべき基本的な項目として対象特定(名称、数量、設置場所等)、機器・計測器の種類又は主要構造、主要材料(計装/放管設備、電気設備を除く)、主要寸法を記載する。	関係する添付書類
第四十五条	1							第三十五条								第三十五条 (重大事故等への対応に必要な水の供給設備)	(3) 容器(ライニグ型)	・容量 ・寸法	・主要材料 ・主要寸法	・水供給設備の代替水源の貯水機能を担保するための貯水槽の材料、寸法、貯水容量を記載する。		・水供給設備の代替水源の貯水機能を担保するための貯水槽の材料、寸法、貯水容量を記載する。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-2 系統図・構造図
																	(13) ポンプ	・容量 ・吐出圧力	・原動機	・水供給設備において用いるポンプの容量(流量)及び吐出圧力を記載する。 ・ポンプの容量を担保するための原動機出力等を記載する。		・水供給設備において用いるポンプの容量(流量)及び吐出圧力を記載する。 ・ポンプの容量を担保するための原動機出力等を記載する。	
																	(3) 計装/放管設備	－	・計測範囲	・水供給設備において用いる水位計、流量計の計測範囲等を記載する。		・水供給設備において用いる水位計、流量計の計測範囲等を記載する。	
																上記条文以外 許可整合性、既認可 整合性を勘案して記 載する仕様	全機種共通			上記以外において、事業変更許可申請書本文との整合性の説明に必要な仕様及び機器の性能を示す上で必要となる仕様については、仕様表に記載する。	上記以外において、事業変更許可申請書本文との整合性の説明に必要な仕様及び機器の性能を示す上で必要となる仕様については、仕様表に記載する。	上記以外において、事業変更許可申請書本文との整合性の説明に必要な仕様及び機器の性能を示す上で必要となる仕様については、仕様表に記載する。	

機器分類フロー



プラント固有機器		プラント共通機器	
No.	機種分類	No.	機種分類
38	せん断機(再処理)	1	容器(環状型・円筒型・板状型・角柱型)
39	溶解槽(再処理)	2	容器(塔型)
40	清澄機(再処理)	3	容器(ライニング型)
41	脱硝装置/脱硝塔(再処理)	4	バルスカラム
42	培焼炉/還元炉(再処理・加工)	5	ミキサセトラ
43	ガラス溶融炉(再処理)	6	漏えい液受皿
44	ガラス固化体検査装置(廃棄物管理)	7	運搬・製品容器
45	焼結装置/小規模焼結処理装置(MOX)	8	ろ過装置
46	スタック乾燥装置	9	熱交換器
		10	冷却塔/冷凍機
		11	ボイラ
		12	電気ヒータ
		13	ポンプ
		14	特殊ポンプ
		15	圧縮機
		16	ファン
		17	主要弁
		18	安全弁及び逃がし弁
		19	主配管
		20	フィルタ
		21	建物・構築物
		22	排気筒
		23	飛来物防護設備
		24	ラック
		25	溢水/化学薬品防護設備
		26	遮蔽設備
		27	搬送設備
		28	機械装置類
		29	核物質等取扱ボックス
		30	変圧器
		31	受電開閉設備用遮断器
		32	電源盤
		33	発電機
		34	無停電電源装置
		35	電力貯蔵装置
		36	計装/放管設備
		37	保守設備
0	仕様表対象外設備		

□ : 再処理保有設備
 ■ : 再処理・MOX保有設備



仕様表展開表

Table with 25 columns: 分類 (Classification), 施設分類 (Facility Classification), 機種分類 (中項目) (Machine Classification (Sub-item)), 当該機器の主たる機能 (Main Function of the Machine), DB設備 (DB Equipment), SA設備 (SA Equipment), 関係する主な安全機能 (小項目) (Main safety functions related (Sub-item)), 構造分類 (小項目) (Structural Classification (Sub-item)), 要求種別 (Requirement Type), 検査項目 (Inspection Item), and 仕様表記載事項 (Spec Table Recording Items) which includes 全機種共通項目 (All-machine common items), 設計条件 (地盤・耐震) (Design Conditions (Soil/Seismic)), 設計条件情報 (Design Condition Information), 仕様情報 (プロセス・機械設備) (Spec Info (Process/Machinery)), 仕様情報 (計装・放管系) (Spec Info (Instrumentation/Piping)), and 仕様情報 (電気系) (Spec Info (Electrical)).

仕様表展開表(プラント固有機器)

分類						仕様表記載事項																																					
						全機種共通項目							設計条件情報					仕様情報 (プロセス、機械ユーティリティ系)					仕様情報 (計装/放管)																				
施設分類	(大項目)	当該機器の主な機能	DB設備	SA設備	関係する主な安全機能	要求種別	検査項目	名称	個数	種類又は主要構造	系統名(ライン名)	設置床又は保管場所・取付場所	溢水防護上の区画番号	化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	流体等の種類	容量(設計熱交換量・設計冷却空気流量・処理能力等)	伝熱面積	最高使用温度	最高使用圧力	臨界管理(核的制限値)	火災管理(熱的又は化学的制限値)	漏えい率	主要寸法又は外径・厚さ(機器構造・遮蔽材・耐火材等)	主要材料(機器構造・遮蔽材・耐火材等)	種類	出力・容量	回転数	回転速度	個数	取付箇所	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲									
								38	再処理特有機器	使用済燃料せん断機能	せん断機	-	臨界防止機能(DB) 火災防止機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	-	●	-	-	-	-	●	-	-	-	●	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機能・性能検査	-	-	-	-	-	-	-								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
耐圧・漏えい検査	-	-	-	-	-	-	-								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
寸法検査	-	-	-	-	-	-	-								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
材料検査	-	-	-	-	-	-	-								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
39	再処理特有機器	使用済燃料溶解機能	溶解槽	溶解槽	臨界防止機能(DB/SA) 閉じ込め機能(DB) 火災防止機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
							機能・性能検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
							耐圧・漏えい検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							寸法検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							材料検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	再処理特有機器	核分裂生成物分離機能	清澄機	-	臨界防止機能(DB/SA) 閉じ込め機能(DB) 火災防止機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
							機能・性能検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
							耐圧・漏えい検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							寸法検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							材料検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	再処理特有機器	製品製造機能	脱硝装置及び脱硝塔	-	臨界防止機能(DB) 閉じ込め機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
							機能・性能検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
							耐圧・漏えい検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							寸法検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							材料検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	再処理特有機器	製品製錬機能	焙焼炉・還元炉	-	臨界防止機能(DB) 閉じ込め機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
							機能・性能検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
							耐圧・漏えい検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
							寸法検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							材料検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

仕様表展開表(プラント固有機器)

分類						仕様表記載事項																																				
						全機種共通項目							設計条件情報					仕様情報 (プロセス、機械ユーティリティ系)					仕様情報 (計装/放管)																			
施設分類	(大項目)	当該機器の主な機能	DB設備	SA設備	関係する主な安全機能	要求種別	検査項目	名称	個数	種類又は主要構造	系統名(ライン名)	設置床又は保管場所・取付場所	溢水防護上の区画番号	化学薬品防護上の区画番号	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	流体等の種類	容量(設計熱交換量・設計冷却空気流量・処理能力等)	伝熱面積	最高使用温度	最高使用圧力	臨界管理(核的制限値)	火災管理(熱的又は化学的制限値)	漏えい率	主要寸法又は外径・厚さ(機器構造・遮蔽材・耐火材等)	主要材料(機器構造・遮蔽材・耐火材等)	種類	出力・容量	回転数	回転速度	個数	取付箇所	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲								
								●:既設工認記載項目	●:追加記載項目	—:該当無し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
43	再処理特有機器	ガラス固化体製造機能	ガラス溶融炉	—	閉じ込め機能(DB) 廃棄機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
						機能要求	機能・性能検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
							耐圧・漏えい検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
							寸法検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
材料検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
44	廃棄物管理特有機器	ガラス固化体検査機能	ガラス固化体検査装置	—	廃棄物受入れ機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
						機能要求	機能・性能検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
							耐圧・漏えい検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							寸法検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
材料検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
45	MOX特有機器	焼結機能	焼結装置、小規模焼結処理装置	—	閉じ込め機能(DB) 臨界防止機能(DB) 火災・爆発防止機能(DB) 落下・転倒防止機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
						機能要求	機能・性能検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
							耐圧・漏えい検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							寸法検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
材料検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
46	MOX特有機器	乾燥機能	スタック乾燥装置	—	閉じ込め機能(DB) 臨界防止機能(DB)	設置要求	据付・外観検査/状態確認検査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
						機能要求	機能・性能検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
							耐圧・漏えい検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							寸法検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
材料検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						

仕様表記載例（機種区分：建物・構築物（燃料加工建屋））

既認可の仕様表		仕様表案				様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																																																																								
<p>基本設計方針で展開。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>燃料加工建屋</td> <td>燃料加工建屋^{*5}</td> <td colspan="3">燃料加工建屋^{*2*} (再処理施設と共用)</td> </tr> <tr> <td>種類(主要構造)^{*1}</td> <td></td> <td>上部構造: ○○○ 基礎: ○○○</td> <td colspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の許容支持力度</td> <td></td> <td>長期: ○ 短期: ○</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の極限支持力度</td> <td></td> <td>—</td> <td colspan="3">○</td> </tr> <tr> <td>マンメイドロックの強度</td> <td></td> <td>○^{*5}</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>外壁外面寸法(南北方向)</td> <td>m</td> <td>○○○^{*4}</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>外壁外面寸法(東西方向)</td> <td>m</td> <td>○○○^{*4}</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>○○○^{*4}</td> <td colspan="2">○○○^{*4}</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>—</td> <td>地上2階, 地下3階(一部中2階)</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">壁厚等^{*8}</td> <td>東壁</td> <td>m</td> <td>○○~○○^{*4*}</td> <td colspan="2">○○~○○^{*4}</td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>m</td> <td>○○~○○^{*4*}</td> <td colspan="2">○○~○○^{*4}</td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>m</td> <td>○○~○○^{*4*}</td> <td colspan="2">○○~○○^{*4}</td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>m</td> <td>○○~○○^{*4*}</td> <td colspan="2">○○~○○^{*4}</td> </tr> <tr> <td>床・天井</td> <td>m</td> <td>○○~○○^{*4*}</td> <td colspan="2">○○~○○^{*4}</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td></td> <td>鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c=ON/mm^2$ 密度 $○^3kg/m^3$以上</td> <td colspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td></td> <td>1</td> <td colspan="3">—</td> </tr> </tbody> </table>				名称		変更前		変更後		名称	燃料加工建屋	燃料加工建屋 ^{*5}	燃料加工建屋 ^{*2*} (再処理施設と共用)			種類(主要構造) ^{*1}		上部構造: ○○○ 基礎: ○○○	変更なし			支持地盤の許容支持力度		長期: ○ 短期: ○	—			支持地盤の極限支持力度		—	○			マンメイドロックの強度		○ ^{*5}	—			主要寸法	外壁外面寸法(南北方向)	m	○○○ ^{*4}	変更なし		外壁外面寸法(東西方向)	m	○○○ ^{*4}	—		高さ	m	○○○ ^{*4}	○○○ ^{*4}		階数	—	地上2階, 地下3階(一部中2階)	変更なし		壁厚等 ^{*8}	東壁	m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}		西壁	m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}		南壁	m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}		北壁	m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}		床・天井	m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}		主要材料		鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c=ON/mm^2$ 密度 $○^3kg/m^3$ 以上	変更なし			個数		1	—			<p>【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様(詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四条 核燃料物質の臨界防止</td> <td>複数ユニットの臨界安全</td> <td>【手段: 設備】 b. 複数ユニットの設定 単一ユニット相互間には、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置</td> <td>中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第六条 地震による損傷の防止</td> <td>安全機能を有する施設の耐震設計</td> <td>【手段: 評価】 (1) 耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計</td> <td>【手段: 評価】 (2) 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第八条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>竜巻防護に関する設計</td> <td>【手段: 設備】 ・設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する設計</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>火山防護に関する設計</td> <td>【手段: 設備】 ・設計荷重(火山)に対して安全余裕を有する設計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第十二条 遮蔽</td> <td>航空機防護の方法について</td> <td>【手段: 設備】 建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>外部からの衝撃による損傷の防止(その他)</td> <td>【手段: 設備】 機械的強度を有する設計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三十条 重大事故等対処設備</td> <td>直接線、スカイシャイン線に対する設計方針</td> <td>【手段: 設備】 遮蔽体の設置</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>基準線量率に対する設計方針</td> <td>【手段: 設備】 遮蔽体の設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</td> <td>【手段: 設備】 基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計</td> <td>主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> </tbody> </table>				技術基準	機能要求②		主な仕様(詳細設計)	様式-6	様式-7	第四条 核燃料物質の臨界防止	複数ユニットの臨界安全	【手段: 設備】 b. 複数ユニットの設定 単一ユニット相互間には、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置	中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置	第六条 地震による損傷の防止	安全機能を有する施設の耐震設計	【手段: 評価】 (1) 耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計	主要寸法(壁厚さ)材料	基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計	【手段: 評価】 (2) 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計	第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する設計	主要寸法(壁厚さ)材料	火山防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重(火山)に対して安全余裕を有する設計	第十二条 遮蔽	航空機防護の方法について	【手段: 設備】 建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護	主要寸法(壁厚さ)材料	外部からの衝撃による損傷の防止(その他)	【手段: 設備】 機械的強度を有する設計	第三十条 重大事故等対処設備	直接線、スカイシャイン線に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置	主要寸法(壁厚さ)材料	基準線量率に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置		地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針	【手段: 設備】 基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計	主要寸法(壁厚さ)材料
名称		変更前		変更後																																																																																																																																										
名称	燃料加工建屋	燃料加工建屋 ^{*5}	燃料加工建屋 ^{*2*} (再処理施設と共用)																																																																																																																																											
種類(主要構造) ^{*1}		上部構造: ○○○ 基礎: ○○○	変更なし																																																																																																																																											
支持地盤の許容支持力度		長期: ○ 短期: ○	—																																																																																																																																											
支持地盤の極限支持力度		—	○																																																																																																																																											
マンメイドロックの強度		○ ^{*5}	—																																																																																																																																											
主要寸法	外壁外面寸法(南北方向)	m	○○○ ^{*4}	変更なし																																																																																																																																										
	外壁外面寸法(東西方向)	m	○○○ ^{*4}	—																																																																																																																																										
	高さ	m	○○○ ^{*4}	○○○ ^{*4}																																																																																																																																										
	階数	—	地上2階, 地下3階(一部中2階)	変更なし																																																																																																																																										
	壁厚等 ^{*8}	東壁	m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}																																																																																																																																									
西壁		m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}																																																																																																																																										
南壁		m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}																																																																																																																																										
北壁		m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}																																																																																																																																										
床・天井		m	○○~○○ ^{*4*}	○○~○○ ^{*4}																																																																																																																																										
主要材料		鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c=ON/mm^2$ 密度 $○^3kg/m^3$ 以上	変更なし																																																																																																																																											
個数		1	—																																																																																																																																											
技術基準	機能要求②		主な仕様(詳細設計)																																																																																																																																											
	様式-6	様式-7																																																																																																																																												
第四条 核燃料物質の臨界防止	複数ユニットの臨界安全	【手段: 設備】 b. 複数ユニットの設定 単一ユニット相互間には、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置	中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置																																																																																																																																											
第六条 地震による損傷の防止	安全機能を有する施設の耐震設計	【手段: 評価】 (1) 耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																																																																											
	基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計	【手段: 評価】 (2) 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計																																																																																																																																												
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する設計	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																																																																											
	火山防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重(火山)に対して安全余裕を有する設計																																																																																																																																												
第十二条 遮蔽	航空機防護の方法について	【手段: 設備】 建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																																																																											
	外部からの衝撃による損傷の防止(その他)	【手段: 設備】 機械的強度を有する設計																																																																																																																																												
第三十条 重大事故等対処設備	直接線、スカイシャイン線に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																																																																											
	基準線量率に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置																																																																																																																																												
	地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針	【手段: 設備】 基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																																																																											
<p>添付図(平面図及び断面図)</p> <p>第1.1-1図~第1.1-9図に示す。</p>		<p>*1: 記載の適正化。既設工認には「主要構造」と記載。 *2: 燃料加工建屋は、再処理施設と一部共用する。 *3: 燃料加工建屋は、MOX燃料加工施設にて設備登録を行っている。 *4: 公称値を示す。 *5: 記載内容は、平成22年10月22日付け平成22-05-21原第9号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ、建物1.燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用洞道(5)工事の方法」において記載したマンメイドロックの強度による。 *6: 記載内容は、平成25年2月28日付け原管研収第121116001号にて認可を受けた設工認申請書の添付書類「Ⅲ-2-1-1-2 燃料加工建屋の耐震計算書 図面リスト 第14図(1)燃料加工建屋 断面壁断面リストから第14図(6)燃料加工建屋 断面壁断面リスト」及び添付書類「V 添付-1-2-1 燃料加工建屋の航空機に対する防護計算書 図面リスト 第1図 燃料加工建屋 防護壁断面リストから第4図 燃料加工建屋 防護スラブ断面リスト」による。 *7: 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設の工程室とする。(安全上重要な施設の工程室である構築物の範囲を第1.1-1表に示す。) *8: 遮蔽に必要な壁厚等については、第1.1-2表に示す。</p>																																																																																																																																												
<p>特記事項</p> <p>① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。(汚染防止に係る措置の範囲を第1.1-2表に示す。)</p> <p>② 「建築基準法」の耐火建築物とする。</p> <p>③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.1-2表に示す。)</p> <p>④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。</p>		<p>耐震の基本設計方針、添付書類(重要度分類)で展開。</p> <p>(注) 加工施設においては、事業許可との整合性及び様式-6, 7を踏まえ、既認可の仕様表に追加が必要な情報を仕様表に追加する。</p>																																																																																																																																												
<p>閉じ込めの基本設計方針で展開。</p> <p>臨界の基本設計方針及び複数ユニット評価を踏まえて単一ユニットの仕様表にて展開。</p>		<p>発電炉を参考に、強度に対する仕様として仕様表には耐震壁、航空機防護上の壁・スラブ、工程室のSクラスの壁・床の最小壁厚と最大壁厚を記載する。 遮蔽要求のある壁厚等については第1.1-2表として、しゃへい扉、しゃへい蓋と併せて、遮蔽上の設計確認値と公称値を記載する。</p>																																																																																																																																												
<p>注1 対応する加工事業許可番号(日付): 平成17-04-20原第18号(平成22年5月13日)</p> <p>注2 本建屋がBクラスのしゃへい壁を有していることを示す。また、本建屋はBクラスのしゃへい壁を有していることから、Bクラスの施設に適用される地震力に耐えるように設計する。なお、本建屋は、Sクラスの設備・機器を設置するため、基準地震動Ssで間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。</p>																																																																																																																																														

既認可の仕様表 | 仕様表案 | 様式-6, 7等による要求事項の整理

第1.-2表 燃料加工建屋と貯蔵容器搬送用洞道の汚染防止に係る措置の範囲, 安全上重要な施設である構築物の範囲及びしゃへい設計の基準となる線量率

階数	部屋番号	部屋名称	汚染防止に係る措置	安全上重要な施設である構築物	しゃへい設計の基準となる線量率 (μSv/h)
地下3階	101	原料受払室前室	○	○	○
	102	原料受払室	○	○	○
	103	貯蔵容器一時保管室	○	-	○
	104	貯蔵容器受入第2室	○	-	○
	105	北第1制御盤室	○	-	○
	106	北エレベータ	○	-	○

第1.-1表 燃料加工建屋の安全上重要な施設である構築物の範囲

階数	部屋番号	部屋名称	変更前		変更後		
			汚染防止に係る措置	安全上重要な施設である構築物	部屋番号	部屋名称	汚染防止に係る措置
地下3階	101	原料受払室前室	○	○	変更なし		
	102	原料受払室	○	○			
	103	貯蔵容器一時保管室	○	-			
	104	貯蔵容器受入第2室	○	-			
	105	北第1制御盤室	○	-			
	106	北エレベータ	○	-			

第1.-3表 燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料

添付図	主要寸法(m)	材料	
第1.1-1図	<1>	○○	○○
	<2>	○○	○○
	<3>	○○	○○
	<4>	○○	○○
	<5>	○○	○○
	<6>	○○	○○
	<7>	○○	○○
	<8>	○○	○○

第1.-2表 燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料

添付書類	変更前		変更後	
	主要寸法(m)	材料	主要寸法(m)*1	材料
第○図*3	<1>	○○(○○*1)	変更なし	○○ (密度○kg/m³以上)
	<2>	○○(○○*1)		
	<3>	○○(○○*1)		
	<4>	○○(○○*1)		
	<5>	○○(○○*1)		
	<6>	○○(○○*1)		
	<7>	○○(○○*1)		
	<8>	○○(○○*1)		
<H1*2>	○○(○○)	○○ (密度○kg/m³以上)	変更なし	

第1.-2表は、壁厚さは遮蔽上期待する壁厚さを記載する。また、しゃへい扉<D(番号)>、しゃへい蓋<H(番号)>も示す。

名称	しゃへい蓋<H1>
耐震クラス	-
放射線防護(しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。
設計仕様	個数 ○ 構造の種類 本体:○○ 主要寸法 厚さ:第1.-6表に示す。 主要材料 ○○○○○○ 密度 ○kg/m³以上
添付図(平面図及び断面図)	第1.1-2図及び第1.1-13図に示す。しゃへい蓋番号は、<H1>
特記事項	-

*1: 公称値を示す。
 *2: しゃへい蓋<H1>を○基設置する。また、しゃへい蓋は、開閉のため繰り返し取り扱うことから、コンクリート保護のためステンレス鋼により被覆する。
 *3: 添付書類 V-V-2-2-1 燃料加工建屋の平面図及び断面図の図面番号に対応する。

注1 対応する加工事業許可番号(日付): 平成17-04-20原第18号(平成22年5月13日)
 注2 しゃへい蓋は、開閉のため繰り返し取り扱うことから、コンクリート保護のためステンレス鋼により被覆する。

第1.-6表 燃料加工建屋のしゃへい蓋のしゃへい厚及び材料

添付図	しゃへい厚(mm)	材料	隣接部屋番号	
			線源室内	線源室外
第1.1-13図	<H1>	○○	103 (貯蔵容器一時保管室)	202 (貯蔵容器受入第2室)

遮蔽の添付書類で展開

基本設計方針で展開。

平面図、構造図で展開

既認可の仕様表	仕様表案										様式-6, 7等による要求事項の整理				
<p style="text-align: center;">対応する既認可の仕様表は該当なし</p>	変更前					変更後					【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】				
	名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	技術基準	機能要求②	
火災区域名称 区分 番号						火災区域名称 区分 番号						第十一 条 火災等 による 損傷の 防止	様式-6	様式-7	
-						〇〇室	火災区域	〇〇	壁	〇以上	鉄筋コン クリート		安全機能を有する施設への可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用、必要に応じて防火壁の設置及びその他の防護措置	【手段：設備】 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁の設置	3時間耐火に設計上必要な〇mm以上の壁厚を有するコンクリート壁の設置
						〇〇室	火災区域	〇〇	壁	〇以上	鉄筋コン クリート				
						〇〇室	火災区域	〇〇	壁	〇以上	鉄筋コン クリート				
						〇〇室	火災区域	〇〇	壁	〇以上	鉄筋コン クリート				
						〇〇室	火災区域	〇〇	壁	〇以上	鉄筋コン クリート				
						〇〇室	火災区域	〇〇	壁	〇以上	鉄筋コン クリート				

仕様表記載例（機種：冷却塔／冷凍機（安全冷却水B冷却塔））

既認可の仕様表				仕様表案				様式-6, 7等による要求事項の整理			
<p>分離配置は配置図で示す。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>				<p>注記記載から仕様表記載項目に見直し。</p> <p>【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p>				<p>注記記載から仕様表記載項目に見直し。</p> <p>【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p>			
<p>名称</p> <p>安全冷却水B冷却塔（機器番号）</p>				<p>名称</p> <p>安全冷却水B冷却塔（機器番号）</p>				<p>技術基準</p> <p>機能要求②</p>			
<p>種類</p> <p>機器の種類 ○○</p> <p>耐震クラス ○○</p> <p>航空機に対する防護 ○○</p> <p>流体の種類 ○○</p> <p>容量（設計熱交換量） MW/個 ○○</p> <p>最高使用圧力 MPa ○○</p> <p>最高使用温度 °C ○○</p> <p>伝熱面積（フィン外表面） m²/個 ○○</p> <p>主要寸法</p> <p>全長 mm ○○</p> <p>全幅 mm ○○</p> <p>全高 mm ○○</p> <p>主要材料</p> <p>伝熱管（内管） ○○</p> <p>ヘッダー ○○</p> <p>個数 ○○</p> <p>特記事項</p> <p>本設備は、非常用所内電源系統に接続する。</p>				<p>種類</p> <p>支持地盤の許容支持力度 MPa ○○</p> <p>支持地盤の極限支持力度 MPa ○○</p> <p>マンメイドロックの強度 N/mm² ○○</p> <p>機器の種類 ○○</p> <p>流体の種類 ○○</p> <p>容量</p> <p>設計熱交換量 MW/個 ○○^{*1}</p> <p>設計冷却空気流量 kg/h ○○^{*1}</p> <p>最高使用圧力 MPa ○○</p> <p>最高使用温度 °C ○○</p> <p>伝熱面積（伝熱管及びフィン外表面）*2 m²/個 ○○^{*1}</p> <p>主要寸法</p> <p>全長 mm ○○^{*1}</p> <p>全幅 mm ○○^{*1}</p> <p>全高 mm ○○^{*1}</p> <p>主要材料</p> <p>伝熱管（内管） ○○</p> <p>フィン ○○^{*3}</p> <p>ヘッダー ○○</p> <p>耐火被膜</p> <p>種類 ○○</p> <p>厚さ mm ○○</p> <p>原動機</p> <p>種類 ○○</p> <p>出力 kW/個 ○○</p> <p>ファン台数 ○○</p> <p>個数 ○○</p> <p>系統名（ライン名） ○○^{*3}</p> <p>設置床 ○○^{*3}</p> <p>溢水防護上の区画番号 ○○</p> <p>溢水防護上の配慮が必要な高さ ○○</p> <p>化学薬品防護上の区画番号 ○○</p> <p>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ ○○</p>				<p>様式-6</p> <p>様式-7</p> <p>主要仕様（詳細設計）</p> <p>耐震評価における設備外形 主要寸法 全長：○○mm 全幅：○○mm 全高：○○mm</p> <p>航空機墜落火災に対する防護 耐火塗料：○○mm</p> <p>溢水に対する考慮 取付箇所（系統名（ライン名）、設置床、溢水防護上の区画番号、溢水防護上の配慮が必要な高さ）</p> <p>化学薬品漏えいに対する考慮 取付箇所（系統名（ライン名）、設置床、化学薬品防護上の区画番号、化学薬品防護上の配慮が必要な高さ）</p> <p>使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 主要材料： 伝熱管（内管）：○○ フィン：○○ ヘッダー：○○</p> <p>使用条件に対する設計 最高使用圧力：○○MPa 最高使用温度：○○°C</p> <p>安全冷却水系冷却塔の冷却能力 容量（設計熱交換量）：○○MW/個 容量（設計熱交換風量）：○○m³/s 伝熱面積：○○m²/個 原動機：○○ ファン台数：○○</p>			
<p>基本設計方針で展開。</p>				<p>当該機器分類については、上記により溢水防護/化学薬品防護に係る要求事項が追加となることから、仕様表記載項目に追加</p>							

(つづき)

既認可の仕様表	仕様表案	様式-6, 7等による要求事項の整理
<p>注記：1)：単位は (kcal/h/個) 2)：単位は (kg/cm²)</p> <p>3)：安全冷却水 A 冷却塔は、前処理建屋の屋上に据え付ける。 安全冷却水 B 冷却塔は、鉄筋コンクリート造りの基礎上に据え付ける。</p> <p>4)：安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要寸法は、以下とする。 南北方向：○m (外壁外面寸法) 東西方向：○m (外壁外面寸法) 厚 さ：○m</p> <p>5)：安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要材料は、以下とする。 鉄筋：JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定める SD345 コンクリート：JASS5 の規定による普通コンクリート 設計基準強度 ○N/mm² (○kgf/cm²) マンメイドロック (コンクリート)：設計基準強度 ○N/mm² (○kgf/cm²)</p> <p>6)：安全冷却水 B 冷却塔基礎の支持地盤の許容支持力度は、鷹架層の許容支持力度として、重要な建物・構築物ごとに定まる値の最小値とし、長期：○MPa (○kgf/cm²)、短期：○MPa (○kgf/cm²) とする。</p> <p>7)：安全冷却水 B 冷却塔基礎は、AS クラスの設備を設置しているため、基準地震動 S1 及び S2 で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。</p> <p>旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一するに伴い適正化。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>	<p>基礎については、構造図で示す。</p> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 記載の適正化を行う。既設工認には「伝熱面積 (フィン外表面)」と記載。 *3 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。 *4 航空機墜落による火災により熱影響がある支持架構の柱等に耐火塗装を施す。</p> <p>支持地盤の許容支持力度及びマンメイドロックの設計基準強度については、仕様表に記載。</p>	

仕様表記載例（機種：建物・構築物（飛来物防護ネット））

既認可の仕様表	仕様表案				様式-6, 7等による要求事項の整理																							
<p>(新規設備のため、該当する仕様表なし)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td></td> <td>〇〇の飛来物防護ネット</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td></td> <td>防護ネット：〇〇 基礎：杭基礎*1</td> </tr> <tr> <td>支持地盤</td> <td>—</td> <td></td> <td>鷹架層*1</td> </tr> <tr> <td>杭の強度</td> <td>N/mm²</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>						変更前	変更後	名称	—		〇〇の飛来物防護ネット	種類	—		防護ネット：〇〇 基礎：杭基礎*1	支持地盤	—		鷹架層*1	杭の強度	N/mm ²		〇〇	<p>【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p>			
			変更前	変更後																								
	名称	—		〇〇の飛来物防護ネット																								
	種類	—		防護ネット：〇〇 基礎：杭基礎*1																								
	支持地盤	—		鷹架層*1																								
	杭の強度	N/mm ²		〇〇																								
					<p>技術基準</p>	<p>機能要求②</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2077 541 2228 884"> <p>第六条 地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="2228 541 2415 884"> <p>【手段：評価】 ・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることができる設計</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2077 884 2228 1247"> <p>設計飛来物の貫通を防止する設計</p> </td> <td data-bbox="2228 884 2415 1247"> <p>【手段：評価】 ・飛来物防護ネットは、設計飛来物の通過を防止する設計とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2077 1247 2228 1400"> <p>第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）</p> </td> <td data-bbox="2228 1247 2415 1400"> <p>【手段：設備】 ・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2077 1400 2228 1554"> <p>第八条 外部からの衝撃による破損防止（航空機落下）</p> </td> <td data-bbox="2228 1400 2415 1554"> <p>【手段：評価】 ・航空機墜落火災発生時においても機能喪失しないために耐火塗料を塗布。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		様式-6	様式-7	<p>第六条 地震による損傷の防止</p>	<p>【手段：評価】 ・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることができる設計</p>	<p>設計飛来物の貫通を防止する設計</p>	<p>【手段：評価】 ・飛来物防護ネットは、設計飛来物の通過を防止する設計とする。</p>	<p>第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）</p>	<p>【手段：設備】 ・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p>	<p>第八条 外部からの衝撃による破損防止（航空機落下）</p>	<p>【手段：評価】 ・航空機墜落火災発生時においても機能喪失しないために耐火塗料を塗布。</p>	<p>主な仕様 (詳細設計)</p>										
	様式-6	様式-7																										
	<p>第六条 地震による損傷の防止</p>	<p>【手段：評価】 ・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることができる設計</p>																										
	<p>設計飛来物の貫通を防止する設計</p>	<p>【手段：評価】 ・飛来物防護ネットは、設計飛来物の通過を防止する設計とする。</p>																										
	<p>第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）</p>	<p>【手段：設備】 ・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p>																										
	<p>第八条 外部からの衝撃による破損防止（航空機落下）</p>	<p>【手段：評価】 ・航空機墜落火災発生時においても機能喪失しないために耐火塗料を塗布。</p>																										
	<p>主要寸法</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防護ネット</td> <td>線径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>網目</td> <td>mm</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>防護板</td> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支持架構</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*2</td> </tr> </tbody> </table>		防護ネット	線径	mm	〇〇*2	網目	mm	〇〇*2	防護板	厚さ	mm	〇〇*2	支持架構	たて	mm	〇〇*2	横	mm	〇〇*2	高さ	mm	〇〇*2				<p>耐震評価における設備外形 主要寸法： たて 〇〇 横 〇〇 高さ 〇〇</p>	<p>設計飛来物の通過防止 主要寸法： ネットの線径 〇〇 網目 〇〇 主要材料：〇〇</p>
	防護ネット	線径		mm	〇〇*2																							
		網目	mm	〇〇*2																								
防護板	厚さ	mm	〇〇*2																									
支持架構	たて	mm	〇〇*2																									
	横	mm	〇〇*2																									
	高さ	mm	〇〇*2																									
<p>主要材料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ネット</td> <td>—</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>防護板</td> <td>—</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>支持架構</td> <td>—</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>		ネット	—		〇〇	防護板	—		〇〇	支持架構	—		〇〇				<p>竜巻防護設備の構成 主要材料： 飛来物防護板 〇〇 飛来物防護ネット 〇〇 支持架構 〇〇</p>	<p>設計飛来物の貫通防止 主要寸法： 防護板：厚さ 〇〇 主要材料：〇〇</p>										
ネット	—		〇〇																									
防護板	—		〇〇																									
支持架構	—		〇〇																									
<p>耐火被膜</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td></td> <td>耐火塗料*3</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇以上</td> </tr> </tbody> </table>		種類	—		耐火塗料*3	厚さ	mm		〇以上					<p>航空機墜落火災に対する防護 耐火塗料：〇〇mm</p>														
種類	—		耐火塗料*3																									
厚さ	mm		〇以上																									
<p>基数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>式</td> <td></td> <td></td> <td>〇式</td> </tr> </tbody> </table>		式			〇式																							
式			〇式																									
<p>注記：*1 飛来物防護ネットは杭基礎を介して鷹架層に支持する。 *2 公称値を示す。 *3 航空機墜落による火災により熱影響がある指示架構の柱等に耐火塗装を施す。</p>																												

仕様表記載例（機種：主配管（配管））

既認可の仕様表										仕様表案										様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																				
<p>主要設備リストで示す。</p> <p>注記1)：単位は (kg/cm²)</p> <p>2)：本設備は、Bクラスであるが、Aクラスの可溶性中性子吸収材緊急供給系の支援機能を持つため、構造強度上基準地震動 S₁ による確認を行う。</p> <p>3)：本配管上の弁により耐震クラスが区分され、弁以降はCクラスである。</p> <p>4)：配管には保温材を使用し、それ以外の配管には保温材は使用していない。</p> <p>注記：1) 公称値を示す。 2) 本配管には保温材を使用する。</p>										<p>配管の通過部屋は系統図で示す。</p> <p>変更後</p> <table border="1"> <tr><td>配管番号</td><td>○○²⁾</td><td>○○</td><td>○○²⁾</td></tr> <tr><td>材料</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>厚さ (mm)</td><td>○○¹⁾</td><td>○○</td><td>○○¹⁾</td></tr> <tr><td>外径 (mm)</td><td>○○¹⁾</td><td>○○</td><td>○○¹⁾</td></tr> <tr><td>最高使用温度 (°C)</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>最高使用圧力 (MPa)</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>流体の種類</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>名称</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> </table> <p>変更前</p> <table border="1"> <tr><td>配管番号</td><td>○○²⁾</td><td>○○</td><td>○○²⁾</td></tr> <tr><td>材料</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>厚さ (mm)</td><td>○○¹⁾</td><td>○○</td><td>○○¹⁾</td></tr> <tr><td>外径 (mm)</td><td>○○¹⁾</td><td>○○</td><td>○○¹⁾</td></tr> <tr><td>最高使用温度 (°C)</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>最高使用圧力 (MPa)</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>流体の種類</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> <tr><td>名称</td><td>○○</td><td>○○</td><td>○○</td></tr> </table>										配管番号	○○ ²⁾	○○	○○ ²⁾	材料	○○	○○	○○	厚さ (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾	外径 (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾	最高使用温度 (°C)	○○	○○	○○	最高使用圧力 (MPa)	○○	○○	○○	流体の種類	○○	○○	○○	名称	○○	○○	○○	配管番号	○○ ²⁾	○○	○○ ²⁾	材料	○○	○○	○○	厚さ (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾	外径 (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾	最高使用温度 (°C)	○○	○○	○○	最高使用圧力 (MPa)	○○	○○	○○	流体の種類	○○	○○	○○	名称	○○	○○	○○	<p>【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> <tr> <td>第八条 外部からの衝撃による破損防止 (凍結)</td> <td>凍結防止対策</td> <td>【手段：設備】 ・凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行う設計。</td> <td>凍結防止対策 保温材の設置</td> </tr> <tr> <td>第十五条 材料及び構造</td> <td>設計条件における座屈</td> <td>【手段：設備】 ・設計上定める条件において、座屈が生じない設計</td> <td>使用条件に対する材料強度確保 (耐圧強度 (耐食性含む)) 外径：○○mm 厚さ：○○mm 主要材料：○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適切な耐圧試験又は漏えい試験</td> <td>【手段：試験】 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがなない設計</td> <td>使用条件に対する設計 最高使用圧力：○○MPa 最高使用温度：○○°C</td> </tr> </table>			技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6	様式-7	第八条 外部からの衝撃による破損防止 (凍結)	凍結防止対策	【手段：設備】 ・凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行う設計。	凍結防止対策 保温材の設置	第十五条 材料及び構造	設計条件における座屈	【手段：設備】 ・設計上定める条件において、座屈が生じない設計	使用条件に対する材料強度確保 (耐圧強度 (耐食性含む)) 外径：○○mm 厚さ：○○mm 主要材料：○○		適切な耐圧試験又は漏えい試験	【手段：試験】 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがなない設計	使用条件に対する設計 最高使用圧力：○○MPa 最高使用温度：○○°C
配管番号	○○ ²⁾	○○	○○ ²⁾																																																																																																					
材料	○○	○○	○○																																																																																																					
厚さ (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾																																																																																																					
外径 (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾																																																																																																					
最高使用温度 (°C)	○○	○○	○○																																																																																																					
最高使用圧力 (MPa)	○○	○○	○○																																																																																																					
流体の種類	○○	○○	○○																																																																																																					
名称	○○	○○	○○																																																																																																					
配管番号	○○ ²⁾	○○	○○ ²⁾																																																																																																					
材料	○○	○○	○○																																																																																																					
厚さ (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾																																																																																																					
外径 (mm)	○○ ¹⁾	○○	○○ ¹⁾																																																																																																					
最高使用温度 (°C)	○○	○○	○○																																																																																																					
最高使用圧力 (MPa)	○○	○○	○○																																																																																																					
流体の種類	○○	○○	○○																																																																																																					
名称	○○	○○	○○																																																																																																					
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																																																																																					
	様式-6	様式-7																																																																																																						
第八条 外部からの衝撃による破損防止 (凍結)	凍結防止対策	【手段：設備】 ・凍結のおそれのあるものに対して保温等の凍結防止対策を行う設計。	凍結防止対策 保温材の設置																																																																																																					
第十五条 材料及び構造	設計条件における座屈	【手段：設備】 ・設計上定める条件において、座屈が生じない設計	使用条件に対する材料強度確保 (耐圧強度 (耐食性含む)) 外径：○○mm 厚さ：○○mm 主要材料：○○																																																																																																					
	適切な耐圧試験又は漏えい試験	【手段：試験】 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがなない設計	使用条件に対する設計 最高使用圧力：○○MPa 最高使用温度：○○°C																																																																																																					

仕様表記載例（機種：容器（環状型・円筒型・板状型・角柱型））

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																																												
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <p>(1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="2">蒸発缶 A (加熱部) (〇〇)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">たて置直管式 (熱サイホン式減圧蒸発方式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器の種類</td> <td>管側</td> <td>—</td> <td>再処理第2種容器</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">標準濃度</td> <td>βr</td> <td>Bq/cm³</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>α Bq/cm³</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>Pu</td> <td>g/t</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td colspan="2">B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>使用済硝酸濃縮液</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>流体の種類</td> <td>蒸気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">容量</td> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>処理容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設計熱交換量</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇 (〇〇)¹⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>(内圧)〇〇²⁾ (〇〇)²⁾ /(外圧) 〇〇 (〇〇)²⁾</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>(内圧)〇〇²⁾ (〇〇)²⁾ /(外圧) 〇〇 (〇〇)²⁾</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>—</td> <td>m²/個</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>				名称	—	蒸発缶 A (加熱部) (〇〇)		種類	—	たて置直管式 (熱サイホン式減圧蒸発方式)		機器の種類	管側	—	再処理第2種容器	胴側	—	—	標準濃度	βr	Bq/cm ³	〇〇	α	α Bq/cm ³	〇〇	Pu	g/t	〇〇	耐震クラス	—	B		管側	流体の種類	—	使用済硝酸濃縮液	胴側	流体の種類	蒸気	容量	容量	m ³ /個	〇〇	処理容量	m ³ /h/個	〇〇	設計熱交換量	kW/個	〇〇 (〇〇) ¹⁾	管側	最高使用圧力	MPa	(内圧)〇〇 ²⁾ (〇〇) ²⁾ /(外圧) 〇〇 (〇〇) ²⁾	最高使用温度	℃	〇〇	胴側	最高使用圧力	MPa	(内圧)〇〇 ²⁾ (〇〇) ²⁾ /(外圧) 〇〇 (〇〇) ²⁾	最高使用温度	℃	〇〇	伝熱面積	—	m ² /個	〇〇	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核的制限値・最大内径・加熱部</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">容量</td> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>処理容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設計熱交換量</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇^{*2)}</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇^{*2)}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇^{*2)}</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇^{*2)}</td> </tr> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>—</td> <td>m²/個</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>				名称	—	変更前	変更後	種類	—	〇〇		核的制限値・最大内径・加熱部	mm	〇〇		容量			容量	容量	m ³ /個	〇〇	処理容量	m ³ /h/個	〇〇	設計熱交換量	kW/個	〇〇	管側	最高使用圧力	MPa	〇〇 ^{*2)}	最高使用温度	℃	〇〇 ^{*2)}	胴側	最高使用圧力	MPa	〇〇 ^{*2)}	最高使用温度	℃	〇〇 ^{*2)}	伝熱面積	—	m ² /個	〇〇	<p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。 ○設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p>	
名称	—	蒸発缶 A (加熱部) (〇〇)																																																																																																																		
種類	—	たて置直管式 (熱サイホン式減圧蒸発方式)																																																																																																																		
機器の種類	管側	—	再処理第2種容器																																																																																																																	
	胴側	—	—																																																																																																																	
標準濃度	βr	Bq/cm ³	〇〇																																																																																																																	
	α	α Bq/cm ³	〇〇																																																																																																																	
	Pu	g/t	〇〇																																																																																																																	
耐震クラス	—	B																																																																																																																		
管側	流体の種類	—	使用済硝酸濃縮液																																																																																																																	
	胴側	流体の種類	蒸気																																																																																																																	
容量	容量	m ³ /個	〇〇																																																																																																																	
	処理容量	m ³ /h/個	〇〇																																																																																																																	
	設計熱交換量	kW/個	〇〇 (〇〇) ¹⁾																																																																																																																	
管側	最高使用圧力	MPa	(内圧)〇〇 ²⁾ (〇〇) ²⁾ /(外圧) 〇〇 (〇〇) ²⁾																																																																																																																	
	最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																	
胴側	最高使用圧力	MPa	(内圧)〇〇 ²⁾ (〇〇) ²⁾ /(外圧) 〇〇 (〇〇) ²⁾																																																																																																																	
	最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																	
伝熱面積	—	m ² /個	〇〇																																																																																																																	
名称	—	変更前	変更後																																																																																																																	
種類	—	〇〇																																																																																																																		
核的制限値・最大内径・加熱部	mm	〇〇																																																																																																																		
	容量																																																																																																																			
容量	容量	m ³ /個	〇〇																																																																																																																	
	処理容量	m ³ /h/個	〇〇																																																																																																																	
	設計熱交換量	kW/個	〇〇																																																																																																																	
管側	最高使用圧力	MPa	〇〇 ^{*2)}																																																																																																																	
	最高使用温度	℃	〇〇 ^{*2)}																																																																																																																	
胴側	最高使用圧力	MPa	〇〇 ^{*2)}																																																																																																																	
	最高使用温度	℃	〇〇 ^{*2)}																																																																																																																	
伝熱面積	—	m ² /個	〇〇																																																																																																																	

既認可の仕様表・発電炉の要目表

(2/2)

仕様	主要寸法	管側	胴内径	mm	〇〇	
			円形胴板厚さ	mm	〇〇	
			鏡板厚さ	mm	〇〇	
		胴側	胴内径	mm	〇〇	
			胴板厚さ	mm	〇〇	
			ペローズ厚さ	mm	〇〇	
		管板	管板厚さ	mm	〇〇	
	胴板厚さ		mm	〇〇		
	伝熱管外径		mm	〇〇		
			伝熱管厚さ	mm	〇〇	
			全高	mm	〇〇	
	主要材料	管側	円すい胴板	—	〇〇	*)
			鏡板	—	〇〇	*)
		胴側	胴板	—	〇〇	
ペローズ			—	〇〇		
管板		—	〇〇	*)		
伝熱管	—	〇〇	*)			
個数	—	—	—	1		
特記事項	(H)電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。					

構造図：第3.2.6.1.1-3図に示す。

注記
 1)：単位は (kcal/h/個)。
 2)：単位は (kg/cm)。
 3)：単位は (kPa)。
 4)：添付書類 V-1別添 腐食代に関する設計の基本方針 (第4回申請) に示す SA級。

添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除

基本設計方針に展開

旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。

仕様表案

(つづき)

仕様	主要寸法	管側	胴内径	mm	〇〇*1	
			胴板厚さ	mm	〇〇*1	
			鏡板厚さ	mm	〇〇*1	
		胴側	胴内径	mm	〇〇*1	
			胴板厚さ	mm	〇〇*1	
			ペローズ厚さ	mm	〇〇*1	
		管板	管板厚さ	mm	〇〇*1	
	胴板厚さ		mm	〇〇*1		
	伝熱管外径		mm	〇〇*1		
			伝熱管厚さ	mm	〇〇*1	
			全高	mm	〇〇*1	
	主要材料	管側	円すい胴板	—	〇〇	
			鏡板	—	〇〇	
		胴側	胴板	—	〇〇	
ペローズ			—	〇〇		
管板		—	〇〇			
伝熱管	—	〇〇				
個数	—	—	—	〇〇		
取付箇所	系統名 (ライン名)		—	—	〇〇	
	設置床		—	—	〇〇	
	溢水防護上の区画番号		—	—	〇〇	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	—	〇〇	
	化学薬品防護上の区画番号		—	—	〇〇	
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	—	〇〇		

注記：*1 公称値を示す。
 *2 重大事故時等における使用時の値を示す。

要求事項の整理

○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。
 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。

仕様表記載例（機種：容器（塔型））

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案		要求事項の整理																																																																																																																																													
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>ルテニウム吸着塔A, B (○○)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>たて置円筒形 (塔型)</td> </tr> <tr> <td>機器の種類</td> <td>再処理第2種容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計条件</td> <td>標準濃度 βγ Bq/cm³[normal]</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>α Bq/cm³[normal]</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>Pu g/m³[normal]</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>廃ガス</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個[normal]</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>ルテニウム除去効率</td> <td>%</td> <td>○○以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>平板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>平板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>フランジ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>ろ材</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2 (1個/系列×2系列 内1個/系列×1系列予備)</td> </tr> </table> <p>注記1: 単位は (kg/cm³)</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>旧単位系記載のため、SI単位系表記に統一することに伴い適正化。</p>		名称	ルテニウム吸着塔A, B (○○)	種類	たて置円筒形 (塔型)	機器の種類	再処理第2種容器	設計条件	標準濃度 βγ Bq/cm ³ [normal]	○○	α Bq/cm ³ [normal]	○○	Pu g/m ³ [normal]	○○	耐震クラス	A	流体の種類	廃ガス	最高使用圧力	kPa	○○	最高使用温度	℃	○○	容量	m ³ /h/個[normal]	○○	ルテニウム除去効率	%	○○以上	主要寸法	胴内径	mm	○○	胴板厚さ	mm	○○	鏡板厚さ	mm	○○	平板厚さ	mm	○○	全高	mm	○○	主要材料	胴板	—	○○	鏡板	—	○○	平板	—	○○	フランジ	—	○○	ろ材	—	○○	個数	—	2 (1個/系列×2系列 内1個/系列×1系列予備)	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○*2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>○○*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容量</td> <td>m³/h/個 [normal]</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">仕様</td> <td>ルテニウム除去効率</td> <td>%</td> <td>○○以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td>平板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>平板</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>フランジ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>ろ材</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> </table> <p>注記: *1 公称値を示す。 *2 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>		名称	—	変更前	変更後	種類	—	○○		設計条件	最高使用圧力	MPa	○○*2	最高使用温度	℃	○○*2		容量	m ³ /h/個 [normal]	○○	仕様	ルテニウム除去効率	%	○○以上	主要寸法	胴内径	mm	○○*1	胴板厚さ	mm	○○*1	鏡板厚さ	mm	○○*1	平板厚さ	mm	○○*1	全高	mm	○○*1	主要材料	胴板	—	○○	鏡板	—	○○	平板	—	○○	フランジ	—	○○	ろ材	—	○○	個数	—	○○	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	○○	設置床	—	○○	溢水防護上の区画番号	—	○○	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○○	化学薬品防護上の区画番号	—	○○	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	○○	<p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。 ○設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>
名称	ルテニウム吸着塔A, B (○○)																																																																																																																																																
種類	たて置円筒形 (塔型)																																																																																																																																																
機器の種類	再処理第2種容器																																																																																																																																																
設計条件	標準濃度 βγ Bq/cm ³ [normal]	○○																																																																																																																																															
	α Bq/cm ³ [normal]	○○																																																																																																																																															
	Pu g/m ³ [normal]	○○																																																																																																																																															
耐震クラス	A																																																																																																																																																
流体の種類	廃ガス																																																																																																																																																
最高使用圧力	kPa	○○																																																																																																																																															
最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																															
容量	m ³ /h/個[normal]	○○																																																																																																																																															
ルテニウム除去効率	%	○○以上																																																																																																																																															
主要寸法	胴内径	mm	○○																																																																																																																																														
	胴板厚さ	mm	○○																																																																																																																																														
	鏡板厚さ	mm	○○																																																																																																																																														
	平板厚さ	mm	○○																																																																																																																																														
	全高	mm	○○																																																																																																																																														
主要材料	胴板	—	○○																																																																																																																																														
	鏡板	—	○○																																																																																																																																														
	平板	—	○○																																																																																																																																														
	フランジ	—	○○																																																																																																																																														
	ろ材	—	○○																																																																																																																																														
個数	—	2 (1個/系列×2系列 内1個/系列×1系列予備)																																																																																																																																															
名称	—	変更前	変更後																																																																																																																																														
種類	—	○○																																																																																																																																															
設計条件	最高使用圧力	MPa	○○*2																																																																																																																																														
	最高使用温度	℃	○○*2																																																																																																																																														
	容量	m ³ /h/個 [normal]	○○																																																																																																																																														
仕様	ルテニウム除去効率	%	○○以上																																																																																																																																														
	主要寸法	胴内径	mm	○○*1																																																																																																																																													
		胴板厚さ	mm	○○*1																																																																																																																																													
		鏡板厚さ	mm	○○*1																																																																																																																																													
		平板厚さ	mm	○○*1																																																																																																																																													
		全高	mm	○○*1																																																																																																																																													
	主要材料	胴板	—	○○																																																																																																																																													
		鏡板	—	○○																																																																																																																																													
		平板	—	○○																																																																																																																																													
		フランジ	—	○○																																																																																																																																													
ろ材		—	○○																																																																																																																																														
個数	—	○○																																																																																																																																															
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	○○																																																																																																																																														
	設置床	—	○○																																																																																																																																														
	溢水防護上の区画番号	—	○○																																																																																																																																														
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○○																																																																																																																																														
	化学薬品防護上の区画番号	—	○○																																																																																																																																														
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	○○																																																																																																																																															

仕様表記載例（機種：容器（ライニング型））

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案			要求事項の整理																																																																																																																																						
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td>貯蔵プールA, B (0000-00)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計条件</td> <td>機器の種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仕様</td> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>m</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料（ライニング）</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特記事項</td> <td colspan="3"> <p>(1) 万一のプール水の漏洩に対し、漏えい水を収集し、移送できるものとする。</p> <p>(2) 万一のハル・エンドピースドラムの落下時にもプール水を保持できる構造とし、ハル・エンドピースドラム落下の可能性のない場所のみライニング板厚さ〇mmとする。</p> <p>(3) ライニングプレートは、コンクリート躯体に埋設する下地材に溶接固定する。</p> <p>(4) 耐震クラスは貯蔵プールの構造強度を委ねている壁及び床の耐震クラスとする。</p> </td> <td rowspan="2"> <p>〇重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。（最高使用圧力／最高使用温度）。</p> <p>〇ADRBの臨界安全管理表に記載がある設備について、該当する臨界管理に関する情報を記載する。</p> <p>〇設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。</p> <p>〇主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> <p>〇溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">構造図：第3.2.3.4.1-1図に示す。</td> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">設計条件</td> <td>名称</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界管理</td> <td>-</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ライニング</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名（ライン名）</td> <td>-</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 重大事故時等における使用時の値を示す。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>基本設計方針で展開。</p> </td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>		名称	-	貯蔵プールA, B (0000-00)			種類	-	〇〇			設計条件	機器の種類	-	〇〇		耐震クラス	-	〇〇		流体の種類	-	〇〇		仕様	主要寸法	たて	m	〇〇		横	m	〇〇		深さ	m	〇〇		ライニング板厚さ	mm	〇〇		主要材料（ライニング）	-	〇〇		個数	-	〇〇		特記事項		<p>(1) 万一のプール水の漏洩に対し、漏えい水を収集し、移送できるものとする。</p> <p>(2) 万一のハル・エンドピースドラムの落下時にもプール水を保持できる構造とし、ハル・エンドピースドラム落下の可能性のない場所のみライニング板厚さ〇mmとする。</p> <p>(3) ライニングプレートは、コンクリート躯体に埋設する下地材に溶接固定する。</p> <p>(4) 耐震クラスは貯蔵プールの構造強度を委ねている壁及び床の耐震クラスとする。</p>			<p>〇重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。（最高使用圧力／最高使用温度）。</p> <p>〇ADRBの臨界安全管理表に記載がある設備について、該当する臨界管理に関する情報を記載する。</p> <p>〇設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。</p> <p>〇主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> <p>〇溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>	構造図：第3.2.3.4.1-1図に示す。		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">設計条件</td> <td>名称</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界管理</td> <td>-</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ライニング</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名（ライン名）</td> <td>-</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>			設計条件	名称	-	〇〇		種類	-	〇〇		臨界管理	-	〇〇*1		容量	m ³ /個	〇〇*1		最高使用圧力*2	MPa	〇〇		最高使用温度*2	℃	〇〇		仕様	主要寸法	たて	m	〇〇*1	横	m	〇〇*1	深さ	m	〇〇*1	ライニング板厚さ	mm	〇〇*1	主要材料	ライニング	-	〇〇	個数	-	〇〇		取付箇所	系統名（ライン名）	-	〇		設置床	-	〇		溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	<p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>基本設計方針で展開。</p>					
名称	-	貯蔵プールA, B (0000-00)																																																																																																																																									
種類	-	〇〇																																																																																																																																									
設計条件	機器の種類	-	〇〇																																																																																																																																								
	耐震クラス	-	〇〇																																																																																																																																								
	流体の種類	-	〇〇																																																																																																																																								
仕様	主要寸法	たて	m	〇〇																																																																																																																																							
		横	m	〇〇																																																																																																																																							
		深さ	m	〇〇																																																																																																																																							
		ライニング板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																							
	主要材料（ライニング）	-	〇〇																																																																																																																																								
	個数	-	〇〇																																																																																																																																								
特記事項		<p>(1) 万一のプール水の漏洩に対し、漏えい水を収集し、移送できるものとする。</p> <p>(2) 万一のハル・エンドピースドラムの落下時にもプール水を保持できる構造とし、ハル・エンドピースドラム落下の可能性のない場所のみライニング板厚さ〇mmとする。</p> <p>(3) ライニングプレートは、コンクリート躯体に埋設する下地材に溶接固定する。</p> <p>(4) 耐震クラスは貯蔵プールの構造強度を委ねている壁及び床の耐震クラスとする。</p>			<p>〇重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。（最高使用圧力／最高使用温度）。</p> <p>〇ADRBの臨界安全管理表に記載がある設備について、該当する臨界管理に関する情報を記載する。</p> <p>〇設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。</p> <p>〇主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> <p>〇溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>																																																																																																																																						
構造図：第3.2.3.4.1-1図に示す。		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">設計条件</td> <td>名称</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨界管理</td> <td>-</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td rowspan="4">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>m</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>ライニング板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ライニング</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名（ライン名）</td> <td>-</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>				設計条件	名称	-	〇〇		種類	-	〇〇		臨界管理	-	〇〇*1		容量	m ³ /個	〇〇*1		最高使用圧力*2	MPa	〇〇		最高使用温度*2	℃	〇〇		仕様	主要寸法	たて	m	〇〇*1	横	m	〇〇*1	深さ	m	〇〇*1	ライニング板厚さ	mm	〇〇*1	主要材料	ライニング	-	〇〇	個数	-	〇〇		取付箇所	系統名（ライン名）	-	〇		設置床	-	〇		溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																														
設計条件	名称	-	〇〇																																																																																																																																								
	種類	-	〇〇																																																																																																																																								
	臨界管理	-	〇〇*1																																																																																																																																								
	容量	m ³ /個	〇〇*1																																																																																																																																								
	最高使用圧力*2	MPa	〇〇																																																																																																																																								
	最高使用温度*2	℃	〇〇																																																																																																																																								
仕様	主要寸法	たて	m	〇〇*1																																																																																																																																							
		横	m	〇〇*1																																																																																																																																							
		深さ	m	〇〇*1																																																																																																																																							
		ライニング板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																							
	主要材料	ライニング	-	〇〇																																																																																																																																							
個数	-	〇〇																																																																																																																																									
取付箇所	系統名（ライン名）	-	〇																																																																																																																																								
	設置床	-	〇																																																																																																																																								
	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																																																																							
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																																																																							
	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																																																																							
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																																																																								
<p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>基本設計方針で展開。</p>																																																																																																																																											

仕様表記載例（機種：パルスカラム）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理				
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>												
名称	-			核分裂生成物洗浄塔 (〇〇)		変更前	変更後	<p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。 ○ADRB の臨界安全管理表に記載がある設備について、該当する臨界管理に関する情報を記載する。 ○設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。</p>				
種類	-			円筒形パルスカラム		核分裂生成物洗浄塔 (〇〇)						
設計条件	機器の種類	本体	再処理第2種容器		円筒形パルスカラム							
		パルスレグ	再処理第2種管									
設計条件	臨界管理			全濃度安全形状寸法管理								
	核的制限値	本体	部位	-	上部	シャフト部・下部	上部			シャフト部・下部		
			最大液厚み	mm	〇〇	-						
			最大内径	mm	-	〇〇						
			中性子吸収材最小厚み (カドミウム)	mm	〇〇	-						
	シャフト部面間最小距離	抽出塔/核分裂生成物洗浄塔	抽出塔/核分裂生成物洗浄塔	mm	〇〇							
			核分裂生成物洗浄塔/TBP洗浄塔	mm	〇〇							
	標準濃度	水相	$\beta\gamma$	Bq/cm ³	〇〇							
			α	Bq/cm ³	〇〇							
			U	g/l	-							
Pu			g/l	〇〇								
有機相		$\beta\gamma$	Bq/cm ³	〇〇								
		α	Bq/cm ³	〇〇								
		U	g/l	〇〇								
		Pu	g/l	〇〇								
耐震クラス	-			〇〇								
流体の種類	-			〇〇								
容量	m ³ /個			〇〇								
最高使用圧力	本体	MP a		〇〇								
	パルスレグ	MP a		〇〇								
最高使用温度	本体	°C		〇〇								
	パルスレグ	°C		〇〇								
名称	-			核分裂生成物洗浄塔 (〇〇)		変更前	変更後					
種類	-			円筒形パルスカラム		核分裂生成物洗浄塔 (〇〇)						
設計条件	核的制限値	本体	部位	-	上部	シャフト部・下部	上部	シャフト部・下部				
			最大液厚み	mm	〇〇	-						
			最大内径	mm	-	〇〇						
			中性子吸収材最小厚み (カドミウム)	mm	〇〇	-						
	シャフト部面間最小距離	抽出塔/核分裂生成物洗浄塔	抽出塔/核分裂生成物洗浄塔	mm	〇〇							
			核分裂生成物洗浄塔/TBP洗浄塔	mm	〇〇							
	標準濃度	水相	$\beta\gamma$	Bq/cm ³	〇〇							
			α	Bq/cm ³	〇〇							
			U	g/l	-							
			Pu	g/l	〇〇							
有機相		$\beta\gamma$	Bq/cm ³	〇〇								
		α	Bq/cm ³	〇〇								
		U	g/l	〇〇								
		Pu	g/l	〇〇								
容量	m ³ /個			〇〇								
最高使用圧力	本体	MP a		〇〇 ^{*2}								
	パルスレグ	MP a		〇〇 ^{*2}								
最高使用温度	本体	°C		〇〇 ^{*2}								
	パルスレグ	°C		〇〇 ^{*2}								
<p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>												

既認可の仕様表・発電炉の要目表						仕様表案						要求事項の整理		
(つづき)						(つづき)						○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所情報を記載する。 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。		
仕様	主要寸法	本体	部位	—	上部	シャフト部・下部	仕様	主要寸法	本体	部位	—			変更前
			外胴内径	mm	○○	—				外胴内径	mm	○○*1	—	
			胴内径	mm	—	○○				胴内径	mm	—	○○*1	
			外胴板厚さ	mm	○○	—				外胴板厚さ	mm	○○*1	—	
			内胴板厚さ	mm	○○	—				内胴板厚さ	mm	○○*1	—	
			ふた板厚さ	mm	○○	—				ふた板厚さ	mm	○○*1	—	
			胴板厚さ	mm	—	○○				胴板厚さ	mm	—	○○*1	
			鏡板厚さ	mm	—	○○				鏡板厚さ	mm	—	○○*1	
			環状部幅	mm	○○	—				環状部幅	mm	○○*1	—	
			中性子吸収材厚さ (カドミウム)	mm	○○	—				中性子吸収材厚さ (カドミウム)	mm	○○*1	—	
			全高	mm	○○	—				全高	mm	○○*1	—	
		パルスレグ	外径(下部/上部)	mm	○○	—				外径(下部/上部)	mm	○○*1	—	
			厚さ(下部/上部)	mm	○○	—				厚さ(下部/上部)	mm	○○*1	—	
	主要材料	本体	部位	—	上部	シャフト部・下部			本体	部位	—	上部	シャフト部・下部	
			外胴板	—	○○	—				外胴板	—	○○	—	
			内胴板	—	○○	—				内胴板	—	○○	—	
			胴板	—	—	○○				胴板	—	—	○○	
			ふた板	—	○○	—				ふた板	—	○○	—	
			鏡板	—	—	○○				鏡板	—	—	○○	
			中性子吸収材	—	○○	—				中性子吸収材	—	○○	—	
			中性子減速材	—	—	○○				中性子減速材	—	—	○○	
		パルスレグ		—	○○	—				パルスレグ	—	○○	—	
		個数		—	○○	—				個数	—	○○	—	
特記事項			(1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地網に接地する。											
基本設計方針で展開。			(2) 中性子減速材の高密度ポリエチレンは中性子吸収材のカドミウムとともにステンレス鋼で被覆する。											
構造図： 第3.2.4.2-6図に示す。														
注記1)： ○○は溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するための水素掃気機能を維持するため、構造強度上○○クラスとする施設を示す。()内は、臨界の発生防止の観点の耐震クラスを示す。														
注記2)： 単位は (kg/cm)														
添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除			旧単位系記載のため、SI単位系表記に統一することに伴い適正化。											
取付箇所						システム名(ライン名)						—	—	○○
設置床						—						—	—	○○
溢水防護上の区画番号						—						—	—	○○
溢水防護上の配慮が必要な高さ						—						—	—	○○
化学薬品防護上の区画番号						—						—	—	○○
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ						—						—	—	○○
注記：*1 公称値を示す。														
*2 重大事故時等における使用時の値を示す。														

仕様表記載例（機種：ミキサセトラ）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案		要求事項の整理																																																																																																																																																														
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>				<p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。（最高使用圧力/最高使用温度）。</p> <p>○ADRBの臨界安全管理表に記載がある設備について、該当する臨界管理に関する情報を記載する。</p> <p>○設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。</p> <p>○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p>																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>-</td> <td>プルトニウム洗浄器 (○○)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>-</td> <td>ミキサ・セトラ</td> </tr> <tr> <td>機器の種類</td> <td>-</td> <td>再処理第2種容器</td> </tr> <tr> <td>境界管理</td> <td>-</td> <td>全濃度安全形状寸法管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>本体</td> <td>最大液厚み</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体</td> <td>中性子吸収材最小厚み (カドミウム)</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>面間最小距離</td> <td>TBP洗浄器/プルトニウム洗浄器</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">標準濃度</td> <td rowspan="3">水</td> <td>βγ</td> <td>Bq/cm²</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>Bq/cm²</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>g/l</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有機相</td> <td>βγ</td> <td>Bq/cm²</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>Bq/cm²</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>g/l</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐腐クラス</td> <td>-</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>液体の種類</td> <td>-</td> <td>使用済みの有機溶媒 ウラニウム及びトリウムを含む硝酸溶液</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>cm³/個</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">仕様寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>深さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>底板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>せき高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>側壁板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>ミキサ室ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>中性子吸収材厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> </table>		名 称	-	プルトニウム洗浄器 (○○)	種 類	-	ミキサ・セトラ	機器の種類	-	再処理第2種容器	境界管理	-	全濃度安全形状寸法管理	核的制限値	本体	最大液厚み	mm	○○	本体	中性子吸収材最小厚み (カドミウム)	mm	○○	面間最小距離	TBP洗浄器/プルトニウム洗浄器	mm	○○	標準濃度	水	βγ	Bq/cm ²	○○	α	Bq/cm ²	○○	U	g/l	○○	有機相	βγ	Bq/cm ²	○○	α	Bq/cm ²	○○	U	g/l	○○	耐腐クラス	-	B	液体の種類	-	使用済みの有機溶媒 ウラニウム及びトリウムを含む硝酸溶液	容量	cm ³ /個	○○	最高使用圧力	MPa	○○	最高使用温度	℃	○○	仕様寸法	たて	mm	○○	横	mm	○○	高さ	深さ	mm	○○	底板厚さ	mm	○○	せき高さ	mm	○○	側壁板厚さ	mm	○○	ミキサ室ふた板厚さ	mm	○○	セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	○○	中性子吸収材厚さ	mm	○○	全高	mm	○○	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>-</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>-</td> <td>ミキサ・セトラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>本体</td> <td>最大液厚み</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>本体</td> <td>中性子吸収材最小厚み (カドミウム)</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>面間最小距離</td> <td>補助抽出機/TBP洗浄器</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>○○^{*2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>○○^{*2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">仕様寸法</td> <td rowspan="2">たて</td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>深さ</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>底板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>せき高さ</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>側壁板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>ミキサ室ふた板厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>中性子吸収材厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○^{*1}</td> </tr> </table>		名 称	-	○○		種 類	-	ミキサ・セトラ		核的制限値	本体	最大液厚み	mm	○○	本体	中性子吸収材最小厚み (カドミウム)	mm	○○	面間最小距離	補助抽出機/TBP洗浄器	mm	○○	容量	m ³ /個	○○		最高使用圧力	MPa	○○ ^{*2}		最高使用温度	℃	○○ ^{*2}		仕様寸法	たて	横	mm	○○ ^{*1}	高さ	mm	○○ ^{*1}	高さ	深さ	mm	○○ ^{*1}	底板厚さ	mm	○○ ^{*1}	せき高さ	mm	○○ ^{*1}	側壁板厚さ	mm	○○ ^{*1}	ミキサ室ふた板厚さ	mm	○○ ^{*1}	セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	○○ ^{*1}	中性子吸収材厚さ	mm	○○ ^{*1}	全高	mm	○○ ^{*1}
名 称	-	プルトニウム洗浄器 (○○)																																																																																																																																																																
種 類	-	ミキサ・セトラ																																																																																																																																																																
機器の種類	-	再処理第2種容器																																																																																																																																																																
境界管理	-	全濃度安全形状寸法管理																																																																																																																																																																
核的制限値	本体	最大液厚み	mm	○○																																																																																																																																																														
	本体	中性子吸収材最小厚み (カドミウム)	mm	○○																																																																																																																																																														
	面間最小距離	TBP洗浄器/プルトニウム洗浄器	mm	○○																																																																																																																																																														
標準濃度	水	βγ	Bq/cm ²	○○																																																																																																																																																														
		α	Bq/cm ²	○○																																																																																																																																																														
		U	g/l	○○																																																																																																																																																														
	有機相	βγ	Bq/cm ²	○○																																																																																																																																																														
		α	Bq/cm ²	○○																																																																																																																																																														
		U	g/l	○○																																																																																																																																																														
耐腐クラス	-	B																																																																																																																																																																
	液体の種類	-	使用済みの有機溶媒 ウラニウム及びトリウムを含む硝酸溶液																																																																																																																																																															
容量	cm ³ /個	○○																																																																																																																																																																
最高使用圧力	MPa	○○																																																																																																																																																																
最高使用温度	℃	○○																																																																																																																																																																
仕様寸法	たて	mm	○○																																																																																																																																																															
	横	mm	○○																																																																																																																																																															
	高さ	深さ	mm	○○																																																																																																																																																														
		底板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																														
	せき高さ	mm	○○																																																																																																																																																															
	側壁板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																															
	ミキサ室ふた板厚さ	mm	○○																																																																																																																																																															
	セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	○○																																																																																																																																																															
中性子吸収材厚さ	mm	○○																																																																																																																																																																
全高	mm	○○																																																																																																																																																																
名 称	-	○○																																																																																																																																																																
種 類	-	ミキサ・セトラ																																																																																																																																																																
核的制限値	本体	最大液厚み	mm	○○																																																																																																																																																														
	本体	中性子吸収材最小厚み (カドミウム)	mm	○○																																																																																																																																																														
	面間最小距離	補助抽出機/TBP洗浄器	mm	○○																																																																																																																																																														
容量	m ³ /個	○○																																																																																																																																																																
最高使用圧力	MPa	○○ ^{*2}																																																																																																																																																																
最高使用温度	℃	○○ ^{*2}																																																																																																																																																																
仕様寸法	たて	横	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																														
		高さ	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																														
	高さ	深さ	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																														
		底板厚さ	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																														
	せき高さ	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																															
	側壁板厚さ	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																															
	ミキサ室ふた板厚さ	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																															
	セトラ室ふた板厚さ (内側部/外側部)	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																															
中性子吸収材厚さ	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																																
全高	mm	○○ ^{*1}																																																																																																																																																																

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案				要求事項の整理																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>側壁板</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた板</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中性子吸収材</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中性子減速材</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個</td> <td>段数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミキサ</td> <td>原動機の種類</td> <td>-</td> <td>誘導電動機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特記事項</td> <td colspan="4"> (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地部に接地する。 (2) 下流工程（境界安全管理外であるウラン逆抽出器以降）の臨界安全のために、プルトニウム洗浄器の第4段有機相中プルトニウム濃度を監視することで、プルトニウム洗浄器を出る有機相中のプルトニウム濃度を重要値以下に管理する。 (3) 中性子減速材の高密度ポリエチレンは中性子吸収材のカドミウムとともにステンレス鋼で被覆する。 </td> </tr> </table> <p>構造図： 第3.2.4.2-14図に示す。</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>基本設計方針で展開。</p>		仕様	側壁板	-	〇〇			ふた板	-	〇〇			底板	-	〇〇			中性子吸収材	-	〇〇			中性子減速材	-	〇〇			個	段数	-	〇〇			個数	-	〇〇			ミキサ	原動機の種類	-	誘導電動機			個数	-	5			特記事項		(1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地部に接地する。 (2) 下流工程（境界安全管理外であるウラン逆抽出器以降）の臨界安全のために、プルトニウム洗浄器の第4段有機相中プルトニウム濃度を監視することで、プルトニウム洗浄器を出る有機相中のプルトニウム濃度を重要値以下に管理する。 (3) 中性子減速材の高密度ポリエチレンは中性子吸収材のカドミウムとともにステンレス鋼で被覆する。				(つづき) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td rowspan="5">主要材料</td> <td>側壁板</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた板</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底板</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中性子吸収材</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中性子減速材</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個</td> <td>段数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミキサ</td> <td>原動機の種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取付箇所</td> <td>系統名（ライン名）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>				仕様	主要材料	側壁板	-	〇〇		ふた板	-	〇〇		底板	-	〇〇		中性子吸収材	-	〇〇		中性子減速材	-	〇〇		個	段数	-	〇〇		個数	-	〇〇		ミキサ	原動機の種類	-	〇〇		個数	-	〇〇		取付箇所	系統名（ライン名）	-	-	〇〇	設置床	-	-	〇〇	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	<p>○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> <p>○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>
仕様	側壁板		-	〇〇																																																																																																																									
	ふた板		-	〇〇																																																																																																																									
	底板		-	〇〇																																																																																																																									
	中性子吸収材		-	〇〇																																																																																																																									
	中性子減速材	-	〇〇																																																																																																																										
個	段数	-	〇〇																																																																																																																										
	個数	-	〇〇																																																																																																																										
ミキサ	原動機の種類	-	誘導電動機																																																																																																																										
	個数	-	5																																																																																																																										
特記事項		(1) 電気設備に関する技術基準を定める省令第10条及び第11条に準拠した接地部に接地する。 (2) 下流工程（境界安全管理外であるウラン逆抽出器以降）の臨界安全のために、プルトニウム洗浄器の第4段有機相中プルトニウム濃度を監視することで、プルトニウム洗浄器を出る有機相中のプルトニウム濃度を重要値以下に管理する。 (3) 中性子減速材の高密度ポリエチレンは中性子吸収材のカドミウムとともにステンレス鋼で被覆する。																																																																																																																											
仕様	主要材料	側壁板	-	〇〇																																																																																																																									
		ふた板	-	〇〇																																																																																																																									
		底板	-	〇〇																																																																																																																									
		中性子吸収材	-	〇〇																																																																																																																									
		中性子減速材	-	〇〇																																																																																																																									
個	段数	-	〇〇																																																																																																																										
	個数	-	〇〇																																																																																																																										
ミキサ	原動機の種類	-	〇〇																																																																																																																										
	個数	-	〇〇																																																																																																																										
取付箇所	系統名（ライン名）	-	-	〇〇																																																																																																																									
	設置床	-	-	〇〇																																																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																																																									
	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																																																									
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																																																										

仕様表記載例（機種区分：漏えい液受皿）

既認可の仕様表		仕様表案			要求事項の整理							
漏えい液受皿 (1/2)	備考											
	構造 ¹⁾	n-5	n-9	n-5	n-5	n-5	n-5					
	個数	主要材料	本体	寸法	核的制限値	機種の種類	機種の名称	種類 ³⁾	名称 ²⁾	変更前	変更後	○仕様表共通の記載項目として、種類を追加 ○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所を項目を追加
								取付箇所 ⁷⁾	○○漏えい液受皿 (○○-○○)			
	H (cm)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	臨界管理	核的制限値	mm	○○	
	t (mm)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	主要寸法 ⁴⁾	高さ	mm	○○*1	
	耐腐クラス	A ¹⁾	A ¹⁾	A ¹⁾	A ¹⁾	A ¹⁾	A ¹⁾	厚さ	mm	○○*1		
	核的制限値 (mm)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	主要材料 ⁵⁾		-	○○	
	機種の種類	再処理第5種容器	再処理第5種容器	再処理第5種容器	再処理第5種容器	再処理第5種容器	再処理第5種容器	個数 ⁶⁾		-	○○	
	機種の名称	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1 (1404-U901)	放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2 (1404-U902)	油水分離槽セル漏えい液受皿 (1421-U903)	アルトニウム濃縮供給槽セル漏えい液受皿 (1421-U904)	アルトニウム濃縮一時貯槽セル漏えい液受皿 (1431-U901)	アルトニウム精製塔セル漏えい液受皿 (1421-U908)	系統名(ライン名)		-	○○	
							設置床		-	○○		
							化学薬品防護上の区画番号		-	○○		
							化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-	○○		
							溢水防護上の区画番号		-	○○		
							溢水防護上の配慮が必要な高さ		-	○○		

構造図で展開。

主要設備リストで展開。

注記 *1: 公称値を示す。

仕様表記載例（機種区分：運搬・製品容器）

既認可の仕様表			仕様表案			要求事項の整理
第1.-3表 機器仕様			● 燃料棒収容設備 (●) 運搬・製品容器			
対応する加工事業許可	許可番号(日付)	平成〇〇原第〇〇号(平成〇〇年〇〇月〇〇日)	名称*2		J60	変更後 変更なし
	主要な設備及び機器の種類	貯蔵施設 粉末一時保管設備 粉末一時保管装置	種類*3	—	—	
	許可との対応	付属設備	臨界管理	外径 mm	〇〇以下	○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所を追加
設備・機器名称	J60		内径 mm	〇〇以上		
設置場所	燃料加工建屋地下3階 粉末一時保管室		高さ mm	〇〇以上		
変更内容	新設		主要寸法*4	たて mm	〇〇*1	
数量	〇〇基		横 mm	〇〇*1		
一般仕様	形式	—	高さ mm	〇〇*1		
	主要な構成材	〇〇	主要材料*5	—	〇〇	
	寸法(単位:mm)	幅 : 〇〇 奥行 : 〇〇 高さ : 〇〇	個数*6	—	〇〇	
	その他の構成機器	—	系統名(ライン名)	—	—	
技術基準に対する仕様(注1)	その他の性能	—	設置床	—	粉末一時保管室 T.M.S.L. 〇〇m*8	
	核燃料物質の状態	粉末	取付箇所*7	化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇
	核燃料物質の臨界防止	①貯蔵単位の形状(核燃料物質収納寸法) ・外径: 〇〇mm以下 ・内径: 〇〇mm以上 ②貯蔵単位の高さ ・高さ: 〇〇mm以上		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇
	火災等による損傷の防止	—		溢水防護上の区画番号	—	〇〇
	耐震性	—		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇
	材料及び構造	—				
	閉じ込めの機能	—				
	しゃへい	—				
	換気	—				
	核燃料物質等による汚染の防止	—				
安全上重要な施設	—					
搬送設備	—					
警報設備等	—					
廃棄施設	—					
放射線管理施設	—					
非常用電源設備	—					
その他事業許可で求める仕様	—					
添付図	第2.1-2図 J60構造図					
特記事項	—					
注1 技術基準に対する仕様の補足説明			注記 *1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 *8: 記載内容は、平成●年●月●日付け平成●原第●号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「1.-●図 貯蔵施設の機器配置図」による。			
(1) 核燃料物質の臨界防止 貯蔵単位であるJ60は、核燃料物質を収容する部分の寸法が貯蔵単位の形状寸法になるように設計する。また、移動時を考慮して高さを制限する設計とする。			適合説明のため添付書類で展開			

仕様表記載例（機種：ろ過装置）

工程情報を示す項目であり、設備仕様と直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。

既認可の仕様表・発電炉の要目表

主要設備リストで展開。

名称	-	凝縮廃液ろ過器 A, B (4115A, B-F16)
種類	-	たて置円筒形(焼結金属製フィルタ付)
機器の種類	-	再処理第2種容器
臨界管理	-	形状寸法管理
設計条件	核的制限値	最大内径 mm ○○○
	標準濃度	$\beta\gamma$ Bq/cm ³ ○○○
		α Bq/cm ³ ○○○
	Pu g/l ○○○	
耐震クラス	-	B
流体の種類	-	凝縮液
容量	l/個	○○○
最高使用圧力	kPa	○○○ ¹⁾
最高使用温度	℃	○○○
仕様	上部胴内径	mm ○○○
	下部胴外径	mm ○○○
	上部胴板厚さ	mm ○○○
	下部胴板厚さ	mm ○○○
	上部平板厚さ	mm ○○○
	下部平板厚さ	mm ○○○
主要材料	全高	mm ○○○
	上部胴板	- ○○○
	下部胴板	- ○○○
	下部平板	- ○○○
個数	-	○○○
特記事項	上流工程の混合槽でウラン濃度に対するプルトニウムの濃度比(プルトニウム/ウラン)が○を超えないことを確認する。	

構造図：第3.2.5.2.2-4図に示す。

注記 1)：単位は (kg/cm³)

保安規定で示す

仕様表案

名称	凝縮廃液ろ過器 (4115A, B-F16)			変更前	変更後
種類	たて置円筒形(焼結金属製フィルタ付)				
設計条件	臨界管理	核的制限値	最大内径 mm	○○	
	容量		L/個	○○	
	最高使用圧力		kPa	○○ ^{*2}	
		最高使用温度		℃	○○ ^{*2}
仕様	主要寸法	上部胴内径	mm	○○ ^{*1}	
		下部胴外径	mm	○○ ^{*1}	
		上部胴板厚さ	mm	○○ ^{*1}	
		下部胴板厚さ	mm	○○ ^{*1}	
		上部平板厚さ	mm	○○ ^{*1}	
		下部平板厚さ	mm	○○ ^{*1}	
		全高	mm	○○ ^{*1}	
取付箇所	主要材料	上部胴板	-	○○	
		下部胴板	-	○○	
		上部平板	-	○○	
		上部平板	-	○○	
個数		-	○○		
系統名(ライン名)		-	○○		
設置床		-	○○		
溢水防護上の区画番号		-	○○		
溢水防護上の配慮が必要な高さ		-	○○		
化学薬品防護上の区画番号		-	○○		
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-	○○		

注記：*1 公称値を示す。

要求事項の整理

○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。
○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。

仕様表記載例（機種：熱交換器）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p><既認可の仕様表></p> <p>主要設備リストで展開。</p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="2">高レベル廃液濃縮缶凝縮器 A (0000-00)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器の種類</td> <td>管側</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">標準濃度</td> <td>$\beta \gamma$</td> <td>Bq/cm³</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>Bq/cm³</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>Pu</td> <td>g/l</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="4">耐震クラス</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td colspan="2">流体の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流体の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>処理容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設計熱交換量</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">伝熱面積</td> <td>m³/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td rowspan="3">管側</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">胴側</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要材料</td> <td rowspan="2">管側</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>				名称	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器 A (0000-00)		種類	—	〇〇		機器の種類	管側	—	〇〇	胴側	—	〇〇	標準濃度	$\beta \gamma$	Bq/cm ³	〇〇	α	Bq/cm ³	〇〇	Pu	g/l	〇〇	耐震クラス				〇〇	管側	流体の種類		—	〇〇	流体の種類		—	〇〇	容量	処理容量	m ³ /h/個	〇〇	設計熱交換量	kW/個	〇〇	管側	最高使用圧力	MPa	〇〇	最高使用温度	℃	〇〇	胴側	最高使用圧力	MPa	〇〇	最高使用温度	℃	〇〇	伝熱面積			m ³ /個	〇〇	主要寸法	管側	胴内径	mm	〇〇	胴板厚さ	mm	〇〇	鏡板厚さ	mm	〇〇	胴側	胴内径	mm	〇〇	胴板厚さ	mm	〇〇	鏡板厚さ	mm	〇〇	管板厚さ			mm	〇〇	伝熱管外径			mm	〇〇	伝熱管厚さ			mm	〇〇	全高			mm	〇〇	主要材料	管側	胴板	—	〇〇	鏡板	—	〇〇	胴側	胴板	—	〇〇	鏡板	—	〇〇	管板		—	〇〇	伝熱管		—	〇〇	個数			—	〇〇	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>変更前</td> <td>〇〇</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量</td> <td>処理容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計熱交換量</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱面積</td> <td>m³/個</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管側</td> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td rowspan="3">管側</td> <td>鏡内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">胴側</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td colspan="2">伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要材料</td> <td rowspan="2">管側</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">胴側</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝熱管</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="3">個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">系統名（ライン名）</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> </table>				名称	—	変更前	〇〇	変更後	種類	—	〇〇	〇〇		容量	処理容量	m ³ /h/個	〇〇		設計熱交換量	kW/個	〇〇		伝熱面積		m ³ /個	〇〇*1		管側	最高使用圧力*2	MPa	〇〇		最高使用温度*2	℃	〇〇		胴側	最高使用圧力*2	MPa	〇〇		最高使用温度*2	℃	〇〇		主要寸法	管側	鏡内径	mm	〇〇*1	胴板厚さ	mm	〇〇*1	鏡板厚さ	mm	〇〇*1	胴側	胴内径	mm	〇〇*1	胴板厚さ	mm	〇〇*1	鏡板厚さ	mm	〇〇*1	管板厚さ		mm	〇〇*1		仕様	伝熱管外径		mm	〇〇*1	伝熱管厚さ		mm	〇〇*1	全高		mm	〇〇*1	主要材料	管側	胴板	—	〇〇	鏡板	—	〇〇	胴側	胴板	—	〇〇	鏡板	—	〇〇	管板		—	〇〇	伝熱管		—	〇〇	個数			—	〇〇	系統名（ライン名）		—	〇〇		設置床		—	〇〇		溢水防護上の区画番号		—	〇〇		溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇		化学薬品防護上の区画番号		—	〇〇		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇		<p>〇溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所を項目を追加。 〇重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値であることを記載する。（最高使用圧力/最高使用温度）。</p>	
名称	—	高レベル廃液濃縮缶凝縮器 A (0000-00)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
種類	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																								
機器の種類	管側	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	胴側	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
標準濃度	$\beta \gamma$	Bq/cm ³	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	α	Bq/cm ³	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	Pu	g/l	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
耐震クラス				〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
管側	流体の種類		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	流体の種類		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
容量	処理容量	m ³ /h/個	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	設計熱交換量	kW/個	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
管側	最高使用圧力	MPa	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
胴側	最高使用圧力	MPa	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
伝熱面積			m ³ /個	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
主要寸法	管側	胴内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		胴板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	胴側	胴内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		胴板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
管板厚さ			mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
伝熱管外径			mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
伝熱管厚さ			mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
全高			mm	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
主要材料	管側	胴板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	胴側	胴板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	管板		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
個数			—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
名称	—	変更前	〇〇	変更後																																																																																																																																																																																																																																																																																						
種類	—	〇〇	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
容量	処理容量	m ³ /h/個	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	設計熱交換量	kW/個	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
伝熱面積		m ³ /個	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																							
管側	最高使用圧力*2	MPa	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	最高使用温度*2	℃	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
胴側	最高使用圧力*2	MPa	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	最高使用温度*2	℃	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
主要寸法	管側	鏡内径	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		胴板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	胴側	胴内径	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		胴板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
管板厚さ		mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																							
仕様	伝熱管外径		mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管厚さ		mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	全高		mm	〇〇*1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
主要材料	管側	胴板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	胴側	胴板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	管板		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	伝熱管		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
個数			—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																						
系統名（ライン名）		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設置床		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の区画番号		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
化学薬品防護上の区画番号		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>構造図：第 3.2.2.1.1.1-3 図に示す。</p> <p>注記 1)：単位は (kcal/h/個)。 2)：単位は (kg/cm³)。</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。</p>				<p>注記 *1：公称値を示す。 *2：重大事故時等における使用時の値を示す。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																						

仕様表記載例（機種：冷却塔／冷凍機）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理	
<p>分離配置は配置図で示す。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>									
名称	-	安全冷却水 B 冷却塔 (機器番号)	名称	-	安全冷却水B冷 却塔 (機器番 号)	変更前	変更後	<p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> <p>○航空機墜落による火災により熱影響がある支持架構の柱等に施す耐火塗装の種類及び厚さを記載する。 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>	
種類	-	○○	種類	-	基礎：○○ 冷却塔：○○				
機器の種類	-	○○	支持地盤の許容支持力度	MPa	長期：○ 短期：○	-	-		
耐震クラス	-	○○	支持地盤の極限支持力度	MPa	-	-	○		
航空機に対する防護	-	航空機の衝突に対し、～ ～分離配置する。	マンメイドロックの強度	N/mm ²	○				
流体の種類	-	○○	機器の種類	-					
容量 (設計熱交換量)	MW/個	○○	流体の種類	-	○○				
最高使用圧力	MPa	○○	容量	設計熱交換量 MW/個	○○*1				
最高使用温度	℃	○○	設計冷却空気流量	kg/h	○○*1				
伝熱面積 (フィン外表面)	m ² /個	○○	最高使用圧力	MPa	○○				
主要寸法	全長	mm	最高使用温度	℃	○○				
	全幅	mm	伝熱面積 (伝熱管及びフィン 外表面) *2	m ² /個	○○*1				
	全高	mm	全長	mm	○○*1				
主要材料	伝熱管 (内管)	-	全幅	mm	○○*1				
	ヘッダー	-	全高	mm	○○*1				
個数	-	○○	伝熱管 (内管)	-	○○				
特記事項	基本設計方針で展開。	本設備は、非常用所内電源系統に 接続する。	フィン	-	○○*3				
			ヘッダー	-	○○				
			耐火 被膜	種類	-	-	耐火塗料*4		
			厚さ	mm	-	-	○以上		
			原動機	種類	-	○○			
			出力	kW/個	○○				
			ファン台数	台	○○				
			個数	-	○○				
			系統名 (ライン名)	-	○○*3				
			設置床	-	○○*3				
			溢水防護上の区画番号	-	-				
			溢水防護上の 配慮が必要な高さ	-	-				
			化学薬品防護上の区画番号	-	-				
			化学薬品防護上の 配慮が必要な高さ	-	-				
注記	<p>1) : 単位は (kcal/h/個)</p> <p>2) : 単位は (kg/cm²)</p> <p>3) : 安全冷却水 A 冷却塔は、前処理建屋の屋上に据え付ける。 安全冷却水 B 冷却塔は、鉄筋コンクリート造りの基礎上に据え付ける。</p> <p>4) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要寸法は、以下とする。 南北方向：○m (外壁外面寸法) 東西方向：○m (外壁外面寸法) 厚 さ：○m</p> <p>5) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎の主要材料は、以下とする。 鉄筋：JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に定める SD345 コンクリート：JASS5 の規定による普通コンクリート 設計基準強度 ○N/mm² (○kgf/cm²)</p> <p>マンメイドロック (コンクリート)：設計基準強度 ○N/mm² (○ kgf/cm²)</p> <p>6) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎の支持地盤の許容支持力度は、鷹架層の許容 支持力度として、重要な建物・構築物ごとに定まる値の最小値とし、長 期：○MPa (○kgf/cm²)、短期：○MPa (○kgf/cm²) とする。</p> <p>7) : 安全冷却水 B 冷却塔基礎は、As クラスの設備を設置しているため、基 準地震動 S1 及び S2 で間接支持構造物としての支持機能が維持されて いることの確認を行う。</p>								
			主要設備リストで展開。						
			基礎については、構造図で示す。						
				注記：*1 公称値を示す。 *2 記載の適正化を行う。既設工認には「伝熱面積 (フィン外表面)」と 記載。 *3 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容 は設計図書による。 *4 航空機墜落による火災により熱影響がある支持架構の柱等に耐火塗装 を施す。					

仕様表記載例（機種：ボイラ）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案		要求事項の整理																																																																																														
<p><既認可の仕様表></p> <table border="1"> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造¹⁾</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>胴板 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">寸法</td> <td>L (mm)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>t (mm)</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>D (mm)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用温度 (°C)</td> <td>菅側</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用圧力 (MPa)</td> <td>菅側 (内圧) 〇〇²⁾ / (外圧) 〇〇²⁾</td> <td>(内圧) 〇〇²⁾ / (外圧) 〇〇²⁾</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量 (ℓ/個)</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>機器の種類</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>蒸気発生器 (0000-0000)</td> </tr> </table> <p>注記 1) : 第 4.2.3.2-1 図 分配設備 その他の重要な機器等の構造図中の当該機器の該当番号を示す。 2) : 単位は (kg/cm²)。</p>		備考		構造 ¹⁾	〇〇	個数	〇〇	主要材料	胴板 〇〇	寸法	L (mm)	-	t (mm)	〇〇	D (mm)	-	最高使用温度 (°C)	菅側	〇〇	胴側	〇〇	最高使用圧力 (MPa)	菅側 (内圧) 〇〇 ²⁾ / (外圧) 〇〇 ²⁾	(内圧) 〇〇 ²⁾ / (外圧) 〇〇 ²⁾	胴側		容量 (ℓ/個)	〇〇	耐震クラス	〇〇	機器の種類	-	名称	蒸気発生器 (0000-0000)	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td>変更前 蒸気発生器 (0000-0000)</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計条件</td> <td>容量</td> <td>ℓ/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用圧力</td> <td>菅側</td> <td>MPa (内圧) 〇〇^{*2} / (外圧) 〇〇^{*2}</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>MPa (内圧) 〇〇^{*2} / (外圧) 〇〇^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最高使用温度</td> <td>菅側</td> <td>°C 〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴側</td> <td>°C 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm 〇〇^{*1}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm 〇〇^{*1}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm 〇〇^{*1}</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>胴板</td> <td>mm 〇〇^{*1}</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>注記 : *1 公称値を示す。 *2 重大事故時における使用時の値を示す。</p>	名称	-	変更前 蒸気発生器 (0000-0000)	変更後	種類	-	-	-	設計条件	容量	ℓ/個	〇〇	最高使用圧力	菅側	MPa (内圧) 〇〇 ^{*2} / (外圧) 〇〇 ^{*2}	胴側	MPa (内圧) 〇〇 ^{*2} / (外圧) 〇〇 ^{*2}	最高使用温度	菅側	°C 〇〇	胴側	°C 〇〇	仕様	主要寸法	たて	mm 〇〇 ^{*1}	横	mm 〇〇 ^{*1}	高さ	mm 〇〇 ^{*1}	主要材料	胴板	mm 〇〇 ^{*1}	個数	-	〇〇		取付箇所	系統名 (ライン名)	-	-	〇〇	設置床	-	-	〇〇	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	<p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。 ○設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>
備考																																																																																																		
構造 ¹⁾	〇〇																																																																																																	
個数	〇〇																																																																																																	
主要材料	胴板 〇〇																																																																																																	
寸法	L (mm)	-																																																																																																
	t (mm)	〇〇																																																																																																
	D (mm)	-																																																																																																
最高使用温度 (°C)	菅側	〇〇																																																																																																
	胴側	〇〇																																																																																																
最高使用圧力 (MPa)	菅側 (内圧) 〇〇 ²⁾ / (外圧) 〇〇 ²⁾	(内圧) 〇〇 ²⁾ / (外圧) 〇〇 ²⁾																																																																																																
	胴側																																																																																																	
容量 (ℓ/個)	〇〇																																																																																																	
耐震クラス	〇〇																																																																																																	
機器の種類	-																																																																																																	
名称	蒸気発生器 (0000-0000)																																																																																																	
名称	-	変更前 蒸気発生器 (0000-0000)	変更後																																																																																															
種類	-	-	-																																																																																															
設計条件	容量	ℓ/個	〇〇																																																																																															
	最高使用圧力	菅側	MPa (内圧) 〇〇 ^{*2} / (外圧) 〇〇 ^{*2}																																																																																															
		胴側	MPa (内圧) 〇〇 ^{*2} / (外圧) 〇〇 ^{*2}																																																																																															
	最高使用温度	菅側	°C 〇〇																																																																																															
胴側		°C 〇〇																																																																																																
仕様	主要寸法	たて	mm 〇〇 ^{*1}																																																																																															
		横	mm 〇〇 ^{*1}																																																																																															
		高さ	mm 〇〇 ^{*1}																																																																																															
	主要材料	胴板	mm 〇〇 ^{*1}																																																																																															
個数	-	〇〇																																																																																																
取付箇所	系統名 (ライン名)	-	-	〇〇																																																																																														
	設置床	-	-	〇〇																																																																																														
	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																														
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																														
	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																														
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																														

添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除

主要設備リストで展開。

旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。

仕様表記載例（機種：電気ヒータ）

既認可の仕様表・発電炉の要目表			仕様表案			要求事項の整理																																																																																																																																																																				
<p><既認可の仕様表></p> <p>主要設備リストで展開。</p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>加熱器A, B (0000-00)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>機器の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">標準濃度</td> <td>$\beta \gamma$</td> <td>Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>α Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>P u</td> <td>g/l</td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">仕様</td> <td rowspan="7">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>フランジ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特記事項</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">構造図：第 3.2.1.3-9 図に示す。</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td>1)：単位は (kcal/h/個)。 2)：単位は (kg/cm³)。</td> <td>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。</td> </tr> </table>			名称	—	加熱器A, B (0000-00)	種類	—	〇〇	機器の種類	—	〇〇	標準濃度	$\beta \gamma$	Bq/cm ³	α	α Bq/cm ³	P u	g/l	耐震クラス	—	〇〇	流体の種類	—	〇〇	容量	kW/個	〇〇	最高使用圧力	MPa	〇〇	最高使用温度	℃	〇〇	仕様	主要寸法	胴内径	mm	〇〇	胴板厚さ	mm	〇〇	鏡板厚さ	mm	〇〇	管板厚さ	mm	〇〇	伝熱管外径	mm	〇〇	伝熱管厚さ	mm	〇〇	全高	mm	〇〇	主要材料	胴板	—	〇〇	鏡板	—	〇〇	管板	—	〇〇	フランジ	—	〇〇	伝熱管	—	〇〇	個数	—	〇〇	特記事項		—	構造図：第 3.2.1.3-9 図に示す。			注記	1)：単位は (kcal/h/個)。 2)：単位は (kg/cm ³)。	添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除			旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計条件</td> <td>名称</td> <td>—</td> <td>加熱器A, B (0000-00)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">仕様</td> <td rowspan="7">主要寸法</td> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>〇〇*2</td> </tr> <tr> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>管板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>伝熱管外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>伝熱管厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>フランジ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>伝熱管</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。 *2：重大事故時等における使用時の値を示す。</p>			変更前	変更後	設計条件	名称	—	加熱器A, B (0000-00)	種類	—	〇〇	容量	kW/個	〇〇	最高使用圧力	MPa	〇〇*2	仕様	主要寸法	最高使用温度	℃	〇〇*2	胴内径	mm	〇〇*1	胴板厚さ	mm	〇〇*1	鏡板厚さ	mm	〇〇*1	管板厚さ	mm	〇〇*1	伝熱管外径	mm	〇〇*1	伝熱管厚さ	mm	〇〇*1	全高	mm	〇〇*1	主要材料	胴板	—	〇〇	鏡板	—	〇〇	管板	—	〇〇	取付箇所	フランジ	—	〇〇	伝熱管	—	〇〇	個数	—	〇〇	系統名 (ライン名)	—	〇〇	設置床	—	〇〇	溢水防護上の区画番号	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	<p>○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。</p>
名称	—	加熱器A, B (0000-00)																																																																																																																																																																								
種類	—	〇〇																																																																																																																																																																								
機器の種類	—	〇〇																																																																																																																																																																								
標準濃度	$\beta \gamma$	Bq/cm ³																																																																																																																																																																								
	α	α Bq/cm ³																																																																																																																																																																								
	P u	g/l																																																																																																																																																																								
耐震クラス	—	〇〇																																																																																																																																																																								
流体の種類	—	〇〇																																																																																																																																																																								
容量	kW/個	〇〇																																																																																																																																																																								
最高使用圧力	MPa	〇〇																																																																																																																																																																								
最高使用温度	℃	〇〇																																																																																																																																																																								
仕様	主要寸法	胴内径	mm	〇〇																																																																																																																																																																						
		胴板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																						
		管板厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																						
		伝熱管外径	mm	〇〇																																																																																																																																																																						
		伝熱管厚さ	mm	〇〇																																																																																																																																																																						
		全高	mm	〇〇																																																																																																																																																																						
主要材料	胴板	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	管板	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	フランジ	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	伝熱管	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	個数	—	〇〇																																																																																																																																																																							
特記事項		—																																																																																																																																																																								
構造図：第 3.2.1.3-9 図に示す。																																																																																																																																																																										
注記	1)：単位は (kcal/h/個)。 2)：単位は (kg/cm ³)。	添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除																																																																																																																																																																								
		旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。																																																																																																																																																																								
		変更前	変更後																																																																																																																																																																							
設計条件	名称	—	加熱器A, B (0000-00)																																																																																																																																																																							
	種類	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	容量	kW/個	〇〇																																																																																																																																																																							
	最高使用圧力	MPa	〇〇*2																																																																																																																																																																							
仕様	主要寸法	最高使用温度	℃	〇〇*2																																																																																																																																																																						
		胴内径	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																						
		胴板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																						
		鏡板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																						
		管板厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																						
		伝熱管外径	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																						
		伝熱管厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																						
	全高	mm	〇〇*1																																																																																																																																																																							
	主要材料	胴板	—	〇〇																																																																																																																																																																						
		鏡板	—	〇〇																																																																																																																																																																						
管板		—	〇〇																																																																																																																																																																							
取付箇所	フランジ	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	伝熱管	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	個数	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	設置床	—	〇〇																																																																																																																																																																							
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																																																																																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																																																																																								
化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																																																																																								
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																																																																																								

仕様表記載例（機種：ポンプ）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																																																										
<p><既認可の仕様表></p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>-</td> <td>プール水浄化系ポンプ (燃料取出しピット水ポンプ) A, B (0000-00, 00)</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td rowspan="2">ポンプ</td> <td>耐震クラス</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>定格容量</td> <td>m³/h/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td rowspan="3">ポンプ</td> <td>定格揚程</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ケーシング</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機</td> <td rowspan="3">ポンプ</td> <td>種類</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>構造図：第 3.1.2.4.2-3 図に示す。</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p>				名	称	-	プール水浄化系ポンプ (燃料取出しピット水ポンプ) A, B (0000-00, 00)	種	類	-	〇〇	設計条件	ポンプ	耐震クラス	〇〇	定格容量	m ³ /h/個	仕様	ポンプ	定格揚程	m	主要材料	ケーシング	個数	-	原動機	ポンプ	種類	-	出力	kW/個	個数	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td>プール水浄化系ポンプ (燃料取出しピット水ポンプ) A, B (0000-00, 00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>m</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仕様</td> <td rowspan="6">ポンプ</td> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td colspan="2">系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機</td> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取付箇所</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す *2：重大事故時等における使用時の値を示す。</p>						変更前	変更後	名称	-	プール水浄化系ポンプ (燃料取出しピット水ポンプ) A, B (0000-00, 00)		種類	-	〇〇		設計条件	容量	m ³ /h/個	〇〇	揚程	m	〇〇	設計条件	最高使用圧力*2	MPa	〇〇	最高使用温度*2	℃	〇〇	仕様	ポンプ	主要寸法	吸込口径	mm	〇〇*1	吐出口径	mm	〇〇*1	ケーシング厚さ	mm	〇〇*1	横	mm	〇〇*1	全高	mm	〇〇*1	主要材料	ケーシング	-	〇〇		個数	-	〇〇	取付箇所	系統名 (ライン名)		-	〇〇	設置床		-	〇〇	溢水防護上の区画番号		-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号		-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-	〇〇	原動機	種類	-	〇〇	出力	kW/個	〇〇	個数	-	〇〇	取付箇所		-	〇〇	<p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。 ○主配管との接続性を説明する観点から、吸込口径および吐出口径の記載欄を追加。 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○特記事項については、基本設計方針等にて展開するため削除。 ○ケーシング厚さについては、耐圧強度評価 (耐圧バウンダリ) をする場合は、記載する。</p>	
名	称	-	プール水浄化系ポンプ (燃料取出しピット水ポンプ) A, B (0000-00, 00)																																																																																																																															
種	類	-	〇〇																																																																																																																															
設計条件	ポンプ	耐震クラス	〇〇																																																																																																																															
		定格容量	m ³ /h/個																																																																																																																															
仕様	ポンプ	定格揚程	m																																																																																																																															
		主要材料	ケーシング																																																																																																																															
		個数	-																																																																																																																															
原動機	ポンプ	種類	-																																																																																																																															
		出力	kW/個																																																																																																																															
		個数	-																																																																																																																															
		変更前	変更後																																																																																																																															
名称	-	プール水浄化系ポンプ (燃料取出しピット水ポンプ) A, B (0000-00, 00)																																																																																																																																
種類	-	〇〇																																																																																																																																
設計条件	容量	m ³ /h/個	〇〇																																																																																																																															
	揚程	m	〇〇																																																																																																																															
設計条件	最高使用圧力*2	MPa	〇〇																																																																																																																															
	最高使用温度*2	℃	〇〇																																																																																																																															
仕様	ポンプ	主要寸法	吸込口径	mm	〇〇*1																																																																																																																													
			吐出口径	mm	〇〇*1																																																																																																																													
			ケーシング厚さ	mm	〇〇*1																																																																																																																													
			横	mm	〇〇*1																																																																																																																													
			全高	mm	〇〇*1																																																																																																																													
			主要材料	ケーシング	-	〇〇																																																																																																																												
	個数	-	〇〇																																																																																																																															
取付箇所	系統名 (ライン名)		-	〇〇																																																																																																																														
	設置床		-	〇〇																																																																																																																														
	溢水防護上の区画番号		-	〇〇																																																																																																																														
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-	〇〇																																																																																																																														
	化学薬品防護上の区画番号		-	〇〇																																																																																																																														
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		-	〇〇																																																																																																																														
原動機	種類	-	〇〇																																																																																																																															
	出力	kW/個	〇〇																																																																																																																															
	個数	-	〇〇																																																																																																																															
取付箇所		-	〇〇																																																																																																																															

仕様表記載例（機種：特殊ポンプ）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案				要求事項の整理																																																																																					
<p><既認可の仕様表></p> <table border="1"> <tr> <td>備考</td> <td>○○²⁾</td> <td rowspan="2">基本設計方針で展開。</td> </tr> <tr> <td>構造¹⁾</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数³⁾</td> <td>○○</td> <td rowspan="2">基本設計方針で展開。</td> </tr> <tr> <td>主要材料 ケーシング</td> <td>○○³⁾</td> </tr> <tr> <td>寸法 H (mm)</td> <td>○○</td> <td rowspan="2">主要設備リストで展開。</td> </tr> <tr> <td>定格容量 (m³/個)²⁾</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>耐震 クラス</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称¹⁾</td> <td>○○ポンプA (0000-0000)</td> <td></td> </tr> </table> <p>注記 1) : 第4.2.2.1-1図 第1低レベル廃液処理系 その他の重要な機器等の構造図中の当該機器の該当番号を示す。 2) : 将来予備のためケーシングのみ申請であり仮蓋した状態とする。 3) : ○○相当</p>		備考	○○ ²⁾	基本設計方針で展開。	構造 ¹⁾	○○	個数 ³⁾	○○	基本設計方針で展開。	主要材料 ケーシング	○○ ³⁾	寸法 H (mm)	○○	主要設備リストで展開。	定格容量 (m ³ /個) ²⁾	○○	耐震 クラス	○○		名称 ¹⁾	○○ポンプA (0000-0000)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td>① ○○ポンプA (0000-00,00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>○○駆動式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個²⁾</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>m</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力*2</td> <td>MPa</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度*2</td> <td>℃</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕 寸 法</td> <td>ケーシング厚さ</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>○○*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">様 材 料</td> <td>ケーシング</td> <td>-</td> <td>③ ○○</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取 付 箇 所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>○○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す *2: 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>						変更前	変更後	名称	-	① ○○ポンプA (0000-00,00)		種類	-	○○駆動式		容量	m ³ /h/個 ²⁾	○○		揚程	m	○○		最高使用圧力*2	MPa	○○		最高使用温度*2	℃	○○		仕 寸 法	ケーシング厚さ	mm	○○*1	横	mm	○○*1	全高	mm	○○*1	様 材 料	ケーシング	-	③ ○○	個数	-	○○	取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	-	○○	設置床	-	○○	溢水防護上の区画番号	-	○○	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○	化学薬品防護上の区画番号	-	○○	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	○○	<p>○ケーシング厚さについては、耐圧強度評価（耐圧バウンダリ）をする場合は、記載する。 ○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。（最高使用圧力/最高使用温度）。 ○記載の適正化のため種類、揚程、横寸法を追加する。 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>
備考	○○ ²⁾	基本設計方針で展開。																																																																																									
構造 ¹⁾	○○																																																																																										
個数 ³⁾	○○	基本設計方針で展開。																																																																																									
主要材料 ケーシング	○○ ³⁾																																																																																										
寸法 H (mm)	○○	主要設備リストで展開。																																																																																									
定格容量 (m ³ /個) ²⁾	○○																																																																																										
耐震 クラス	○○																																																																																										
名称 ¹⁾	○○ポンプA (0000-0000)																																																																																										
		変更前	変更後																																																																																								
名称	-	① ○○ポンプA (0000-00,00)																																																																																									
種類	-	○○駆動式																																																																																									
容量	m ³ /h/個 ²⁾	○○																																																																																									
揚程	m	○○																																																																																									
最高使用圧力*2	MPa	○○																																																																																									
最高使用温度*2	℃	○○																																																																																									
仕 寸 法	ケーシング厚さ	mm	○○*1																																																																																								
	横	mm	○○*1																																																																																								
	全高	mm	○○*1																																																																																								
様 材 料	ケーシング	-	③ ○○																																																																																								
	個数	-	○○																																																																																								
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	-	○○																																																																																								
	設置床	-	○○																																																																																								
	溢水防護上の区画番号	-	○○																																																																																								
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○																																																																																								
	化学薬品防護上の区画番号	-	○○																																																																																								
化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	○○																																																																																									

仕様表記載例（機種：圧縮機）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案		要求事項の整理																																																																																																											
<p><既認可の仕様表></p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>安全空気圧縮装置 A, B, C (0000-0000)</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>種類</td> <td>— ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐震クラス</td> <td>— ○○</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>定格容量</td> <td>m³/h/個 ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出力</td> <td>kW/個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要寸法 全高</td> <td>mm ○○*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要材料 フレーム</td> <td>— ○○*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>— ○○</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2">(1) 本設備は、非常用所内電源系統に接続する。 (2) 本設備は、空気圧縮機、後置冷却器、後置冷却器ドレンセパレータ等により構成される。</td> </tr> </table> <p>構造図：第 3.2.1.2.2-4 図に示す。</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>基本設計方針、系統図で展開。</p>		名称	—	安全空気圧縮装置 A, B, C (0000-0000)	設計条件	種類	— ○○		耐震クラス	— ○○	仕様	定格容量	m ³ /h/個 ○○		吐出圧力	MPa		出力	kW/個		主要寸法 全高	mm ○○*1		主要材料 フレーム	— ○○*1		個数	— ○○	特記事項	(1) 本設備は、非常用所内電源系統に接続する。 (2) 本設備は、空気圧縮機、後置冷却器、後置冷却器ドレンセパレータ等により構成される。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>安全空気圧縮装置 A, B, C (0000-0000)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>定格容量</td> <td>m³/h/個 ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要寸法 全高</td> <td>mm ○○*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要材料 フレーム</td> <td>— ○○*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>— ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td>種類</td> <td>— ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出力</td> <td>kW/個 ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>— ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>取付箇所</td> <td>— ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>				変更前	変更後	名称	—	安全空気圧縮装置 A, B, C (0000-0000)		設計条件	種類	—			定格容量	m ³ /h/個 ○○			吐出圧力	MPa		仕様	出力	kW/個			主要寸法 全高	mm ○○*1			主要材料 フレーム	— ○○*1			個数	— ○○		原動機	種類	— ○○			出力	kW/個 ○○			個数	— ○○			取付箇所	— ○○		取付箇所	系統名 (ライン名)	—	○○		設置床	—	○○		溢水防護上の区画番号	—	○○		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○○		化学薬品防護上の区画番号	—	○○		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	○○	<p>○設計条件として記載が必要な設備について、単位および容量を記載する。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○設備の要求事項を担保するための原動機の種類、出力、個数、取付箇所を記載する。 ○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>	
名称	—	安全空気圧縮装置 A, B, C (0000-0000)																																																																																																													
設計条件	種類	— ○○																																																																																																													
	耐震クラス	— ○○																																																																																																													
仕様	定格容量	m ³ /h/個 ○○																																																																																																													
	吐出圧力	MPa																																																																																																													
	出力	kW/個																																																																																																													
	主要寸法 全高	mm ○○*1																																																																																																													
	主要材料 フレーム	— ○○*1																																																																																																													
	個数	— ○○																																																																																																													
特記事項	(1) 本設備は、非常用所内電源系統に接続する。 (2) 本設備は、空気圧縮機、後置冷却器、後置冷却器ドレンセパレータ等により構成される。																																																																																																														
		変更前	変更後																																																																																																												
名称	—	安全空気圧縮装置 A, B, C (0000-0000)																																																																																																													
設計条件	種類	—																																																																																																													
	定格容量	m ³ /h/個 ○○																																																																																																													
	吐出圧力	MPa																																																																																																													
仕様	出力	kW/個																																																																																																													
	主要寸法 全高	mm ○○*1																																																																																																													
	主要材料 フレーム	— ○○*1																																																																																																													
	個数	— ○○																																																																																																													
原動機	種類	— ○○																																																																																																													
	出力	kW/個 ○○																																																																																																													
	個数	— ○○																																																																																																													
	取付箇所	— ○○																																																																																																													
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	○○																																																																																																												
	設置床	—	○○																																																																																																												
	溢水防護上の区画番号	—	○○																																																																																																												
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○○																																																																																																												
	化学薬品防護上の区画番号	—	○○																																																																																																												
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	○○																																																																																																												

仕様表記載例（機種：ファン）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案				要求事項の整理																																																																																																						
<p><既認可の仕様表></p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">中央制御室排風機 A, B (2115-K021, K022)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="3">遠心式</td> </tr> <tr> <td>設計耐震クラス</td> <td colspan="3">A</td> </tr> <tr> <td>条件流体の種類</td> <td colspan="3">空気</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要寸法 全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要材料 ケーシング</td> <td>—</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3">本設備は、非常用所内電源系統に接続する。</td> </tr> </table> <p>構造図：第3.2.4.1-2 図に示す。</p>		名称	中央制御室排風機 A, B (2115-K021, K022)			種類	遠心式			設計耐震クラス	A			条件流体の種類	空気			仕様	容量	m ³ /h/個	〇〇〇	主要寸法 全高	mm	〇〇〇	主要材料 ケーシング	—	〇〇〇	個数	—	〇〇〇	特記事項	本設備は、非常用所内電源系統に接続する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">中央制御室排風機 (2115-K021, K022)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>遠心式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>全高</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">設置箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計上の空気の流入率</td> <td>回/h</td> <td>〇</td> </tr> </tbody> </table>				名称		変更前	変更後	中央制御室排風機 (2115-K021, K022)				種類	—	遠心式		容量	m ³ /h/個	〇〇〇		主要寸法	吸込口径	mm	〇〇〇	吐出口径	mm	〇〇〇	全高	mm	〇〇〇	主要材料	ケーシング	—	〇〇〇	個数	—	〇	設置箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇	設置床	—	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	溢水防護上の区画番号	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	原動機	種類	—	〇〇	出力	kW/個	〇〇	個数	—	〇〇	取付箇所	—	〇〇	設計上の空気の流入率		回/h	〇	<p>○主配管との接続性を説明する観点から、吸込口径および吐出口径の記載欄を追加。 ○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○制御室の居住性維持に係るファンの容量を担保するための原動機の出力等を記載する。 ○制御室の居住性維持に係るファンの設計上の空気流入率を記載する。</p>
名称	中央制御室排風機 A, B (2115-K021, K022)																																																																																																											
種類	遠心式																																																																																																											
設計耐震クラス	A																																																																																																											
条件流体の種類	空気																																																																																																											
仕様	容量	m ³ /h/個	〇〇〇																																																																																																									
	主要寸法 全高	mm	〇〇〇																																																																																																									
	主要材料 ケーシング	—	〇〇〇																																																																																																									
	個数	—	〇〇〇																																																																																																									
特記事項	本設備は、非常用所内電源系統に接続する。																																																																																																											
名称		変更前	変更後																																																																																																									
中央制御室排風機 (2115-K021, K022)																																																																																																												
種類	—	遠心式																																																																																																										
容量	m ³ /h/個	〇〇〇																																																																																																										
主要寸法	吸込口径	mm	〇〇〇																																																																																																									
	吐出口径	mm	〇〇〇																																																																																																									
	全高	mm	〇〇〇																																																																																																									
主要材料	ケーシング	—	〇〇〇																																																																																																									
	個数	—	〇																																																																																																									
設置箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																																																									
	設置床	—	〇〇																																																																																																									
	化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																									
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																									
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																																																									
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																																																									
原動機	種類	—	〇〇																																																																																																									
	出力	kW/個	〇〇																																																																																																									
	個数	—	〇〇																																																																																																									
	取付箇所	—	〇〇																																																																																																									
設計上の空気の流入率		回/h	〇																																																																																																									
<p>主要設備リストで展開。</p>																																																																																																												
<p>単線結線図で展開。</p>																																																																																																												
<p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p>																																																																																																												

仕様表記載例（機種：主要弁）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案		要求事項の整理																																																																																		
<p><既認可の仕様表></p> <table border="1"> <tr> <td>考 備</td> <td>2) 3)</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主 要 材 料 (弁箱)</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>法 寸 (呼び径A)</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>セル内クーラ 冷却水供給弁 A~J (0000-0000)</td> </tr> </table> <p>注記 1) : 第4.2.1.4.8-1図 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 その他の重要な構造中の当該機器の番号を示す。 2) : 耐震重要度分類上Aクラスの配管(00-000-00)に含めて耐震設計を行う。 3) : 本弁は駆動源喪失時「開」の状態となる。</p> <p>構造図は添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <p>基本設計方針で展開。</p>		考 備	2) 3)	構 造	〇〇	個 数	〇〇	主 要 材 料 (弁箱)	〇〇	法 寸 (呼び径A)	〇〇	種 類	〇〇	名 称	セル内クーラ 冷却水供給弁 A~J (0000-0000)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>-</td> <td>セル内クーラ 冷却水供給弁 A~J (0000-0000)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>最高使用圧力 * 2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 * 2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仕 様</td> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>呼び径</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>弁箱厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>弁ふた厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材 料</td> <td>弁箱</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>弁ふた</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>弁体</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>駆動方法</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>				変更前	変更後	名 称	-	セル内クーラ 冷却水供給弁 A~J (0000-0000)		種 類	-	〇〇		設計条件	最高使用圧力 * 2	MPa	〇〇	最高使用温度 * 2	℃	〇〇	仕 様	主要寸法	呼び径	mm	〇〇*1	弁箱厚さ	mm	〇〇*1	弁ふた厚さ	mm	〇〇*1	材 料	弁箱	-	〇〇	弁ふた	-	〇〇	弁体	-	〇〇	駆動方法	-	〇〇		個 数	-	〇〇		取付箇所	系統名(ライン名)	-	〇〇	設置床	-	〇〇	溢水防護上の区画番号	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	<p>○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○記載の適正化のため最高使用圧力、最高使用温度、駆動方法を追加する。 ○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。</p>	
考 備	2) 3)																																																																																					
構 造	〇〇																																																																																					
個 数	〇〇																																																																																					
主 要 材 料 (弁箱)	〇〇																																																																																					
法 寸 (呼び径A)	〇〇																																																																																					
種 類	〇〇																																																																																					
名 称	セル内クーラ 冷却水供給弁 A~J (0000-0000)																																																																																					
		変更前	変更後																																																																																			
名 称	-	セル内クーラ 冷却水供給弁 A~J (0000-0000)																																																																																				
種 類	-	〇〇																																																																																				
設計条件	最高使用圧力 * 2	MPa	〇〇																																																																																			
	最高使用温度 * 2	℃	〇〇																																																																																			
仕 様	主要寸法	呼び径	mm	〇〇*1																																																																																		
		弁箱厚さ	mm	〇〇*1																																																																																		
		弁ふた厚さ	mm	〇〇*1																																																																																		
	材 料	弁箱	-	〇〇																																																																																		
		弁ふた	-	〇〇																																																																																		
		弁体	-	〇〇																																																																																		
駆動方法	-	〇〇																																																																																				
個 数	-	〇〇																																																																																				
取付箇所	系統名(ライン名)	-	〇〇																																																																																			
	設置床	-	〇〇																																																																																			
	溢水防護上の区画番号	-	〇〇																																																																																			
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇																																																																																			
	化学薬品防護上の区画番号	-	〇〇																																																																																			
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇																																																																																			

仕様表記載例（機種：安全弁及び逃がし弁）

既認可の仕様表・発電炉の要目表	仕様表案				要求事項の整理		
<既認可の仕様表>				変更前	変更後	○溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所を項目を追加。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○記載の適正化のため最高使用圧力、最高使用温度、駆動方法を追加する。 ○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。	
	名	称	—	○○安全弁 (0000-0000)			
	種	類	—	○○			
	設計条件	吹出圧力	* 2	MPa	○○		
		吹出量		kg/h/ 個	○○		
		吹出場所			○○		
	仕様	主要寸法	呼び径	mm	○○*1		
			弁箱厚さ	mm	○○*1		
			弁ふた厚さ	mm	○○*1		
		材料	弁箱	—	○○		
			弁ふた	—	○○		
			弁体	—	○○		
		駆動方法	—	○○			
	個数	—	○○				
	取付箇所	系統名（ライン名）		—	○○		
		設置床		—	○○		
		溢水防護上の区画番号		—	○○		
		溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	○○		
		化学薬品防護上の区画番号		—	○○		
		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	○○		
注記 *1：公称値を示す。 *2：重大事故時等における使用時の値を示す。							

仕様表記載例（機種：フィルタ）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理		
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様と直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p>										
種	類	第1高性能粒子フィルタ A, B, C (〇〇)		名称	-	変更前	第1高性能粒子フィルタ A, B, C (機器番号)	変更後	変更なし	
		箱型 (高性能粒子フィルタ 2段内蔵形)		種類	-		〇〇			
設計条件	機器の種類		-	再処理第2種容器	仕様	最高使用圧力	kPa	〇〇*2	変更なし	
	標準濃度	$\beta\gamma$	Bq/cm ³ [normal]	〇〇		最高使用温度	°C	〇〇*2	変更なし	
		α	α Bq/cm ³ [normal]	〇〇		容量	m ³ /h/個[normal]	〇〇	変更なし	
		Pu	g/m ³ [normal]	〇〇		粒子除去効率	%	〇〇	変更なし	
	耐震クラス		-	A		主要寸法	吸込口径	mm	〇〇*1	
	流体の種類		-	廃ガス			吐出口径	mm	〇〇*1	
	最高使用圧力	kPa	外圧〇〇 (〇〇) ₂₎	全長			mm	〇〇*1		
	最高使用温度	°C	〇〇	全幅			mm	〇〇*1		
	全高	mm	〇〇	厚さ			mm	〇〇*1		
	仕様	容量		m ³ /h/個[normal]		〇〇	主要材料	ケーシング	-	〇〇*1
粒子除去効率 ¹⁾		%	〇〇以上 (0.3 μ mDOP 粒子) /段	ろ材	-	〇〇*1				
主要寸法		全長	mm	〇〇	個数	-	〇〇			
		全幅	mm	〇〇	系統名 (ライン名)	-		〇〇		
		全高	mm	〇〇	設置床	-		〇〇		
		厚さ	mm	〇〇	溢水防護上の区画番号	-		〇〇		
主要材料		ケーシング	-	〇〇L	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-		〇〇		
		ろ材	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-		〇〇		
個数		-	3 (うち1基は予備)	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-		〇〇			
<p>注記 1) : 〇〇%以上/2段</p> <p>2) : 単位は(kg/cm²)</p> <p>基本設計方針で展開。</p> <p>旧単位系記載のため、SI 単位系表記に統一することに伴い適正化。</p>				<p>注記 : *1 公称値を示す。</p> <p>*2 重大事故時等における使用時の値を示す。</p>				<p>○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> <p>○重大事故時の値を示す必要がある場合は、注記に重大事故時の値である旨を記載する。(最高使用圧力/最高使用温度)。</p> <p>○主配管との接続性を説明する観点から、吸込口径および吐出口径の記載欄を追加。</p> <p>○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所項目を追加。</p>		

仕様表記載例（機種：建物・構築物（貯蔵ピット））

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																																																																																																																			
<p><既認可の仕様表> (ガラス固化体貯蔵建屋)</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td colspan="3">貯蔵ピット</td></tr> <tr><td>種類</td><td colspan="3">間接自然空冷貯蔵方式</td></tr> <tr><td rowspan="2">設計条件</td><td>耐震クラス</td><td>収納管</td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td>通風管</td><td>A</td></tr> <tr><td rowspan="10">仕様</td><td rowspan="2">容量</td><td></td><td>収納管80本/基</td></tr> <tr><td></td><td>ガラス固化体9本/収納管1本</td></tr> <tr><td rowspan="2">構成</td><td>収納管</td><td colspan="2">天井スラブ懸架支持</td></tr> <tr><td>通風管</td><td colspan="2">支持架構に固定</td></tr> <tr><td rowspan="4">主要寸法</td><td rowspan="3">収納管</td><td>内径 (mm)</td><td>000</td></tr> <tr><td>厚さ (mm)</td><td>00.0</td></tr> <tr><td>長さ (mm)</td><td>00000</td></tr> <tr><td rowspan="2">通風管</td><td>内径 (mm)</td><td>000</td></tr> <tr><td>長さ (mm)</td><td>00000</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要材料</td><td>収納管</td><td colspan="2">SM41A (アルミニウム溶射)</td></tr> <tr><td>通風管</td><td colspan="2">SM41A (アルミニウム溶射)</td></tr> <tr><td>基数</td><td></td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>添付図 (配置図, 構造図)</td><td colspan="3">第1.1-1図, 第1.1-3図及び第2.1-2図に示す</td></tr> </table> <p>(ガラス固化体貯蔵建屋 B 棟)</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td colspan="3">貯蔵ピット</td></tr> <tr><td>種類</td><td colspan="3">間接自然空冷貯蔵方式</td></tr> <tr><td>構成</td><td colspan="3">収納管及び通風管 各80本/基</td></tr> <tr><td>容量</td><td colspan="3">ガラス固化体720本/基 (ガラス固化体9本/収納管1本)</td></tr> <tr><td rowspan="6">設計条件</td><td rowspan="3">主要寸法</td><td rowspan="3">収納管</td><td>内径</td><td>000mm</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>00.0mm</td></tr> <tr><td>長さ</td><td>00000mm</td></tr> <tr><td rowspan="3">通風管</td><td>内径</td><td>000mm</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>00mm</td></tr> <tr><td>長さ</td><td>00000mm</td></tr> <tr><td rowspan="4">主要材料</td><td>収納管</td><td colspan="2">SM400A JIS G 3106</td></tr> <tr><td>通風管</td><td colspan="2">SM400A JIS G 3106</td></tr> <tr><td>支持架構</td><td colspan="2">STKR490 JIS G 3466 STPG370 (支柱) JIS G 3454</td></tr> <tr><td>断熱材</td><td colspan="2">JIS A 9504 (人造鉱物繊維保存材) に定める ックウール</td></tr> <tr><td>基数</td><td></td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>添付図</td><td colspan="3">第1.1-1図</td></tr> <tr><td>構造図</td><td colspan="3">第1.2-3図, 第1.2-4図</td></tr> <tr><td>特記事項</td><td colspan="3">外気に直接触れる炭素鋼部については, JIS H 9300によりアルミニウム溶射を施工する。</td></tr> </table> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>基本設計方針で展開。</p>				名称	貯蔵ピット			種類	間接自然空冷貯蔵方式			設計条件	耐震クラス	収納管	A		通風管	A	仕様	容量		収納管80本/基		ガラス固化体9本/収納管1本	構成	収納管	天井スラブ懸架支持		通風管	支持架構に固定		主要寸法	収納管	内径 (mm)	000	厚さ (mm)	00.0	長さ (mm)	00000	通風管	内径 (mm)	000	長さ (mm)	00000	主要材料	収納管	SM41A (アルミニウム溶射)		通風管	SM41A (アルミニウム溶射)		基数			2	添付図 (配置図, 構造図)	第1.1-1図, 第1.1-3図及び第2.1-2図に示す			名称	貯蔵ピット			種類	間接自然空冷貯蔵方式			構成	収納管及び通風管 各80本/基			容量	ガラス固化体720本/基 (ガラス固化体9本/収納管1本)			設計条件	主要寸法	収納管	内径	000mm	厚さ	00.0mm	長さ	00000mm	通風管	内径	000mm	厚さ	00mm	長さ	00000mm	主要材料	収納管	SM400A JIS G 3106		通風管	SM400A JIS G 3106		支持架構	STKR490 JIS G 3466 STPG370 (支柱) JIS G 3454		断熱材	JIS A 9504 (人造鉱物繊維保存材) に定める ックウール		基数			2	添付図	第1.1-1図			構造図	第1.2-3図, 第1.2-4図			特記事項	外気に直接触れる炭素鋼部については, JIS H 9300によりアルミニウム溶射を施工する。			<p>仕様表案</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">名称</td><td colspan="2">貯蔵ピット</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr> <tr><td colspan="2">種類</td><td colspan="2">間接自然空冷貯蔵方式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">設計条件</td><td rowspan="2">容量</td><td></td><td>収納管80本/基</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>ガラス固化体9本/収納管1本</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="6">仕様</td><td rowspan="3">収納管</td><td>内径</td><td>mm</td><td>000*1</td><td rowspan="6">変更なし</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>000*1</td></tr> <tr><td>長さ</td><td>mm</td><td>000*1</td></tr> <tr><td rowspan="3">通風管</td><td>内径</td><td>mm</td><td>000*1</td></tr> <tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>000*1</td></tr> <tr><td>長さ</td><td>mm</td><td>000*1</td></tr> <tr><td rowspan="2">主要材料</td><td>収納管</td><td></td><td>SM400A(アルミニウム溶射)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通風管</td><td></td><td>SM400A(アルミニウム溶射)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>基数</td><td></td><td></td><td>2基</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。</p>				名称		貯蔵ピット		変更前	変更後	種類		間接自然空冷貯蔵方式				設計条件	容量		収納管80本/基				ガラス固化体9本/収納管1本			仕様	収納管	内径	mm	000*1	変更なし	厚さ	mm	000*1	長さ	mm	000*1	通風管	内径	mm	000*1	厚さ	mm	000*1	長さ	mm	000*1	主要材料	収納管		SM400A(アルミニウム溶射)			通風管		SM400A(アルミニウム溶射)			基数			2基			<p>要求事項の整理</p> <p>○貯蔵ピット自体の記載項目に見直したことから、貯蔵ピットの支持架構や断熱材の記載項目は削除する。 ○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p>	
名称	貯蔵ピット																																																																																																																																																																																										
種類	間接自然空冷貯蔵方式																																																																																																																																																																																										
設計条件	耐震クラス	収納管	A																																																																																																																																																																																								
		通風管	A																																																																																																																																																																																								
仕様	容量		収納管80本/基																																																																																																																																																																																								
			ガラス固化体9本/収納管1本																																																																																																																																																																																								
	構成	収納管	天井スラブ懸架支持																																																																																																																																																																																								
		通風管	支持架構に固定																																																																																																																																																																																								
	主要寸法	収納管	内径 (mm)	000																																																																																																																																																																																							
			厚さ (mm)	00.0																																																																																																																																																																																							
			長さ (mm)	00000																																																																																																																																																																																							
		通風管	内径 (mm)	000																																																																																																																																																																																							
	長さ (mm)		00000																																																																																																																																																																																								
	主要材料	収納管	SM41A (アルミニウム溶射)																																																																																																																																																																																								
通風管		SM41A (アルミニウム溶射)																																																																																																																																																																																									
基数			2																																																																																																																																																																																								
添付図 (配置図, 構造図)	第1.1-1図, 第1.1-3図及び第2.1-2図に示す																																																																																																																																																																																										
名称	貯蔵ピット																																																																																																																																																																																										
種類	間接自然空冷貯蔵方式																																																																																																																																																																																										
構成	収納管及び通風管 各80本/基																																																																																																																																																																																										
容量	ガラス固化体720本/基 (ガラス固化体9本/収納管1本)																																																																																																																																																																																										
設計条件	主要寸法	収納管	内径	000mm																																																																																																																																																																																							
			厚さ	00.0mm																																																																																																																																																																																							
			長さ	00000mm																																																																																																																																																																																							
	通風管	内径	000mm																																																																																																																																																																																								
		厚さ	00mm																																																																																																																																																																																								
		長さ	00000mm																																																																																																																																																																																								
主要材料	収納管	SM400A JIS G 3106																																																																																																																																																																																									
	通風管	SM400A JIS G 3106																																																																																																																																																																																									
	支持架構	STKR490 JIS G 3466 STPG370 (支柱) JIS G 3454																																																																																																																																																																																									
	断熱材	JIS A 9504 (人造鉱物繊維保存材) に定める ックウール																																																																																																																																																																																									
基数			2																																																																																																																																																																																								
添付図	第1.1-1図																																																																																																																																																																																										
構造図	第1.2-3図, 第1.2-4図																																																																																																																																																																																										
特記事項	外気に直接触れる炭素鋼部については, JIS H 9300によりアルミニウム溶射を施工する。																																																																																																																																																																																										
名称		貯蔵ピット		変更前	変更後																																																																																																																																																																																						
種類		間接自然空冷貯蔵方式																																																																																																																																																																																									
設計条件	容量		収納管80本/基																																																																																																																																																																																								
			ガラス固化体9本/収納管1本																																																																																																																																																																																								
仕様	収納管	内径	mm	000*1	変更なし																																																																																																																																																																																						
		厚さ	mm	000*1																																																																																																																																																																																							
		長さ	mm	000*1																																																																																																																																																																																							
	通風管	内径	mm	000*1																																																																																																																																																																																							
		厚さ	mm	000*1																																																																																																																																																																																							
		長さ	mm	000*1																																																																																																																																																																																							
主要材料	収納管		SM400A(アルミニウム溶射)																																																																																																																																																																																								
	通風管		SM400A(アルミニウム溶射)																																																																																																																																																																																								
基数			2基																																																																																																																																																																																								

仕様表記載例（機種：排気筒）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																														
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様と直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="3">六角鉄塔支持形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>—</td> <td>空気</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>出口内径</td> <td>m</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>地上の高さ</td> <td>m</td> <td>00.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>SMA41BP</td> </tr> <tr> <td>支柱材</td> <td>—</td> <td>STK41</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付図 (構造図)</td> <td colspan="2">第 1.-1 図に示す。</td> </tr> </table> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p>				名称	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒			種類	六角鉄塔支持形			設計条件	耐震クラス	—	C	流体の種類	—	空気	仕様	主要寸法	出口内径	m	00	地上の高さ	m	00.0	主要材料	主要材料	—	SMA41BP	支柱材	—	STK41	添付図 (構造図)		第 1.-1 図に示す。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">変更前</td> <td colspan="2">変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="4">北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）*2*3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td colspan="4">六角鉄塔支持形（制震装置付き [減衰係数：□□*4]）*5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕様</td> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>内径*6</td> <td>m</td> <td>0.0*1</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>地上の高さ*6</td> <td>m</td> <td>00.0*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕様</td> <td colspan="2">主要材料</td> <td>—</td> <td>SMA41BP</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支柱材</td> <td>—</td> <td>STK41</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数*8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>変更なし</td> </tr> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）の支持構造物は、再処理施設と共用する。 *3 記載の適正化を行う。既設工認には「ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒」と記載。 *4 オイルダンパの減衰係数を示す。 *5 記載の適正化を行う。既設工認には「六角鉄塔支持形」と記載。 *6 記載の適正化を行う。既設工認には「出口内径」と記載。 *7 記載の適正化を行う。既設工認には「地上の高さ」と記載。 *8 既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。</p>						変更前		変更後		名称		北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）*2*3				種類		六角鉄塔支持形（制震装置付き [減衰係数：□□*4]）*5				仕様	主要寸法	内径*6	m	0.0*1	変更なし	地上の高さ*6	m	00.0*1	仕様	主要材料		—	SMA41BP	変更なし	支柱材		—	STK41	個数*8		—	—	1	変更なし	<p>○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。</p> <p>○記載の適正化のため個数を追加する。</p>	
名称	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒																																																																																					
種類	六角鉄塔支持形																																																																																					
設計条件	耐震クラス	—	C																																																																																			
	流体の種類	—	空気																																																																																			
仕様	主要寸法	出口内径	m	00																																																																																		
		地上の高さ	m	00.0																																																																																		
	主要材料	主要材料	—	SMA41BP																																																																																		
		支柱材	—	STK41																																																																																		
添付図 (構造図)		第 1.-1 図に示す。																																																																																				
		変更前		変更後																																																																																		
名称		北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）*2*3																																																																																				
種類		六角鉄塔支持形（制震装置付き [減衰係数：□□*4]）*5																																																																																				
仕様	主要寸法	内径*6	m	0.0*1	変更なし																																																																																	
		地上の高さ*6	m	00.0*1																																																																																		
仕様	主要材料		—	SMA41BP	変更なし																																																																																	
	支柱材		—	STK41																																																																																		
個数*8		—	—	1	変更なし																																																																																	

仕様表記載例（機種：飛来物防護設備）

既認可の仕様表・発電炉の要目表	仕様表案				要求事項の整理	
<p><既認可の仕様表なし></p> <p><発電炉の要目表なし> 以下発電炉の基本設計方針抜粋 2.3.3 設計方針 (中略) 防護措置として設置する防護対策施設としては、防護ネット（硬鋼線材：線径φ4 mm、網目寸法40 mm）、防護鋼板（炭素鋼：板厚16 mm以上）、架構及び扉（炭素鋼：板厚31.2 mm以上）を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。</p>			変更前	変更後	<p>○設備の識別のため名称、種類を記載する。 ○設備の耐震強度を示す必要がある設備については、支持地盤の許容支持力度、支持地盤の極限支持力度、マンメイドロックの強度を記載する。杭基礎の場合は支持地盤、杭の強度を記載する。 ○主要寸法、主要材料については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○航空機墜落による火災防護のために必要な耐火塗装について種類、厚さを記載する。</p>	
	名称	—		安全冷却水B冷却塔 飛来物防護ネット		
	種類	—		○○		
	支持地盤の許容支持力度	MPa		○○		
	指示地盤の極限支持力度	MPa		○○		
	マンメイドロックの強度	MPa		○○		
	支持地盤	—		○○*1		
	杭の強度	N/mm ²		○○		
	主要寸法	防護ネット	線径	mm		○○*2
			網目	mm		○○*2
		防護板	厚さ	mm		○○*2
		支持架構	たて	mm		○○*2
			横	mm		○○*2
			高さ	mm		○○*2
	主要材料	防護ネット		—		○○
		防護板		—		○○
		支持架構		—		○○
	耐火被膜	種類		—		○○*3
		厚さ		mm		○○
	基数		式	○○		
<p>注記 *1：飛来物防護ネットは杭基礎を介して○○に支持する。 *2：公称値を示す。 *3：航空機墜落による火災により熱影響がある指示架構の柱等に耐火塗装を施す。</p>						

仕様表記載例（機種区分：ラック）

既認可の仕様表			仕様表案			要求事項の整理	
第1.-2表 機器仕様			● 貯蔵容器一時保管設備 ● ラック				
対応する加工事業許可	許可番号(日付)	平成〇〇原第〇〇号(平成〇〇年〇〇月〇〇日)	名称*2	①	一時保管ピット (PA〇〇-〇-〇〇)	○臨界計算に用いる計算条件及び設計条件の制限値（設置室の周囲の壁厚さ）を追加。 ○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所を項目を追加	
	主要な設備及び機器の種類	核燃料物質の貯蔵施設 貯蔵容器一時保管設備 一時保管ピット	種類*3	④	〇〇方式		
	許可との対応	本体	中心間距離(ピット間隔)*9	⑧	mm 行方向〇〇以上 列方向〇〇以上		
設備・機器名称	貯蔵容器一時保管設備 一時保管ピット(PA〇〇-〇-〇〇)		臨界管理	設置する室の壁・床・天井までの距離*10	南壁		mm 〇〇〇以上
設置場所	燃料加工建屋地下〇階 〇〇〇室				北壁		mm 〇〇〇以上
変更内容	新設				床		mm 〇〇〇以上
数量	〇台				天井		mm 〇〇〇以上
一般仕様	形式	〇〇〇方式	設置室の周囲の壁厚さ*11	mm	〇〇〇以上*12		変更なし
	主要な構成材	〇〇	容量*4	⑥	HM 〇〇 (〇〇ピット)		
	寸法(単位:mm)	・幅 : 〇〇〇 ・奥行 : 〇〇〇 ・高さ : 〇〇〇	主要寸法*5	たて	mm 〇〇〇*1		
	その他の構成機器	—	横	mm 〇〇〇*1			
	その他の性能	最大貯蔵能力 ・〇t・HM(〇ピット)	高さ	mm 〇〇〇*1			
	核燃料物質の状態	粉末	主要材料*6	—	〇〇〇		
	核燃料物質の臨界	①単一ユニット又は複数ユニットの区分 ・複数ユニット(配列: 〇行×〇列)	個数*7	③	〇		
添付書類で展開	②貯蔵単位 ・混合酸化物貯蔵容器 ③貯蔵する核燃料物質の形態(注2) ・混合酸化物貯蔵容器・原料MOX粉末		取付箇所*8	系統名(ライン名)	②	—	
添付書類で展開	④貯蔵単位相互間の距離 ・中心間距離(ピット間隔): 行方向〇mm以上, 列方向〇mm以上		設置床	—	〇〇〇室 T. M. S. L. 〇〇〇m*13		
技術基	火災等による損傷の防止	一時保管ピットには不燃性の材料を使用する。	溢水防護上の区画番号	—	〇〇		
	耐震性	一時保管ピット ・耐震クラス: Bクラス(注3) ・主要材料: 〇〇〇(〇〇〇, 〇〇〇) ・基礎ボルト材質: 〇〇〇(〇〇〇) ・基礎ボルト本数: 〇〇〇×〇〇〇本 ・基礎ボルト配置: 〇〇〇mm×〇〇〇mm ・取付ボルト材質: 〇〇〇(〇〇〇) ・取付ボルト本数: 〇〇〇×〇〇〇本 ・取付ボルト配置: 〇〇〇mm	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇		
主要設備リストで展開	基本方針/添付書類で展開		化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇		
仕様(注1)	材料及び構造	—	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇		
	閉じ込めの機能	—	注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。			
	しゃへい	—	注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。			
	換気	—	注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。			
	核燃料物質等による汚染の防止	—	注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。			
	安全上重要な施設	適切な方法により、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。		注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。		
	搬送設備	—		注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。		
警報設備等	—		注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。			
廃棄施設	—		注記	*1: 公称値を示す。 *2: 記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3: 記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4: 記載の適正化。既設工認では「その他の性能」と記載。 *5: 記載の適正化。既設工認では「寸法(単位 mm)」と記載。 *6: 記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *7: 記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *8: 記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 ⑨ *9: 貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器の配列(〇行×〇列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離を維持する。 *10: 本装置で取り扱う〇〇〇〇〇〇室の壁・床・天井までの距離を示す。 *11: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。 *12: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ. 燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。 *13: 記載内容は、平成〇年〇月〇日付け平成〇原第〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.- 〇図組立施設の機器配置図」による。			

既認可の仕様表		仕様表案	要求事項の整理
放射線管理施設	—		
非常用電源設備	—		
その他事業許可で求める仕様	—		
添付図	第1.-1図 核燃料物質の貯蔵施設の機器配置図(1/2) 第2.1-1図 一時保管ピット(PA○○-○-○○)構造図(1/2) 第2.1-2図 一時保管ピット(PA○○-○-○○)構造図(2/2)	保安規定で展開	
特記事項	⑨ 運転管理にて貯蔵量が最大貯蔵能力を超えないように管理する。 注1 技術基準に対する仕様		
(1) 核燃料物質の臨界防止	本装置は、貯蔵単位である混合酸化物貯蔵容器(第1.-3表参照)及び核燃料物質の形態(原料MOX粉末)を管理し、貯蔵単位の配列(○行×○列)が核的に安全な配置となるよう貯蔵単位相互間の距離(行方向○○○mm以上、列方向○○○mm以上)を維持することにより臨界を防止する設計とする。貯蔵する混合酸化物貯蔵容器から最も近い○○○○○室の壁・床・天井までの距離について、南壁までの距離○○○mm以上、北壁までの距離○○○mm以上、床までの距離○○○mm以上、及び、天井までの距離○○○mm以上となるように設置する。 <small>臨界防止に係る計算結果は、添付書類Ⅰ「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。</small>	適合説明のため添付書類で展開	
(2) 火災等による損傷の防止	一時保管ピットは安全上重要な施設であるため、不燃性の○○を使用することにより火災による損傷を防止する。	適合説明のため添付書類で展開	
(3) 耐震性	一時保管ピットは、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は装置を直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)及び貯蔵単位相互間の距離を維持するのに必要なボルト(取付ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。	適合説明のため添付書類で展開	
(4) 安全上重要な施設	一時保管ピットは、安全上重要な施設であり、外観検査等により、加工施設の安全を確保する機能のピット間距離の確認は実施できる。また、周囲にメンテナンススペースを設けておりこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理が可能である。なお、他の原子力施設と共用しない。	適合説明のため添付書類で展開	
注2 貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の形態及び設定条件を第1.-5表に示す。		臨界の添付書類で展開	
注3 一時保管ピットは、基準地震動Ssによる地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。		耐震の添付書類で展開。	

仕様表記載例（機種：溢水／化学薬品防護設備）

既認可の仕様表・発電炉の要目表	仕様表案	要求事項の整理																																											
<p><既認可の仕様表></p> <p>既認可に該当する施設なし</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td></td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種 類</td> <td>—</td> <td>堰</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>〇〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個 数</td> <td>—</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 付 箇 所</td> <td>系統名（ライン名）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名 称			〇〇〇	種 類		—	堰	主要寸法	高さ	mm	〇〇〇	主要材料	堰	—	〇〇〇	個 数		—	〇	取 付 箇 所	系統名（ライン名）	—	—	設置床	—	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	溢水防護上の区画番号	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○溢水及び薬品防護機能に係る防水区画構築物（堰、防水扉、止水板及び蓋等）の材料及び寸法を記載する。 ○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○仕様表共通記載事項として、名称、種類、個数を記載する。 </div>
		変更前	変更後																																										
名 称			〇〇〇																																										
種 類		—	堰																																										
主要寸法	高さ	mm	〇〇〇																																										
主要材料	堰	—	〇〇〇																																										
個 数		—	〇																																										
取 付 箇 所	系統名（ライン名）	—	—																																										
	設置床	—	〇〇																																										
	化学薬品防護上の区画番号	—	〇〇																																										
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																										
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																										
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																										

仕様表記載例（機種：遮蔽設備）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案		要求事項の整理																																																																																		
<p><既認可の仕様表></p> <p>基本設計方針で展開。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td colspan="2">ガラス固化体貯蔵建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td colspan="2">—*</td> </tr> <tr> <td>放射線防護 (しゃへい体の材料及び寸法)</td> <td colspan="2">材料：普通コンクリート 寸法：放射線防護の必要厚さを満足するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計仕様</td> <td>基礎及び構造の種類</td> <td colspan="2">基礎：鉄筋コンクリート造（べた基礎） 上部構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td colspan="2">南北方向：00.0m（外壁外面寸法） 東西方向：00.0m（外壁外面寸法） 階数：地上0階，地下0階 高さ：地上000.0m （冷却空気出口シャフトは，地上00.0m）</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td colspan="2">鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS41及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM41A，SM50A コンクリート：JASS5Nの規定によるコンクリート 設計基準強度 000kgf/cm³</td> </tr> <tr> <td colspan="2">添付図 (建物各階平面図，建物断面図)</td> <td colspan="2">第1.-1図～第1.-6図に示す。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注記</td> <td colspan="2">* ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの構築物を有しているため，Aクラスの施設に適用される地震力に対して耐えるように設計する。 また，ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの設備を内蔵しているため，基準地震動S₁で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。</td> </tr> </table> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>基本設計方針で展開。</p>		名	称	ガラス固化体貯蔵建屋		設計条件	耐震クラス	—*		放射線防護 (しゃへい体の材料及び寸法)	材料：普通コンクリート 寸法：放射線防護の必要厚さを満足するものとする。		設計仕様	基礎及び構造の種類	基礎：鉄筋コンクリート造（べた基礎） 上部構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）		主要寸法	南北方向：00.0m（外壁外面寸法） 東西方向：00.0m（外壁外面寸法） 階数：地上0階，地下0階 高さ：地上000.0m （冷却空気出口シャフトは，地上00.0m）		主要材料	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS41及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM41A，SM50A コンクリート：JASS5Nの規定によるコンクリート 設計基準強度 000kgf/cm ³		添付図 (建物各階平面図，建物断面図)		第1.-1図～第1.-6図に示す。		注記		* ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの構築物を有しているため，Aクラスの施設に適用される地震力に対して耐えるように設計する。 また，ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの設備を内蔵しているため，基準地震動S ₁ で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td colspan="2">ガラス固化体貯蔵建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計仕様</td> <td rowspan="3">種類 (主要構造)</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋</td> <td>南北方向</td> <td>m</td> <td>00.0（外壁外面寸法）</td> </tr> <tr> <td>東西方向</td> <td>m</td> <td>00.0（外壁外面寸法）</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>地上000.0 (冷却空気出口シャフトは，地上00.0m)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">設計仕様</td> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>たて×横</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">貯蔵区域しゃへい 壁厚さ</td> <td>東壁</td> <td>mm</td> <td>000*1*2</td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>mm</td> <td>000*1*2</td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>mm</td> <td>000*1*2</td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>mm</td> <td>000*1*2</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>mm</td> <td>000*1*2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主要材料(しゃへい)</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート*3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>1*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。 *2 既設工認の仕様表に記載がないため，記載の適正化を行う。記載内容は平成4年7月6日付け4安第252号にて認可された設工認申請書の添付書類「I-3 放射線による被ばくの防止に関する計算書」による。 *3 記載の適正化を行う。既設工認には「鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD35，鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS41及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM41A，SM50A，コンクリート：JASS5Nの規定によるコンクリート設計基準強度 300kgf/cm³」と記載。</p>			変更前	変更後	名	称	ガラス固化体貯蔵建屋		設計仕様	種類 (主要構造)	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)		建屋	南北方向	m	00.0（外壁外面寸法）	東西方向	m	00.0（外壁外面寸法）	高さ	m	地上000.0 (冷却空気出口シャフトは，地上00.0m)	設計仕様	主要寸法	たて×横	mm	〇〇*1	高さ	mm	〇〇*1	貯蔵区域しゃへい 壁厚さ	東壁	mm	000*1*2	西壁	mm	000*1*2	南壁	mm	000*1*2	北壁	mm	000*1*2	天井	mm	000*1*2	主要材料(しゃへい)		—	鉄筋コンクリート*3	個数		—	1*2	<p>○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○記載の適正化のため貯蔵区域しゃへいに係る主要寸法、主要材料、個数を追加する</p>
名	称	ガラス固化体貯蔵建屋																																																																																				
設計条件	耐震クラス	—*																																																																																				
	放射線防護 (しゃへい体の材料及び寸法)	材料：普通コンクリート 寸法：放射線防護の必要厚さを満足するものとする。																																																																																				
設計仕様	基礎及び構造の種類	基礎：鉄筋コンクリート造（べた基礎） 上部構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）																																																																																				
	主要寸法	南北方向：00.0m（外壁外面寸法） 東西方向：00.0m（外壁外面寸法） 階数：地上0階，地下0階 高さ：地上000.0m （冷却空気出口シャフトは，地上00.0m）																																																																																				
	主要材料	鉄筋：JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSD35 鋼材：JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS41及びJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM41A，SM50A コンクリート：JASS5Nの規定によるコンクリート 設計基準強度 000kgf/cm ³																																																																																				
添付図 (建物各階平面図，建物断面図)		第1.-1図～第1.-6図に示す。																																																																																				
注記		* ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの構築物を有しているため，Aクラスの施設に適用される地震力に対して耐えるように設計する。 また，ガラス固化体貯蔵建屋は，Aクラスの設備を内蔵しているため，基準地震動S ₁ で間接支持構造物としての支持機能が維持されていることの確認を行う。																																																																																				
		変更前	変更後																																																																																			
名	称	ガラス固化体貯蔵建屋																																																																																				
設計仕様	種類 (主要構造)	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)																																																																																				
		建屋	南北方向	m	00.0（外壁外面寸法）																																																																																	
			東西方向	m	00.0（外壁外面寸法）																																																																																	
高さ	m	地上000.0 (冷却空気出口シャフトは，地上00.0m)																																																																																				
設計仕様	主要寸法	たて×横	mm	〇〇*1																																																																																		
		高さ	mm	〇〇*1																																																																																		
	貯蔵区域しゃへい 壁厚さ	東壁	mm	000*1*2																																																																																		
		西壁	mm	000*1*2																																																																																		
		南壁	mm	000*1*2																																																																																		
		北壁	mm	000*1*2																																																																																		
	天井	mm	000*1*2																																																																																			
主要材料(しゃへい)		—	鉄筋コンクリート*3																																																																																			
個数		—	1*2																																																																																			

仕様表記載例（機種区分：搬送設備）

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理	
第1.-4表 機器仕様		● 貯蔵容器受入設備 ● 搬送設備			
対応する加工事業許可	許可番号(日付) 平成○原第○号(平成○年○月○日)	名称*2	変更前 保管室クレーン(PA○○○)	○臨界計算に用いる計算条件及び設計条件の制限値（設置室の周囲の壁等厚さ）を追加。 ○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所を項目を追加	
	主要な設備及び機器の種類 成形施設 原料粉末受入工程 貯蔵容器受入設備	種類*3	変更後 ○○○式		
	許可との対応 付属設備	臨界管理	核的制限値*9 混合酸化物貯蔵容器取扱体数 ⑦体		
設備・機器名称	貯蔵容器受入設備 保管室クレーン(PA○○○) ①	他の単一ユニットとの相互間隔*10 mm	○○○以上		
設置場所	燃料加工建屋地下○○○階 ○○○室 ②	設置室の壁までの距離*11 mm	○○○以上		
変更内容	新設	設置室の周囲の壁等厚さ*10 mm	○○○以上*11		
数量	1台 ③	容量*4 kg	○○○		
一般仕様	形式	たて	○○○*1		変更なし
	主要な構成材	横	○○○*1		
	寸法(単位:mm)	高さ	○○○*1		
		可動範囲	mm	○○○	
	その他の構成機器	混合酸化物貯蔵容器取扱高さ	mm	○○○以下	
	その他の性能	主要材料*6	mm	○○○	
	核燃料物質の状態	個数*7	mm	○	
	核燃料物質の臨界防止	取付箇所*8	系統名(ライン名)	mm	○
	核燃料物質の臨界防止	設置床	設置床	mm	○○○室 T. M. S. L. ○○○m*14
	火災等による損傷の防止	溢水防護上の区画番号	溢水防護上の区画番号	mm	○
技術基準に対する仕様(注1)	耐震性	耐震クラス:Bクラス	溢水防護上の配慮が必要な高さ	mm	○
		主要材料:○○○(○○○)	注記		
		走行ガイドローラ軸材質:○○○(○○○)	*1:公称値を示す。		
		走行ガイドローラ軸個数:○○○個/台	*2:記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。		
		横行ガイドローラ軸材質:○○○(○○○)	*3:記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。		
		横行ガイドローラ軸個数:○○○個/台	*4:記載の適正化。既設工認では「搬送設備」と記載。		
		材料及び構造	*5:記載の適正化。既設工認では「寸法(単位mm)」と記載。		
		閉じ込めの機能	*6:記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。		
		しゃへい	*7:記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。		
		換気	*8:記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。		
	核燃料物質等による汚染の防止	*9:本装置に単一ユニット(保管室クレーンユニット)を設定する。単一ユニットでは、体数管理により、構成する設備・機器が構造的に核的制限値以下の体数でしか取り扱えない設計とする。			
	安全上重要な施設	*10:保管室クレーンユニット及び○○ユニットとの相互間隔(水平方向)を示す。			
	搬送設備	*11:本装置で取り扱う混合酸化物貯蔵容器から○○室の壁までの距離			
	警報設備等	*12:核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。			
		*13:記載内容は、平成○年○月○日付け平成○原第○号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ、燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。			
		*14:記載内容は、平成○年○月○日付け平成○原第○号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.-1 図組立施設の機器配置図」による。			

○臨界計算に用いる計算条件及び設計条件の制限値（設置室の周囲の壁等厚さ）を追加。
○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所を項目を追加

工程情報を示す項目であり、設備仕様と直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。

主要設備リストで展開
構造図で展開

基本設計方針／添付書類で展開

既認可の仕様表		仕様表案	要求事項の整理						
<table border="1"> <tr><td>廃棄施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>—</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>—</td></tr> </table>	廃棄施設	—	放射線管理施設	—	非常用電源設備	—	—	構造図で展開	
廃棄施設	—								
放射線管理施設	—								
非常用電源設備	—								
その他事業許可で求める仕様 ^(注3) ⑨	①本装置で使用するポリエチレンは、〇〇〇〇製のカバーで覆い、極力露出しない構造とする。 ②混合酸化物貯蔵容器の取扱高さは〇〇〇m以下とする。 ③走行装置及び横行装置の逸走を防止するため、走行メカニカルストップ及び横行メカニカルストップを設置する。	基本設計方針/添付書類で展開							
添付図	第1.-5図 成形施設の機器配置図「地下〇階」 第2.1-4図 保管室クレーン(PA〇〇)構造図(1/2) 第2.1-5図 保管室クレーン(PA〇〇)構造図(2/2)								
特記事項	—								
注1 技術基準に対する仕様の補足説明									
(1) 核燃料物質の臨界防止 ⑩ 本装置に単一ユニットを設定する。単一ユニットでは体数管理により、構成する設備・機器が構造的に核的制限値以下の体数でしか取り扱えない設計とする。臨界防止に係る計算結果は、添付書類I「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。なお、複数ユニットの評価は、隣接する単一ユニットを申請する際に実施するが、本装置で取り扱う混合酸化物貯蔵容器から〇〇室の壁までの距離を〇〇〇mm以上となるように設置する。		適合説明のため添付書類で展開							
(2) 耐震性 本装置は、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、軌道レールより保管室クレーン本体を支持するガイドローラとする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類III「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。		適合説明のため添付書類で展開							
(3) 搬送設備 本装置は、クレーン等安全規則に基づき、搬送物を取り扱える重量を定格荷重として設計する。本装置で取り扱う搬送物のうち、重量が最大のものは、しゃへい蓋(最大〇kg)である。しゃへい蓋は、建物のしゃへい設備にて第1回に申請済みである。 本装置は、混合酸化物貯蔵容器及びしゃへい蓋頭部を把持し、前後左右方向及び上下方向に移動させる機器であるため、把持部に台形ねじを使用したセルフロック機能を有する駆動機構を設けることで把持部の閉状態を維持する設計とする。また、昇降用モータは無励磁作動ブレーキ付とし、電源喪失時に混合酸化物貯蔵容器及びしゃへい蓋が落下しないようにする。		添付書類で展開							
注2 成形施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-6表に示す。									
注3 その他事業許可で求める仕様の補足説明									
(1) 本装置で使用するポリエチレンは可燃性のため、不燃性の〇〇〇〇製のカバーで覆い露出しない構造として火災による損傷を防止する。		構造図で展開							
(2) 本装置は、混合酸化物貯蔵容器を把持したときの最大取扱高さが約〇mであり、構造的にこれ以上の高さにならない設計とする。		適合説明のため添付書類で展開							
(3) 走行装置及び横行装置には、逸走により落下しないよう各レールエンドにメカニカルストップを設置する。									

仕様表記載例（機種区分：機械装置）

既認可の仕様表		仕様表案		要求事項の整理										
第1.-5表 機器仕様		● 貯蔵容器受入設備 ● 機械装置		○ 臨界計算に用いる計算条件及び設計条件の制限値（設置室の周囲の壁等厚さ）を記載する。 ○ 構成機器に搬送設備の条文適合を受ける搬送装置を有する場合は容量（定格荷重）を記載する。 ○ 溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所を項目を追加										
対応する加工事業許可	許可番号(日付) 平成○原第○号(平成○年○月○日) 主要な設備及び機器の種類 成形施設 原料粉末受入工程 貯蔵容器受入設備 許可との対応 付属設備	名称	変更前 貯蔵容器検査装置(PA○○-○-○○)											
設備・機器名称	貯蔵容器受入設備 貯蔵容器検査装置(PA○○-○-○○)	種類	— ○○検査方式											
設置場所	燃料加工建屋地下○階 ○○室	核的制限値	混合酸化物貯蔵容器取扱体数 体 ○											
変更内容	新設	臨界管理	他の単一ユニットとの相互間隔*3 mm ○○以上											
数量	○○台	設置する室の壁までの距離*4	mm ○○以上											
一般仕様	形式	○○○検査方式	設置室の周囲の壁等厚さ*5	mm ○○以上*6										
	主要な構成材	本体：○○	容量	kg —										
	寸法(単位：mm)	①スミヤ部 ・幅：○○ 奥行：○○ 高さ：○○ ②クランプ部 ・幅：○○ 奥行：○○ 高さ：○○	主要寸法	スミヤ部	たて	mm ○○								
	その他の構成機器	—			横	mm ○○								
		その他の性能			—	高さ	mm ○○							
核燃料物質の状態					粉末	クランプ部	たて	mm ○○						
	技術基準に対する仕様(注1)	核燃料物質の臨界防止	①単一ユニット又は複数ユニットの区分 ・単一ユニット(貯蔵容器検査ユニット) ②臨界管理の方法 ・体数管理 ③核的制限値 ・○○体(取扱単位：混合酸化物貯蔵容器) ^(注2) ④他の単一ユニットとの相互間隔 ・隣接する単一ユニット：受渡ユニット ・単一ユニット間距離(水平方向)：○○mm以上	③	②	個数	—	○						
火災等による損傷の防止							—	—	○					
							耐震性	貯蔵容器検査装置 ①スミヤ部 ・耐震クラス：Bクラス ・主要材料：○○ ・基礎ボルト材質：○○ ・基礎ボルト本数：○○×○○本 ・基礎ボルト配置：○○mm ②クランプ部 ・耐震クラス：Bクラス ・主要材料：○○ ・基礎ボルト材質：○○ ・基礎ボルト本数：○○×○○本 ・基礎ボルト配置：○○mm	⑥	⑧	取付箇所	系統名(ライン名)	—	—
												設置床	—	○○室 T.M.S.L. ○○m
												溢水防護上の区画番号	—	○○
材料及び構造		—	⑦	⑧	⑧	取付箇所	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○○					
		閉じ込めの機能					—	○○						
		しゃへい					—	○○						
換気		—	化学薬品防護上の区画番号	—	○○									
核燃料物質等による汚染の防止		—	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	○○									

工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。

主要設備リストで示す

構造図で示す

注記 *1：公称値を示す。
*2：本装置に単一ユニット(貯蔵容器検査ユニット)を設定する。単一ユニットでは、体数管理により、構成する設備・機器が構造的に核的制限値以下の体数でしか取り扱えない設計とする。
*3：貯蔵容器検査ユニットと受渡ユニットとの相互間隔(水平方向)を示す。
*4：本装置で取り扱う混合酸化物貯蔵容器から○○室の壁までの距離を示す。
*5：核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置箇所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。
*6：記載内容は、平成22年10月22日付け平成22-05:21原第9号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ.燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。

既認可の仕様表		仕様表案	要求事項の整理
安全上重要な施設	—		
搬送設備	—		
警報設備等	—		
廃棄施設	—		
放射線管理施設	—		
非常用電源設備	—		
その他事業許可で求める仕様	—		
添付図	第1.-1図 成形施設の機器配置図「地下〇階」(1/2) 第1.-2図 成形施設の機器配置図「地下〇階」(2/2) 第2.1-6図 貯蔵容器検査装置(PA〇-〇-〇〇)構造図		
特記事項	—		
注1 技術基準に対する仕様の補足説明			
<p>(1) 核燃料物質の臨界防止</p> <p>本装置に単一ユニットを設定する。単一ユニットでは体数管理により、構成する設備・機器が</p> <p>⑧ 構造的に核的制限値以下の体数でしか取り扱えない設計とする。また、単一ユニット間の中性子相互作用については、単一ユニット間距離を維持することにより臨界安全を確保する設計とする。本装置で取り扱う混合酸化物貯蔵容器から貯蔵容器受入第2室の壁までの距離を〇〇mm以上となるように設置する。臨界防止に係る計算結果は、添付書類Ⅰ「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。</p>		適合説明のため添付書類で示す	
<p>(2) 耐震性</p> <p>本装置は、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、装置を直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類Ⅲ「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。</p>		適合説明のため添付書類で示す	
注2 成形施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-6表に示す。		核的制限値の設定条件のため添付書類で示す	

仕様表記載例（機種区分：核物質取扱ボックス）

既認可の仕様表		仕様表案		追加記載要求事項の整理	
第5.-2表 機器仕様		● スクラップ処理設備 ● 核物質取扱ボックス		<p>○ 臨界計算に用いる計算条件及び設計条件の制限値（設置室の周囲の壁厚さ）を追加。</p> <p>○ 重大事故等対処設備に係る耐圧強度評価で使用する設計条件として最高使用圧力、最高使用温度を追加。</p> <p>○ 溢水の影響を考慮し、取付箇所を項目を追加</p>	
対応する加工事業許可	許可番号(日付) 平成○原第○号(平成○年○月○日)	名称*2	変更前 回収粉末処理・混合装置グローブボックス(PAO-○-○○)		
設備・機器名称	主要な設備及び機器の種類 成形施設 粉末調整工程 スクラップ処理設備 グローブボックス	種類*3	-		
	許可との対応 本体	核的制限値*12 取扱Pu*質量*13 kg・Pu*	○○○		
設置場所	燃料加工建屋地下○階 ○○○室	他の単一ユニットとの相互間隔*14 mm	○○○以上		変更なし
変更内容	新設	設置する室の壁・天井までの距離**15 mm	○○○以上		
数量	○基	設置床からの核燃料物質の取扱高さ*16 mm	○○○以上		
一般仕様	形式	設置室の周囲の壁厚さ*17 mm	○○○以上*18		
	主要な構成材	最高使用圧力 Pa	-		○○○*20
	寸法(単位:mm)	最高使用温度 ℃	-		○○○*20
	その他の構成機器	漏れ率*4 vol%/h	○○○以上	変更なし	
	その他の性能	開口部風速*511 m/s	○○○以上		
核燃料物質の状態	粉末	主要寸法*7	たて mm ⑤ 横 mm ⑤ 高さ mm ⑤		
核燃料物質の臨界防止	①単一ユニット又は複数ユニットの区分 ・単一ユニット(回収粉末処理・混合ユニット)	主要材料*8	本体 - ○○○ 窓板部 - ○○○		
	②臨界管理の方法 ・質量管理	個数*9	- ③ ○○○	変更なし	
技術基準に對	③核的制限値 ・○○kg・Pu*(注)(形態:MOX粉末-2, MOX粉末-4)(注4)	系統名(ライン名)	- ② -		
	④他の単一ユニットとの相互間隔 ・隣接する単一ユニット:一次混合ユニットB ・単一ユニット間距離:○○mm以上	設置床	○○○室 T. M. S. L ○○○m*19	○○○室 T. M. S. L ○○○m	
仕様(注2)	火災等による損傷の防止 グローブボックスには窓板を除き可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。	溢水防護上の区画番号	- ○○○	○○	
	耐震性 回収粉末処理・混合装置グローブボックス ・耐震クラス:Bクラス ・主要材料(本体):○○○(○○○, ○○○) (耐震サポート):○○○(○○○) ・基礎ボルト材質:○○○(○○○) ・基礎ボルト本数:○×○本 ・取付ボルト材質:○○○(○○○) ・取付ボルト本数:○×○本 ・取付ボルト配置:○○○mm×○○○mm	溢水防護上の配慮が必要な高さ	- ○○○	T. M. S. L ○○○m以上	
材料及び構造	-	注記 *1:公称値を示す。 *2:記載の適正化。既設工認では「設備・機器名称」と記載。 *3:記載の適正化。既設工認では「形式」と記載。 *4:記載の適正化。既設工認では「気密性(漏れ率)」と記載。 *5:記載の適正化。既設工認では「その他事業許可で求める仕様」と記載。 *6:記載の適正化。既設工認では「注2 技術基準に対する仕様の補足説明(1) 核燃料物質の臨界防止」と記載。 *7:記載の適正化。既設工認では「寸法(単位:mm)」と記載。 *8:記載の適正化。既設工認では「主要な構成材」と記載。 *9:記載の適正化。既設工認では「数量」と記載。 *10:記載の適正化。既設工認では「設置場所」と記載。 *11:グローブ1個が破損した場合にグローブサポートの開口部における風速を示す。 *12:回収粉末処理・混合装置グローブボックスに単一ユニット(回収粉末処理・混合ユニット)を設定する。単一ユニットでは質量管理により、核的制限値を超えないように管理する設計とする。 *13:Pu*は、プルトニウム-239, プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu*は、その合計質量とする。 *14:回収粉末処理・混合ユニット及び一次混合ユニットBとの相互間隔を示す。			
閉じ込めの機能	給排気口を除き密封できる構造とする。 ・気密性(漏れ率):○○vol%/h以下				
しゃへい	-				
換気	-				

工程情報を示す項目であり、設備仕様と直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。

主要設備リストで展開

添付書類(臨界)で展開

基本方針で展開

構造図で展開

基本設計方針で展開

既認可の仕様表		仕様表案	追加記載要求事項の整理	
核燃料物質等による汚染の防止	—	<p>*15: 本グローブボックスから〇〇室の壁・天井までの距離を示す。</p> <p>*16: 粉末調整第6室の床から核燃料物質取扱高さ下限までの距離を示す。</p> <p>*17: 核的隔離条件であるのコンクリート厚さを示す。なお、臨界隔離条件として用いるコンクリート設置個所については、添付書類「I-2-4 成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設における複数ユニットの臨界防止に関する計算書」に示す。</p> <p>*18: 記載内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け平成〇〇原第〇〇号にて認可を受けた設工認申請書の「別添イ、燃料加工建屋(その1)及び貯蔵容器搬送用同道(4)設計条件及び仕様 特記事項」において記載したコンクリート厚さによる。</p> <p>*19: 記載内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け平成〇〇原第〇〇号にて認可を受けた設工認申請書の本文添付図「第1.-1 図成形施設の機器配置図(1/2)」による。</p> <p>*20: 重大事故等時における使用時の値を示す。</p>		
安全上重要な施設	適切な方法により、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。			
搬送設備	—			
警報設備等	<p>①グローブボックス内の温度及び温度上昇率が設定値以上となった場合に警報を発する火災警報を設置する。</p> <p>・設定値: 温度〇℃, 温度上昇率〇℃/min</p> <p>②グローブボックス内の気圧が設置場所に対して設定値以上となった場合に警報を発する負圧警報を設置する。</p> <p>・設定値: -〇Pa</p>			
廃棄施設	—			
放射線管理施設	—			
非常用電源設備	—			
その他事業許可で定める仕様 ^(注5)	グローブ1個が破損した場合にグローブポートの開口部における風速を〇m/s以上とする。 ⑨			
注1	今回の申請範囲は管台までであり、管台から接続配管等の第1弁まではグローブボックスとして後次回に申請する。			
注2	技術基準に対する仕様の補足説明			
(1) 核燃料物質の臨界防止	<p>⑩ 本グローブボックスに単一ユニットを設定する。単一ユニットでは質量管理により、核的制限値を超えないように管理する設計とする。また、単一ユニット間の中性子相互作用については、単一ユニット間距離を維持することにより臨界安全を確保する設計とする。本グローブボックスから〇〇〇室の壁・天井までの距離を〇〇mm以上となるように設置するとともに、〇〇室の床から核燃料物質取扱高さ下限までの距離を〇〇mm以上となるように設置する。臨界防止に係る計算結果は、添付書類I「核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に示す。</p>	適合説明のため添付書類で展開		
(2) 火災等による損傷の防止	本グローブボックスは、安全上重要な施設であるため本体には不燃性の〇〇〇〇〇〇を使用し火災による損傷を防止する。ただし、視認性及び耐震性の観点から窓板には〇〇〇〇製の〇〇〇〇〇〇を使用する。	適合説明のため添付書類で展開		
(3) 耐震性	本グローブボックスは、耐震Bクラスとする。また、耐震設計上の主要な評価部位は、グローブボックスを直接支持する構造物に固定するボルト(基礎ボルト、取付ボルト)とする。設備構造設計上の耐震設計結果は、添付書類III「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に示す。	適合説明のため添付書類で展開		
(4) 閉じ込め機能	本グローブボックスは、給排気口を除き密封できる構造とし、漏れ率は〇vol%/h以下とする。給排気口を除き密封できる構造とは、他のグローブボックスと伸縮継手を介して連結し、ユーティリティ配管類に弁類が設置され気密境界を形成できる状態をいう。また、気体廃棄物の廃棄設備によりその内部を設置場所に対して常時負圧に維持する設計とする。常時負圧についての仕様は、気体廃棄物の廃棄設備にて申請する。	適合説明のため添付書類で展開		
(5) 安全上重要な施設	本グローブボックスは、安全上重要な施設であり、外観検査、負圧確認等により、加工施設の安全を確保する機能の負圧維持の確認は実施できる。また、周囲にメンテナンススペースを設けておりこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理が可能である。なお、他の原子力施設と共用しない。	適合説明のため添付書類で展開		
(6) 警報設備等	<p>本グローブボックスには、グローブボックス内の温度が〇℃以上、かつ、温度上昇率が〇℃/min以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を設置する。また、グローブボックス内火災の消火のため火災警報信号をガス消火装置(消火設備)に送信する。</p> <p>⑦ 本グローブボックスには、グローブボックス内の気圧が設置場所に対して〇Pa以上となった場合に、所定の場所で警報を発するための検出器を設置する。また、負圧警報により窒素循環ファン(窒素循環設備)を停止させるために、負圧警報信号を換気空調設備制御盤(気体廃棄物の廃棄設備)に送信する。</p>	適合説明のため添付書類で展開		
注3	Pu*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu*はその合計質量と			

GB 温度監視装置の仕様表、基本設計方針/添付書類で展開

添付書類で展開

基本設計方針/添付書類で展開

適合説明のため添付書類で展開

適合説明のため添付書類で展開

適合説明のため添付書類で展開

適合説明のため添付書類で展開

適合説明のため添付書類で展開

適合説明のため添付書類で展開

適合説明のため添付書類で展開

核的制限値の設定条件は添付書類で展開

既認可の仕様表	仕様表案	追加記載要求事項の整理
<p>する。</p> <p>注4 成形施設で取り扱う核燃料物質の形態と核的制限値の設定条件を第1.-6表に示す。</p> <p>注5 その他事業許可で求める仕様の補足説明</p> <p>(1) グローブ1個が破損をした時は、グローブボックス排風機により外部空気を吸入し開口部における風速0m/s以上を確保する。グローブ1個の破損とは、全グローブボックスに対する1個の開口部とする。</p>		
<p>適合説明のため添付書類で展開</p>		

仕様表記載例（機種：変圧器）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																								
<p><既認可の仕様表></p> <table border="1"> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>-</td> <td>非常用動力用変圧器 A, B (00-000-00, 00)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用途</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm 〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>構造図：第 3.2.1.1.12-2 図に示す。</p> <p>基本設計方針で展開。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p>				名	称	-	非常用動力用変圧器 A, B (00-000-00, 00)		種類	-	〇〇	設計条件	耐震クラス	-	〇〇		用途	-	〇〇	仕様	主要寸法	高さ	mm 〇〇		個数	〇〇	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>-</td> <td>非常用動力用変圧器 A, B (00-000-00, 00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>幅</td> <td>mm 〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>mm 〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm 〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">設置箇所</td> <td>系統名（ライン名）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。</p>							変更前	変更後	名	称	-	非常用動力用変圧器 A, B (00-000-00, 00)			種類	-	〇〇		設計条件	容量	kVA	〇〇		電圧	V	〇〇		仕様	主要寸法	幅	mm 〇〇*1		奥行	mm 〇〇*1		高さ	mm 〇〇*1		個数	-	〇〇		設置箇所	系統名（ライン名）	-	-	〇〇	設置床	-	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇	<p>〇溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 〇記載の適正化のため、変圧器の容量、電圧、盤の主要寸法に奥行、幅を追加する。</p>	
名	称	-	非常用動力用変圧器 A, B (00-000-00, 00)																																																																																													
	種類	-	〇〇																																																																																													
設計条件	耐震クラス	-	〇〇																																																																																													
	用途	-	〇〇																																																																																													
仕様	主要寸法	高さ	mm 〇〇																																																																																													
		個数	〇〇																																																																																													
				変更前	変更後																																																																																											
名	称	-	非常用動力用変圧器 A, B (00-000-00, 00)																																																																																													
	種類	-	〇〇																																																																																													
設計条件	容量	kVA	〇〇																																																																																													
	電圧	V	〇〇																																																																																													
仕様	主要寸法	幅	mm 〇〇*1																																																																																													
		奥行	mm 〇〇*1																																																																																													
		高さ	mm 〇〇*1																																																																																													
	個数	-	〇〇																																																																																													
設置箇所	系統名（ライン名）	-	-	〇〇																																																																																												
	設置床	-	-	〇〇																																																																																												
	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																												
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																												
	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																												
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																												

仕様表記載例（機種：受電開閉設備用遮断器）

既認可の仕様表・発電炉の要目表	仕様表案	要求事項の整理																																																										
<p><既認可の仕様表> (既許可に仕様表なし)</p>	<table border="1" data-bbox="1056 394 1852 978"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>受電変圧器用遮断器 (00-000-00,00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>種類</td> <td>〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>定格電圧</td> <td>kV</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>定格電流</td> <td>A</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名	称	受電変圧器用遮断器 (00-000-00,00)			種類	〇〇		仕様	定格電圧	kV	〇〇	定格電流	A	〇〇	主要寸法	たて	mm	〇〇*1	横	mm	〇〇*1	高さ	mm	〇〇*1		個数	—	〇〇	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—	〇〇	設置床	—	—	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	—	—	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—	〇〇	溢水防護上の区画番号	—	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	〇〇	<div data-bbox="1902 386 2694 548" style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> <p>○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 ○電気設備の基本情報として、名称、種類、個数、盤の主要寸法を示す。 ○受電変圧器用の遮断器の仕様として、電圧、電流を示す。</p> </div>
		変更前	変更後																																																									
名	称	受電変圧器用遮断器 (00-000-00,00)																																																										
	種類	〇〇																																																										
仕様	定格電圧	kV	〇〇																																																									
	定格電流	A	〇〇																																																									
	主要寸法	たて	mm	〇〇*1																																																								
		横	mm	〇〇*1																																																								
		高さ	mm	〇〇*1																																																								
	個数	—	〇〇																																																									
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	—	〇〇																																																								
	設置床	—	—	〇〇																																																								
	化学薬品防護上の区画番号	—	—	〇〇																																																								
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—	〇〇																																																								
	溢水防護上の区画番号	—	—	〇〇																																																								
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	〇〇																																																								

仕様表記載例（機種：電源盤）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																														
<p><既認可の仕様表></p> <p>工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接関係しない項目であるため、仕様表に記載しない。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td>6.9kV 非常用メタクラ A, B (00-00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用途</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td>電圧</td> <td>V</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>構造図：第 3.2.1.1.11-1 図に示す。</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p>				名称	—	6.9kV 非常用メタクラ A, B (00-00)		設計条件	耐震クラス	—	〇〇		用途		〇〇	仕様	電圧	V	〇〇	主要寸法	高さ	mm		高さ	mm		個数	—	〇〇	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td>名称</td> <td>—</td> <td>6.9kV 非常用メタクラ A, B (00-00)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>電圧</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>						変更前	変更後	仕様	名称	—	6.9kV 非常用メタクラ A, B (00-00)	主要寸法	電圧	V	幅	mm	奥行	mm		高さ	mm		個数	—	〇〇	取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇	設置床	—	〇〇	溢水防護上の区画番号	—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇	<p>〇溢水、化学薬品影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。 〇記載の適正化のため、盤の主要寸法に奥行、幅を追加する。</p>	
名称	—	6.9kV 非常用メタクラ A, B (00-00)																																																																				
設計条件	耐震クラス	—	〇〇																																																																			
	用途		〇〇																																																																			
仕様	電圧	V	〇〇																																																																			
	主要寸法	高さ	mm																																																																			
		高さ	mm																																																																			
	個数	—	〇〇																																																																			
		変更前	変更後																																																																			
仕様	名称	—	6.9kV 非常用メタクラ A, B (00-00)																																																																			
	主要寸法	電圧	V																																																																			
		幅	mm																																																																			
		奥行	mm																																																																			
	高さ	mm																																																																				
	個数	—	〇〇																																																																			
取付箇所	系統名 (ライン名)	—	〇〇																																																																			
	設置床	—	〇〇																																																																			
	溢水防護上の区画番号	—	〇〇																																																																			
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	〇〇																																																																			
<p><発電炉の要目表なし></p> <p>以下発電炉の基本設計方針抜粋</p> <p>4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>1. 非常用電源設備の電源系統</p> <p>1.2 代替所内電気系統</p> <p>(省略)</p> <p>これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、緊急用断路器 (6900V, 1200A のものを 1 個)、緊急用メタルクラッド開閉装置 (6900V, 1200A のものを 1 個)、緊急用動力変圧器 (2000kVA, 6900/480V のものを 1 個)、緊急用パワーセンタ (480V, 3000A のものを 1 個)、緊急用モータコントロールセンタ (480V, 800A のものを 3 個)、可搬型代替低圧電源車接続盤 (交流入出力 (480V, 1600A)、可搬型整流器交流入力 (210V, 600A)、可搬型整流器直流出力 (150V, 400A) のものを 2 個)、緊急用計装交流主母線盤 (50 kVA, 480/240-120V のものを 1 個)、緊急用直流 125V 充電器 (125V, 700A のものを 1 個)、可搬型整流器用変圧器 (150kVA, 480/210V のものを 2 個)、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤 (125V, 400A のものを 1 個)、緊急用直流 125V 主母線盤 (125V, 1200A のものを 1 個)、緊急用直流 125V モータコントロールセンタ (125V, 400A のものを 1 個)、緊急用直流 125V 計装分電盤 (125V, 400A のものを 1 個)、緊急用無停電電源装置、緊急用無停電計装分電盤 (120V, 400A のものを 1 個)、緊急用電源切替盤 (緊急用交流電源切替盤 (480V, 65A のものを 2 個)、緊急用直流電源切替盤 (125V, 120A のものを 1 個)、緊急用直流計装電源切替盤 (125V, 50A のものを 2 個)、緊急用無停電計装電源切替盤 (120V, 50A のものを 1 個)) を使用できる設計とする。</p>																																																																						

仕様表記載例（機種：発電機）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																																																															
<p><既認可の仕様表> (4) 第2非常用ディーゼル発電機 (4.1) 内燃機関</p> <p>基本設計方針で展開。 主要設備リストで展開。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="2">ディーゼル機関A, B (〇〇)</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td>As</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>種類</td> <td colspan="2">4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td colspan="2">非常用</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/台</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>起動時間</td> <td>秒</td> <td>〇〇 以内</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調速装置</td> <td>種類</td> <td colspan="2">油圧式</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td colspan="2">2 (機関1台につき1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常調速装置</td> <td>種類</td> <td colspan="2">電気 — 空気式</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td colspan="2">2 (機関1台につき1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">過給機</td> <td>種類</td> <td colspan="2">排気タービン式</td> </tr> <tr> <td>出口の圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇 (最大連続回転時)</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>〇〇 (最大連続回転時)</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">4 (機関1台につき2)</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>構造図：第3.2.1.1.12-10図に示す。 添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p> <p>ディーゼル機関の仕様を示すため、関連機器である調速装置及び非常調速装置については削除する</p>				名称	—	ディーゼル機関A, B (〇〇)		設計条件	耐震クラス	—	As	仕様	種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関		用途	非常用		出力	kW/台	〇〇	回転数	rpm	〇〇	起動時間	秒	〇〇 以内	個数	—	2		調速装置	種類	油圧式		個数	2 (機関1台につき1)		非常調速装置	種類	電気 — 空気式		個数	2 (機関1台につき1)		過給機	種類	排気タービン式		出口の圧力	MPa	〇〇 (最大連続回転時)	回転数	rpm	〇〇 (最大連続回転時)	個数	—	4 (機関1台につき2)		主要寸法	高さ	mm	〇〇	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>—</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td rowspan="5">エンジン</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/台</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>起動時間</td> <td>秒</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>燃料使用量</td> <td>L/h</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">過給機</td> <td rowspan="4">種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>出口の圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>rpm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">設置箇所</td> <td colspan="2">系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置床</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：*1 公称値を示す。</p>				名称		—	変更前	変更後	仕様	エンジン	種類	—	ディーゼル機関	出力	kW/台	〇〇	回転数	rpm	〇〇	起動時間	秒	〇〇	燃料使用量	L/h	〇〇	過給機	種類	—	〇〇	〇〇	出口の圧力	MPa	〇〇	回転数	rpm	〇〇	個数	—	〇〇	主要寸法	高さ	mm	〇〇*1		設置箇所	系統名 (ライン名)		—	〇〇	設置床		—	〇〇	化学薬品防護上の区画番号		—	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇	溢水防護上の区画番号		—	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇	<p>○主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 ○ディーゼル機関で使用する燃料を明確化するため、その種類と使用料について記載項目を追加。 ○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>	
名称	—	ディーゼル機関A, B (〇〇)																																																																																																																																					
設計条件	耐震クラス	—	As																																																																																																																																				
仕様	種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関																																																																																																																																					
	用途	非常用																																																																																																																																					
	出力	kW/台	〇〇																																																																																																																																				
	回転数	rpm	〇〇																																																																																																																																				
	起動時間	秒	〇〇 以内																																																																																																																																				
個数	—	2																																																																																																																																					
調速装置	種類	油圧式																																																																																																																																					
	個数	2 (機関1台につき1)																																																																																																																																					
非常調速装置	種類	電気 — 空気式																																																																																																																																					
	個数	2 (機関1台につき1)																																																																																																																																					
過給機	種類	排気タービン式																																																																																																																																					
	出口の圧力	MPa	〇〇 (最大連続回転時)																																																																																																																																				
	回転数	rpm	〇〇 (最大連続回転時)																																																																																																																																				
	個数	—	4 (機関1台につき2)																																																																																																																																				
主要寸法	高さ	mm	〇〇																																																																																																																																				
名称		—	変更前	変更後																																																																																																																																			
仕様	エンジン	種類	—	ディーゼル機関																																																																																																																																			
		出力	kW/台	〇〇																																																																																																																																			
		回転数	rpm	〇〇																																																																																																																																			
		起動時間	秒	〇〇																																																																																																																																			
		燃料使用量	L/h	〇〇																																																																																																																																			
過給機	種類	—	〇〇	〇〇																																																																																																																																			
		出口の圧力	MPa	〇〇																																																																																																																																			
		回転数	rpm	〇〇																																																																																																																																			
		個数	—	〇〇																																																																																																																																			
主要寸法	高さ	mm	〇〇*1																																																																																																																																				
設置箇所	系統名 (ライン名)		—	〇〇																																																																																																																																			
	設置床		—	〇〇																																																																																																																																			
	化学薬品防護上の区画番号		—	〇〇																																																																																																																																			
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇																																																																																																																																			
	溢水防護上の区画番号		—	〇〇																																																																																																																																			
溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	〇〇																																																																																																																																				

仕様表記載例（機種：無停電電源装置）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理		
<既認可の仕様表>										
名	称	—	105V 非常用無停電電源装置 A, B (00-000-00, 00)	名	称	—	105V 非常用無停電電源装置 A, B (00-000-00, 00)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○電源供給能力に係る蓄電池の容量を記載する。 ○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所的项目を追加。 ○記載の適正化のため、盤の主要寸法に奥行、幅を追加する。 </div>		
種類		—	〇〇	種類		—	〇〇			
設計条件	耐震クラス	—	〇〇	設計条件	容量	kVA	〇〇			
仕様	用途	—	〇〇	仕様	電圧	交流入力	V			〇〇
	容量	交流入力	V			〇〇				
		直流入力	V			〇〇				
		交流出力	V	〇〇						
	周波数	Hz	〇〇	周波数	Hz	〇〇	〇〇			
	予備変圧器容量	kVA	〇〇	予備変圧器容量	kVA	〇〇	〇〇			
	主要寸法	高さ	mm	〇〇	主要寸法	幅	mm			〇〇*1
		個数	—	〇〇		奥行	mm	〇〇*1		
				高さ		mm	〇〇*1			
構造図：第 3.2.1.1.3-8 図に示す。				設置箇所						
基本設計方針で展開。				系統名（ライン名）	—	—	〇〇			
主要設備リストで展開。				設置床	—	—	〇〇			
添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除				化学薬品防護上の区画番号	—	—	〇〇			
				化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	—	〇〇			
				溢水防護上の区画番号	—	—	〇〇			
				溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	〇〇			
				注記：*1 公称値を示す。						

仕様表記載例（機種：電力貯蔵装置）

既認可の仕様表・発電炉の要目表		仕様表案		要求事項の整理																																																																				
<p><既認可の仕様表></p> <p>(4) 非常用直流電源設備 (4.1) 蓄電池</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td>110V第2非常用蓄電池A1, B1 (AG-BAT-A1, B1)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇〇〇式据置鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>- As</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仕様</td> <td>用途</td> <td>- 非常用系</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah 〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>V 〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ mm 〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>- 〇</td> </tr> </table> <p>構造図：第3.2.1.1.11-13図及び第3.2.1.1.11-14図に示す。</p>		名称	-	110V第2非常用蓄電池A1, B1 (AG-BAT-A1, B1)	種類	-	〇〇〇〇式据置鉛蓄電池	設計条件	耐震クラス	- As	仕様	用途	- 非常用系	容量	Ah 〇〇〇	電圧	V 〇〇〇	主要寸法	高さ mm 〇〇〇	個数	- 〇	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td>110V第2非常用蓄電池 (AG-BAT-A1, B1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>-</td> <td>〇〇式据置蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td>〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>V</td> <td>〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm 〇〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>-</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名(ライン名)</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	名称		110V第2非常用蓄電池 (AG-BAT-A1, B1)		種類	-	〇〇式据置蓄電池		容量	Ah	〇〇〇		電圧	V	〇〇〇		主要寸法	高さ	mm 〇〇〇		個数		-	〇	取付箇所	系統名(ライン名)	-	〇〇	設置床	-	〇〇	化学薬品防護上の区画番号	-	〇〇	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	溢水防護上の区画番号	-	〇〇	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇	<p>〇溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>	
名称	-	110V第2非常用蓄電池A1, B1 (AG-BAT-A1, B1)																																																																						
種類	-	〇〇〇〇式据置鉛蓄電池																																																																						
設計条件	耐震クラス	- As																																																																						
仕様	用途	- 非常用系																																																																						
	容量	Ah 〇〇〇																																																																						
	電圧	V 〇〇〇																																																																						
	主要寸法	高さ mm 〇〇〇																																																																						
	個数	- 〇																																																																						
		変更前	変更後																																																																					
名称		110V第2非常用蓄電池 (AG-BAT-A1, B1)																																																																						
種類	-	〇〇式据置蓄電池																																																																						
容量	Ah	〇〇〇																																																																						
電圧	V	〇〇〇																																																																						
主要寸法	高さ	mm 〇〇〇																																																																						
個数		-	〇																																																																					
取付箇所	系統名(ライン名)	-	〇〇																																																																					
	設置床	-	〇〇																																																																					
	化学薬品防護上の区画番号	-	〇〇																																																																					
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇																																																																					
	溢水防護上の区画番号	-	〇〇																																																																					
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇																																																																					
<p>主要設備リストで展開。</p>																																																																								
<p>基本設計方針で展開。</p>																																																																								

仕様表記載例（機種：計装／放管設備）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																											
<p><既認可の仕様表></p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> <td colspan="2">モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>—</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td>検出器の種類</td> <td>—</td> <td>NaI (Tl) シンチレーション検出器*1</td> <td>電離箱*1</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μ Gy/h</td> <td>○ ~ ○</td> <td>○ ~ ○</td> </tr> <tr> <td>警報動作範囲</td> <td>μ Gy/h</td> <td>○ ~ ○</td> <td>○ ~ ○</td> </tr> <tr> <td>検出器個数</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>表示場所</td> <td>—</td> <td colspan="2">中央制御室</td> </tr> </table> <p>* 1：使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設に係る設備で申請。</p>				名称	—	モニタリングポスト		設計条件	耐震クラス	—	C	仕様	検出器の種類	—	NaI (Tl) シンチレーション検出器*1	電離箱*1	計測範囲	μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○	警報動作範囲	μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○	検出器個数	—	○	○	表示場所	—	中央制御室		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">検出器の種類</td> <td>—</td> <td>NaI (Tl) シンチレーション検出器</td> <td>電離箱</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計測範囲</td> <td>μ Gy/h</td> <td>○ ~ ○</td> <td>○ ~ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">警報動作範囲</td> <td>μ Gy/h</td> <td>○ ~ ○</td> <td>○ ~ ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名（フロン名）</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名称		変更前		変更後		検出器の種類		—	NaI (Tl) シンチレーション検出器	電離箱		計測範囲		μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○		警報動作範囲		μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○		取付箇所	系統名（フロン名）	—	○	○		設置床	—	○	○		化学薬品防護上の区画番号	—	○	○		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	○	○		溢水防護上の区画番号	—	○	○		溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○	○		個数			○			<p>○溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>	
名称	—	モニタリングポスト																																																																																																	
設計条件	耐震クラス	—	C																																																																																																
仕様	検出器の種類	—	NaI (Tl) シンチレーション検出器*1	電離箱*1																																																																																															
	計測範囲	μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○																																																																																															
	警報動作範囲	μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○																																																																																															
	検出器個数	—	○	○																																																																																															
表示場所	—	中央制御室																																																																																																	
名称		変更前		変更後																																																																																															
検出器の種類		—	NaI (Tl) シンチレーション検出器	電離箱																																																																																															
計測範囲		μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○																																																																																															
警報動作範囲		μ Gy/h	○ ~ ○	○ ~ ○																																																																																															
取付箇所	系統名（フロン名）	—	○	○																																																																																															
	設置床	—	○	○																																																																																															
	化学薬品防護上の区画番号	—	○	○																																																																																															
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	—	○	○																																																																																															
	溢水防護上の区画番号	—	○	○																																																																																															
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	○	○																																																																																															
個数			○																																																																																																
<p>主要設備リストで展開。</p>				<p>基本設計方針/添付書類で展開。</p>																																																																																															

仕様表記載例（機種：保守設備）

既認可の仕様表・発電炉の要目表				仕様表案				要求事項の整理																																																																																																												
<p><既認可の仕様表></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名</th> <th rowspan="2">称</th> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">容量</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">主要材料</th> <th rowspan="2">個数</th> <th rowspan="2">構造¹⁾</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>D (mm)</th> <th>H (mm)</th> <th>L (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レンガ回収治具 1～6 (0000-0000)</td> <td></td> <td>〇〇²⁾</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>3)</td> </tr> <tr> <td>負圧維持治具 1, 2 (0000-0000)</td> <td></td> <td>〇〇</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 1) 第 4.2.3.1-1 図 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 その他の重要な機器等の構造図中の当該機器の番号を示す。 2) ガラス溶融炉の負圧維持に係る耐震クラスを示す。 3) 保守作業時に保守治具入口シャッタの上部に設置し、保守治具入口シャッタを開とした際に、ガラス溶融炉を維持しうるよう開口面積が 38 cm²以下を満足する構造とする。保守治具入口シャッタに含めて耐震計算を行う。なお、レンガ回収作業の進捗により必要に応じて交換し、以降使用しない場合がある。 4) 保守作業時に保守治具入口シャッタの上部に設置し、保守治具入口シャッタを開とした際に、ガラス溶融炉を維持しうるよう開口面積が 38 cm²以下を満足する構造とする。平成 20 年 12 月 22 日に確認されたガラス溶融炉の一部損傷の原因調査のため上部に流下補助治具を設置しガラスの抜き出し中に流下速度が大きくなり流下の継続が困難になった時は、流下補助治具を溶融ガラス内に挿入する場合がある。</p>				名	称	耐震クラス	容量	寸法			主要材料	個数	構造 ¹⁾	備考	D (mm)	H (mm)	L (mm)	レンガ回収治具 1～6 (0000-0000)		〇〇 ²⁾	-	-	〇〇	-	〇〇	〇〇	〇〇	3)	負圧維持治具 1, 2 (0000-0000)		〇〇	-	-	〇〇	-	〇〇	〇〇	〇〇	4)	<p>仕様表案</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">仕様</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>-</td> <td colspan="2">レンガ回収治具 1～6 (0000-0000)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>D mm</td> <td>〇〇*1</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>H mm</td> <td>〇〇*1</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>L mm</td> <td>〇〇*1</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。</p>				仕様		変更前		変更後		名称	-	レンガ回収治具 1～6 (0000-0000)				主要寸法	D mm	〇〇*1				H mm	〇〇*1				L mm	〇〇*1				主要材料	-	〇〇				個数	-	〇〇				取付箇所	系統名 (ライン名)	-	-	〇〇		設置床	-	-	〇〇		化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇		化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇		溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇		溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇		<p>要求事項の整理</p> <p>〇主要寸法については設備の構造に応じて必要な箇所の情報を記載する。 〇溢水及び化学薬品の影響を考慮し、取付箇所の項目を追加。</p>	
名	称	耐震クラス	容量					寸法							主要材料	個数	構造 ¹⁾	備考																																																																																																		
				D (mm)	H (mm)	L (mm)																																																																																																														
レンガ回収治具 1～6 (0000-0000)		〇〇 ²⁾	-	-	〇〇	-	〇〇	〇〇	〇〇	3)																																																																																																										
負圧維持治具 1, 2 (0000-0000)		〇〇	-	-	〇〇	-	〇〇	〇〇	〇〇	4)																																																																																																										
仕様		変更前		変更後																																																																																																																
名称	-	レンガ回収治具 1～6 (0000-0000)																																																																																																																		
主要寸法	D mm	〇〇*1																																																																																																																		
	H mm	〇〇*1																																																																																																																		
	L mm	〇〇*1																																																																																																																		
主要材料	-	〇〇																																																																																																																		
個数	-	〇〇																																																																																																																		
取付箇所	系統名 (ライン名)	-	-	〇〇																																																																																																																
	設置床	-	-	〇〇																																																																																																																
	化学薬品防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																																																
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																																																
	溢水防護上の区画番号	-	-	〇〇																																																																																																																
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	-	〇〇																																																																																																																
<p>容量を示す必要のある設備ではないため記載を削除</p> <p>基本設計方針で展開。</p> <p>主要設備リストで展開。</p> <p>添付書類に位置付けを変更したため、記載を削除</p>																																																																																																																				

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

(プール水冷却系)

別紙-3

技術基準の条文・条項に対する該当設備(プール水冷却系)

「○」:適合性確認を実施するもの。「△」:適合性について、既認可から変更がないもの。「-」:条文要求を受けないもの。

条	項 号	技術基準 (四月一日改正)	条文該当設備		判断	備考(設備リスト番号)
			仕様表対象	基本設計方針対象(②-a)		
【核燃料物質の臨界防止】						
四	1	安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	2	安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	3	再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【安全機能を有する施設の地盤】						
五	1	安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	・プール水冷却系熱交換器 ・プール水冷却系ポンプ ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA) ・系統分離弁	-	○	(NO.1~34)
【地震による損傷の防止】						
六	1	安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)(による損傷により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	-	-	-	-
	2	耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)(に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・プール水冷却系熱交換器 ・プール水冷却系ポンプ ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA) ・系統分離弁	-	○	(NO.1~34)
	3	耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
【津波による損傷の防止】						
七	1	安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)(によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
【外部からの衝撃による損傷の防止】						
八	1	安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)(によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・プール水冷却系熱交換器 ・プール水冷却系ポンプ ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA) ・系統分離弁	-	○	(NO.1~34)
	2	安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・プール水冷却系熱交換器 ・プール水冷却系ポンプ ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA) ・系統分離弁	-	○	(NO.1~34)
	3	安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・プール水冷却系熱交換器 ・プール水冷却系ポンプ ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA) ・系統分離弁	-	△	(NO.1~34)
【再処理施設への人の不法な侵入等の防止】						
九	1	再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二條第二項第五号において同じ。)(を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
【閉じ込めの機能】						
十	一	流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	-	-	-	-
	二	セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。	-	-	-	-
	三	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。	-	-	-	-
	四	セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。	-	-	-	-
	五	プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)(を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	-	-	-	-
	六	液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	-	-	-	-
	七	密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	-	-	-	-
	八	プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)(及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	-	-	-	-
	九	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)(は、次に掲げるところによるものであること。	-	-	-	-
	イ	施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。	-	-	-	-
ロ	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	-	-	-	-	

技術基準の条文・条項に対する該当設備(プール水冷却系)

「○」:適合性確認を実施するもの。「△」:適合性について、既認可から変更がないもの。「-」:条文要求を受けないもの。

条	項	号	技術基準 (四月一日改正)	条文該当設備		判断	備考(設備リスト番号)
				仕様表対象	基本設計方針対象(②-a)		
十		ハ	工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	-	-	-	-

【火災等による損傷の防止】

十一	1		安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあっては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
	2		前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
	3		安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	-	-	○	(NO.1~34)
	4		有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	5		有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	-	-	-	-
	6		有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	7		硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	-	-	-	-
	8		再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	9		水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	-	-	-	-
	10		水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	-	-	-	-
	11		水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	12		ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。	-	-	-	-

【再処理施設内における溢水による損傷の防止】

十二	1		安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	○	(NO.1~34)
----	---	--	---	---	---	---	-----------

【再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止】

十三	1		安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	○	(NO.1~34)
----	---	--	--	---	---	---	-----------

【安全避難通路等】

十四	1		再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	一		その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	-	-	-	-
	二		照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	-	-	-	-
	三		設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	-	-	-	-

【安全上重要な施設】

十五	1		非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない。	-	-	△	(NO.1~34)
----	---	--	---	---	---	---	-----------

【安全機能を有する施設】

十六	1		安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。	-	-	(○)	この条項は「施設共通」としての対象
	2		安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。	-	-	(○)	この条項は「施設共通」としての対象
	3		安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように設置されたものでなければならない。	-	-	(○)	この条項は「施設共通」としての対象
	4		安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	○	(NO.1~34)
	5		安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-

【材料及び構造】

十七	1		安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。	-	-	-	-
	一		容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的組成を有すること。	-	-	△	(NO.1, 3~33)
	二		容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。	-	-	-	-
	イ		設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	-	-	△	(NO.1, 3~33)

技術基準の条文・条項に対する該当設備(プール水冷却系)

「○」:適合性確認を実施するもの。「△」:適合性について、既認可から変更がないもの。「-」:条文要求を受けないもの。

条	項	号	技術基準 (四月一日改正)	条文該当設備	判断	備考(設備リスト番号)	
			仕様表対象	基本設計方針対象(②-a)			
十七	口	ハ	容器等に属する伸縮継手については、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	・プール水冷却系熱交換器 ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA)	-	△ (NO.1, 3~33)	
			設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	・プール水冷却系熱交換器 ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA)	-	△ (NO.1, 3~33)	
	三	イ	容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。	-	-	-	-
			不連続で特異な形状でないものであること。	・プール水冷却系熱交換器 ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA)	-	△ (NO.1, 3~33)	
	口	ハ	溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	・プール水冷却系熱交換器 ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA)	-	△ (NO.1, 3~33)	
			適切な強度を有するものであること。	・プール水冷却系熱交換器 ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA)	-	△ (NO.1, 3~33)	
	二	ハ	機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもので溶接したものであること。	・プール水冷却系熱交換器 ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA)	-	△ (NO.1, 3~33)	
			安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	・プール水冷却系熱交換器 ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA)	-	△ (NO.1, 3~33)	

【搬送設備】

十八	1	使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	-
	一	通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	-	-	-	-
	二	搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	-	-	-	-
	三	使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	-	-	-	-

【使用済燃料の貯蔵施設等】

十九	1	一	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-
			使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	・プール水冷却系熱交換器 ・プール水冷却系ポンプ ・主配管(DB) ・主配管(DB/SA) ・系統分離弁	-	△ (NO.1~34)
	二	イ	使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。	-	-	-
			水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	-	-	-
	口	ハ	水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。	-	-	-
			水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	-	-	-
	2	製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。	-	-	-	-

【計測制御系統施設】

二十	1	一	再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。	-	-	-
			ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度	-	-	-
			液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度	-	-	-
			使用済燃料溶解槽内の温度	-	-	-
			蒸発缶内の温度及び圧力	-	-	-
	五	廃液槽の冷却水の流量及び温度	-	-	-	
	2	再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	-	-	-	

【放射線管理施設】

二十一	1	一	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。	-	-	-
			再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	-	-	-
			放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	-	-	-
			放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	-	-	-
			管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	-	-	-
			周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	-	-	-

【安全保護回路】

二十二	1	一	再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。	-	-	-
			安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-
	二	イ	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	-	-	-
			火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	-	-	-
二十二	三	イ	システムを構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障(事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。	-	-	-
			駆動源の喪失、システムの遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	-	-	-
	四	イ	不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。	-	-	-
			計測制御システムを安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御システムから機能的に分離されたものであること。	-	-	-

技術基準の条文・条項に対する該当設備(プール水冷却系)

「○」:適合性確認を実施するもの。「△」:適合性について、既認可から変更がないもの。「-」:条文要求を受けないもの。

条	項	号	技術基準 (四月一日改正)	条文該当設備		判断	備考(設備リスト番号)
				仕様表対象	基本設計方針対象(②-a)		
【制御室等】							
二十三	1		再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	2		制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
	3		制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	4		分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
二十三	5		設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	-		制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置	-	-	-	-
	-		制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りする区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備	-	-	-	-
【廃棄施設】							
二十四	1		放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	-
	-		周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度及び線量限度以下になるよう、再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	-	-	-	-
	-		放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	-	-	-	-
	-		気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	-	-	-	-
	-		気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	-	-	-	-
	-		液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	-	-	-	-
【保管廃棄施設】							
二十五	1		放射性廃棄物を保管廃棄する設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
【使用済燃料等による汚染の防止】							
二十六	1		再処理施設のうち人が頻りに出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	-	-	-	-
	2		再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【遮蔽】							
二十七	1		安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイライン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
	2		工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
【換気設備】							
二十八	1		再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	-		放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	-	-	-	-
	-		使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	-	-	-	-
	-		ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	-	-	-	-
-		吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	-	-	-	-	
【保安電源設備】							
二十九	1		再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	2		再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	3		保安電源設備(事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。)は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	-		高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置	-	-	-	-
	-		前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置	-	-	-	-
	4		再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。	-	-	-	-

技術基準の条文・条項に対する該当設備(プール水冷却系)

「○」:適合性確認を実施するもの。「△」:適合性について、既認可から変更がないもの。「-」:条文要求を受けないもの。

条	項	号	技術基準 (四月一日改正)	条文該当設備		判断	備考(設備リスト番号)
			仕様表対象	基本設計方針対象(②-a)			
二十九	5		非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	-	-	-	-

【緊急時対策所】

三十	1		工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。	-	-	-	-
	2		緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-

【通信連絡設備】

三十一	1		工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	2		工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	-	-	-	-

【重大事故等対処施設の地盤】

三十二	1		重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
	-		重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))にあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	二		基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	-	-	-	-

【地震による損傷の防止】

三十三	1		重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
	-		常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	二		基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)(又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。))に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	-	-	-	-
	2		常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	-	-	-	-

【津波による損傷の防止】

三十四	1		重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
-----	---	--	--	---	---	---	---

【火災等による損傷の防止】

三十五	1		重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。	-	-	-	-
	2		前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	3		重大事故等対処施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	4		重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
	-		発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)

【重大事故等対処設備】

三十六	1		重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	-
	-		想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	二		想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	三		想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	四		健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	五		本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	六		工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	七		想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	-	-	-	-
2		常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののほか、共通要因(事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)	

技術基準の条文・条項に対する該当設備(プール水冷却系)

「○」:適合性確認を実施するもの。「△」:適合性について、既認可から変更がないもの。「-」:条文要求を受けないもの。

条	項	号	技術基準 (四月一日改正)		条文該当設備	判断	備考(設備リスト番号)
			仕様表対象	基本設計方針対象(②-a)			
三十六	3		可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	-
		一	常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。	-	-	-	-
		二	常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。	-	-	-	-
		三	想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	-	-	-	-
		四	地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	-	-	-	-
		五	想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	-	-	-	-
		六	共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	-	-	-	-

【材料及び構造】

三十七	1		重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。	-	-	-	-
		一	容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
		二	容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。	-	-	-	-
		イ	不連続で特異な形状でないものであること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
		ロ	溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
		ハ	適切な強度を有するものであること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
		ニ	機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもので溶接したものであること。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	2	重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	-	-	-	-	

【臨界事故の拡大を防止するための設備】

三十八	1		セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
		一	未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	-	-	-	-
		二	臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	-	-	-	-
		三	臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	-	-	-	-

【冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備】

三十九	1		セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
		一	蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備	-	-	-	-
		二	蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備	-	-	-	-
		三	蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	-	-	-	-
		四	蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	-	-	-	-

【放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備】

四十	1		セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
		一	放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備	-	-	-	-
		二	水素爆発が発生した場合において水素爆発が続いて生ずるおそれがない状態を維持するために必要な設備	-	-	-	-
		三	水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	-	-	-	-
		四	水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	-	-	-	-

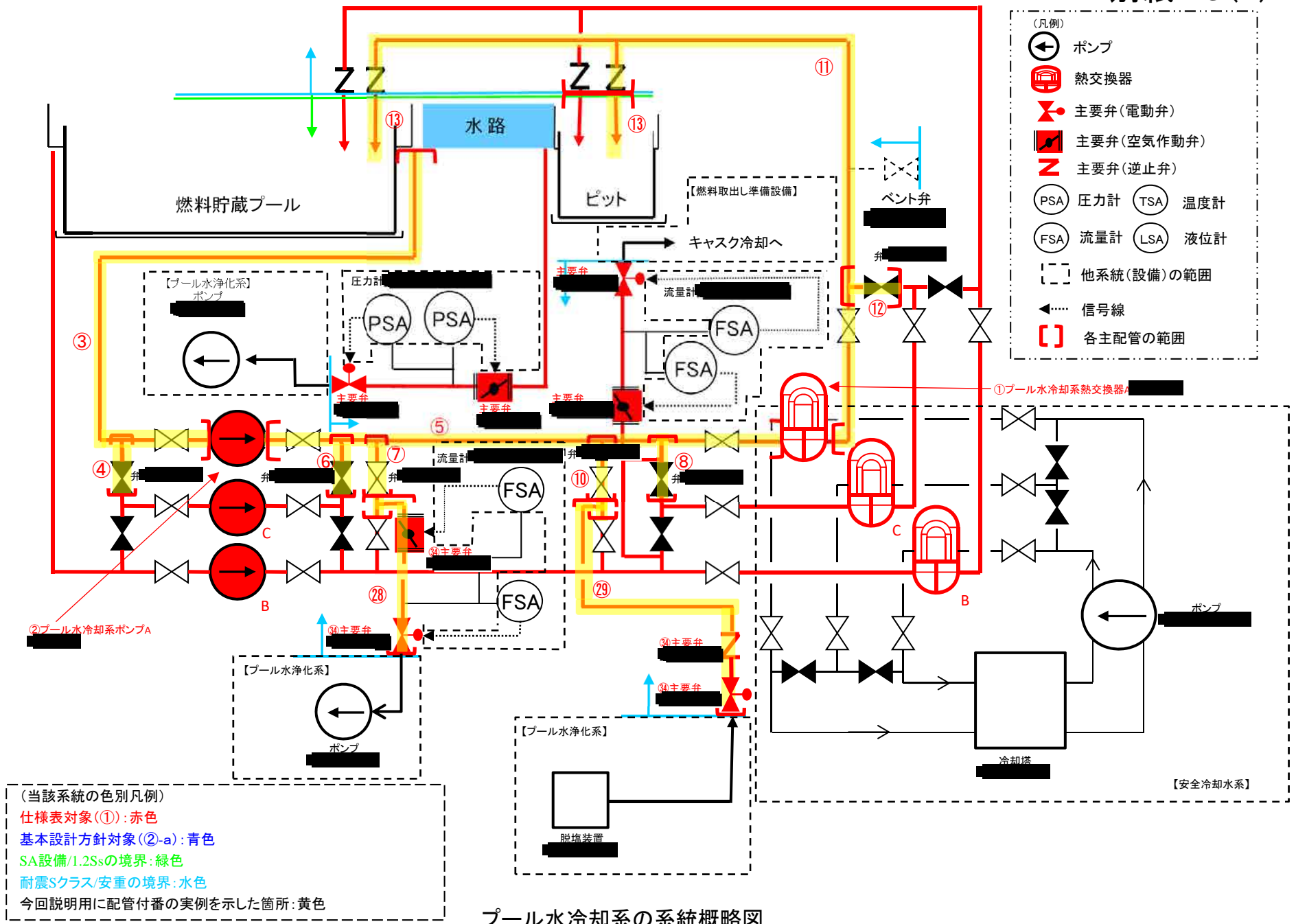
【有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備】

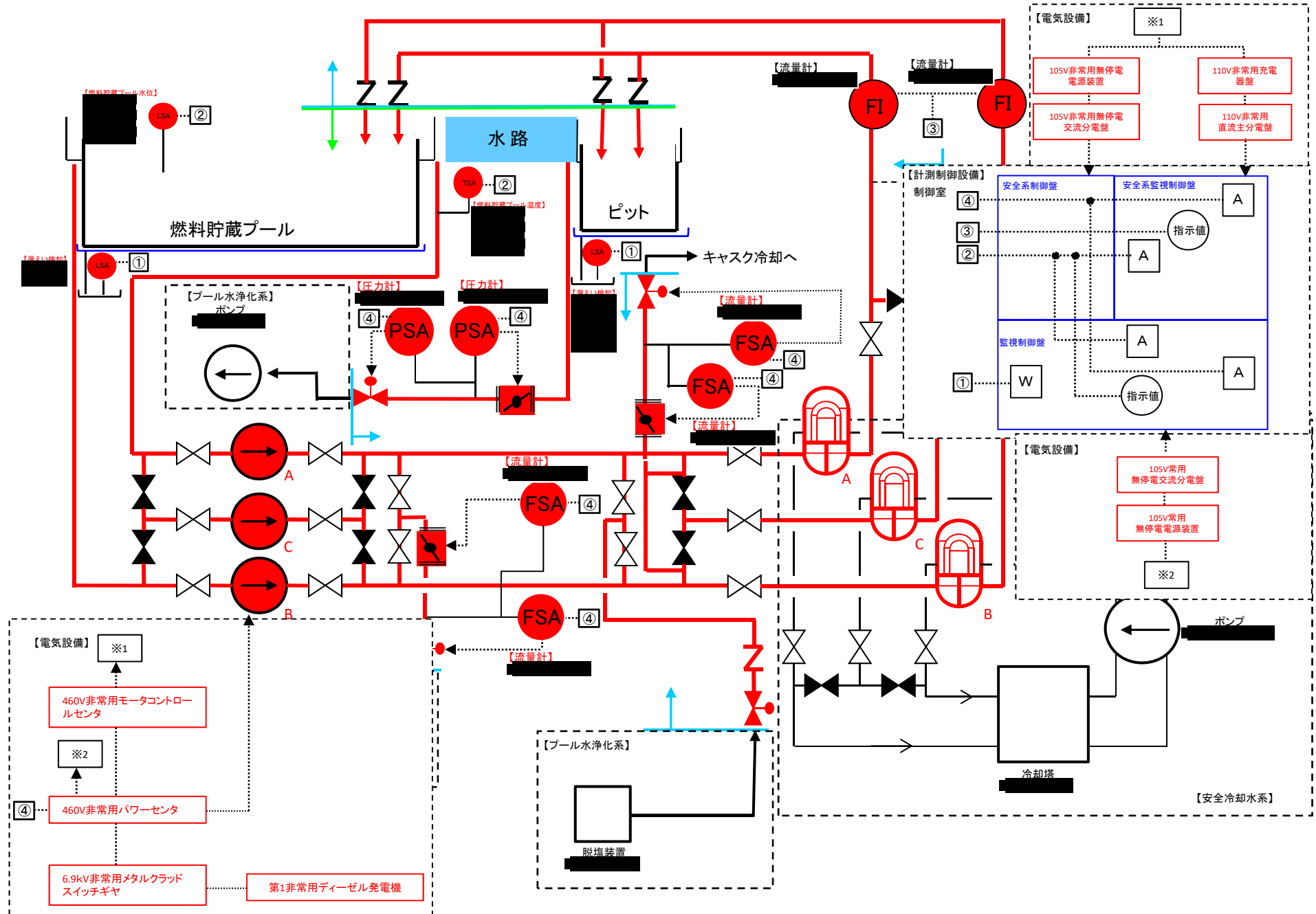
四十一	1		セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
		一	火災又は爆発の発生(リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備	-	-	-	-
		二	火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備	-	-	-	-
		三	火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	-	-	-	-
		四	火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	-	-	-	-

技術基準の条文・条項に対する該当設備(プール水冷却系)

「○」:適合性確認を実施するもの。「△」:適合性について、既認可から変更がないもの。「-」:条文要求を受けないもの。

条	項 号	技術基準 (四月一日改正)	条文該当設備		判断	備考(設備リスト番号)
		仕様表対象	基本設計方針対象(②-a)			
【使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】						
四十二	1	再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び境界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	・主配管(DB/SA)	-	○	(No.13,24)
	2	再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び境界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【放射性物質の漏えいに対処するための設備】						
四十三	1	セル内又は建屋内(セル内を除く。以下この条において同じ。)において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備(建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、第三号に掲げる設備を除く。)が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	一	系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備	-	-	-	-
	二	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備	-	-	-	-
	三	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	-	-	-	-
四	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	-	-	-	-	
【工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】						
四十四	1	再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【重大事故等への対処に必要な水の供給設備】						
四十五	1	再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【電源設備】						
四十六	1	再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【計装設備】						
四十七	1	再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	2	再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	3	前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。	-	-	-	-
【制御室】						
四十八	1	第二十三条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【監視測定設備】						
四十九	1	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
	2	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-
【緊急時対策所】						
五十	1	第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	-
	一	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	-	-	-	-
	二	重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。	-	-	-	-
	三	再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	-	-	-	-
2	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-	
【通信連絡を行うために必要な設備】						
五十一	1	再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。	-	-	-	-





プール水冷却系の関連系統(電気、計装)の概略図

再処理施設 仕様表対象/基本設計方針対象整理表（プール水冷却系）

施設/設備/設備又は系/系	当該設備の主たる機能 ※事業変更許可：再処理施設の位置及び構造並びに再処理の方法、安全設計の説明書から要約して記載	仕様表対象 (①)	仕様表対象とする考え方と仕様表の具体的な記載項目 (概要)	基本設計方針対象 (②-a)	基本設計方針 (②-a) 対象とする考え方	基本設計方針対象 (②-b)	基本設計方針 (②-b) 対象とする考え方	記載方針に基づく既認可からの変更点 (概要)	発電炉の整理 (参考)
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系	<p>【主たる機能：再処理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系と熱交換器を介して熱交換し、冷却 ・通常2系列運転、万が一1系列運転であっても燃料貯蔵プールに3,000tの使用済燃料が貯蔵された場合の崩壊熱を除去 ・水温65℃以下を確保し、燃料貯蔵プール等の構造物の健全性を維持 ・2系列運転時における水温は50℃以下に維持 <p>【その他機能】 該当なし</p> <p><主な安全機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール等の冷却（崩壊熱除去）機能 ・非常用所内電源系への接続を行い、外部電源喪失時においても冷却機能維持 ・動的機器の多重化（単一故障） 	<p>【耐震Sクラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> □安重設備（プール水冷却系熱交換器、プール水冷却系ポンプ、主配管、主要弁） 【上記以外】 □該当なし 	<p>□プール水冷却系熱交換器、プール水冷却系ポンプ、主配管は、主流路対象機器且つ許可整合及び安全設計上の要求がある主たる設備であり、仕様表対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要弁は、崩壊熱除去機能維持の観点から、下位クラスであるプール水浄化系及び燃料取出し準備設備との接続部に設置されプール水の異常な漏出を防止するために作動する弁であるため、仕様表対象。また、安全上重要な施設の安全機能維持のために必要な計測制御設備からの自動操作信号により作動する弁であるため、仕様表対象。 <p>【仕様表の記載項目（概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール水冷却系熱交換器：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、主要寸法、主要材料、個数、取付箇所 ・プール水冷却系ポンプ：名称、種類、容量、揚程、最高使用温度、最高使用圧力、主要寸法、主要材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数 ・主配管：配管番号、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法（外径、厚さ）、主要材料 ・主要弁：名称、種類、駆動方式、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、主要材料、個数、取付箇所 	□該当なし	-	<p>□その他配管（ドレンライン、ペントライン、計装ライン）</p> <p>□逆止弁（漏えい防止）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他配管については、プール水冷却系の主流路及び安全機能に係るものではない主流路対象外機器 ・逆止弁（漏えい防止）については、技術基準規則要求に基づきプール水の漏えいを防止するための機能を有するが、仕様表対象機器でもなく、基本設計方針に個別名称を記載する機器でもないため 	<p><仕様表⇒基本設計方針となる機器> 該当なし</p> <p><基本設計方針⇒仕様表となる機器> 該当なし</p>	<p>別表二 「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の設備別記載事項において使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の仕様を示す旨要求している。</p> <p>プール水冷却系において使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に相当するプール水冷却系熱交換器、プール水冷却系ポンプ及び主配管は左記のとおり仕様表対象としているため、発電炉の整理に対し差異はない。</p>